

阿見町議会会議録

平成24年第3回定例会

(平成24年9月11日～9月28日)

阿見町議会

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	4 1
◎会期日程	4 2
◎第1号（9月11日）	4 5
○出席、欠席議員	4 5
○出席説明員及び会議書記	4 5
○議事日程第1号	4 7
○開 会	4 9
・会議録署名議員の指名	4 9
・会期の決定	4 9
・諸般の報告	5 0
・常任委員会所管事務調査報告	5 1
・議案第60号から議案第62号（上程，説明，質疑，討論，採決）	5 3
・議案第63号（上程，説明，質疑，委員会付託）	5 7
・議案第64号から議案第67号（上程，説明，質疑，委員会付託）	5 8
・議案第68号（上程，説明，質疑，委員会付託）	6 2
・議案第69号から議案第75号（上程，説明，質疑，委員会付託）	7 6
・議案第76号（上程，説明，質疑，委員会付託）	8 6
・議案第77号から議案第78号（上程，説明，質疑，委員会付託）	8 7
・議案第79号（上程，説明，質疑，委員会付託）	8 8
・議案第80号（上程，説明，質疑，討論，採決）	8 8
・議案第81号（上程，説明，質疑，討論，採決）	9 8
・請願第3号（上程，委員会付託）	9 9
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること（上程，採決）	1 0 0
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること（上程，採決）	1 0 0
○散 会	1 0 0
◎第2号（9月12日）	1 0 1
○出席、欠席議員	1 0 1
○出席説明員及び会議書記	1 0 1
○議事日程第2号	1 0 3

○一般質問通告事項一覧	104
○開 議	105
• 一般質問	105
川畑 秀慈	105
久保谷 実	134
佐藤 幸明	157
海野 隆	165
野口 雅弘	193
○散 会	198
◎第3号（9月13日）	199
○出席，欠席議員	199
○出席説明員及び会議書記	199
○議事日程第3号	201
○一般質問通告事項一覧	202
○開 議	203
• 一般質問	203
永井 義一	203
飯野 良治	228
平岡 博	248
難波 千香子	252
藤井 孝幸	279
○散 会	307
◎第4号（9月14日）	309
○出席，欠席議員	309
○出席説明員及び会議書記	309
○議事日程第4号	311
○一般質問通告事項一覧	312
○開 議	313
• 一般質問	313
紙井 和美	313

吉田 憲市	326
柴原 成一	339
浅野 栄子	350
久保谷 充	373
・休会の件	382
○散 会	383
◎第5号（9月15日）	385
○出席，欠席議員	385
○出席説明員及び会議書記	385
○議事日程第5号	387
○開 議	388
・議案第63号（委員長報告，討論，採決）	388
・議案第64号から議案第67号（委員長報告，討論，採決）	389
・議案第68号（委員長報告，討論，採決）	393
・議案第69号から議案第75号（委員長報告，討論，採決）	398
・議案第76号（委員長報告，討論，採決）	403
・議案第77号から議案第78号（委員長報告，討論，採決）	404
・議案第79号（委員長報告，討論，採決）	405
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	406
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	407
・議員派遣の件	409
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について	409
○閉 会	409

第 3 回 定例会

阿見町告示第207号

平成24年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月4日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成24年9月11日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成24年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月11日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月12日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	9月13日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	9月14日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第5日	9月15日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月16日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月17日	(月)	休	会	・議案調査
第8日	9月18日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
第9日	9月19日	(水)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第10日	9月20日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第11日	9月21日	(金)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第12日	9月22日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月23日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月24日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月25日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月26日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月27日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月28日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 11 日]

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月11日（第1日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	坪田匡弘君

町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
障害福祉課長	柴山義一君
国民年金課長	野口静男君
下水道課長	菊池彰君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井寛君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成24年9月11日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第63号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第68号 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第69号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第73号 平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第75号 平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第76号 財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第11 議案第77号 財産の取得について（防災備蓄倉庫購入）
- 議案第78号 財産の取得について（防災備蓄資機材購入）
- 日程第12 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第80号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第81号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第16 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成24年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 藤井孝幸君

15番 久保谷実君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。それでは、会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成24年第3回定例会につきまして、去る9月4日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月28日までの18日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月12日は午前10時から本会議で一般質問、5名です。

3日目、9月13日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、9月14日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月18日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

9日目、9月19日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

10日目、9月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

11日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、9月28日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成しました。各議員の御協力をよろしくお願いしまして、報告といたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月28日までの18日間といたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの18日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

新聞紙上では、民主党の総裁選、また自民党の総裁選ということで、非常に慌ただしいというか、そういう時期にきているのかなと、そう思います。また先ほど議運の委員長がここで発表したとおり、議会も15人という議員の皆さんの一般質問ということで、非常に議会も活性化をされているなあと、そういう感じをいたします。

そういう中、本日は、平成24年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定によ

り、平成23年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について、御報告を申し上げます。

当町における平成23年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える、早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成23年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。これも、議員各位、また職員のお力によるものだと、心から感謝を申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第60号から議案第81号のほか、教育予算の拡充を求める請願、以上23件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択についての1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成24年6月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会の説明委員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成24年度普通建設事業進捗状況及び契約状況報告について、9月10日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。当委員会では、去る8月6日月曜日午後2時から、第2委員会室において、小中学校のいじめの実態について事務調査を行いました。大津市の中学校のいじめ自殺以来、全国的にいじめが大きな社会問題となっていることから実施したものであります。出席委員は5名で、執行部から青山教育長、竿留教育次長、根本指導室長、議会事務局から青山局長、大竹係長の出席をいただきました。

まず初めに、当町の小中学校におけるいじめの現状について説明を受けました。7月19日に、県からいじめの把握の緊急調査があり、町内の小中学校11校でも、残念ながら14件のいじめがあったという報告でしたが、このうち10件は解決済みであり、残りの4件についても、一応の決着はついているが、継続して見ていこうということであり、現在も続いているいじめはないとのことでありました。

いじめを早期に発見するため、各学校では、先生方が日ごろから、休み時間、給食の時間、掃除の時間などに、子供たちと一緒に過ごすことで、小さなサインを見逃さないように努めており、また定期的に、どの学校でも、学級ごとに1回以上は子供たちにアンケートをしたり、このほか、保護者からの相談等により、いじめの早期発見に努めているとのことでありました。

さらに、国や県からのいじめの事例集をもとに研修も実施しており、いじめがあったときにはすぐに対応できるようになっているとのことでした。

また、携帯電話やパソコンを使ったいじめは学校で把握するのは難しいと思うが、どのように把握しているのかという質問に対しては、NTT等が無料で講師に来てくれるので、中学校では、講師を招いて年に1回そういった指導を行ったり、あるいは、先生方にも調べる方法を教えてもらい、実際に発見して、管理者に削除してもらったこともあるとのことでした。

1時間にわたる意見交換の中で、町内の小中学校では、いじめに対しての先生方の対応も早く、万全であることがわかり、大変安心した次第であります。やはり、どんな問題においても、問題が大きくなる前に、早期に解決することが重要だと思いますが、阿見町の教育委員会はしっかりと対応されていることを確認させていただいた次第であります。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いて丁寧に説明をいただいた、青山教育長、竿留次長、根本室長に感謝を申し上げまして、民生教育常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第60号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第61号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第60号から議案第62号までの損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第60号について申し上げます。本案は、平成24年5月7日午前7時30分ごろ、阿見町大字実穀6番地20付近、町道第1568号線を、牛久市岡見方面から荒川本郷方面へ自動車移動中、道路に穴があいていたため、左側前後輪を落とし、タイヤ及びホイールを破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものがあります。

次に、議案第61号について申し上げます。本案は、平成24年6月27日午前10時30分ごろ、阿見町総合運動公園テニスコートにおいて、テニスの練習中に、ベースライン上の人工芝が摩耗で切れていた部分に右足をとられ転倒したことにより、右肘及び右大腿部が腫れあがるけがを負わせたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものがあります。

次に、議案第62号について申し上げます。本案は、平成24年6月20日午前1時ごろ、阿見町大字荒川本郷2033番地304付近、町道第1559号線を、荒川沖方面から実穀方面へ自動車移動中、斜めに傾き、車道まで出ている標識に接触し、車体右側のドアミラー等を破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、承認いただきますようお願いを申し上げ

げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 3件で被害に遭われた方についてはね、大変だったなと思いますが、それぞれ共通するんですけれども、道路の破損とかですね、施設整備のですね、不備によって、今回、町がですね、被害者にですね、損害賠償をしなくちゃいけないということになったわけですね。

これ、町としてですね、この3件、それぞれですね、事前にですね、こういう情報をつかんでたのかつかんでなかったのか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。まず、道路の破損の件でございますが、これは、次の日に、近くの住民から通報があったということで、シルバーのほうに委託して、週4日間、道路パトロール等を実施しておりますが、その中ではちょっと確認できなかったということでございます。

それから、62号の件でございますが、これは、台風が来たときにですね、道路標識が多少傾いたというようなことございまして、その道路にはみ出てる部分に、ドアミラー等をこすったということございまして、その通報がありまして、すぐ、出てる部分については撤去したということございまして、この部分についても、事前に、ちょっと把握してなかったということございまして。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 事前に把握してなかったというのですけれども、本当かなという感じがするんですね。例えば、そのテニスの練習した後ね、大体これ、毎日貸したりするわけですから、設備整備がね、どういうふうになってるかってのは、点検してるんじゃないかと僕は思うんですよね。してないんですか、全然。してないとしたら、これまた問題だけれども。

それから、道路の問題についてもですね、全然わからなかったということではあるんですけども、そうであるならば、もうちょっとね、道路の状況について、情報をですね、町が得るような、そういうシステムをつくるべきだと思います。

今、町でですね、例えば郵便局とかヤクルトとか生協とか、そういうところと、道路情報に関する協定か何か結んでますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。道路につきましては、いい提案で

ございますので、その辺も含めて検討していきたいと思っております。現在はそういう協定は結んでおりません。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはね、やるべきだと思いますね。やっぱり、金額はね、大したことないといっても、その被害に遭った人もね、やっぱりそれは、事前に町がその情報をしっかりと把握して、それでもって、それに対応しておけばね、こういうことなかったわけですよ。そうすると、これは社会経済的には大変大きなね、損失になってるわけですから、こういうことをしっかりとやっておくということが、私は必要だと思います。

具体的にね、他市町村ではですね、道路情報の提供について、協定を結んでるところもたくさんありますよ。阿見町はね、すぐやる課みたいな形で、何人か専任でやってるっていうこともお聞きしてますから、ぜひともね、そういう形で、今後対応していただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（倉持松雄君） という要望ですね。

○5番（海野隆君） 要望です。

○議長（倉持松雄君） ただいま17番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

ほかに質疑ございませんか。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の事例を見まして、行政財産の道路とか公園とか、そういうものの管理が十分じゃなかったっていうかね、行き届かなかったことが原因で、そういう事故が発生して、その責任を、行政——町が負ったというケースだと思うんですよね。

私もね、これに類似したことが一度経験したんでお尋ねしたいんですけども、台風時ってさっき言いましたよね。カーブミラーが曲がって道路のほうに出て、その出たものを車がぶつけて破損したと。そういうケースのときに、自然災害についても、持ち主責任っていうかね、管理者責任が問えるのかどうか。そこのところを1つ聞きたいということなんです。

私も、道路伝いに山林があつて、その山林の枝が、台風のときにですね、落ちてきて、それが道路のほうに出ていて、そのことが原因で、車のフロントガラスをちょっと傷つけたという事例があつて、そのことは当然ね、町が道路に、台風の後ね、よく見回って、それをどけとかなかったから町の責任だろうっていうことで、その破損した車の持ち主は、役場のほうに、その申し出をしたらしいですね、最初。で、すぐだったらいいんだけど、1週間ぐらいたつて、役場のほうからね、これは個人の持ち主責任だから、個人で対応してほしいということが、後になって役場のほうから連絡がありました。

そういうことの責任の所在の明確さをね、まだ十分に私も理解してなかったんで、相手とち

よっと話したんですけども、自然災害のときは、そういう責任が免除っていうかね、あれがされるっていうことも聞きました。そのことで相手と話したら、相手のほうはその後何も言っていないんですけども。

そういうことの法的根拠が、自然災害の場合の、こういうケースはどうなのか、ちょっとそれを教えていただきたいということで、質問いたします。

○議長（倉持松雄君） 飯野良治君に申し上げます。標識が倒れていたのが自然災害であったと。その自然災害の責任が行政に問われるのかということの質問ですね。

○6番（飯野良治君） そうです。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。基本的に、その標識について、荒川沖寺子線、一区のほうの前に、一区の公会堂ですか。あそこから入ってくるところで、荒川沖寺子線に出るときに複雑になってますよね。その誘導標識が傾いたということですので、これは町で設置した標識ということで、町のほうに責任があるということで、保険会社のほうと調整しまして、支払ったものでございます。

ただ、中の山林の木とかっていうことになると、これは個人の財産でございますので、この個人財産まで、じゃあ町で管理するのかということになります。そういう、特に台風——今年もかなり来まして、木が倒れたっていうことがございます。そういうときに連絡いただければ、すぐに、道路交通に支障がありますので、町のほうで撤去はいたしておりますが、個人財産について責任が負わせられるのかということになると、その辺はちょっと研究していかなければならないと思います。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 自然災害の場合に、個人財産であっても、それは免責されるという、民事上の条項があると聞きましたけども、その辺の法的根拠は、役場のほうではつかんでいらっしゃらないですか。

○議長（倉持松雄君） 飯野良治君に申し上げます。今回は標識についてでありますので、それは別問題としてお願いをいたします。

○6番（飯野良治君） そうですか。はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号から議案第62号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第60号から議案第62号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第63号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第63号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第63号の阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者基本法の一部改正に伴い、町障害者施策推進協議会の所掌事項の改正等、町条例における引用条文の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第64号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第65号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第64号から議案第67号の補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第64号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億780万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ141億27万円とするものであります。

まず、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定により減収補てん特例交付金を減額。

第11款地方交付税では、交付額の確定により普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では、外国人住民登録に係る中長期在留者住居地届出等事務委託金を新規計上。

第16款県支出金では、青年就農給付金、被災児童生徒就学支援等事業補助金、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金をそれぞれ新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ交付金を新規計上。

第22款町債では、起債限度額確定により、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページの歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費では、財産管理費で、不具合が発生している役場庁舎電話交換機の更新工事を新規計上。地域安全対策費で、行政区が設置する防犯灯のLED化を促進するため、防犯灯新設補助金を増額。

第3款民生費では、福祉センター費で、福祉センターまほろばの施設等修繕料を増額。保育所費で、不具合が発生している二区保育所の受電設備を修繕するため、施設等修繕料を増額。

第4款衛生費では、予防費で、ポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンへと変更になることに伴い、定期予防接種委託料を増額。環境整備費で、本年6月に開始した住宅用太陽光発電システム設置補助の二次募集を行うため、当該補助金を増額。

第5款農林水産業費で、農業振興費で、青年新規就農者に対する技術習得等支援策として、青年就農給付金を新規計上。

第7款土木費で、道路維持費で、筑見団地地内舗装等の維持補修工事及び通学路等安全対策に係る経費を増額。

第9款教育費では、中学校学校管理費で、全中学校に設置を予定している太陽光発電の設計業務を新規計上。

次に4ページの第2表、債務負担行為補正については、ごみ収集委託及び新給食センター調理業務委託が平成25年4月から円滑に進められるよう、今年度内に入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に5ページの第3表、地方債補正については、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第65号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に189万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億4,198万1,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、一般管理費で、使用料徴収事務費に係る過誤納還付金を増額するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第66号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に550万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億9,783万とするものであります。

その主な内容としましては、諸支出金で、地域支援事業支援交付金返還金を増額するもので、その財源としては、介護給付費負担金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第67号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入を97万5,000円、資本的支出を780万増

額するものであります。

その内容としましては、阿見町給水区域内において給水装置を新設する者に対し、金銭的負担の軽減を目的とした水道給水装置工事資金貸付を10月1日より開始することから、その財源として給水装置工事貸付金を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 公共下水道の関係ですけれども、私は担当委員会ではありませんので、詳しい質疑といいますかね、原因とか結果とか対応とかは、そちらにお任せしたいと思いますのですが、一応ですね、提案をするときに、新聞報道までされているわけですから、どちらが、こちらのほうでね、町のほうで、マスコミにですね、コメントしたのかどうかわかりませんが、僕も、予算書を見ていてですね、この補正予算の4ページ、過誤納還付金ということで書いてありましたね。ああ、間違っ取っちゃって、戻すんだなあってぐらいに思ってたんですが、マスコミにね、あれだけきっちり書かれてるわけですから。しかも朝日新聞なんか2回も書いてますね。ですから、そのことについてね、一応提案をするときにはですね、全議員、つまりこの本会議の中でですね、何らかのコメントをしっかりと出すということが必要だと思います。

この点について簡潔にね、この補正予算がなぜ出なければならなかったのかということについて、コメントしていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

まず、余計に徴収してしまったということでございますので、利用者の方には、まずお詫び申し上げます。

経緯といたしましては、今回この事実が発見できたものは、水道の料金徴収のハンディターミナル、検針用の機械なんですけど、これが新しく、10月から集落排水もあわせて取り組むような形で、新しい機械に交換いたしました。それを新しい機械に入力する際に、1件1件チェックしていったところ、過誤納が発見されたということでございます。

ここに50万からの補正額でございますが、過誤納につきましては、この補正予算の中では、22万9,437円。ほかにですね、漏水による還付、それが22万4,000円ほどございまして、そうい

うものを合わせて、補正額50万4,000円ということでございます。

これはですね、最初の入力を間違っただけというようなことかと思えます。今後こういうことがないように、きちんとチェックしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 次に、9番川畑秀慈君の質問を許します。

○9番（川畑秀慈君） 私のほうは、やはり委員会ではちょっと取り上げない内容なんで、お聞きしたいんですが、第66号の5ページ、介護予防事業費の中で、特定高齢者把握事業というのが出ております。これはどのような事業で、その目的は何なのか、簡単に御説明していただければと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この特定高齢者予防につきましては、これからの介護を受ける必要があるであろうと、介護認定を受けるであろうというような人がどのぐらいいるかというような調査票がありまして、そのチェック項目に該当しますと、今後そういう介護状態になる可能性があるとして、高い高齢者、それを把握して、その予防に、介護状態にならないように対策を打っていくというようなことで、把握する事業でございます。

○議長（倉持松雄君） 次に、4番永井義一君の質問を許します。

○4番（永井義一君） 先ほど町長からちらっと説明があったんですけど、もうちょっと詳しく聞きたいんですけども、一般会計補正予算のですね、10ページの防犯対策事業ですか。この補助金についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。防犯対策事業で920万円の補正予算でございます。これは、地区のですね、防犯灯の設置に関しまして、阿見町から補助を出してる事業の増額でございます。

従来は、蛍光管の防犯灯を、昨年まで、その防犯灯の設置に関しまして、半額の補助をしていたわけなんですけども、今年になってからですね、電気料の削減とかですね、省エネ対策を強化するという意味で、LEDの防犯灯を設置する行政区に対しまして、4分の3の補助を、上限は4万円ですけども、75%の補助で、LEDの防犯灯の設置を促進していこうというようなことで始まった事業でございます。

当初、600万円の当初予算で計上したわけなんですけども、申し込みが多くてですね、約300灯の申し込みがありまして、これを使い切ってしまいました。それで、まだまだ申し込みがあるものですから、全行政区にですね、今年度の計画を、再度調査をいたしまして、要望のあった地区、約350灯ぐらいなんですけども、そのLED防犯灯の設置に対する助成額を計上した

ものでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号から議案第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第68号 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第68号、平成23年度一般会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、議案の詳細な内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、慎重審議の上、認定をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 決算に関する審査の報告をいたします。

平成23年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、8月2日から8月17日までの間の延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及び算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ、関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果、平成23年度一般会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、全て正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく久保谷充。

○議長（倉持松雄君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからなりますので、御参照いただきたいと思っております。なお、括弧書きにつきましては省略をさせていただきます。

平成23年度一般会計の決算額は、歳入総額153億6,712万6,000円、歳出総額139億1,730万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については5,902万2,000円の増、歳出については2億1,744万1,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差引額は14億4,982万円で、翌年度へ繰り越すべき財源として4億3,862万円を充てると、実質収支額は10億1,120万円となり、前年度と比較し5,175万8,000円の増となりました。

初めに、歳入の増額の主なものについては、地方交付税が決算額12億949万7,000円で1,730万3,000円の増、県支出金が決算額7億9,883万円で7,683万3,000円の増、繰越金が決算額11億7,335万8,000円で3億894万6,000円の増、諸収入が決算額9億7,675万6,000円で5億5,062万8,000円の増となりました。

減額の主なものについては、町税が決算額74億2,433万8,000円で1億1,666万円の減、国庫支出金が決算額14億3,362万6,000円で3億8,721万4,000円の減、繰入金が決算額51万8,000円で1,369万5,000円の減、町債が決算額10億2,360万円で3億8,230万円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず、町税では、町民税が震災等の影響により法人町民税1億461万7,000円の減により、決算額32億1,967万円で1億6,092万4,000円の減となりました。また、町たばこ税が増税効果などにより、決算額3億4,821万8,000円で4,576万7,000円の増となりました。

地方交付税では、普通交付税1億5,403万円の減、震災復興特別交付税1億5,481万4,000円の皆増などにより増額となりました。

国庫支出金では、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金1億4,400万9,000円の皆増、社会资本整備総合交付金1億1,191万9,000円の減、安全・安心な学校づくり交付金2億6,110万2,000円の皆減などにより減額となりました。

県支出金では、市町村復興まちづくり支援事業費交付金5,200万円の皆増、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金1,839万8,000円の皆増などにより増額となりました。

繰入金では、老人保健特別会計繰入金1,376万1,000円の皆減などにより減額となりました。

繰越金では、純繰越金の増等により3億894万6,000円の増額となりました。

諸収入では、災害対策支援金6,497万4,000円の皆増、和解金4億9,000万円の皆増などにより増額となりました。

町債では、臨時財政対策債2億8,710万円の減、学校施設耐震化事業債6,900万円の皆減などにより減額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議員報酬関係経費4,551万6,000円の増などにより、議会費全体の決算額は、1億7,352万5,000円で、4,457万2,000円の増となりました。

総務費では、行政情報ネットワーク運営事業841万7,000円の減、財産管理費6,744万9,000円の増、総合窓口整備事業3,867万4,000円の皆減、賦課事務費2,005万8,000円の減、国勢調査事業1,867万6,000円の皆減などにより、総務費全体の決算額は、15億5,897万9,000円で、7,316万9,000円の減となりました。

民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金3,356万1,000円の増、医療給付事業5,244万3,000円の増、児童手当支給事業5,761万8,000円の皆減、子ども手当支給事業1億3,452万1,000円の増などにより、民生費全体の決算額は、40億1,529万9,000円で、2億4,571万5,000円の増となりました。

衛生費では、予防接種事業3,496万5,000円の増、霞クリーンセンター運営費1,721万4,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費3,958万1,000円の減、放射能対策事業1億4,251万5,000円の皆増などにより、衛生費全体の決算額は、12億6,390万6,000円で1億7,170万円の増となりました。

農林水産業費では、農業振興推進事業578万2,000円の増、農業基盤整備事業1,320万1,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金1,080万7,000円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は、2億4,062万3,000円で、3,824万9,000円の増となりました。

商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業4,564万1,000円の減、観光振興事業1,462万9,000円の増などにより、商工費全体の決算額は1億4,946万4,000円で3,178万5,000円の減となりました。

土木費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億4,187万円の減、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業1億574万6,000円の増、中郷土地区画整理事業1億6,000円の皆減、阿見吉原土地区画整理事業5,304万8,000円の減などにより、土木費全体の決算額は、19億4,223万4,000円で、4億1,853万9,000円の減となりました。

消防費では、庁舎維持管理費1,393万8,000円の増、消防施設整備事業1,050万7,000円の皆増、

消防機械力整備事業3,437万4,000円の皆増などにより、消防費全体の決算額は6億5,470万9,000円で4,742万2,000円の増となりました。

教育費では、小学校学校施設整備事業2億8,970万8,000円の減、中学校学校施設整備事業1億7,642万2,000円の減、本郷ふれあいセンター維持管理費7,879万9,000円の減などにより、教育費全体の決算額は14億1,868万1,000円で5億5,848万6,000円の減となりました。

災害復旧費では、公共公用施設災害復旧事業の増などにより、災害復旧費全体の決算額は、1億2,052万8,000円で、9,775万5,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費2億4,861万6,000円の減、利子償還費1,192万5,000円の減により、公債費全体の決算額は13億2,539万円で、2億6,054万1,000円の減となりました。

諸支出金では、財政調整基金費4億3,120万円の増、震災復興まちづくり基金積立金5,200万円の皆増などにより、諸支出金全体の決算額は10億5,396万8,000円で4億7,966万6,000円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が60億9,589万8,000円で1億80万1,000円の減となり、歳出総額の43.8%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の減などにより1,488万7,000円の減、扶助費が子ども手当、医療費助成費の増などにより1億7,462万7,000円の増、公債費が元金償還費の減などにより2億6,054万1,000円の減となりました。

物件費については、庁舎維持管理費1,973万3,000円の減、総合窓口整備事業2,372万9,000円の減、賦課事務費2,009万5,000円の減、都市排水路管理費1,843万1,000円の減などにより5,543万9,000円の減となりました。

普通建設事業費については、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億4,240万1,000円の減、小学校学校施設整備事業2億7,236万円の減、中学校学校施設整備事業1億7,172万2,000円の減などにより6億6,588万2,000円の減となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費3,694万円の減などにより6,664万4,000円の減となりました。

補助費等については、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業4,564万2,000円の減、中郷土地区画整理事業1億円の皆減などにより1億4,045万1,000円の減となりました。

積立金については、財政調整基金積立金4億3,120万円の増、震災復興まちづくり基金積立金5,200万円の皆増などにより、4億8,066万6,000円の増となりました。

繰出金については、後期高齢者医療特別会計繰出金3,385万5,000円の増、介護保険特別会計繰出金2,301万9,000円の増などにより5,118万7,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては別記歳入歳出の状況

等を御参照いただきたいと思います。

これで説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 監査委員の意見について質問させていただきます。

まずですね、7ページの歳入、収入歩合及び収入未済額というところですが、阿見町はですね、県下でも、税の徴収という率は、非常に高いということで、年々上がっているわけですね、徴収率が。これは私も認めます。役場の幹部職員が、土日・祭日を利用してですね、家庭訪問しながら、納入の促進をしていると。これは私もよくわかってますが、監査委員がですね、引き続き収納対策の強化をお願いしたいというふうに書いてますが、年々上がってるから、これから年々上がるかどうかということなんですよ。ただ、上がる努力をする余地がまだあるのかということが1つ。

それにしましても、もらうべき金——税金が、10億5,900万という、町全体の合計でありますけども、額を見るとすごく大きいんですが、何かまだまだ努力する余地があるのかどうか。あるとしたらどこがあるのか、教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。町では、平成21年から23年までの3カ年で、収納強化3カ年計画に基づきまして、収納業務については鋭意努力をしてまいりました。その結果が、こういった収納率に反映してきているというふうに考えています。

その3年の計画が、23年度で、一応計画は終了の期間になったんですけども、今後におきましても、なお引き続き、滞納処分等の業務を、一生懸命進めていくということで、今後も引き続き努力をしていくという考え方で、強く思っているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 強く思うことはいいんですけど、要は努力する、まだまだ余地があるというふうに認識をしているわけですね。そうすると、どこを努力すれば——全般的に努力するちゅうのはいいんですけども、特に、後で質問しようと思ったんですけど、不納の欠損額がございましてですね。これも含めてですね、どこを努力すればもっと収納率が上がるというふうに、ピンポイントで努力するものがあるのかないのか。全体に努力することはわかりますよ。だけど、ここだけまだまだ弱いというようなところがあったら教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 先ほどの答弁の中で、滞納処分に力を入れていきたいというふうに答えたつもりなんですけども。

要は、滞納になっている部分について、差し押さえとかというようなことを念頭に、滞納されている方々の原因というものを、よく把握をして、その収納率を上げていきたいということを考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） よくわかりました。滞納は、大体、町税ですね、特に町民税で、93.3%の収納率っちゃうのはですね、これかなり、県の平均からしては高いんですよ。それで、滞納処理って言って、寝てる人の布団を引っぱがしていくっちゃうわけにはいかないでしょうからね。

だから、その点は、努力はするんですけども、余り、高利貸しみたいな取り立てをしちゃうとね、非常に苦しい思いをします。要は、監査委員が、引き続き収納対策の強化をお願いしたいというふうに書いてますので、それは努力すると言うしかないんでしょうけどもね。

ある程度限界があると思うんですよ。いろいろ、収入の少ない方もおられますのでね。私はその限界が大体どれぐらいだろうかということが知りたかったんです。わかりませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） ただいま、寝てる布団をという話がありましたけども、明日の一般質問の関係でも、若干かかわりも出てきますけれども、やはり、生活困窮者というような方に関しましては、何も、寝てる布団を引きはがすような、そういう滞納処分をしているわけではありません。そういった方々に対しては、それなりの相談の方法ですとか、対応の仕方というようなことは、相談に応じたり、しかるべき機関を紹介させていただいたりというようなことで、対応しているところです。

さらに、その滞納処분을努力していくということに関しましては、まだですね、調査をさらに進めていくことによって、新たに、例えば、財産があるにもかかわらず滞納になっているというようなケースもありますので、そういったところを、努力していくという考え方でおります。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。総務委員会は藤井議員の担当ですから、総務委員会でじっくりと質問をしていただきたいと思います。今回のところはなるべく簡潔にお願いしたい。

○14番（藤井孝幸君） 全般にわたって。全般の質問ね。

○議長（倉持松雄君） 全般。そうですか。

○14番（藤井孝幸君） 監査委員の意見についての質問だから。総務だけじゃないんです。

○議長（倉持松雄君） そうですか。それでも、藤井議員の責任は、まだ、これからずっと重いわけですから。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。議長の言うとおりの。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと教えてほしいんですけども、先ほどですね、総務部長がですね、実績報告書を、朗読をされましたよね。一般会計補正予算の1ページから3ページまでかな。平成23年度一般会計決算の概要ということで、その2ページのね、一番上のところなんですけれども、歳出の目的別決算額についてと、これをずっと読まれたんですよ、さっき。

まず議会費では、議員報酬関係経費が4,551万6,000円増加したと。で、決算がですね、そういうふうになってんですけども、これはどういうことなんですか。ちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。議員の方の年金制度が、年金の組織がなくなりまして、一度解散をしたということで、それ以降はですね、各、継続して年金を受けられる議員さんに対しては、それぞれ市町村で負担をして継続していくというような取り決めになったということで、一度解散をした機構は全部清算をしてしまいましたので、それ以降の年金に関する負担は、それぞれの市町村で毎年負担をしていくというようなことで、この増額になったものでございます。

○議長（倉持松雄君） 次に、4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私にも2点ばかりあったんですけども、1点は、今、海野議員のほうで聞いたんで、もう1点聞きます。

今総務部長が説明したやつなんですけども、この中の、3ページの下のほうのですね、積立金についてなんですけれども、財調なんですけれども、今現在、約16億6,000万あるかと思うんですよ。で、今回4億3,120万ですか。で、20億を超える金額になるかと思うんですけども、これについて、町としてどういうふうな使い方というんですかね、そういうのを考えているか、もしあったらお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今回の財政調整基金の4億3,000万余りの積立金は、例の和解金のお金が入りましたので、これだけ積み立てができたということでございます。

それで、今後どういうふうにするのかということなんですけども、当面、町で緊急的に整備をしなければいけないものが幾つかございます。例えば、今やっています、学校の耐震化の事業。こ

れもまだ、26年までで、当初平成27年度だったんですけど、26年度までで、前倒しでやっ
ていこうということで、かなりこの事業費を膨らませております。これは、決算ではちょっと減額
になってますけども。

それと、安全・安心なまちづくりということで、町民の方への情報不足だということが、こ
の前の大震災で、かなり指摘をされました。そのために、防災行政無線ですね、を整備しなけ
ればいけない。これも、かなり、8億とかの事業でございまして、ただいま、OA関係の補助
とかですね、補助の協議をしているところなんですけども、その見通しがつきましても、かな
りの一般財源の負担が出てくるというようなことで、当面はこういったものに使っていき
たいというふうに考えています。

そのほかに、これだけ施設とかですね、道路も整備されますと、これからの維持補修は、予
想できないような維持補修も出てきますので、そういうったものにも備えておきたい。

さらには、日本の経済も不安定な状況ですので、かつて、平成19年前後にですね、小泉政権
の時代ですけども、三位一体の改革という改革が行われたときには、補助金と市町村の税の徴
収、そのバランスを調整するんだというような話だったと思うんですけども、いきなり交付
税が、阿見町が不交付団体になって、交付税が全然来なかったという年もございましたので、
政権の方針やら経済の状況によっては、予算を立てても、交付税が来なかったり補助金が来な
かったりというような場合は、その年度は一般財源を投入してもやらなければいけない事業も
ございますので、そういうものにも備えていきたいというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 今、部長のですね、一般会計の云々のお話がございました。

2ページでですね、農林水産業費っていうのがあるんですが、この中で、農業集落排水にお
いては、各部落でですね、つくる段階においても、いろいろ問題が発生して、それがつくられ
るまでの中でね、かなりの問題が発生してるというふうには聞いておるんですけども、毎回こ
ういう形で出てくるんですね。

まず農業水産費のですね、全体的な増が18.9%。そして農業集落排水特別会計繰出金の中で
17.6%増えてますよと。ほとんどがですね、農業集落排水事業のですね、繰出金で占められて
るということで、会計監査人の意見書の中にもですね、農業集落排水特別会計という形で、意
見が述べられております。特に滞納処分の分担金、負担金、調定額に対してですね、収入済額
がですね、14.8%と、非常に悪くなってますよということが書いてあります。

引き続き、効果的業務運営に心がけるようお願いしたいということなんですけど、この問題
はですね、今回だけじゃなくて、前回は、それから前回は、毎年ですね、持ち上がってくる問
題なんですよ。

それに対して、毎年毎年、こういうですね、意見書が上ってくるっていうことに対して、執行部のほうとしてはですね、効果的業務運営に心がけるという形で、抽象的な言い方を、監査委員さんもなさってるんですが、具体的にですね、執行部としてはどのようにこの問題をですね、解決していくのか、意見をですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。御存じのように、農業集落排水は、今年の4月から、実穀上長地区がオープンしまして、当面はここまでということで、考えております。

ただ、ある地区等の接続率等もかなり低いということもございまして、昨年度は、雇用促進の補助をいただきまして、推進を図ったところでございますが、これからもですね、そういう接続率を上げるために、推進なり、補助は別にしても、そういう形で、まだ接続されていない方等に、個別推進をしていきたいと。それで接続率を上げまして、少しでも収益を上げていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 接続率が低いというお話がありましたけれども、接続したくないっていう方に対しての、要するに、接続しなさいよと、してくださいよというお願いとですね、接続をしてほしいんだという方も中にはいると思うんですね。

しかし、地域の中で、当初計画においてね、量がもう満タンになっちゃってるとかですね、そういう形で、接続をできないんだと。地域の関係もあるでしょうけども、部落の関係もあるでしょうけども、そういうですね、本当につないでもらいたいなというような意見の方も、お考えの方もいるんじゃないかなというふうに私は想像するんですが。

そういう方も含めてね、見つけていただいて、そしてまた、接続を、今現在で理解を求められない人に対しては、懇切丁寧に理解を求めていくということをお願いしたいと思います。

それとですね、滞納処分。さっき藤井議員からありましたけれども、この滞納処分に対しては、どのような——結果的には徴収に努めるということなんでしょうけども。非常に、町民税と違ってですね、集落排水の最初のいきさつから、部落で賛成を得ている人間、賛成を得ていない人間、おりますんで、それに対して滞納処分という形ですね。その徴収っていうのは非常に難しいかと思うんですが、それをひとつですね、理解を求めながら、進めていってほしいというふうに思います。

それと、先ほどのですね、問題で、当初計画において何世帯という形で、恐らく集落排水は計画されてると思うんですよ。ですから、その中で、近隣ですね、つなぐことが可能なところがあればですね、そういう事例があれば、つなげていくというような形のお考えはあるのか

ないのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。基本的に、農業集落排水事業につきましては、当然農業集落がメインになるわけですが、その規模を決める場合に、まずその集落排水を使うかどうかというのを、使う人数に応じて処理施設を。ですから、なかなか接続していただけないということなんです、当初の計画の人数には、使うっていうことで入っている、同意をもらっているということでございます。

ただ、その後の財政状況、そういうことで、個人の方が、なかなかつないでいただけないというようなことだと思います。

基本的には、その集落で、戸数分の処理施設が、もう容量が決まっておりますので、周りの地区からどんどん流入っていうことになると、処理量をオーバーしてしまう可能性があるということでございますので、原則的には、当初つなぐという御理解をいただいた方がメインになるということでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 同じく農業集落排水なんですけども、この、当年度分担金及び負担金の収入歩合が16.2%って書いてあんですよね。これ、何か16.2%という、ちょっと信じられないような数字なんですけども、これは何か特別な理由があったんですか。これです。阿見町監査審査意見書のほうです。

それと、吉田議員から、いろいろありましたけども、一般会計からの繰入金も7,200万ですよ。で、1,000万ぐらい増えてるわけですよ。

これは、ここに書いてあるとおり、今後、実穀上長に新たに加えるって、既存地区の施設の老朽化——これは、農業集落も同じなんですけども、下水道っていうのは、ちょっと流すものが違うんで、老朽化するのが物すごく早いらしいんですよ。そういう意味で、これはきちんと、早く対応していかないと。集めるんだっつって、それを集められないんだから、こういう数字が出てくるわけなんですけども、その辺についてどう思ってますか。

それともう1つ。これ今、収納は収納課でやってるわけじゃないですよ、税金じゃないですから。そうでしょう。いろいろ、この収納の問題については、町の組織の中では、収納課が一番ノウハウを持っていると思うんですよ、全て収納に対しては。専門に勉強してるわけだから。だから、自分たちで集めるのではなくて、その収納に関する部分は、全て収納課に回すと、町民からお金をもらうのは。そういう考えはどうですか。

その2点、ちょっと聞きます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 申しわけありません、今ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調べて。

○15番（久保谷実君） あっぺよ、これ。決算意見書だ。この一番上に16.2って。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。申しわけありません。決算書の、これは特会のほうになりますけど、476ページに、現年度分は、93%。それで、滞納繰越分、これは過年度分かなり低いんで、合計すると低くなってしまうと。現年度分につきましては、できるだけ。そういう形で、ある程度いただいているというようなことでございます。

○15番（久保谷実君） 収納については。収納課に任せたらどうですかっつったんだけど。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 集落排水の料金につきましては、今、上下水道の料金が一本化。公共下水道。その一本化の中に、集落排水も10月から取り込んで、上下水集落排水を合わせて徴収していこうということで、今準備を進めております。

先ほどのハンディなんかも、そういう関係で、更新したということでございまして、10月の請求分から。

○15番（久保谷実君） この10月ですか。

○都市整備部長（横田充新君） そうです。今、そういう形で。

将来的にはそういう、町全体のっていうこともあるのかもわかりませんが、その辺は、将来的には考えていく必要があるかと思いますが、当面は、上下水、それから集落排水をまとめて委託していくということで進めております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） この農業集落排水事業つつうのは、私は、非常にいい事業だと思ってるんですよ。農村部にも快適な暮らしをしようという趣旨はね。

ただ、こういうふうに、お金の部分でつまずいちゃうと、やっぱり、人口は少ないですから農村部ですから。そこに、どんどんどんどん一般会計からお金を入れることになると、やっぱり、あれはやらないほうがいいよと、そういうふうになったときは、やれなくなってしまいます。天田町長がこれで終わりですって前に言いましたけども。

やっぱり、そこは、使ってる人にきちんと行って、使ったものはちゃんと、やったものはもらうと。税金も同じなんでしょうけども。そういう趣旨を町がきちんと見せると。

そうしないと、払わない人が得をしちゃうと。そうなることが一番おっかないと思うんですよ、お金をもらうつつうことについては。そういう部分では、今、上下水道と一緒に集めるつつたけれども、それも1つの方法だと思えますよ。

ただ、毎年毎年、都市整備のほうでやってはできなかったということが、この数字に、現実にあられてんだと思うんですよね。だから、ずっと同じじゃなくて、そういうふうに変えていくと。だから、10月から、上下水道と一緒にやるってのは、1つの方法だと思いますよ。それであれだったら、もっと違う方法を考えていくと。

そういうことをやってかないとあれなんで、10月からやるということについてはわかりました。

○議長（倉持松雄君）　そういう意見でございます。担当課におかれましては、こういうことを肝に銘じて、今後の仕事に従事してください。

ほかに質疑ございますか。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　私も、農業関連の質問なんですけども、農業基盤整備事業が306%の増ということで、非常に高い伸びを示してるんですけども、日本の農業予算つつうのは、どうしても、農家の懐を暖めるような、直接的な予算というのは非常に少なく、どうしても基盤整備やね、農業土木の関連の予算が多くて、どうしてもそれが業者のほうに流れてしまうと。結果的に農家がね、それが整備されることによって、よくなるということにはなってくるんですけども、その差がね、非常に大きいんじゃないかなということに。

この農業振興推進事業がね、500万台なんで、そのことがね、ちょっとね、私は、もうちょっとそこに力点を置いた予算配分をしたほうがいいんじゃないかということ、非常に思っています。

そのところで、どういうものが、基盤整備にそれだけ使われたのか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　はい、お答えいたします。農業基盤整備事業、詳細につきましては、ただいまのですね、実績報告書。こちらの29ページをご覧くださいと思います。

こちらはですね、主にですね、全部で決算額1,751万5,000円ですけども、主に震災でのですね、土地改良区等の災害復旧、そういった事業に使われたというようなことでございます。

それともう1つは、大きいのはですね、農地・水・環境保全向上対策支援負担金というのがございまして、これは、各集落でですね、言うなれば、その地域の里親制度というような意味合いでございまして、地域でですね、農村を、環境をよくしていこうと。それに対しまして、国・県・町が助成をしている事業でございます。

こういった事業に、合計1,700万円使われたということでございます。

○議長（倉持松雄君）　6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　環境整備や平地林の保護の事業については、県の予算もね、身近なみ

どりということで、補助事業の対象になると思うんで、そこはね、町の予算ばかりをね、使わないで、もっともっと、やっぱり、県の予算をね、引っ張ってくるような努力をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってます。そういうことです。

○議長（倉持松雄君）　そういう御意見でございます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　ただいまの御要望なんですけれども、平地林保全整備事業というのはまた別にございまして、こちらが、今、29ページでご覧いただきました、農業基盤整備事業の、上から丸が書いてありまして、4番目にございます。決算額としましては760万円。23年度実績としましては、7.92ヘクタールということで、これは、茨城県の全額補助でございます。このようなことで実施しております。

○議長（倉持松雄君）　ほかに質疑ございますか。

〔「今の関連で、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　飯野良治君の担当の委員会ですので、あなたは次回17日にじっくりとお願いします。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君）　13ページの予科練記念館についての質問をいたします。

さっき、私は一般質問のところで、予科練記念館の位置づけということでですね、観光施設なのか教育施設なのかということで、建設の当初の目的は、予科練記念館は観光施設というふうに、川田町長は言うておりました。これはもう、議会で、議事録を見ればわかります。

天田町政になってからは、教育施設というふうに、この前明言をされました。ということは、教育施設であれば、別に赤字が出てもいいんじゃないかというような考え方なんですけど、この監査報告を見ますとね、オープン当初は7万6,000人ぐらい入ってて、23年度は4万2,000人ということで、3万3,000人減少してるんですね。ということは、当然、1人500円として、相当赤字が出ているというわけですよ。

赤字と言うと、教育委員会は嫌がりますけども、これはね、マイナスというふうになってるのね。監査報告は。収支差額は4,525万9,000円というふうに、マイナスというふうになってるんですよ。

これはですね、ずっと、予科練記念館がある限りは続くというふうに思うんですね。これ以上、今、予科練展なんかをやってますけれども、急に入場者数が増えるとか、入館者数が増えるとかちゅうような、私ね、状況にはならないと思うんで、どこかで、これは何か踏ん張って、4,500万近くも、毎年赤字が出ない、マイナスが出ないような方法を考えるべきだと思うんですけども。

このまま何もしないでマイナスを続けるのか、何かこう、策を考えるのか。今、策をって、

どんな策だって言ってもお答えはできないでしょうけども、その2つの二者択一の回答をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。確かに藤井議員がおっしゃられるようにですね、当初7万6,000。昨年度はですね、4万2,000ちゅうことで。

ただ、三・一一、2時46分の地震の影響もあれして、20日弱、営業を停止したちゅう経緯がございます。

〔「17日間だよね」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） 17日。今、切り上げたんですけど。

それからですね、確かに一般質問で、教育施設であるし、博物館ですよというような考えを持っております。当然、前から言うように、一番お客さん——リピーターを呼び込むのはですね、ロコミが一番ちゅうことで、今一生懸命やってるところでございますが、ただ、おっしゃられるように、4,500万、さらには5,000万というようなことで、藤井さんが言うように、赤字ちゅうことでは思っていないんですけど、そういうことで一般財源を使ってるちゅうことは、当然これ、いつまでもこうなのかちゅう部分、運営自体。

で、今職員がですね、あそこに3人張りついてまして、非常勤の館長がいます。もう、将来的には、だから、職員を今のままでいいのかとか、それから、皆さん、全国からですね、基金ちゅうことで、6,200万、今基金に持ってるんですけど、それらをどのように運用していくとか、阿見町で、節減、当然努力して、いつもいつもこういうことで。

優秀な職員がいるんですよ。学芸員2人。それからもう1人主査がいます。一生懸命努力して、日夜頑張ってるところでございまして、当面、このまま引き続き、今、何回も言ってるんですけど、アウトレット、あそこの集客も呼び込むということも考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。要はですね、今の状態を続けるということですが、いろいろな努力する方法もあると。アウトレットから、お客さんの筋が違うからね。来るかどうか、それはちょっとわかりませんが、その努力をして、少なくとも、監査委員の書いてるマイナスという状態を、その幅を少なくするような努力をお願いします。

いずれの日かですね、第三セクターとかね、そういうのは、いずれ考えなければならない時期が来ると思いますので、じっくりと考えましょう。お互いに。

はい、終わります。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第69号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第69号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第69号から議案第74号までの平成23年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案を申し上げます。

また、議案第75号の水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な説明につきましては、各担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成23年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月20日及び8月2日から8月17日までの延べ6日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、全て正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、久保谷監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく久保谷充。

○議長（倉持松雄君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第69号について説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第69号、平成23年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の43ページから46ページを御参照いただきたいと思います。

まず、説明の前に、訂正をお願いしたいと思います。この概要の下から5行目のところになりますが、5行目のところで、保険給付費が、決算額33億858万8,000円とありますが、ここを33億857万8,000円と。ですから、8を7に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、平成23年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額55億6,450万6,000円、歳出総額49億6,965万5,000円となり、前年度と比較し、歳入については4億1,519万1,000円の増、

歳出については4億413万1,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差引額は5億9,485万1,000円となり1,106万円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額13億176万6,000円で、前年度と比較し93万9,000円の減、国庫支出金が決算額12億419万1,000円で4,429万1,000円の増、療養給付費等交付金が決算額3億4,424万5,000円で9,205万2,000円の増、前期高齢者交付金が決算額9億5,864万5,000円で1億805万3,000円の増、県支出金が決算額2億1,651万3,000円で28万4,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額33億857万8,000円で2億2,464万2,000円の増、後期高齢者支援金等が決算額6億4,413万8,000円で6,474万2,000円の増、老人保健拠出金が決算額3万5,000円で225万2,000円の減、共同事業拠出金が決算額5億693万8,000円で773万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の385ページから425ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第70号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは議案第70号、平成23年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから49ページをご覧くださいと思います。

平成23年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額16億5,281万9,000円、歳出総額15億8,389万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億7,271万8,000円の減、歳出については1億6,101万3,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は6,892万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,380万9,000円を充てると、実質収支額は4,511万7,000円となり、前年度と比較し319万8,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額607万4,000円で39万2,000円の減、使用料及び手数料が決算額5億1,341万8,000円で114万9,000円の増、国庫支出金が決算額9,430万1,000円で1億695万3,000円の減、県支出金が決算額1億3,602万7,000円で9,234万1,000円の減、繰入金が決算額7億6,005万6,000円で801万5,000円の減、町債が決算額6,220万で440万円の減となりました。

次に歳出の主なものについては、下水道費が管渠維持管理費で決算額1億3,264万9,000円で9,020万2,000円の増となりましたが、公共下水道整備事業で決算額2億7,878万円で2億4,422

万5,000円の減などにより、決算額8億5,444万9,000円で1億5,379万2,000円の減となりました。また、公債費については、決算額7億2,944万4,000円で722万1,000円の減となりました。

以上、概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書431ページから454ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第71号について説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、続きまして、議案第71号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをご覧いただきたいと思います。

平成23年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額5億9,269万5,000円、歳出総額3億7,203万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については6,792万1,000円の減、歳出については439万円の減となりました。その結果、歳入歳出差引額は2億2,066万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源977万円を減じ、実質収支額は2億1,089万4,000円で、前年度と比較し5,159万8,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が決算額1億7,043万円で2億349万3,000円の減と、前年度から繰越金決算額2億8,419万5,000円で、1億3,003万6,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、事業費が岡崎土地区画整理事業で177万5,000円の減、本郷第一土地区画整理事業で3,224万7,000円の増により、決算額6,533万4,000円で3,047万2,000円の増となりました。また、公債費については、3,486万2,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書457ページから469ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第72号について説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、続きまして議案第72号、平成23年度農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをご覧いただきたいと思います。

平成23年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額4億292万5,000円、歳出総額3億9,207万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,157万3,000円の増、歳出につい

ては8,349万7,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,084万7,000円となり、前年度と比較し、672万4,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額103万9,000円で1,483万1,000円の減、使用料が決算額1,379万3,000円で70万円の増、国庫支出金が決算額1億1,181万4,000円で1,977万8,000円の増、県支出金が決算額3,636万7,000円で492万9,000円の増、町債が決算額1億2,740万円で4,170万円の増となりました。

歳出の主なものについては、事業費が決算額2億7,269万2,000円で6,745万9,000円の増、管理費が決算額2,991万6,000円で815万1,000円の増、公債費が決算額5,344万3,000円で291万8,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の471ページから493ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第73号について説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。
○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第73号、平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照いただきたいと思います。

まず、まず制度施行から12年目を迎えました平成23年度の施行状況でございますが、要介護の認定者は、施行直後の平成12年4月末の491人から、平成24年3月末では1,327人と170%の伸びとなっております。これに伴いサービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べ7.9%の増となっております。

このような状況を反映しまして、平成23年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額22億1,089万5,000円、歳出総額22億1,069万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億4,733万円の増、歳出については1億6,689万3,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差引額は19万8,000円となり、実質収支額は同額で、前年度と比較し1,956万3,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額4億3,787万9,000円で1,383万7,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金の増により、決算額4億2,169万7,000円で358万4,000円の増、支払基金交付金が決算額6億3,312万円で4,862万3,000円の増、県支出金が決算額3億571万9,000円で563万5,000円の増、繰入金が決算額3億9,098万2,000円で7,061万6,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が第5期介護保険事業計画策定に伴う委託料、人

件費等の増により、決算額7,037万4,000円で361万9,000円の増、保険給付費が居宅介護サービス給付費、施設サービス給付費等の伸びにより、決算額20億8,920万1,000円で1億5,380万4,000円の増、諸支出金が負担金及び交付金の返還金の増により、決算額2,519万9,000円で1,366万3,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明をいたしました。詳細につきましては決算書の495ページから539ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第74号について説明を求めます。同じく保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。続きまして、議案第74号、平成23年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の65ページから67ページを御参照いただきたいと思います。

平成23年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額6億4,102万9,000円、歳出総額6億3,928万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については3,835万4,000円の増、歳出については3,730万2,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差引額は174万8,000円となり105万2,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が2億5,057万9,000円で、前年度と比較し1,051万円の増、繰入金が3億8,944万8,000円で3,356万1,000円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が5億9,357万5,000円で3,211万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について説明をいたしました。詳細につきましては決算書の541ページから553ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第75号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。それでは、最後になります。議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の571ページをお開き願いたいと思います。決算書のほうでございます。

初めに、給水件数でございますが、前年度の1万4,566件から362件増えまして1万4,928件となり、2.5%の増となりました。次に、給水人口でございますが、前年度の3万8,529人から257人増えまして3万8,786人となり、0.7%増となりました。また、年間総配水量でございます

すが、434万2,230立方メートルで、前年度より11万1,441立方メートル減少いたしました。また普及率でございますが、前年度より0.9ポイント増えまして82%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益9億5,863万3,307円に対し水道事業費用8億8,172万1,261円となり、5,995万2,517円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の9億2,077万9,236円で全体の96.1%を占めております。事業費用の主なものは、受水費の3億4,748万7,112円で全体の39.4%を占めているということでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は2億6,864万6,000円で、加入分担金、県からの工事負担金及び企業債でございます。

続いて、資本的支出でございますが7億5,785万287円で、その主なものは設計委託料1億1,268万6,000円、工事請負費5億4,050万2,200円、企業債償還金8,381万2,263円であります。

詳細につきましては、決算書の562ページから584ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 国民健康保険のところなんですけども、今、健康保険——国保が高いってのは、皆さんいろいろ言われているかと思うんですけども、この44ページですね。その中に、基金積立金っていうの、今回これは5,000万入ってまして、これで合計が1億8,000万になるということを、意見書のほうにも書いてあるわけなんですけども、昨年、この基金積立金というのはなかったかと思うんですね。それで、今、かなり国保が高いってことが言われているわけなんですけども、今回、その基金積立金を5,000万やった背景ってのを、ちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。基金の積み立て、23年度で5,000

万を積み立てたということで、結果的に1億8,000万というようなことですが、これは、不測の事態に対応するために基金を積み立てておくというようなことで、保険の給付費につきましては、年々増加している傾向にあるというようなことですが。

ちなみに、23年度については、2億円ちょっとの年間増額があったというようなことで、これからも、そういう医療費の給付費については、増加傾向にあるというようなことを想定しているということで、そういう、給付費が支払えないというような状況にならないために、基金を積み立ててるといふものでございまして。

この基金の積立額の適正な規模といいますか、そういうものは、一応示されておりまして、過去3年間の保険給付費の約5%以上を積み立てることが望ましいというようなことですが。

ですから、当町におきましては、約1億5,000万円以上を積み立てるのが望ましいというようなことですが、22年度当初予算では、その基金を、取り崩しを予定してたんですが、1億3,000万ありまして、その取り崩しをしないでも、1億5,000万を確保したというようなことでしたが、また今後、給付費が伸びる要因が、不確定でございますので、今回5,000万を積み立てて、1億8,000万円を基金として積み立てていくというようなことですが。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 平成23年度にこの5,000万なんですけども、ちょっと私、過去のごことは、新人議員なんで、こういった書類がないんでわからないんですけども、これ、平成22年度はゼロでしたよね。積立金ね。ありましたか。どのぐらいあったんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。1億3,000万円を積み立てております。

○4番（永井義一君） ごめんなさい、それは1億3,000万あったわけですよね。22年度に、単年度で基金に積み立てたのはなかったわけですよね。

要するに、ここの、平成22年度の決算なんですけど。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 失礼しました。はい。22年度には、新たには積み立てはしておりません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 22年度になかったということなんですけども、今回23年度に5,000万

ということで、今、部長の話ですと、1億5,000万が適正な金額というんですかね、と言って、今1億8,000万あるわけなんですけども。

その中で、3,000万が多いって、これは数字だけの話なんですけども、この保険をですね、国保ですね。やはり高いと言われている中で、町として少し国保を下げようというような意識はありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この辺については、明日ですね、川畑議員の一般質問にも、そういう内容で質問を受けているところでございます。

今年度の決算においては、5億9,400万の繰り越しがあるというような状況でございますが、実質的には、6,200万ほどの、そういう特特調と言われる、毎年の特会の経営努力が認められた形で、実績に応じて交付される特別調整交付金、これが、6,200万ほど入ったというようなことがあります。これは、必ず交付されるというものではなくて、こういうものが、今年度交付されてるということで、5億9,400万というようなことで、それを引きますと、5億3,000万ぐらいであります。

それと、24年度の当初の予算においても、繰越金を充当して予算を組んでるというようなことで、これは1億3,400万ほど、そこから繰越金を入れて予算編成をしているというような状況でございます。

そういう中で、そういうものを差し引きますと、約3億の財源というようなことで、その財源が、今後1年間の中で、給付費がどういう要因で増えるかわからない、不確定な要素の中で確保しておくべき財源ということで、充てていく予定というようなことでございますので。

繰り越すべき金額が大きいとあって、直ちに保険料を値下げしてくるというようなことにはならないというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） とりあえず、今の答弁はわかりました。あとは、明日の一般質問の中でお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございますか。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 同じ、国保の質問ですけども、年々高齢者も増えるしね、年々医療給付費が増加してるという、これは監査のほうも出てますけども、これは、大体私の記憶では、毎年1億ずつぐらい増えてるような気がするんですね。間違ってたら訂正してください。いずれ、基金は積んでるものの、国保税の値上げという形になるのが、大体。で、また、一般会計から繰り入れるという形になると思うんですけども。

阿見町には、健康づくり課っていうのがありますよね。もうできて3年か4年ぐらいになり

ますよね。健康づくりっちゅうのは、5年、10年で、5年ぐらい、6年ぐらいってことで成果は出ないんですけども、やっぱり、この医療費の増加というのはですね、どっかで歯どめをかけないと、年寄りが、高齢者が増えるから当たり前だという考えじゃなくて、どっかで健康づくりをしっかりとやってですね、いただきたいんですよ。

今、私が知ってる範囲の健康づくりっちゅうのは、健康づくり課はできたんですけども、今までと同じ、あんまり、質問しても、健康づくりプラン21でやってますと、こういう感じでおりますんでね、プラン21があればいいというもんでなくて、もっとトータル的に健康づくりをしていただきたいというふうに思うんですけども。

どうすれば、この医療費の給付が下がるか。その、努力する、何て言うんですかね、努力することができるのかどうかだよ、これ。そこの点をちょっと、努力をまだまだしなきゃならんと、私は思ってるんですけども。もう、これはしょうがねえんだというんじゃなくて、何か努力をしてほしいですから、何か努力の目標みたいなのはないですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。医療費の削減については、いろいろ議員の予算要望でも、ジェネリック薬品の推進とかそういうことで、実際、町は、そういうことで取り組んでいるところでございますが、やはり、そういう疾病の予防のほうに、やはり力を入れていくべきだろうということで、これも当然、健康プラン21の中には、そういう、町の循環器系疾患の減少を目指すということを目標に掲げて、要するに、成人病対策ですね。メタボ対策。そういうところに今後力を入れていくということで、減塩の食事の指導とか、あとはそういう有酸素運動、ウォーキングとか、そういう運動を普及していきましょとか、たばこの禁煙運動をしていきましょとか、そういうものを重点目標に掲げて取り組んでいくというようなことでやってるわけですが、それが、ずば抜けた効果を上げていくというような取り組みってのは、なかなか現実的に難しいというような中で、国が20年度から特定健診というものを取り入れて、そういうメタボ対策について取り組みの強化をしていくというような中で、町も特定健診は実施しているところですが、これも、なかなか、そういう、受診率の向上、さらには、そこで引っかけた、指導を受けなきゃならないような対象者についての特定保健の指導のあり方とか、そういうものが、まだまだこれは、積極的にやってかなきゃならないというような課題が、当然ございます。こういうものに、やはり積極的に町は取り組んで、そういう疾病の予防の対策に講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号から議案第75号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委

員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第76号 財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議案第76号、財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第76号の財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第10分団の消防ポンプ自動車は22年を経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成25年2月28日までであります。

内容につきましては、お手元に配付をいたしました概要書のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第77号 財産の取得について（防災備蓄倉庫購入）

議案第78号 財産の取得について（防災備蓄資機材購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議案第77号、財産の取得について（防災備蓄倉庫購入）、議案第78号、財産の取得について（防災備蓄資機材購入）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第77号の財産取得及び議案第78号の財産取得について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第77号について申し上げます。

本案は、災害発生時における消火、救助救出活動を迅速に実施するとともに、発災直後の住民生活に必要な資機材や食料を備蓄するために一時避難所へ防災倉庫を整備するものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成25年3月22日までであります。

内容につきましては、お手元に配付いたしました概要書のとおりであります。

次に、議案第78号について申し上げます。

本案は、いつ発生してもおかしくない大地震、風水害等の災害に対応するため、災害時の救援活動や避難所生活に必要な資機材を一時避難所に整備するものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成25年3月22日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりでございます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号から議案第78号については、会議

規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第79号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第12、議案第79号、町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第79号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町うずら野一丁目地内ほか4カ所における開発行為の帰属に伴い、9路線を町道として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第80号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第13、議案第80号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第80号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

このたび、教育委員会委員の米倉政実氏が9月30日をもって任期満了となります。

米倉氏は、平成12年10月に就任、3期12年の間、阿見町の教育行政に熱心に取り組まれました。人格、識見ともすぐれており、社会的にも地域住民からも信頼が深く、教育委員としては最適任であると考えております。

つきましては、引き続き米倉氏を教育委員に任命いたしたく、提案いたします。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、質疑から行います。

質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長に質問します。町長、聞いてもらいたいんだけど。後ろ向いちゃったよ。町長いいですか。町長に質問します。

町長は、多選禁止というふうに——これは町長の話ですけども、しましたけれども、多選がなぜ悪いのかを、町長の存念を聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり、マンネリ化を生むってということだと思います。これはね。

まずそれが1点、一番大きい問題だと思います。

それだから、米倉委員はどうかのこのつていう話には、その論点から行くんですけど、これはまた違った意味のね、教育委員ですから、選挙で選ばれたものでもないしね、やはり人柄とか、そういうのはまた違うんじゃないかなと。私はそういう考えで、今回選ばせていただきました。それ以上でも以下でもないです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いみじくも町長がね、選挙で選ばれるものではないと言ったけども、

選挙で選ばれるものは、多選があっても仕方がないですよ、これは第三者が、町民が判断するんだから。

だけど、教育委員っていうのは、これは今、議員さんは黙って、何も言わないでしょうけども、かなり、この方は経歴は確かに立派なもんですよ。だけど、難しい、教育委員という、今、全国でいじめの問題でね、教育委員が表に出てやっていますけども、そういう方が3選も4選もしていいのかと。

人物はいいですよ。だけど、教育委員として、この難しいときにですね、新しい観点で、新しい指導力を発揮してやらなければならないところに、それこそマンネリになるんですよ。だから、それが1つ。反対の理由はですね。それが1つです。

それで、さっきの、これは詳しくは、余り話しませんが、教育長5選のときにですね、非常にどたばた劇をやったんですよ。これの張本人なんですよ。だから、そういう意味では、教育者としてね、ふさわしい人ではないんです。というふうに私は思っているんです。

このどたばた劇を詳しく申し上げるつもりはありません。要は、非常に難しい時期に、そういう人が教育委員になっていいのかどうか。

これは人事だからですね、非常に、反対するのは、なかなか勇気が要るんですよ。私は余り勇気は要らないんですけど。ほかの方はね、この人事案件ちゅうのはね、すごくやっぱり難しい。だから、すんなりと、18人が全部賛成というわけにはいかないんですよ。中にはだめだと思ってる人がおる。けども、案件は人事案件だから、余り表立って反対はできないというところがありますんで。それが私は、反対者がおるといふことの認識は、執行部にしていってほしいと思います。

それから、小中学校のですね、教育現場。教育委員は、その教育現場とはちょっとかけ離れていますけどもね。小中学校の教育現場を預かる人が、そんなに阿見町は人がいませんか。私に推薦してくれて言ったら、いっぱいおりますよ。もっと詳しく、人物が。それで、町の、この前も私は全協で質問しましたけれども、この人とこの人とこの人、もう古いからね、町長のマンネリ化しちゃいかんということと、今、難しい状況だということで、この人とこの人とこの人を挙げて、いろいろしたんですけども、全く適任者が——この人が一番適任者と、選んでですね、何人かの中で選んで、この人が適任者と思うんだったらいいです。だけど、何も選択肢がなくて、いきなり4期を目指すという、そういう人選の仕方に、私は問題があるというふうに思います。

だから、そういう意味ではですね、私は決してふさわしい人ではないというふうなことで反対をいたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はちょっと違う観点からね、申し上げたいと思うんですね。全協のときにも多少申し上げたんですが、確かにね、米倉さんはですね、茨城大学の教授もやっております、阿見町とはね、縁の深い方。しかも長くやられているっていうことでね、阿見町の教育行政についても、十分わかってらっしゃる方だと思います。

しかしですよ、この、私を入れて18人。私はたまたまですね、僕はこの米倉さんのことはですね、あれは総合開発審議会だったか、審議会のね、発言を聞いていて、こんな顔をしているんだな、こんな声をしてるんだなというふうにわかりましたけれども、どうなんですか、これ。本当に、こうやってね、幾ら町長がですね、御立派な方ですよって、経歴を見せていただいて、経歴だけで決めるんだったらね、これは何も要らないわけですよ。やっぱり、教育委員をね、同意させるっていう、事前にですね、この米倉さん御自身がですね、この阿見町の教育行政、教育委員としてですね、どんな考えを持っているのか、こういうことをですね、我々にですね、やっぱり述べていただかないと、これ決めようがないんですよ、はっきり言うとな。同意しろっていったってね、どんな声をしているかわからない、それから、阿見町の教育行政についてどんな考えを持ってるかわからない。それは、新人以外のね、議員の方々はね、十分知ってらっしゃる方もいるかもしれないけれども、僕はその米倉さんとね、阿見町の教育行政について論議したこともないし、はっきり言うと、よく知らないんですよ。これをね、同意しろっていうのはね、ちょっとね、本当は無理があるんですよ。

ですから、私はね、今後、今後ですよ、教育委員、つまり人事の同意案件を議会に出すときには、全協なり、あるいは議会本会議でですね、事前に、同意を求める前にですね、その人物がですね、教育委員であれば、阿見町の教育行政についてどんな考えを持っているか、こんな考えをね、開陳していく場をつくるべきであると思います。

この考えがあるかどうか、これをまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 考え方ということなんですけど、基本的に、教育委員ちゅう、町の選考基準はないちゅうのは御存じかと思います。

それで、御存じかと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ちゅうのがあるんですね。その中で、組織、これについて3条に、御存じのとおり5人の委員をもって組織するんですよ。ただし書きもありますけれど。

それで、何回も、米倉委員長——委員のこと、識見者と言っておりますけど、この任命の第4条にですね、当然人格が高潔で、教育それから學術文化に関して認識を、識見を有する者ですよ。さらには、委員の任命については、2分の1以上の者が同一の政党に所属することになってはだめですよ。それから、ここの4号にですね、委員の年齢、それから性別、職業等

については、著しい偏りが生じないようにしてくださいよと。

それからですね、この任期。委員の任期は4年ですよと。4年なんです。ただし、委員は当然再任することができるっつうことで、何らこういう立派な方が、これは続けてやっておるのは、私は正しいということで考えておりますので、御理解のほどお願いします。

ただ、海野議員さんが言われるように、全ての方が議員さんの前で説明するっっちゃうのは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはわかりますよ。しかしね、それじゃあ言いますけど、この人ね、政党に所属してるかどうか、こんな情報、何もないですよ。今何か、2分の1以上は同一の政党に所属してはいけないっていう規定があるっていうふうに今言いましたよね。そうすると、この人が政党に所属してるかどうか分からない。ね。

だから、そういうことも含めて、やっぱり、これは同意人事ですよ。議会に同意を求めますから。全国でどういうふうにやってるかね、私も幾つか経験あるので、大半はこういう形でやってるけれども、阿見町から変えようじゃありませんか、これ。ねえ。やっぱり、さっき藤井さんも、ちょっと長過ぎるんじゃないかとか、そういう話もありましたし、今後——今回ね、米倉さんがいい、悪い話ではありませんが。

しかし、これ、全員があれですか。本当に、米倉さんのね、阿見町に対する、教育行政に対する考え方というものについて、皆さん理解してるかどうか、私はね、必ずしもね、聞いたことない方もいるんじゃないかと思うんですね。

ですから、今後ね、やっぱり、この議会の同意人事ということでは、やっぱり本人の教育に関する見識であるとか、教育行政に対する考え方、こういうものをですね、どこかの場、議会の場でやるのか全協の場でやるのか、これはよくわかりませんが、本来はですね、これは議会の同意人事ですから、やっぱり一般の町民がですね、オープンに見られる、こういう議会の場がいいと思いますが、そういう場で、ぜひともですね、そういった見識を表明するね、場をつくっていただきたいということを、もう一度、再度——これは町長ですよ。提案者が町長ですからね。ぜひ、町長から見解をお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、教育次長が言われたとおりね、そういう考えは持っておりません。

本当に疑問であるならば、もう名前が出てくるんですから、海野議員、何人か本当に、じゃあどういう人なんだと、米倉先生のところに会って、どういう人物かよく確かめてもらって、そ

れで……。

○5番（海野隆君） そんなことできるか。

○町長（天田富司男君） できないなら、そういう話をするなよ。自分でやりなさいよ。

それで、先ほどもね、藤井議員が反対——これはもう、大いに、反対する者は反対していいと思う。俺も議員のとき、何回か、やっぱり反対してますよ。やっぱり、それは自分で、この人ではだめだと思ったから反対してるわけだから。そんなのは正々堂々とやればいい。

それで、今の海野議員のやつは、私はそういう考えを持ってないということだけ言っときます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、そんな言い方しちゃうとだめなんですよ。

○町長（天田富司男君） 何を、あなた……。

○5番（海野隆君） だって、個人で聞きに行けなんて。そんな、個人で聞きに行くって話じゃないでしょう、これ。議会の中で同意を求めているんだから。議会の場の中でそういう場をつくれって言うてるんですよ。それを、個人で米倉さんに直接聞きに行けなんて。聞きに行っているんですか、これ。みんなが。

○町長（天田富司男君） みんな聞きに行ったらいいじゃないですか。どういう人物だか。だって……。

○5番（海野隆君） ちょっと待って。私が今質問してるんだから。何でそんな不規則な発言するんだ、議長の許可も得ないで。

そんなことやったらね、これ、米倉先生だって戸惑っちゃうんじゃないですか。これ、そんなことやっていいんですか。

町長、もう一度はっきり言いますが、ね、要するに、聞きに行きたかったらば、どんどん聞きに行けと。個人で。ね。そういうことをやっていいっていうことを、今言ったんですか。

○町長（天田富司男君） はい、そうですよ。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、そのとおりです。

だからね、米倉先生の考えが、どういう考えを持ってるか、皆さん聞きたいんでしょう。何も自分でその人の人柄を、どういう人なんだか、全体の中で聞いたってわかんないわけだから、行ったらいいじゃないですか。全員が行くか行かないかわかんないですよ。海野議員が行って、ね、この先生はどういう人間だって、それは会えばわかるじゃないですか。きちんと意見聞いてくださいよ。

ただ、私は全協の場とか、この議会の本会議の中でね、先生がここで自分の所信を表明する

っていうか、自分の考えを表明する、それはやっぱり、場を違うっていう、そういう考えを持っているので、それだけはきちんとおきます。

○議長（倉持松雄君） ほかに……。

○5番（海野隆君） 今ね、おっしゃったことは間違いです。全くの間違い。こんなことをね、各議員が、個人がですね、米倉先生のところへ押しかけて行ってね、これを聞かせてくれと。こんなことをやってもいいというようなね、その町長の発言はね、間違いだと私は思います。思いますが、ここでやりとりしてもしょうがない。

私はね、いずれにしてもそういう場をつくるべきであるという主張を申し上げて、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございますか。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 質疑の場をちょっと私、間違えましてね、質疑をしなかったんで。

本当にこの人しかいないのか、適任者は。もう一度、3期、委員長6年か。本当にいないのか。教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

阿見町にはですね、相当優秀な方、いっぱいいらっしゃると思いますよ。ただ、今、こういう大事な時期に、こういう大事な時期ですよ。今、全国的に、いじめとか、いろんな教育問題があるときに、引き続き、米倉委員をやらせてもらえっちゅう思いです。

きっといます。いると思います。全国からすれば、公募して選んでるところもあるんですが、ただ、阿見町については、この、一番大事な時期にですね、引き続き教育委員として、米倉先生を、こういうことで皆さんに同意をいただくように、これ提案していることでございます。

以上です。

○14番（藤井孝幸君） 何、議長、頭ひねくらんでいいよ。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員の意見も、もう十分伺いましたので。

○14番（藤井孝幸君） いや、もう1つ。まだまだ。

○議長（倉持松雄君） じゃあ、最後に指名しますから。

○14番（藤井孝幸君） ほかにいなかったかな。

○議長（倉持松雄君） お二方以外の方に。質疑ございますか。それでは、藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私はね、逆に言って悪いんですけども、いろいろ候補者を探して、この人しかいないっていうんなら、これはわかると思うんです。ところが、探していないでこの人しかいないっていうのはおかしいでしょう。それを言ってるんですよ。

候補者はいっぱいおると。おって、この人とこの人で、名前は言わなくてもいいですよ。当

たりましたと。やはり、しかしこの人が一番いいですよと言うんなら、私は納得しますよ。

だから、やり方が安易だっっちゃうことなんですよ。楽な方法を走ったらだめだよ。町長が3期はマンネリ化するっっちゃうって言うじゃないですか。そこを私は言ってるんです。この次のことでもありますからね。

どこかの政党に入ってるかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。無所属だと考えておりますけど。

あえて、調べたわけでは。無所属ってということで聞いております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 本当に、あなた、そうやって今、条件を述べましたよね。政党はどこのこうのということ。ちょっと、本当に、正式に聞いたんですか。思いますとかじゃない、だめよ、そんなんじゃ。

○5番（海野隆君） 2分の1を超えてるかもしれないよ。

○14番（藤井孝幸君） どうなんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 5名の委員がいるよね。これ、民教の中で、今回の、政党に本当に5人が、どういう政党に入ってるかっていうのをきちんと調べて、そのときにきちんと発表してください。

それでいいですね。

○5番（海野隆君） 議会の同意を得る前に聞かなくちゃいけない。

○町長（天田富司男君） いやいや、何も、2分の1以下ならいいんだから、今回、同意をもらいます。皆さんが反対って言うんなら、それでいいけど。

きちんと反対討論してくださいよ。

○5番（海野隆君） ……資料をもって……。

○町長（天田富司男君） いつまでもどうのこうの言わない、言わない。俺が言ったんだよ。あなたは指されてないんだよ。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これはいろいろ聞いていると、前提条件が、次長、あるわけですよ。その政党のことに対しても。2分の1以上だめとか。

そういうことをクリアしてここへ出さなかったらば。だって、俺らはわからないんだよ、それ。こっちは。さっき海野議員が言ってるように、何も知らないっつうこと、そういうこともなんだよ。そういうことは全てクリアしてますと。5人の中の2分の1以上は、同一の政

覚じゃないですよ。そういうことでクリアしてるからここへ同意を求めているんですけどいうことにしないと、ちょっとおかしいんじゃないですか。決め方が。いいとか悪いとかではなくて。

今言った、決める手続があるわけだもん。いろいろ。その手続を経てから、ここに、最終的に議会の同意を求めなかったら。言われたから調べるでは、これはおかしいんじゃないですか。その出し方が。ちょっと質問します。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後 1時44分休憩

午後 2時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど久保谷実議員から御質問があった件について、再度答弁いたしたいと思います。

政党の件でございますが、今回同意を求めております米倉氏を含め4名の方が無所属でございます。1名の方は他党でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 異議なしと認めます。

これより討論に入ります。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この案件には、私は反対をさせていただきます。理由は先ほど何度か申しましたけれども、1つは、町長が推薦すべき人で、自ら3選はマンネリ化するというようなことで、確かに私もそう思います。これは選ばれるほうじゃなくて推薦するほうですからね。だから、そういうマンネリ化を防止するためには、反対をいたします。

いま一つ。非常に、先ほども言いましたけれども、詳しいことは申しませんが、さきの教育長のときに、どたばた劇の言動を演じた張本人でございまして、これは教育者にはふさわしくないということです。それが2つ目の理由です。

もう1つは、3つ目は、阿見町にはたくさん適任者がおるといふうに執行部も答えておりましたが、その適任者も考慮することなく、この人ありきというような選考の仕方には、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに賛成討論の方ございますか。12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 人事について賛成討論をいたします。米倉氏は、今、藤井議員が言ったように、ごたごたがあった際、私ども議員有志六、七名で米倉先生のところに会いに行きました。茨大にお伺いしたわけなんです、懇切丁寧に状況を説明していただきました。米倉先生は、識見ともに立派な誠実な人であると思います。よって賛成といたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。反対の方。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私はですね、今の討論、それと先ほどの質疑、あとはこの前の全協を聞きまして、反対討論をします。

まず、私自身、正直言って、米倉先生のごことはよく知りません。で、先ほど町長が言ったように、聞いてくればいいんじゃないかと。仮に、議員がそろそろそろ聞きに行ったら、米倉先生がどう思うかってことを、まずひとつ考えてほしいんですよ。かえって失礼に当たるんじゃないかと。

なおかつ、その全協の中で、米倉先生以外、ほかのところはね、当たっていませんという答弁もありました。ですから、私自身、その多選ということももちろんあります。その中で、執行部のほうで、やはり当たってなかったということを含めまして、賛成、反対っていうと、今の執行部のやり方、人選の仕方等々、なおかつ、先ほど海野議員の言ったように、何かしら、そのお話を聞く場を町として設けることができないのかなということも含めまして、私は反対します。

○議長（倉持松雄君） ほかに。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は賛成の立場で討論いたします。人事案件について、それぞれが判断するときには、どういうことを勘案して判断するのかということ考えたときに、経歴とか、今まで、3期12年ですか、やってこられた、いわゆる活動内容を精査しながら、やっぱりやる、そういう客観的なものと、もう1つは、知っている人は、そのことについて、主観的なね、その人物を見て、私はこう思うっていうことで、判断の材料にすると思うんですね。

だから、大概ね、人事案件を提案するときには、客観的な条件と、もう1つは、その人の主観的な条件が、これは必ずね、誰が提案してもあると思うんですね。10人いれば10人の中で、これはね、その人はそぐわないという判断もあるでしょうけども、私はですね、客観的な条件の中で、3期12年の活動内容が、まさにですね、教育委員として、そんなに外れたことをして

いないということであれば、当然ですね、任期が長いから、短いからということではなくて、きちっとその人の今までの活動を精査してですね、判断するということであれば、私は本人もよく知っております。そういう意味では、両方、主観的な意味でも客観的な意味でも、彼は教育委員としてね、続けていただいてもいいんじゃないかという判断で賛成いたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第80号は、原案どおり同意することに決しました。

議案第81号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第14、議案第81号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第81号の茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議する必要がある、その協議は、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を経なければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） お尋ねいたします。阿見町にとって、この2項目、外国人登録票の件なんです、これを除くことによって何がどう変わるのか、わかりやすくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

まず、この住基法の改正というようにございしますが、これは平成24年7月9日から、入国管理及び難民認定法という、いわゆる入管法ですね、この上で、在留資格をもって、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用の対象とされるというようなことで、住民基本台帳法に登録されるということで、こういう外国人登録の原票は廃止して、町の住基のほうに登録されるというようなことです。

そういうことによって、後期高齢者のほうでも、そういう外国人については、そういう住基法の適用を受けていくというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号については原案どおり可決することに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第15、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第16、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付しました資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から議会の意見を聞いて、町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって本案2件については、原案どおり適任とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時28分散会

第 2 号

[9 月 12 日]

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月12日（第2日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
交通防災課長	建石智久君
収納課長	小口勝美君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	岡田稔君
障害福祉課長	柴山義一君
国保年金課長	野口静男君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野栄君
都市施設管理課長	柳生典昭君
指導室長	根本正君
農業委員会事務局長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成24年9月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成24年第3回定例会

一般質問1日目（平成24年9月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 市民後見人について 2. 国民健康保険について 3. 医療費の適正化について 4. 生活弱者対策について 5. 障害者対策について 6. こども・子育て支援について 7. いじめ問題について 8. 省エネ対策について	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 教 育 長 町 長
2. 久保谷 実	1. 町営住宅現状と将来の位置付けについて	町 長
3. 佐藤 幸明	1. 妊婦や子供のホールボディーカウンター検査，甲状腺検査の費用立て替えについて 2. 農業の6次産業化について	町 長 町 長
4. 海野 隆	1. 広聴活動について 2. 人事政策について 3. 教育政策について 4. 放射能対策について 5. 行財政改革について 6. 環境エネルギー政策について 7. 産業政策について 8. 地方分権をめぐる状況について	町 長 町 長 教 育 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
5. 野口 雅弘	1. 工業団地誘致による井戸の涸れ水問題について	町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。今回は8つの項目について質問をいたします。

大きくは高齢化社会が進む中で高齢者とそして障害者の市民貢献について、そして国保を通じて町民の健康づくりとその中での生活弱者対策、来年度から実施される障害者総合支援法と障害者の対策について、また子供・子育て支援といじめの問題、省エネ対策についてと多くの項目になりました。

昨年从前回の6月の議会までは、3.11の大震災があり放射能問題、そしてまた防災の問題を多く取り上げて質問してまいりました。1年半がたち放射能問題もまだまだ収束のめども立たず、被災地の復旧・復興もこれからというところではありますが、その問題以外にも大きな問題を阿見町もそして日本も抱えております。

本日の質問は多岐にわたりますが、町長初め執行部の皆さん、議員の皆さん、そして本日傍聴に来られた皆様とともに考え、少しでも阿見町が暮らしやすい町に発展していければと思います。質問させていただきます。

さて、増加する高齢者や障害者の代理人として医療介護の手配・支払い、動産・不動産の管理処分を行う後見人に対する需要が高まる中、退職シニア等の市民が後見人となって地域の安定と活性化を目指す市民後見が注目されております。厚生労働省も同様の事業を昨年度から始

め、100近い自治体が地域における成年後見の推進、市民後見の養成と活用にチャレンジし始めています。

そして、多くの方は自分自身の家族に認知症や知的障害がいる方、またケアマネジャーや銀行員、退職シニアですが、本年4月1日に施行された老人福祉法第32条の2、この骨子は自治体が後見人を養成することで後見需要に応えるということになっております。

ここで質問させていただきます。

1点目としまして、この2000年に始まった成年後見制度を町ではどのように考えているのか。さて、2点目に本年4月1日に施行された老人福祉法第32条2について、どのように取り組む計画なのか。この2点について質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

早速、川畑議員の御質問にお答えいたします。市民後見人についての質問にお答えいたします。

初めに、2000年に始まった成年後見制度を町ではどのように考えているのかについてですが、急速な高齢化社会に伴う、認知症高齢者の増加への対応の中で、権利擁護制度として、重要かつ必要な制度として認識しております。

当町では、成年後見人制度利用への支援として、阿見町成年後見制度利用支援事業を、平成16年9月から実施しております。

内容は、配偶者や近親親族がいない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等判断力の十分できない方が、成年後見人制度を利用する際の家庭裁判所への申立費用や後見人等に対する報酬等を助成するものです。これまでに、6名の方に支援をしております。今後もその必要に応じ、適切な支援をしていきたいと考えております。

次に、本年4月1日施行された老人福祉法第32条第2についてどのように取り組む計画なのかについてですが、これは、今後、親族等による成年後見の業務が困難な方が増加するものと見込まれることから、権利擁護の推進を目的に、市町村に対して市民後見人の人材育成や活用を図るために、必要な措置を講ずるよう努力義務として制定されたものです。

当町においては、現時点では、まだ市民後見人制度の推進に関して取り組む計画等はありませんが、今後、先進自治体の情報収集や県の指導等のもと、研究してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この成年後見制度、今多くの市民の方がいろいろと勉強されて、こういう制度に当たってる方が今増えております。

実は、東大のほうでプロジェクトを組んで市民後見人のサポートをつくっているんですね。ちょっと私も話は聞きに行ったんですが、市民後見のこの必要性っての、これから高齢化社会の中で認知症、障害者の方もやっぱり知的障害の方、減るかというとなかなかそうもいかない傾向にある中で、どうしても本人の生活そしてまた人権を擁護していく、そういう部分で必要となつてまいります。

これは、今までですと——現在は、こういう後見人が必要な方に関しては、大體裁判所から要請があつて弁護士、また司法書士であるとかそういう方がメインになって受けている。この弁護士が例えば後見人になって、そういう方のいろいろとサポートをした場合、事務手続の書類は年に1枚。ふだんから見守るわけでも何でもないんですね。

で、医療的なことであるとか、また施設に入れなきゃいけない、そういう手続をしたりしますと、それだけで年収にして報酬が大体400万前後なんです。で、そういう方を四、五人抱えてますと、それだけで高額な所得になってしまう。

要は、この東大のプロジェクトで何を考へてるかっていいますと、やはり地域でそういう人たちを見守って、やはり最終的には本人がもし、認知症の方が正気に返つたとしても、こういう形でやってもらつて本当にありがたかつたといえるような後見制度で進めていきたいと。で、今そういう資産を持つてゐる方が亡くなれますと、これは資産を持つてゐる方がその中から全部後見人に対してお金を支払う形になりますから、この資産持つてゐるまま亡くなつた場合に、その資産はどこが持つていくかといいますと、今国が全部その方の物は持つていってしまつてゐる。これを何とか各自治体のほうへ落として、それによつて何とかそのお金を有効に運用して、福祉またいろんなものに活用できないかということで今進めております。

実はその資産の概略が今、後見制度始まつたばかりですが、どのくらいあるかといいますと、日本全体で10兆円あるつて言われてゐるんですね。それが各地域地域で市町村の首長が後見人となつて、その周りのサポートの方たちがやつてくことによつて非常に地域にも有効な制度になつていく。

で、先ほど弁護士のその費用の話をしましたけど、今やつてらっしゃる方、市民の一般の退職したシニアの方たちが多いんですけども、その方たちの報酬つてのは大体どれくらいかといいますと、大体自給800円くらいが妥当だろうと。そういうことで今進めてやつてゐるようです。

ですから、ぜひこれから町においてもそういう必要性のある方が間違いなくこれは出てくる——間違いありませんので、何とかそういうサポート体制、そしてまた人材の養成等進めていただければと思います。また、1つの提案としましては、役場の職員の方で、やはりそういう

担当課の方、もしできましたら後で資料をお渡しします。これ大体半年に1回やってるようなんですが——もう今年は締め切ったんですが、東大で半年間土日、土日とびっちり勉強しまして、6万5,000円で受講料、やっております。ですから、そういう意味からしても、ぜひそういう意識のある方、市民の方、そしてまた職員の方でも、そういう興味のある方はぜひ取り組んでやっていただければと思います。

以上でまず1点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

国民健康保険について、通告書のほうでは細かくいろいろと数字を出していただくように入れてありました。それを私も決算書また直接担当者の方から教えていただきまして、この手元にございますが、この国民健康保険、被保険者の数が1万4,178名いまして、1人当たりの保険者の費用を見てもみますと、この県全体の平均と比べるとやはり高めになっている。

一番安いところは東海村。都市部等は——まあ財政力が豊かなところは安いんですが、阿見町の場合は若干高め。で、医療費の額が……。平均の保険税額が9万1,536円、医療費の額が1人当たり23万3,360円。これは平成23年度。この5年間ずっと伸び続けておまして、平成19年には、この医療費が1人当たり16万約9,000円だったのが、23万3,000円になってる。大体38%の伸びになってる。

で、この繰入金で23年度で2万8,589円。この高齢者の増加に伴って医療費の支出が増加。で、医療保険給付費——これは入院費ですね、介護納付金、後期高齢者支援金共同事業拠出金、この中、どんどん増えてく中で、この保険税だけが減ってきてるっていうのが現状でござい……。微減でございしますが、その中で、まず1点目としまして、この平成23年度末この決算において国保、これは赤字なのか黒字なのか、で、その始末はどうするか。

2点目としまして、広域連合化の準備計画はどこまで具体化しているのか。3点目としまして、一般会計からの繰入金の削減計画はあるのか、あればどのようにしていくのか。

以上の3点、お聞きいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは国民健康保険について、御質問にお答えをいたします。

先ほどもう数字等は言われてますけど、もう一度なぞるような形ですけど、数字等も答えさせていただきますと思います。

平成23年度国民健康保険特別会計決算は、歳入総額が55億6,450万6,000円、歳出総額が49億6,965万5,000円で、歳入歳出差引総額は、5億9,485万1,000円となり、収支は黒字となっております。収支残額につきましては、平成24年度予算の繰越金として措置されているもので、医

療給付費等の補正等に充当してまいります。

しかしながら、医療費は年々増加しており、将来の国保特別会計はかなり厳しい状況と見込まれます。なお一層の経費節減に努め、健全な国保特別会計を維持していきたいと考えております。

阿見町は、医療機関が非常に多いということで、やっぱり国民健康保険税はなかなか安くないのかなど。それだけ町民にとってはね、悪い状況ではないという思いはしております。

次に、広域連合化への準備計画についてであります。

市町村の国民健康保険特別会計の財政運営が、年々厳しさを増していることは国や県も把握しており、広域化ということが不可欠と考えられています。茨城県におきまして茨城県市町村国保広域化等支援方針は平成22年12月20日に策定されていますが、広域化の具体的な方針の段階ではなく、市町村ごとのばらつきをなくす準備として市町村を支援する方針であり、広域化計画策定まではほとんどほど遠い今状況であると言えます。

現在も状況は大きくは変わりませんが、県が交付する調整交付金などの交付要綱に広域化へ向けた取り組み項目が検討されるなど、少しではありますが動きつつあるという状況になっております。今後とも茨城県等の動向を注視していきたいと考えております。

次に、一般会計からの繰入金の削減計画についてであります。

平成23年度国民健康保険特別会計に対する一般会計繰入金金は、総額4億534万円、被保険者1人当たり——先ほど川畑議員が言われたとおり2万8,589円となり、保険給付費については総額33億857万8,000円、被保険者1人当たり23万3,360円となります。

国保税につきましては、現年度調定額で12億9,779万9,000円、被保険者1人当たり9万1,536円、収入額は11億9,101万円、収納率は91.8%となります。滞納繰越分調定額は、5億871万2,000円、収入額1億1,075万5,000円、収納率21.8%となります。平成23年度末の滞納額につきましては、現年度分で1億729万6,000円、滞納繰越分で3億2,654万2,000円となります。

滞納者対策としましては、納税相談を初めとして資格証明書の発行132件、短期被保険者証の発行1,043件等の措置をとっています。

また、国民健康保険税の滞納処分としましては、平成23年度は399件、1億1,157万4,504円の差し押さえをいたしました。内訳の主なものは、預貯金306件、不動産41件、生命保険36件などです。

議員御質問の一般会計からの繰入金の削減計画につきましては、現在の繰入金は国民健康保険法や地方財政計画に計上されるものなど、一般会計が本来負担すべきものとして国が認めているものを繰り入れているもので、削減できない性格のものであります。しかしながら、保険税などの歳入調定額は減少傾向にあり、保険給付費など歳出は増加傾向にあるため、収納対策

等により収入を確保するとともに、医療費抑制に努めていく、そういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

一般会計からの繰入金をなくすっていうことは、結局保険税を高くするという事で何にもならない。手だてではない。また、医療施設も先ほど言いましたように、周りに多く阿見町の場合はあるということで、そういう部分からするとある意味ではタイムリーに医療機関へ行って治療することができるという好条件のところにいるために、また若干他の市町村よりも高いのかなというところは私も感じております。

ただ1点、この23年度決算の中で、入院費が非常に昨年と比べてぼんと伸びてるのをちょっと見受けしたんですが、その原因はということが原因なのかかわかればお願いしたいと思いません。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

医療費の給付につきましては、これは毎年度あるいはその月ごとにかかなり変動がございますので、その入院費が増えたということについてはさまざまな要因が考えられると思いますが、特別これが原因で入院費用が増えたというところは、ちょっと分析するのは難しいということで、把握はできません。

そういうことですので、医療費については大変水も的的な部分がありますので、その辺はなかなか予測できないところがあるので、昨日も永井議員から質問がありましたが、やはりそういう財源をある程度確保しないと、給付費の支払いに支障を来すというようなことが想定されるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。この国保の問題、やはり周りの市町村と比べると若干高めということで、町民の皆さんも注目してるところでもあると思います。また、町の国保の状況がまたどのような推移をたどっていくのか、またそういう広報もしてると思うんですけども、決算が終わったたびに、より町民の方たちにわかりやすくぜひ広報活動もお願いしたいと思います。

これで、まず2点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 3点目、医療費の適正化について御質問をいたします。国民健康保険が実施してる高齢者医療確保法に基づく特定検診、特定保健指導についてお伺いしたいと思います。まず、対象者の数について。これは平成20年から24年度まで。それと受診者数、これも

年ごとにどのくらいなのか。要するに、どのくらいの対象者があって、どのくらいを受診者がいるのか。

それと3点目としまして、実施率。これは平成24年度中に65%以上にならねりゃならないとされていますが、この達成するために何か特別なこういう工夫とか働きかけをやってるのかどうなのか、その辺の方策についてお聞きしたい。

4点目に特に特定保健指導の実施に当たる課題がある市町村が多いと聞いております。その点、阿見町はどういう状況なのか。

②としまして、生活習慣病患者予備軍の数と減少率について。これは糖尿病・高血圧症・高脂血症の患者数、そしてまた予備軍の数について直近の数値がわかれば教えていただきたいと。

それと、2つ目としまして患者やこの成人病の予備軍を減らしていくための施策。具体的にどういふことをやるのか、また具体化の状況についてもわかれば説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 医療費の適正化についての御質問にお答えします。

まず1点目の国保が実施している特定健診・特定保健指導についてですが、特定健診対象者数は平成20年度8,657名、受診者数2,833名、受診率は32.7%、平成21年度対象者数8,739名、受診者数2,980名、受診率が34.1%、平成22年度対象者数は8,865名、受診者数3,035名、受診率は34.2%、平成23年度がまだ未確定であります。特定健診対象者数が8,924名、受診者数が3,096名、受診率は34.7%であります。

町では、平成20年3月に5カ年にわたる特定健康診査等実施計画書を策定し、平成24年度における特定健診受診率を65%を目標とする計画を実施中です。非常にちょっと高めに余りやり過ぎたのかなっていう気はしないでもありませんね。半分ぐらいの今受診率なんで。年々受診率は少しずつは向上していますが、目標にはほど遠い状況です。

24年度につきましては、受診率向上を図るため、人間ドックを希望者全員に助成できるよう受診医療機関を4医療機関から5医療機関に増やし、受診しやすい環境の整備を図っています。さらに、町と契約している医療機関での個別健診につきましても広報等で周知を図り受診率の向上に努めたいと考えております。また、未受診者に個別に勧奨通知を送付したり、日曜日に健診日を設定するなどの対策をとるなどして、目標達成に向け努力しているところでございます。

特定保健指導の対象者についてですが、平成20年度504名、平成21年度537名、平成22年度519名、平成23年度につきましては対象者数492名でした。

次に、特定保健指導の実施における課題についてお答えいたします。

平成23年度における特定健診受診者3,096名のうち、特定保健指導の対象者は492名であり、そのうち特定保健指導への参加者は積極的支援、動機づけ支援を合わせて115名で参加率は23%でした。

課題としましては、特定保健指導対象者の検査項目の数値が基準値以上であっても、日常生活に支障を来すほどの自覚症状がないことや対象者が40歳代から70歳代の働く世代が多いこと、また、受診結果を受けてから特定保健指導への参加の案内通知を送付するまでに2カ月以上の期間がかかっていることなどの課題がありました。

こうしたことから、特定保健指導の受診率の向上を図るため、平成24年度からは集団で特定健診を受けた方には、健診を受けてから約1カ月後に健診結果と一緒に特定保健指導への参加の案内通知を送付する方法に変更することとしております。

次に、生活習慣病患者・予備軍の数と減少率についてお答えいたします。

生活習慣病といわれる糖尿病・高血圧症・高脂血症の患者数についてですが、平成22年度健診結果からの分析ですが、受診者3,135名のうち生活習慣病治療中の人数が1,115名、メタボリックシンドローム該当者が526名、予備軍が331名、特定保健指導対象者となるのは、554名という状況です。平成21年度特定保健指導実施者で対象外となった減少率は、27.1%となっております。特定保健指導が一定の効果があることは数値からも明らかとなっております。

次に、生活習慣病患者やその予備軍を減らしていくための施策と具体的状況についてお答えいたします。

町では特定保健指導のほかにも、あみ健康づくりプラン21に基づいて、特に循環器系疾患の減少に向けた取り組みを重点施策と位置づけ、町食生活改善推進協議会による食塩摂取量の減少のため食生活改善教育の実施やウォーキングなどの有酸素運動を通じた運動習慣づくり、喫煙が健康に及ぼす影響についての情報提供などを行うなど生活習慣病の予防を目的とした各種の事業を実施しています。

主な事業としましては、食生活改善推進事業、ウォーキング入門教室、また、茨城県立医療大学との連携事業である、体力トレーニング教室等の事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。この医療費の適正化、そしてまた成人病を減らしていく、なかなかこれは根気のいる仕事でもありますし、この目標値の65%というのも非常に高い設定値でこれはできる自治体は、ちょっとどこもないんじゃないかと思うくらいなんです。

今年の6月に町長のところに私もちょっと情報を持っていったんですが、例の町長もがんの手術をされて——胃がんの。それに対して非常に資料を持ってった件もあるんですが、ピロリ菌の検査が非常に有効である。で、こういうことを取り入れることによってある意味では——詳しくはまた難波議員のほうでやると思うんですが、検診に対するこの興味とといいますか、そういうものも非常に町民の皆さん持たれて、また本人にもバリウムを飲んだりレントゲンを撮ったり、非常に負荷のかかることがなくなってくる部分もあるんで、非常に有効かと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

がん検診というもの、国の政策にもありまして、町もその補助を使いながら積極的に推進しているところでございます。それで今、川畑議員御提案の胃がんのピロリ菌の検査というような提案でございますが、今のところ胃がん検診ということで事業を進めているところでございまして、予防するという意味のことではないというようなことから、今のところはそういう検査については考えておりませんが、今後そういう検査をすることによって住民のがんに対する検診の受診率が高まるとか、そういう効果があるというような現象とかそういうものが出れば、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひその辺のところの情報、私のも手元に入りましたら持っていきますので、ぜひ検討していただいて、また早期発見することによって命も助かりますし、また医療費の抑制にもつながると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

国はどちらかといいますと自助・自立・自己責任というのを非常に強くうたってきておりまして、またこの医療費、医療、そして医療費の抑制のために今までもいろんな施策を立てて、それが実施されないでストップになってた部分もあると思うんですが、今後どのようなこの医療費抑制の方向性、また国であるとかそういうところがやってくるか予測はしておられるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

医療費の抑制につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり町の健康施策である健康づくりプラン21に基づいて積極的に推進していくというようなことで、主に循環器系疾患について取り組んでいくというようなことでございます。

そのプラン21の期間も平成25年度で終了というようなことでございます。それからそういう

検証もしまして、今後の医療費削減に向けた健康対策というものを次期の計画で反映できるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。何とか医療費の抑制につながれば何でもいいというあれでもないんですが、やはり健康で町民の皆さんが生活できることが一番だと思います。その施策をぜひお願いしたいんですけども、今言われたように生活習慣病対策はとりあえず一区切りで、次の段階にこれからまた来年度から入ってくるってことですが、今民間も通じてどういう動きをしているか、予測されることはどんなことなのか、ちょっとお話をここでしておきたいと思います。

多分来年度から新しい高齢者医療制度が、またこれ何らかの形でスタートしていくのではないかと。で、スタートしてもしなくても恐らく来年の4月以降生活習慣病対策っていうのは全面的に本来の姿、全面的に追求されていく可能性が強化されてくるのではないかと、このように専門家は言っております。

平成20年から生活習慣病対策が具体化していったんですが、それに伴って40歳以上の方々に健康診断事業というのは——資料が2008年の件なんですけども、基本的になくなってくる。そのときのこれは予測ですね。で、それ以降は自治体がやりたければやればいいという話であったそうなんですけど、その後、誰が検診をやるのかという糖尿病・高脂血症それと高血圧症、この3つで内科的生活習慣病ほぼ網羅することができる。生活習慣病になっている患者だけを対象に健康診断また保健指導というものを医療保険者にこのときに資料では義務づけたということになる。

で、これ65%は何で出てきたかっていうと、このときに指定された受診者が7割を切ると国保なり社会保険は不熱心だというレッテルを張られて1割を上限として後期高齢者医療制度の支援金が加算される、こういう制度になってた。ところがこれは発動されずに今日まで来てる、そういう状況であると。

で、恐らく来年から新しい仕組みで別の形で、専門家の方は、登場してくるだろうと思うと、このように言っております。言ってみれば何なのかといいますと、健康自己責任を集団的に問う形。この集団的に自己責任を問うというのは、数年後具体化してくる。要するにその健康診断、要するに健康に対する意識の低いところはいろんな意味で国の補助金が少なくなっていくとか、またその自治体の負担が非常に大きくなっていくところの負担をかけてく中で、やはりそれではその地域の人たちがだんだんこれは不満がたまっていくことによって、今度は個別化をしていくということが想定されるっていうんですね。

いろんなことが想定される中で、今準備されてる番号制度、これがもし動き出しますと個

人の特定が非常に簡単になってくる。そうしますと一人ひとりの健康歴・治療歴それに伴う自己責任を一人ひとり明確にしていくことができる。恐らく数年先まで進んでいくと、健康についての格差社会ということも出てくる可能性がある。これは介護保険にしても障害者の自立支援法の内容にしてもそういう方向性、今進んでるところなんで、多分健康についてもそういう方向性で行く要因が残ってるのかなという気がいたします。

ここの1番の問題点というのは、検診であるとか保健指導、これは国のほうはハイリスクアプローチということで、そういう人たちだけを対象にしてくるという可能性がある。ところが問題なのは公衆衛生の原則からいきますと、そういう成人病予備軍であったり、そういうかかっている人たちだけを対象にするというのではなくて、やはり町全体・町ぐるみ、健康な人も病気を持ってる人もみんなで労働であり生活であり、そういういろんな環境——健康にいい環境というものを考えて取り組んでいかななくてはいけないのではないかと、こういうことが言われておりますが、私もそう思います。

今これ、例として出てるんですが、ある民間の企業がちょっとタイアップして進んでる内容をちょっとお知らせしますね。

I T産業が個人の携帯電話を中心にしながら、これから保健指導をやってくるって可能性も十分あり得る。どういうことかっていいますと、朝6時になると携帯電話が起こしてくれる。で、トイレに行って30分たつと早朝の血圧をはかってくださいと。はかりますと朝御飯を食べる。朝御飯を食べたカロリーはこれぐらいだから夕御飯はこれぐらいにしなさいと。またお酒を飲むんであればその分カロリーは削除して食べるものを抑えなさいとか、いろいろ細かく管理をしてくる可能性は当然出てくる。

で、このシフトがきちんとできて、特定の大学と企業が取り組んで大々的に売り込むとか、あるいは健康診断事業を精力的にやってる医療法人が10ほど緩やかな連合体をつくったらしい。この検診と日常診療を結合させながら徹底的にやるという仕組みをつくって、今これやることによってどういうことかっていいますと、生活習慣病とこの検診のコントロールを結合すると日本の現場で働いている人の10%をカバーできると。実験的につくったところで。そのように言ってるそうです。

で、ここから一定のモデルができ上がって、労務管理と一体となった健康管理がかなり強力に進んでくる。医療費抑制という名目のもとでなってくる可能性がある。そうなってきますと、医療のこの健康問題もひょっとするとこういうI T産業、いろんな民間の産業が入ってくる金もうけの場になってきてしまう可能性もある。それがいいのか悪いのかということは今ここでは何とも言えませんが、近い将来そういう時代が来るのかな。タブレット1つあればいろんな指示ができて、いろんな医療機関との交信も今できるのが現実でありますので、

そういうことも考えていきますとやはり将来どうなっていくか、自己責任ということも非常に大きく問われてくる可能性がある。

そこで、最後にちょっとお尋ねしたいのは、町としてこの健康診断事業、要するに生活習慣病の予備軍だけではなくて広く多くの方にこの後もずっと対象として継続していく予定なのかどうなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

当然そういう健康に対しては町は積極的に推進していきたいというようなことで考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。国民健康保険というのは法的にはこれは社会保障制度でございます。ですから、この社会保障制度をしっかりとまた充実をさせて町民が安心して暮らせる、そういう阿見町にさせていただければと思います。

以上で、この3点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは4点目、生活弱者対策についてお尋ねをしたいと思います。

今非常に貧困また格差社会になって、貧困の度合いそしてまた高額な所得の方と大きく2極化してきている、そういう状況でございます。その中でまず国保の滞納者の生活状況、これに関してちょっと掌握をしてるのかどうか、これ1点目お聞きしたいと思います。

2点目の中に、国保の滞納者の中でも国保以外にも滞納している割合はどれくらいなのか、もしわかれば。わからなければ結構でございます。その中で、多重債務者はいるのかいないのか、掌握してるかしてないかになります。

4点目としまして、国保滞納者の中で生活保護基準以下の所得の人はいるのかいないのか。いれば何人ぐらいいるのか。

それと5点目として、この貧困率についてどのように考えているのか。阿見町の貧困率の割合はどうか。

7点目として生活弱者に対してどのような対策を行っているか。

以上7点お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、生活弱者対策についてお答えいたします。

議員御質問の①国保滞納者の生活状況は把握しているのか、③その中で多重債務者はいるのか、④国保滞納者の中で生活保護基準以下の所得の人は何人いるかにつきましては、滞納者と

の納税相談の中で、それぞれ個別に状況を把握しておりますが、具体的なやっぱり人数は今把握しておりません。整理しておりません。

滞納者との納税相談の中で、個別に生活状況あるいは所得状況等を聞き取り、その状況に応じて多重債務がある場合は消費生活センターへ、生活が困窮しているような場合であれば、生活保護所管の社会福祉課へ案内し、相談するよう勧めております。

このように滞納者に対しましては、ただ納税を求めるだけではなく、生活困窮解消のために関係部署と連携を図っております。

次に、②の国保滞納者の中で国保以外にも滞納している割合はどれくらいなのかにつきましては、8月末現在のデータで、国保税の滞納者は2,191人で、そのうち国保税以外の税も滞納している人は1,537人で70.2%であります。

次に、⑤点目の貧困率についてどのように考えているのかについてであります。厚生労働省が発表した相対的貧困率によれば、平成21年の日本の貧困率は16%となっております。例えば、配偶者1人、子供2人の4人家族のサラリーマン世帯の場合、可処分所得が年224万円、月額にすると186,700円程度未満だと貧困層となります。単身世帯なら、年に112万円、月額93,300円程度未満が貧困となります。

次に⑥点目の阿見町の貧困率の割合はどうかにつきましては、厚生労働省が国民生活基礎調査に基づき国全体のデータとして算定しているものであり、県や町としては把握はしておりません。

次に⑦点目の生活弱者に対してどのような対策を行っているのかについてですが、当町でも、毎日のように生活保護についての相談があり、今年度においては8月末現在で60件の相談を受けております。内容も多種多様で、その中で保護の申請に至るケースも多数あります。

当町における被保護世帯数・被保護人数は、平成24年6月末現在で353世帯、458人が生活保護受給中であり、保護率は9.6%となっております。保護率とは、人口1,000人あたりに生活保護受給者が何人いるかという割合を示すものです。

当町でも、長引く不況による失業者の増加、ワーキングプアや非正規労働者の増加、急速な高齢化の進行により生活困窮者が増加していると思われま。

生活弱者への支援策ですが、セーフティーネットとして生活保護がありますが、生活保護まで至らない方への支援策としましては、社会福祉協議会での歳末義援金の支給・生活費等の小口貸付・食料品等の物資支給等を行っております。また、県やハローワーク等でも住宅支援・就職支援活動を行っております。

今後も、民生委員児童委員並びに県、町、社会福祉協議会等の連携を図り、引き続き、生活弱者への相談活動や見守りを行い、支援等を続けながら適切な対応をしてまいります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。多くの方が貧困の中で苦しんでらっしゃる、その割合が増えているというのは現実でございます。2000年半ばで日本の相対的貧困率が14.9%だったのから見ると、1ポイント以上やっぱり増えていってる。

この2000年半ばで日本の貧困率、このときはOECD30カ国中何番目だったかといいますと27番目。今はもっと下がってるかもしれないです、そうしますと。日本より下なのはどこなのかというアメリカ——このときで。それとトルコ、メキシコ。下から数えるとその上に日本が来てる。

で、相対的貧困率非常に高い中で、生活保護基準以下で生活してる世帯というのはどのくらいあると想像されますか。もしわかってればなんです。わかってなければ結構でございます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

保護基準以下っていうことについては、把握はしてございません。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 確かにはっきりした数字はわからないと思うんですが、国のほうでは大体生活保護所帯の5倍って言うてんです。ですから生活保護で、ある意味でセーフティネットで救われてる人の5倍の方がその以下の生活を強いられているっていうのが現実で、顕在化はしてない。

そういう、この貧困といったところからどういうことが想定されるかっていいますと、やはり日本の自殺率どうなのかといいますと、細かく言うとあれなんです。ちょっと総数平成21年度でいってみますと、自殺者の日本の総数が3万2,845人、前年に比べて——20年度に比べて約600人増えてる。内容的には50代が約20%、60代の方が18.1%、その後40代、30代とこうなってきましたが、学生生徒も約3%。この後ちょっといじめの問題の質問もしますが、10代で学校に行って自殺をしてるっていうのも日本は先進国で断トツトップなんです。

高齢者も含め全体で見てもどうなのかといいますと、自殺率2007年の段階で他国と比べて日本の自殺率は24.4で先進国の中で最も高い。どうなのかというとドイツの2倍でアメリカの2.3倍、イギリスの3.8倍、その起因するところはこの貧困ということも非常に大きな起因はしてるのかなという形は私もいたしております。

日本の話、世界の話しても仕方がないのであれなんですけども、この阿見町において先ほどいろいろと生活弱者に対する施策が町長のほうから話がありました。生活弱者のついでにもう1つ孤独死の話をしておきたいと思うんです。この孤独死・孤立死、これに関して全国でデー

タをとってる県は3県だけ。その基準も曖昧なんで、ちょっと何とどこまで信憑性あるのか微妙なところなんですけども、東京都だけでとってるのでは、2010年度で6,800人。三多摩入ると大体この2倍。それが大体日本の10分の1だろうって言われているところです。

データとして上げてないんで何とも言えないんですが、この孤独死・孤立死で孤立・衰弱死というのが実例で何件かあるんですが、どういう内容かっていいますと、老老介護で介護してる人が先に亡くなる。で、介護されている人が1週間ぐらいに餓死して亡くなる。こういう例が1つ。そしてまた障害を持つお姉さんと妹が2人暮らし。そしてまた障害を持った子供とその母親が死んでいくとか、いろんなケースがある。

非常に孤独・孤立で、医療・介護そしてまたこの貧困という問題が大きなこれから社会問題として顕在化してくるのではないか。この生活保護基準以下の、やはり阿見町にも何倍かの人が、5倍が日本の平均だといいますがそれが大きいかわ少ないかわ私もわかりませんが、そんなに大きな開きがないくらいの方がやっぱり生活を非常に厳しい中で強いられるんじゃないかと思います。

1点は、先ほども相談に来られた方が60件あったという話を町長のほうから聞きました。この生活弱者対策ということで、一番今注目を浴びて進んでいるのが滋賀県の野洲市なんですね。私ここの担当の方に話をお聞きしました、行って。その1つのモデルとして非常にこれは町民の方にとっても非常に有効であるし、先ほど言った滞納の問題また納税の問題に関しても非常に大きな成果を上げてる実例がありますんで、ひとつ簡単に概略お話しをしてぜひ研究していただきたいと思います。

内容的にちょっと細かく言うと時間ないんで、生活弱者まず1点、相談者というのは失業であるとか経済的な問題、また家族また人間関係の問題、そして心の悩み等といろいろあって相談することがなかなかできない。なぜできないかといいますが、相談してもあきらめてしまう。相談する場所がどこにあるかっていう、そういう情報が行ってない。で、相談になかなかつながってこない。結局どこかで誰かが相談する人を発見して、生活再建のための支援をしていく。これが大事になってくる。

一番の問題っていうのは、本当に相談の必要な人をどうやったら相談のテーブルについて相談してもらうことができるか。そこから解決していくということを言われています。

で、これはある1人の男性の話なんですね。ちょっとビデオを見さしてもらった内容なんですけど、体を壊して国保が払えなくて保険証がなくて病院に行けなくて、もうふらふらの状態だった。そこを駆けつけて状況を聞いて何とか自殺をしようと思ったのを思いとどまらして社会復帰させたっていうような内容なんですけど、それを男性……。話を聞いてみると300万の借金がある。この14万の収入の中月々この借金に9万円消えていく。で、多くの人はこの借金の返

済はするけども税金の滞納はしてしまう。この傾向がある。

で、彼には病気がある。で、短期の保険証の発行。これは保険証を発行すればそれで結論、全部済むということではなくて、そこからが非常に大事になってくる。この生活再建をさせていくことが大事になる。そして税金を払っていけるようにしてあげることがどうしても必要だ。ですから、この借金の300万、これは金利は非常に高い金利で10年間借りてたっていうんで非常にグレーゾーンで高い金利を借りてた。それを全部担当者が事情を聞いて相談に乗って、全部その担当の人に振り分けをしてやったところ借金が全部終わって過払い金が70万返ってきて、そして滞納していた50万円の国保も全部納めて、そして今元気に仕事をして生活をしてる。ここまでの生活設計をしてる。

で、野洲市のこの内容なんです、ワンストップで相談者……。いろいろ聞いて、ある意味で収納担当、納税担当の方がプライベートの多重債務であれ、ほかのこと云々って聞くと自分の仕事の越権行為みたいに思う自治体の職員の方も多いたとは聞くんですが、実際にそうやっていろいろ聞いてみてプライバシーの侵害だとか何だとかって問題は、十何年やってるけどいまだかつて一度もないっていうことでもあるんで、ぜひそういうところは聞いていただいても大丈夫だというような話をしておりました。

その中で生活相談をし、いろんな生活再建のことをやってあげることによってどういう効果があったのか。当然自殺をしようと思った方がとどまって税金を払えるようになり仕事もできるようになり元気になってったってこともあるんですが、23年度の状況で88件の相談があったそうなんです。それによって約定……。残債務金額というのが1億4,000万で、その中で過払い金の回収金額というのが大体4,450万——またこれは増えるそうです。その中で税金は217万、分納分は入ってこない。入ってない、だからもっと税金は、これは納められたっていうことなんですけども、これによって88件で回収金額がこれだけあって、全部借金を返して払わなくて済む金額も5,000万からある。

そう考えてみますと、非常に野洲市のほうではどのくらいお金を使ったのかというと担当者だけのことでありますんで、そのかかった弁護士費用であるとかいろんな費用は本人がその中から払ってるということで、このかかっているお金もゼロ。

その中で1つ有効的な相談窓口を設けることによって大きな効果を生んでるということもありますんで、これ後で……。今ここでやりますかやしませんかって話聞いてもちょっとわからないと思うんで、資料を後でお渡ししますんで、ぜひこれ研究して、もしよければぜひ野洲市のほうにも行って状況を見てきていただいて、阿見町のほうでも取り入れていただければと、このように思いますけども、どうでしょうか、この辺のところまたぜひ前向きに検討していただけるかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時6分です。

午前11時01分休憩

午前11時07分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほど川畑議員から提案がありました滋賀県野洲市の資料をよく参考にさせていただいて、研究させていただいて、これから取り組めるかどうかというところを関係部署と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ検討し研究し進められるところは進めていただければ、町民の皆さんも非常に困ったときに頼りになる阿見町の役場ということになるのではないかと私も思います。

野洲市の大きさも先ほどちょっとお話しましたが、琵琶湖のほとりで大津市のすぐ近くでありまして、人口規模は5万と860人ぐらいです。阿見町とそんなに変わりません。阿見町を市にしたようなものでございます。阿見町はある意味では日本一の琵琶湖、日本二の霞ヶ浦ということで、そういう立地的なものも非常に似てるのかなといったところもあります。

ぜひ、これは内容を研究していただければ素晴らしい内容でもありますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で4点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 続きまして5点目、障害者対策についてお尋ねいたします。

明年——平成25年4月から障害者総合支援法が施行されますけども、1点目としまして、自立支援法と大きく変わる点は何か。2点目としまして、阿見町の障害者対策でどのようなことが今問題になっているのか。3点目としまして、これから障害者対策についてどのように町として進めていくのか。

この3点お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障害者対策についてお答えいたします。

まず、1点目の平成25年4月から障害者総合支援法が施行されるが自立支援法と大きく変わる点は何かについてであります。

障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものであります。

主な改正点は、平成25年4月1日から、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）とするとともに、制度の谷間を埋めるべく、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

次に、2点目の阿見町の障害者対策でどのようなことが問題になっているのかについてですが、阿見町近隣には障害者施設が多くないことから遠方への入通所や入通所待機者がいる状況であり、また、医療的ケアが必要となる重度障害者も利用できる短期入所施設の確保が必要となっております。

ほかにも障害者が就労の機会を得るため障害者就業・生活支援センターかすみ等と連携しながら阿見町工業に関する懇談会において説明をしているところではありますが、現状としては景気の低迷等で就職につくことが非常に難しくなっている、そういう認識をしているところがあります。

次に、3点目の、これから障害者対策についてどのように進めていくのかについてですが、町では平成21年度に策定した障害者基本計画に基づき各種施策を進めているところであります。現在の基本計画の期間は平成22年度から平成26年度の5カ年となっており、次期計画の策定時においてアンケート調査を実施し、障害者の意見等を伺いながら見直しを加え、計画の策定を予定しているところであります。今後も、計画に基づき推進してまいりたいと思います。

特に就職に対しては、やはり新しいメグミルクが来たりするんでね、そういうところでちょっと御相談をしていきながら、どういう人を望んでいるのかと、そういうこともやっぱり早目に担当者と話していったらいいだろうということで、そういうことを担当課のほうにお話しております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。障害者の問題、なかなか難しいところはあるんですが、再質問の中でまず1点目としまして、阿見町から美浦養護学校に今何人行ってるのか。2点目として、その卒業生の進路状況はどうなのか。そして3点目として、その卒業生の就労対策はどういう形でやってるのか。

以上、まず3点お聞きいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。

まず1点目の美浦養護学校に阿見町から何人行ってるのかということでございますが、これは平成24年9月1日現在で40人ということでございます。

それと、卒業後の進路状況ということでございますが、23年度の卒業生といいますと7人のうち通所6人で入所が1人と、就労してるのはいないというような状況でございます。

で、卒業後の進路状況ということでございますが、23年度……。あ、進路状況はただいま言ったような状況で、どういうことが問題かということでございますが、特にその就労について美浦養護学校のほうからどうしてほしいとかいうようなことは、担当のほうには特に伝わって来てないと、そういう声が出てないというようなことでございます。

そういうものが直接町のほうにということではないんですが、福祉サービス等を利用するに当たっての障害者の認定区分、これが市町村によってばらつきがあるのではないかとというような声も寄せられてるとというような声が聞いているというようなことが一部出ているというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それとですね、次に障害者年金もらってる方は何人いるのか。そしてまた障害者でありながらももらってない人はいるのかどうなのか。その2点。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。

養護学校に通っている方の年金受給については把握してないということで、町全体としても年金受給者どのくらいいるのかってのは、ちょっと今のところ把握してないというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 美浦養護学校ではなくて、阿見町の障害者ではわかりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今すぐ数字が出なければ、後でこれは結構です。

人数は後で出してもらうようにしまして、障害者でありながらももらってない人の生活はどうなっているのか、その辺は把握してますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 基本的には障害者であるということであれば、そういう障害者手帳なり、そういうもの認定を受けた方が対象になってくるということで、そういう方については、そういう案内なり周知は当然窓口のほうで行っているということでございます。

そういう手続ができないというようなことについては、当然町のほうからそういう該当者にそういう周知なり広報活動を当然行っているところですが、個別に誰がやってるかやってないかというのはちょっと把握できないというところがございますので、できれば近くの民生委員さんとかそういう方に相談していただくとかそういうことであれば、そういう手続の仕方とかそういうものが町のほうに、幾らでもそういう相談には乗れるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） また、じゃあ別の観点からお尋ねします。障害者年金をもらってて、就労支援を受けて就職したと。就職すると障害者年金はどうなりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） じゃあ、進めます。いいです。これは障害者年金なくなりますよね。もらえなくなりますよね。で、就労支援をしたけども、障害者の場合は1つの企業に入ったとしてもそんなに何年も何十年も続くかというとなかなか難しい問題があります。

行ったところがなかなか人間関係、また仕事の内容等で合わなくてやめて帰ってくるということがある。やめて……。就職したけども、またその会社をやめて無職になってしまった。そのときの障害者年金はどうなるのか。もらえるのかももらえないのか。

じゃあ、いいです。なぜ聞いているかっていうと、この障害者の実態把握するのは意外とわかってない部分があるのかなといったところなんです。ぜひこれはね、知らないからどうこうじゃないんです。わかっていたきたい。障害者のこの生活がどうなっているのか。どういう形でやってるのか。

国の方針っていうのは自立支援法で何やったかという、結局ここなんですよ。今まで年金受給をしてた。で、一般企業に就職した。したらそれでもう就職できるんだから、年金——要するにお金を打ち切って自立してってくださいと。そういうことで切り捨てていく。そういう中で非常に困ってらっしゃる方がいる。それまたもらうのも大変な手続がある。そういうことも聞いております。

私が今日ここで言いたいのは何なのかというと、この美浦の養護学校は何人行って、その後どうなったのかっていうのは、まず初めに、再質問で聞きました。なぜかっていいますと、障害者問題で、一番日本で今先進的に進めているのが大阪の箕面市なんです。で、箕面市に私行ってまいりました。行っていろいろ聞いてきましたが、事の発端は、向こうの箕面市でも何が始まったかっていうと、ちょうど養護学校卒業して就職したいんだけど仕事がない。脳性小児麻痺。それで自分たちの職場何とかならないかということで箕面市の障害者問題が始まった。

2人で障害者始まったんですが、もう1人は普通の小学校中学校クラスで障害者ですが、学

校に行ってみて、卒業したときに就職するのに市役所のほうへ就職したいと。ぜひそういう枠を広げてほしいということで折衝したんですが、やはりそこも難しくできなかった。そこから障害者問題が箕面市は20年前にスタートしました。

で、箕面市の財政規模、人口規模からいくと阿見町の大体3倍なんで大きいといえば大きい。財政的な、そういう指数も非常に高いところで施策を打ってるんで、ある程度のお金は今までかけてきた、そういう状況でございますが、今言ったのはまず就労支援、そういうところに見てみたときに、私も施設何度か伺って数カ所見てまいりましたが、身体障害者であればある程度の就職口は何とかなる部分はあるんです。ところが知的障害・精神障害になると、なかなかこれは就職というのは難しい。

けども、そういうB型支援のところと一緒にみんな行ってるんです。みんな受け入れてんです。行くところがないですから。本来であれば知的障害・精神障害そして身体障害と、ある意味でその人の能力によって行く場所が違うのであれば、それは選択していかなければ、本当は選択できる選択肢を広げてあげられることが一番いいんですけど、それがない。阿見町の場合はない。ですから、みんな一緒くたになってそういう施設に入っていく。

そこで箕面市では、ここで何を考えたかっていいますと、一般企業に就業するということは、ある意味で生産性・効率化、これ求められます。障害者の場合、それを求めてできるか。そういうのは無理なんです。でも働きたいという、そういう意識がある。意欲もある。そういう人をどうするかといったところで、社会的雇用ってのをつくっていったんです。これも話すると非常にこれは長くなりますけども、ちょっと概略だけ一通り話しますね。

1982年養護学校卒業後行き場のない脳性小児麻痺の青年とその支援者がとも働く場として豊能の障害者労働センターを設立する。そこから粉石けんを袋詰めしたり販売が始まったと。で、そのときにこの労働センターと市の行政と障害当事者、それと市民との話し合いをずっと会議を開いて進めていく中でこれが計画に乗り、これが職業的自立に取り組む場になっていった。まず1点目は、そういう協議会をもって話し合いの場をまずつくったってことなんです。

で、そこから1986年に月5,000円、市のほうが助成したのが障害者雇用助成制度の始まり。その後どんどんどんどん進展していきまして今どうなってるかといいますと、この箕面市独自の障害者雇用制度今どこまで進んだかといいますと、親の扶養に入ってる障害者は月8万9,000円。それ以外の障害者と健全者・スタッフ、そこは大半が12万5,000円から15万円。みんな一緒だっているんです。金額は。

で、阿見町の場合はどうなのか。担当課の方は知らないと思うんで、ぜひこれは話し合いの中で聞いていただきたい。額が余りにも違い過ぎます。生活するのは無理です。支援していく人たちも本当に志とボランティア精神でやってるだけのことで、到底これは続いていかない。

やはりそういう本当に状況どうなのか把握していただいて、この障害者対策を打っていただきたい、このように思います。

箕面市のこの話も非常に深いところがあるので、時間をとってゆっくり話したい部分はあるんですが、あと残り20分を切ってるようなので、なかなかそうもいきませんが。これも資料もあります。箕面市の障害者対策。これもしっかりと学ぶべきところはかなり多々あると思います。阿見町がそれと同じことをやるというのはちょっと無理だと思いますけど、1点ここでお願いしたいのは、まず社会的雇用、この考え方をまずちょっと理解していただきたいということが1点。

それと2点目として、障害者の仕事の間を広げていただきたい。ぜひこれは行政絡みでやらないと無理なんで、仕事の間を広げていただきたい。ある市町村では、いろんな業者と一緒に入札も行ってます。その仕事の内容によっては。ですから、できる仕事はぜひそういうチャンスを与えていただきたい。で、来年の9月には新しい給食センターも稼働してきます。また今、道の駅構想もあるようです。町のほうでは進めています。ですから、そういう新しい施設においてもぜひこの障害者問題、そういう働く場をつくっていただきたいと、このように要望いたします。

それと3点目、これは障害者施策、これを充実させていく。また、現状のいろんな問題点を知っていただくためにも、先ほど部長のほうにもいろいろ質問して申しわけなかったんですが、そういう協議会をつくっていただきたいんです。ぜひ障害者当事者、家族、そして専門的なそういう知識を要してる人、現実に障害者の人たちをサポートしてる人、そういう人を入れてぜひ町の行政機関も加わって協議会を立ち上げてつくっていただきたい。

こちらのですね、来年度から始まる総合支援法の中では協議会の見直しということでありませうけども、これは「設置する」じゃなくて「設置するよう努めるものとする」というような非常にやってもやらなくてもどうでもいいような書き方してるんです。でも、これはつくらなければ間違いなく阿見町の障害者問題ってのは発展していかないんで、この点ぜひ協議会の立ち上げ、この実施をお願いしたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

新法によるそういう協議会の設置についてということですが、先ほど御提案ありました箕面市の先進的な事例的な取り組み、そこでそういう協議会を設置してるというようなことですので、そういうところをぜひ勉強させていただいて、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。これはぜひ実施をして、やはり現場の本当に当事者の声を吸い上げて、その中で今の町の財政的な状況、またそういう社会的立地の状況の中でできることをぜひ一歩でも二歩でも前進していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、この障害者問題をまず終了いたします。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 6点目の子供・子育て支援についてお伺いいたします。

1点目、今少子高齢化が進む中で少子化対策、非常にこれはこの夏の国会でもいろいろと審議をされ、総合こども園の話なんかも出てきたり、でまたもとに戻ったりいろいろしました。で、この1点目少子化対策について将来どのような計画を町のほうでは立てているのか。

2点目として将来保育は自治体が主体となり推進していくべきものなのか、民間主体で行くべきなのか、それとも自治体と民間が協力していくべきなのか、どのように考えているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 子供・子育て支援の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の少子化対策について将来どのような計画を考えているのかについてであります。

阿見町では、平成22年3月に総合的な子育て支援策として阿見町次世代育成支援対策後期行動計画を策定いたしました。これは、いきいき子育て、楽しい子育て、地域で支える、やさしいまち阿見を基本理念とした子育て支援の地域づくりの総合的な行動計画であります。

この行動計画に基づき、子育て支援の充実のため、平成25年4月には、マル福の医療費拡大策として、中学生まで対象者を拡大いたします。また、民間保育園を活用した保育環境の充実に加え、家庭的保育事業に取り組んでまいります。さらに舟島小学校では放課後児童クラブの専用教室の建設などにより子育て支援対策の充実を図ってまいります。

このような子育て支援環境の整備・充実が、少子化対策に結びつき出生率の上昇につながるものと考えております。

次に2点目の将来保育は、自治体が主体となり推進していくべきか、民間主体で行うべきか、自治体と民間が協力して行うべきか、どのように考えているのかについてであります。

町の保育事業は、御承知のように、これまで公立保育所を中心に展開してまいりました。その中で、各施設の増改築等により定員の拡大にも積極的に取り組み、保育事業を推進してきたところです。

しかし、公立保育所での対応にも限界に来ている状況にあることから、今後の保育事業を推

進していくにあたり、対応策としては、平成19年度に策定した阿見町保育所整備方針並びに阿見町保育所整備計画に基づき、積極的に民間誘導による保育事業に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みにつきましては、曙保育所と青宿保育所の老朽化対策にあわせて、民間保育所への移管を平成22年度に行い、また、学校区保育所の老朽化対策及び待機児童の解消を兼ねた対策として、今年度、民間保育所さくら保育園建設を今行っているところです。

これからも、国の民間誘導施策に従い、積極的に民間活力を導入して、自治体と民間が協力して保育事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。保育、非常にこれは大変な仕事でありまして、小さい子供をあれだけの人数で見てるっていうのは、学校の先生も大変でしょうけども、保育もまた非常に大変な現場だなという感じが私しております。

今、町の公立保育所で正職員と臨時職員、これは何人と何人に振り分けられますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。

平成24年度の町の保育所の正職員と臨時職員ということでございますが、正職員は37人で臨時職員が42人です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。臨時職員のほうが若干多い。この賃金のほうは、臨時職員と正職員ってどのくらいの格差がありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） これはいろいろその年によって退職したりそういうものもありますので、今年度の――23年度の決算ベースで言いますと、正職員37人で職員の給与を割りますと1人当たり669万円余りというようなことになりまして、臨時職員につきましては、その雇用数で割りますと――人件費分を割りますと1人当たり154万8,000円余りというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ある意味では保育の仕事大変でございます。正職員と臨時職員の仕事の質と量の格差はあるかということ、そんなに大きな格差はない。まあ責任があるとか、またいろんなところが若干違ってくると思うんですが、質と量ほぼ同じなのに実際に私も格差があるとは思っていましたが、やはりこれだけの格差がある。

先ほどの貧困問題も捉えていったのはいろんな職種でこれだけの格差が広がってきてる。正でつくのとやはりそういう臨時でつくのとでは非常に大きな格差となってきたりしてしまってる。こ

の仕事の量と質とそんなに変わらないのに、この格差っていうものに関しては、どう考えますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 賃金の違いといいますか、その辺につきましては雇用条件で当然臨時職員については時給970円というようなことで募集をしているところでございます。その人事の職員の配置についてのことからということになるんですが、これまで職員の人件費削減、そういうことでそういう定数管理の中で職員の削減を行革の中でやってきたわけです。そういう中で保育士も例外でなく削減対象というようなことで、退職者の補充をしないというような削減計画の中でだんだん正職が減らされてきているというような現状、状況が続いてきていたわけでございます。

今、約……。その臨職と正職の割合っていうのが、先ほど申しましたように37人対42人ということで約47%の正職の割合というようなことで、以前はもっと3割とか4割ぐらいというような状況でございましたが、やはりその正職の職務の内容、そういうものを臨職と同じ責任を持たせてやるというのはどうかというようなことで、それはあくまでも臨職の職務は正職の補助というようなことで仕事の分担を考えていくというようなことでございます。

ですから当然その責任も正職にはありますし、それだけの仕事の……。まあ、やってる保育の内容については、それは周りから見れば同じように見えるというところもありますが、基本的には町の保育所の場合には、クラスの担任は原則的に正職が持つと。その補助的に臨職が正職の補助をするというようなことで仕事の分担を考えていくというようなことでございます。

ですから、その格差につきましては、これが妥当かどうかという判断は難しいんですが、そういう雇用条件の中で採用した結果がこういう開きがあるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ここでちょっと賃金とそしてまた仕事の内容ちょっと確認してみたんですが、日本の保育士1人当たり海外と比べてどうなのか、これちょっと例なんですけども、3歳児の場合ニュージーランドは1人の保育士で6人、アメリカが1人の保育士で7人、フランスが1人の保育士で8人、日本が1人の保育士で20人、そういう状況です。

これ見てみても、非常に日本の保育士というのは厳しい条件の中でやってる。ですから、この保育士の仕事ってのはやっぱり次の新しい日本を担っていく、この地域を担っていく非常に最も大事なところを、子供たちに接してるわけなんで、この仕事の内容見てみましても、教育費用——今日テレビでやりました、OECD先進国の中で最低だとか、そしてまた2005年の国際比較で日本の幼児教育の予算っていうのは30カ国中下から8番目なんです。今もっと落ちて

るかもしれません。

ですからそういうことを見ても、ぜひ保育の仕事ってのは大変なんだってことをちょっと再度ここで確認して何とか待遇改善、またそういうことも考慮に将来入れていただければなど私は思います。

今、民間の保育所がどうなのか。民間は大体保育士、幼稚園の先生、3年から5年でみんな入れ替わります。なぜか。人件費が高くなるんで、それでみんなやめてもらってる。要するに民間はぐるぐる先生がかわってく。ですから、民間の活用そしてまた厳しい経済の中でそういう利益を得ていくところに果たして教育——この幼児教育も含めてそのまま行っていいのかどうなのかというところになると私は大いなる疑問を感じてる中で、ぜひこの公立の保育所に関しては町で守っていついていただきたいし、またその待遇に関しても何とか少しでも改善になればと思ひまして今回の質問をさせていただきました。

これで6点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、済いません。時間が迫ってまいりました。7点目のいじめ問題についてお伺いいたします。学校でいじめの現状についてどのように把握してるのか、これが1点です。

2点目としまして、潜在化しているいじめの早期発見のために何か対策は立てていますか。

この2点をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 最初に、学校でのいじめの現状について把握していますかについてお答えします。

町内の各学校では、学期に1回以上、児童生徒に対して、学校生活に関するアンケートを行い、児童生徒のいじめの現状についての実態も把握しています。

さらに、いじめに関して心配されるようなことがあった場合は、直ちに対処するとともに、教育委員会に報告することとしております。

次に、潜在化しているいじめの早期発見のために対策は立てていますか（具体的な対策）についてお答えします。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるものという認識を持って潜在化する前に早期発見・早期対応を行うよう話しております。

今後も、「目につけ、気につけ、声につけ」の三かけ運動などにより、児童生徒の小さなサ

インを見逃さず、引き続きお互いに支え合える学級づくりをしていけるよう指導してまいります。

また、保護者に対しては、いつでも相談できるように、学校と保護者の連携を深めるとともに、相談体制をさらに充実するよう取り組んでまいります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ちょっと埼玉県のほうでいろいろといじめ対策検討委員会ってのが、このいじめ問題に対するアピール、そしてまた連絡先の一覧をつくって保護者に渡しています。

それともう1点目が、家庭用のいじめ発見シートっていうのがありまして、いろいろと保護者の方にチェックしてもらって何か異常があればそこで学校のほうでも気にかけていく。こういうものも出しております。で、こういうこともちょっと検討していただいて、なるべく早期発見して悲惨な……。先ほども言った自殺者の話じゃないんですが、いじめの問題で死んでいく人も確かに若い人の中では多いと思います。ですから、そういう事例を阿見町では絶対出さないように、いろんな対策をぜひ打っていただければと思います。

で、時間があればもっといろんなほかのことも聞きたかったんですが、1点ちょっと水谷修さん、水谷さんっていう夜回り先生、この衆議院の青少年特別委員会といったところで、8月にごさしまして、その中で議事録ちょっと引っ張り出してきましたら、非常におもしろいことを書いてありました。

いじめ問題に対して、まず1点目はいじめってのは重大な人権侵害だって。ある意味では刑事事件や人権侵害に当たって、もう警察や人権擁護協に報告しなきゃいけない。ですから、ぜひそういう問題が起きたときに学校内で全部何とかしようと思うことは——するとやはり問題が大きくなって收拾つかなくなってしまうということもあります。

ぜひこれは後で議事録読んでみてください。かなりのページ数になりますが内容は非常におもしろいです。で、せっかくなんで、その中で1点だけちょっと御紹介したいと思います。

いじめの根絶についてある国の試みをお話ししておきます。これは世界で最も成功した例といわれてるカナダで2007年12年制の教育を行っている9年生——中学3年生がピンクのシャツを着て登校したところ、性的を含めたさまざまなひどいじめに遭った。そのことを知った12年生——要するに高校3年生2人が50枚のピンクのシャツを買ってみんなでそれを着ようじゃないかと。それが50枚どころか全校に広がっていったいじめがなくなった。実はこれがカナダ全国に広まって、カナダでは毎年2月第3水曜日がピンクシャツデーと呼ばれてる。これは学校だけではない。会社を含めた、工場を含めたいじめを許さないという人たちがピンクのシャツを着てその日を行動する。カナダ1国がこの日はピンクのシャツで埋まる。国会まで埋まる

と言われてます。

このような事例がある。ですから、やはりこういうことをとってみても何かそういうイベントもしあれば組んでもいいのかなとそういう気もいたします。そしてもう1点、いじめに関してこういうことがある。

一部の専門家が逃げろ、逃げろと進めております。学校に行かなくていいんだ、学校を変えなさい。これは非常に無責任な話だと思う。いじめから逃げて、でも心の傷から引きこもりになって苦しみ続ける人たちがたくさんいます。私のもとにも先日32歳の、中学校のいじめから学校に通えなくて引きこもりになっている子が、窓の外を見たら私をいじめたやつが妻と一緒に子供を連れて幸せそうに歩いている。殺してやりたい。そういうメールが来ております。逃げる、逃げてもいいんだけども戦わなきゃいけない。されたいじめに対してきっちり決着をつけない限りその子の一生に心の傷が残ることをつけ加え私の発表を終わらせていただきます。

このような内容なんです。ぜひ学校のほうでもそういうことを踏まえて子供たちが苦しまないように明るく楽しく学校生活が送れるように、このいじめ問題ぜひきめ細かに取り組んでいただきたいと思います。

以上で7点目のいじめ問題について終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 残り3分で焦りましたんで、あと2分くらいだったかと思います。

8点目省エネ対策について、省エネ対策でのLED化の今後の計画はどのようにしていく予定なのかお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最後の質問ということで、省エネ対策でのLED化の今後の計画はどのようにするのかについてお答えいたします。

LED照明は消費電力が少なく、長寿命である等の理由から、平成21年度から点灯時間が長い施設を重点に町施設への導入を進めています。役場庁舎、消防署、中央公民館及びうずら野出張所については、LED化しております。さらに、役場敷地内の外灯もLED照明に変更しております。

今後の計画につきましては、阿見町地球温暖化対策実行計画や来年度以降取り組むエコアクション21等の計画に基づき、LED化を含めた総合的な省エネ対策に取り組んでまいります。

また、防犯灯につきましては、今年度より、行政区の防犯灯設置の補助制度にLED防犯灯新設工事費を新たに追加し、1基当たり4万円を限度に補助率75%の補助制度を開始したところです。

9月1日現在、17の行政区について300灯分のLED防犯灯設置の補助が決定されており、

順次、設置作業が進められております。

また、各行政区に防犯灯設置見込みを確認したところ、新たに27の行政区から348灯の設置見込みがあったため、設置補助金については、当初予算600万円に対し、今議会において、920万円の補正予算を上程させていただいたところです。

今後もこの補助制度を継続し、防犯灯のLED化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。私のほうから1点。先進的に神奈川県でLEDを7万本導入したということがちょっと載っております。その事例だけ紹介して終わりたいと思います。

節電対策の一環として、県立学校を中心とした県の施設にLEDを7万本購入する方針を決めた。これは新たな予算措置は行わない。導入はリース方式で実施。LED照明の価格自体が下落している上、10年の長期リースが可能となったため低価格で実施できるようになった。リース契約は部屋単位で行われ室内の7割以上の蛍光灯が10時間以上点灯されている部屋などであれば、LED化による電気代削減額がリース料を上回るとの見込みに基づき、県は7万本の導入を認めた。

で、地球温暖化対策課の試算によると、現行の7万本の電気料金は1億5,600万。LED化することで料金は7,600万となる。料金減分は——この削減した分は8,000万円。うちリース料は6,600万、最終的に1,400万の経費削減。これ、こういうことも出てますので、ぜひ買わなくてもそういうリースでできるものであれば、またこの省エネ、また経費削減、LED化こういうことも含めましてぜひ町で進めていただければと思います。

企画財政課のほう、後でお渡ししますので見てください。

じゃあ、私の質問8問非常に長い質問であれだったんですけども、これで、以上で終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番久保谷実君の一般質問を行います。

15番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） どうも、こんにちは。それでは通告に従いまして町営住宅の現状と将来のまちづくりの中で町営住宅をどのような位置づけをしていくのかについて、質問いたします。

現在の町営住宅は、曙町の一部を除いては昭和33年から48年に建てられたものであり築50年が過ぎており、木造住宅の耐用年数を過ぎている。建てられた当時は住宅難の時代であり、住宅問題は社会的な問題として捉えられていた。そのような環境の中で、住宅問題を行政の課題として対処した阿見町は、内外から住宅問題に対し意識の高い自治体として高い評価を得ていた。

また、町営住宅から出て町内に一戸建てを求めた人も数多く、町の発展・人口増に大いに寄与したものと思っています。しかし、近年は住宅水準に対する相対的な低下や老朽化が進み、住環境の悪化が懸念されています。耐用年数が過ぎていることもあり、取り壊されているところも見受けられます。

このようなことを前提にして、次のことを質問いたします。

現在の区画数と住宅戸数。曙、吉原、上郷位置にあります3地区別をお願いします。それから申し込み件数、収入超過者の人数、調定額と収入済額、不納者に対する対応、どのようなものを取り壊しているのか、跡地の管理はどのようにしているのか、跡地の利用はどのように考えているのか、これからのまちづくりの中で町営住宅をどのように考えているのか、以上9点について質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町営住宅現状と将来の位置づけについてお答えいたします。

当町では、公営住宅法にのっとり、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和27年から平成13年まで町営住宅を整備してまいりました。

しかしながら近年においては、社会状況の変化・民間アパートの増加・町財政状況等から平成7年に作成した阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランで計画したとおりに進んでいない状況であり、このマスタープランの見直しを行わなければならないと考えています。

現状と将来の位置づけについては、質問項目により順次お答えいたします。

1点目の現在の区画数と住宅戸数、曙・吉原・上郷3地区については、曙が区画数68区画181戸で、うち鉄筋コンクリート製のアパートが19区画159戸であります。

吉原住宅は東に50区画25戸、西に105区画53戸で合計155区画で78戸です。

上郷，第一住宅が65区画29戸，第二住宅が127区画93戸で合計192区画122戸となっております。

2点目の申込み件数については，曙アパートのみ入居希望者の募集を行っており，現在申し込まれている入居希望件数は20件となっております。また曙・吉原・上郷地区の木造及びプレハブ住宅については，老朽化が激しいことから新たな入居募集を行っておらず，退去された後は，取り壊しを行っています。

3点目の収入超過者の人数についてですが，収入超過者とは町営住宅に3年以上居住し，原則階層の場合は収入月額15万8,000円，裁量階層の場合は収入月額21万4,000円以上の入居基準額を上回る収入があった方で現在収入超過者は31件となっております。これらの方々には退去する努力義務が生じることから文書によりお知らせをしているところです。

4点目の調定額と収入済額については，平成23年度現年度分の調定額が5,878万2,550円に対し収入済額が5,522万1,050円となっており，収納率で93.94%，滞納額は356万1,500円となっております。また，平成23年度過年度分については，調停額が3,374万3,072円に対し収入済額が157万2,800円となっており，収納率は4.66%となっております。

さらに，退去者の滞納額で，5年間を経過した平成18年までの滞納額1,404万71円を不納欠損として処理を行いました。これにより，不納欠損処理後の滞納額は1,813万201円となっております。

5点目の不納者に対する対応について，課内で月2回程度の訪問による定期的な滞納整理及び文書・電話による督促を随時行っており，平成23年度の収納実績は現年度分・過年度分を合わせ173万7,800円となっております。

6点目のどのようなものを取り壊しているのかについては，曙・吉原・上郷地区の木造及びプレハブ住宅について，建築後30年以上がたっており老朽化が激しいことから新たな入居募集を行わず，退去された後は，順次取り壊しを行っています。

7点目の跡地の管理はどのようにしているのかの御質問ですが，曙については地区の要望を受け，跡地の一部を区に貸し出し管理を行っていただいております。これ以外の更地にした跡地については，年4回の草刈りを行って管理している状況です。

8点目の跡地の利用はどのように考えているのかと，次のこれからのまちづくりの中で町営住宅をどのように考えているのかについてですが，曙区にある跡地の一部については，将来公園として整備を行っていく予定ですが，その他の地区についても新たな町営住宅を建設することは考えておりません。

しかし，現在各住宅に入居者が存在している状況であることから，先に申し上げたマスタープランを総合的に見直すことにより，今後の町営住宅のあり方や跡地の有効利用について判断

してまいります。

具体的には、来年度に調査・準備を行い、平成26年度から地元の代表や議員の代表にも参加していただけるような検討委員会を立ち上げ、御意見等をいただきながらよりよいまちづくりを目指していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 現在の区画数と住宅戸数についてわかりました。で、申し込み件数についてなんですけども、この申し込み件数の中で生活保護世帯への配慮、あるいは子育て支援世帯への支援、高齢者への優遇とか母子・父子家庭への配慮、それから障害者への配慮、それからその抽選をやっても何度も落ちてる人、この人に対する配慮、その点はどうなっていますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

まず町営住宅の入居基準の中に一般の方々の分、町長の答弁でありましたように原則階層——これが一般の方です。それから裁量階層——これが高齢者それから障害者等に対する家賃の入居基準がそれぞれ別に定めております。

済みません。それから何回も落ちている方ということですが、ここ2年ぐらいはそういう方……。大体希望どおり入れてるといような状況のようでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうすると今申し込み件数が20件あるといいましたよね、町長の答弁の中で。その方はじゃあ、1回でみんな20件入れてるってことなんですか。

○議長（倉持松雄君） 都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） それでは、その件数についてお答えいたします。入居希望者現在のところ20件ございます。で、過去に平均して20件くらいの方がお待ちになっているような状況です。

その方々は全て曙町営住宅のアパートのほうに募集というか応募をされている方なんですけれども、その中でもやはりその希望によって、新しいところじゃないと嫌だとか、そういった御希望があります。

その中で年間6件から10件程度入れ替えがございますけれども、その都度応募されてる方に御案内差し上げて抽選というような形をとるわけでございますが、実際にいつ抽選やるから来てくださいよというような御案内をしたところで、ほぼ、例えば6件空いているときには6件の方しか……。20件応募はされているけれども、実際に来られる方は6件というようなことで、

ここ私来てから2年くらいの間は、ほぼ100%の方が入られてるといような状況です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうすると、例えば生活困窮者への配慮とかそういうことも、じゃあうまくいってるってことなんですね。あと父子家庭とか高齢者とか、そういう方の入居もうまくいってるつつうことなんですね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） 現在のところ、その応募基準にあった方で特に父子家庭だとか母子家庭だとかっていうのは、考慮はしていませんけれども、それぞれ応募されるアパートには入っているといような状況です。はい。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） はい、わかりました。

それでは次に調定額と収入済額のことについて質問いたします。まず家賃の決定方法、これはどのような形で決定してるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

まず家賃でございますが、先ほど申し上げましたように、一般の原則階層とそれからそういう裁量階層、それぞれ料金表が別になっておりまして、基本的には一般の方の階層では入居基準が月額15万8,000円までが、入居基準といようなことになっております。

で、その階層ごとにそれぞれ、上郷なり曙なりそれぞれの規準がございますので、それに応じて計算して出していると。それに……。これ、それぞれになるとちょっと、いろいろそれぞれの計算方法で家賃の限度額、家賃というか収入の減等に応じてそれぞれ階層がございますので、これが6段階とか超過階層の部分まで入れると8段階ぐらい、それぞれの計算方式で料金をいただいと。

ですから、上郷でもその家賃の幅はその人の所得、それから家族の人数等に合わせてやっておりますので、もう家賃の幅がかなり出ているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それではもっと具体的に聞きます。今曙町の、そのアパート——上郷、吉原、それから曙の一戸建ては募集してないということなんで、曙町の3階建ての、このアパート19区画199戸だけ、ありますよね。そこで一番安い人と一番高い人の家賃教えてください。

○議長（倉持松雄君） 一番安い人と高い人ですか。

○15番（久保谷実君） 高い人。何か話が具体的になんないもん。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします町営曙アパートの場合一番安いところが2万3,200円、一番高いところが6万1,300円ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうしますと、先ほどの収入の超過者が31戸オーバーしてるって話がありましたよね。この人は本来ならば入れないのに入ってるわけですよね。収入がオーバーしてるから本当は町営住宅には入れないんだけども入ってるっつう解釈だと思うんですけども、その人はじゃあ6万1,300円を払ってるってことなんですか、今。

本来はもっと高いんだろうけど、まあ収入がオーバーしてっから高いんだろうけども限度がそこだからそこでとまってるっつうことなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

基本的にはこの金額が限度——6万1,300円、これが限度ということでございます。

○15番（久保谷実君） 違うよ。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 済みません。超過の金額に応じてこれ出てきますんで、この曙ですと9段階の料金がございまして。この2万3,200円から6万1,300円。その所得に応じてですので、全てが6万1,300円ということではございません。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） あの、所得をオーバーした……。例えば、今2万3,200円が入ってる人がいますよね。で、その人が入るときの収入と何年か住んでれば当然収入は変わってきますよね。そしたらそのオーバーするときは家賃を上げればいいんじゃないですか、この人は。オーバーするじゃなくて。そういう考え方とは違うんですか。

例えば2万3,200円の家賃を3万円にするとか。収入によって上がっていくわけだから。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、そういう形で最初は基準以内じゃなきゃだめだということですから、その後毎年給料の……。所得は上げてもらうことになってるんです。ま、幾らになりましたっつうことで、で、その金額に応じて変わります。ですから、収入が増えてけば当然家賃も高くなってくっつうようなことでございます。

○15番（久保谷実君） わかんねえんだな。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君）　じゃ、この31戸がいわゆる収入が超過していると。31戸ありますよと言ったのは、じゃ、どういう形のこれ31戸……。

だから俺が言ってるのは、入るときに例えば2万3,200円が入ったと。収入が低かったからね。それが年ごとに毎年出してもらって、あなたの収入は、今度は2万3,200円が2万5,000円ですよ。この次は3万円になりますって家賃が上がっていくわけでしょうよ。で、その家賃を払わないから、これ31戸がオーバーしてるっつってんの。それとも6万1,300円の限度を超してっからオーバーしてるっつってんの。これどうなんですか。そこ。

○議長（倉持松雄君）　ちょっと申し上げますが、話のピントがちょっと狂ってるようですので、基準以上の収入ある人は最高の金額を払ってるんですかって聞いてるんでしょう。で、そん中で家族の人数なんかは関係どうなんですか。そういうことをよくお互いに精査して答弁してください。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君）　申しわけありません。あのですね、本来の家賃ということで、15万8,000円これが基準額になってますので、その所得の基準も13万9,001円から15万8,000円、これがこの9段階あります一般的な料金の設定でございます。これが3万4,500円でそれより低いもの、要するに所得が月10万4,000円までの方が2万3,200円ということで、それぞれ階層ごとに金額が、所得の、毎月の給料によってこの9段階。

それで、この6段階の……。ですから、何ていうのか、基準が3万4,500円なんですけど、その15万8,000円を上回ってくればそれぞれ今度3万9,500円、4万5,500円と、要するに幾らから幾らまでの給料の場合にはということで、9段階ございまして、ここの最高の家賃が6万1,300円ということでございますので、この15万8,000円を超えてる方が全て6万1,300円かという、その下のそれぞれの階層の金額が、設定がありますので、その間の方は6万1,300円の下は5万3,300円、4万5,500円というような形で、その所得の幅に応じて料金が設定されております。

それプラス家族の人数を勘案して料金を設定していると。これあくまでも一人の所得に対しての設定ということでございますので、ちょっと……。おわかりですかね。

○議長（倉持松雄君）　15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君）　ちょっと違う聞き方をします。じゃね。じゃ、この収入超過者の31戸、31件あるって言いましたよね。これの31戸の中身はどういうことなんですか。どういう人たちがこの31戸にカウントされてんですか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君）　はい、ちょっと私のほうからお答えします。

この収入超過者31件ございますけれども、それぞれ家族がいらっしゃって、先ほど部長が答弁した15万云々っていうのは一人の場合ですね、は、15万幾らということで、仮に家族が3人なり4人なりで言いますとそれから家族全体の収入額がございます。それから控除額っていうのがありまして、一定額控除をして家族、例えば4人の場合だったら20万円くらいまでいいよというような計算方式になってます。

で、その限度額っていうのが、1件で例えていうと15万8,000円の方が上限というような形になりますので、それ以下じゃないとその町営住宅は申し込めないよというようなことになります。で、その方が標準というようなことで、先ほど言いました9段階あるうちのちょうど4番目のランクのところの家賃をお支払いになると。で、それ以上、一人の場合でいうと例えば15万8,000円ですので、それが例えば月額20万円あったよと、一人で。その場合には、その標準額からその上のランクの家賃をいただくというようなことになってます。

で、基準といたしましては、その収入超過者の基準としては、その町営住宅に3年以上入ってて、その収入限度額、一人の場合ですと先ほど言いました15万8,000円以上収入のある方については収入超過者というような形になります。

ですので、3年以上住んでらっしゃる方で、なおかつその基準額をオーバーしてる方っていうのが収入超過者というような扱いになります。わからないか……。

○15番（久保谷実君） ちょっとわかんねえな。ちょっといいですか。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） いや、その……。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） 家賃は余計にもらってます。

○15番（久保谷実君） だから、今の……。そういうことでいけば、だから2万3,200円から6万1,300円まで家賃の幅があるんだから、そのどンドン家賃を上げていくわけにはいかないんですかって聞いてんですよ。うん。

○議長（倉持松雄君） 都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） じゃあ、今曙アパートの例で言いますと、その15万8,000円以下が……。まあ、15万8,000円を限度として15万8,000円の方は基本的に3万4,500円の家賃をいただいております。で、その15万8,000円以下の人——月額ですね、それが……。

○15番（久保谷実君） いやいや、以上の人で。オーバーした人聞いてんだから。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） ああ、はい。じゃ、以上の人で申し上げますと、その上のランクが3万9,500円で、順次6万1,300円まで分かっていると。階層が。ですので、その階層に当てはまる収入額がある人。ですから、ちょっとあれなんですけど、基準額が15万8,000円で、例えばちょっと今詳細持ってませんけれども、18万円月額がある人はその上のランク行っ

て3万9,500円。でまた、例えばそれが25万円あるよという場合には、またその上のランク行って4万5,500円と。そういう形で……。

○15番（久保谷実君） うん、わかる、わかるよ。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） アパートの家賃いただいているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 何回もここで同じことやるようになっちゃうんですけど、じゃあ、この今オーバーしてる31戸、誰でもいいですから、この人を具体的にこうだからこの人はオーバーしてるんだっつうことをちょっと言ってください。31戸の中の一人。31人今いるわけでしょう、オーバーしてる人が。で、その中の一人で、一人の人を誰でもいいからちょっととって、こうだからこの人はオーバーしてるんですよってことを言ってくださいよ。だって家賃多いときもあんじゃねえのかなあ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「月給25万円の人じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） あの、何かちょっと行き違っ……。要するに、この町営アパートに入れる方は月額所得が15万8,000円。

〔「安い」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） ええ。ですから、それ以下の方が申し込みあって入れるわけですよ。で、そこに入って収入がもし20万になったっていうことであれば、当然料金は値上げしてます、その方は。ですから、その所得に応じて……。

○15番（久保谷実君） そうだよ。

○都市整備部長（横田充新君） ええ、毎年久保谷さんがおっしゃるように、上げてるんですよ。で、その限度が6万3,000円。その表が。ということでございますんで……。

○15番（久保谷実君） だから……。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） さっき言ったでしょう。だから、この31戸は6万1,300円以上家賃がなっちゃうんですねって聞いたでしょうよ。そうなんでしょう。違うの。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○15番（久保谷実君） だって入るときは15万8,000円以上の収入があったら大体申し込み段階で飛ばされちゃうんだもん。それ、入れるわけないでしょうよ。入ってからが問題なんですよ。入居してからが。その間給料が上がってく。そうすつと家賃が上がってく。すつと最終的には6万1,300円の家賃になりますよね。最終的には。どんどん収入は上がってく。じゃあ、

この31戸は、だから6万1,300円以上の本来家賃を払うしかないんだけども、限度がここまですから収入オーバーですよってことは違うのか。違うの。

○議長（倉持松雄君） 横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 15万8,000円、これが基準額——要するにこれ以上の人はもともと申し込めないわけです。

○15番（久保谷実君） はいはい。

○都市整備部長（横田充新君） で、15万8,000円の給料が……。要するに16万になったらその人はもう収入超過者っていうことになる——扱いなんですよ。要するに基準の額を超えてるので、15万8,000円を超えた時点でその人は収入超過者扱いになるんです。で、そういう方が31件。ですから、これが40万も50万ももらってるっていうわけじゃなくて、それは1件1件見ないとわかんないですけど、15万8,000円を超えた時点で超えた人は収入超過者扱いになるということでございます。

○15番（久保谷実君） まって、まって。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） だって、こっちが理解がねえんだろうけど、毎年出してもらおうでしょう。その源泉徴収票か何かを。それによって家賃決まってくわけでしょう。そしたら、例えば17万とったらオーバーじゃなく、それは家賃を上げればいいわけでしょうよ。家賃を上げてけば。うん。上げてるんだけども収入超過者つつうところへカウントすんの。

家賃を上げてけば収入超過者になんないでしょう。家賃が上がってくんだもん。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○15番（久保谷実君） 違うのか。

○都市整備部長（横田充新君） あくまでも入居の基準が15万8,000円ですんで、それが15万1円になったら入居の基準を超えちゃってるんで収入超過者扱いなんですよ。

〔「本当は出なくちゃいけないですよ」と呼ぶ者あり〕

○15番（久保谷実君） ああ、そういう意味。まあいいや。はい、わかった。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） はい。後でまた詳しく。まあ、これ幾らやってもしょうがない。1つ問題なのは、その31人がいるために新しく入る人が入れないんだよね。これは事実だども。で、その人に対する対応。この31人に対する対応、これこの人がいるから入れない人が31人いるわけだかね。町営住宅入りたくても。その対応はどうしてますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、町の住宅の管理条例の中でもうたってございます。この超過者に対しては、そういう明け渡しの義務が生じるということになってますが、なかなか町のほうでもその方にお話したりしてるところではございますが、なかなか出ていっていただけないと。

これは町の町営住宅管理条例の中で一応収入超過者は明け渡し努力義務ということであつてるんですが、あくまでも努力義務ということでございますので、なかなかその強制力がないということで、なかなか出ていっていただけないというような状況でございますが、これは引き続き出ていっていただくように、一般のアパートのほうにでも移っていただけるように、今後も話し合いをしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 努力義務ですから最大限の努力をしたと、してるんだと言えば、それ以上は何も言いようがないですけども、その31戸の人がいるということは、やはり町としては努力であるけども最大限の努力をしたと。我々はこれ以上やりようがないんだと。出てってもらうのにね。違反してるのは向こうですから。こっちは全然違反してないわけですから、その違反してる人に対して周りから見たときに、ああ、町は最大限の努力をしたなど、そんでも出ないんだからあっちの人がまあ悪いんだっつうか、ずうずうしいんだっつうか、そういう感覚に周りの人になるような努力をしてください。

うん。この人がいるために31人が入れないっていうことは紛れのない事実ですから、これは。それをお願いします。うん。こうやっていることによって31人いるんだっつうことがどんどんあからさまになっていくわけでしょうから、それは係としてよ、自分の仕事として最大限の努力はしましたと。それでも出ないから参りましたよと。その最大限の努力というのが周りから見てもわかるような努力をしてください。お願いします。

それから、続きまして調定額と収入済額なんですけども、前に平成17年ごろだと思んですけど、1回裁判やりましたよね。家賃が入らないということで。3件ぐらい裁判かけたと思うんですけども、あのときの金額は、その裁判をかけた金額はちょっと幾らだったか教えてほしいんです。あと、今払わない人がいますよね。その人の最高に払ってない金額、それを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

訴訟の履歴ということで、7件ございます。過去に一応7件訴訟を起こしております。それから現在の滞納額でございますが、最高は250万程度、77カ月分。

○15番（久保谷実君） 77カ月。

○都市整備部長（横田充新君） ということになっております。

○15番（久保谷実君） その裁判の7件の金額。最高金額。

○都市整備部長（横田充新君） この裁判の最高金額は202万8,000円。

○15番（久保谷実君） あ、幾ら。

○都市整備部長（横田充新君） 202万8,300円。滞納額。

○15番（久保谷実君） はい、いいですよ。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 裁判7件やったと。その中で一番多かったのが202万8,000円だと。

今一番たまってる人が250万だと。そうすつと裁判やったときよりも今のほうが多いわけですよ、金額。で、あのときも問題になったんだけど、家賃1万円だか……。これ曙町で2万3,000円とかいうの、これ曙町だとしても77カ月か、これを何でもっと早くできなかったんかということが随分話になりましたよね。裁判のときに。

この、例えば月に2万円の家賃を払えない人が77カ月だかたまっちゃたら払えるわけないだろうと。で、もっとたまらないときにやらなかったらだめじゃないかと、そんな話が出たんだけど、今その裁判やったときより、今の202万と250万、これ250万の人に対してどういふ…。何ていうの、取るため、家賃を取るために。こっちは大家さんですから、町が。家賃を取るためにどういふ方法をとってるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） ちょっとこの方はですね、先ほど町長答弁あったように月2回程度は行って督促はしてるんですが、途中で生活保護世帯になったりとかということがございます。それから、この上位の方ではもう現在は退去しちゃってるというような方もございますので、こういう方については不納欠損等の処分をして整理していきたいと。この滞納者の中には、途中で生活保護世帯になった方も何件もおりますので、そういう方については不納欠損処分をしていくことも考えていかなければならないと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 監査報告書の中、これ22年度の監査意見書なんですけども、平成23年1月1日施行条例第31号阿見町の私債権に関する条例が制定され、不納欠損ができるようになりました。町営住宅のね。これ、22年度のときには、町営住宅収用については過去不納欠損処理を実施したことがありません。条例に従って正しく処理をお願いしますと書いてあるんですね。

これ、23年度の監査意見書の中では、不納欠損処分数は町税全体で1,322件となっております。全体でね。で、これ町営住宅の不納欠損つつうのは何件で幾らなんですか、これは。23年度。

これ今年の監査意見の中に入ってる数の中で。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。お答えします。

先ほど町長の答弁の中にありましたように、1,404万71円。これは5年間を経過した私債権の条例に基づきまして5年以上経過したものについて処分したということでございます。

ただ、先ほどの生活保護の方には5年以上過ぎてないものは不納欠損はしておりませんが、この辺を内部で整理しまして退去者それからそういう生活保護世帯になった方は5年たたなくても整理していかないと、いつまでもこれ残ってて、結局、ただじゃあそれ取れるのかということになりますと、取れるような状況じゃございませんので、内部でその辺は調整していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今部長の言われるとおり、いつまでも数字が残っちゃうんだよね。そんで過去の、過年度分が4.66%でしょう。集められた金が。これ考えたら、条例とか法律の許す範囲で不納欠損をやってくと。じゃ、4.66%しか過年度分だって集金できないんだもん。それは最大限努力したと俺ら認めてますから。最大限努力した、それだとしたらば、やはりこの不納欠損というのも大事なこと。じゃないと数字ばかりが残っちゃって、非常にこう町営住宅に対するイメージが悪くなる。もうこれは。町民から見るときにね。

だから4.66%つつうその数字、その数字をどう捉えるかなんですけども、これは今部長が言ったように取れないものはしょうがないから、最大の努力をして取れないものはしょうがないから、そうやっていったほうがいいと思います。

それから、まあどのようなものを取り壊しているかについては、築30年以上だと。上郷見ても、曙町見ても、吉原見ても、それはわかります。

で、跡地の管理。この件なんですけども、年4回草刈りやってますよね。で、年4回やった草刈りでお金幾らですか。かかってますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

23年度は148万5,000円ほど。

○15番（久保谷実君） 148万5,000円。

○都市整備部長（横田充新君） ええ。22年度が126万円ほどでございます。これは取り壊し等で空き地の面積が増えているということもございまして。面積が増えている関係で草刈り代も増えてると。ただ、本年度草刈りは業者……。臨時職員で対応してる部分がございますので、ですから、金額は大分変わってくるのかなとは思っています。臨時職員の給料等になるかと思っております。

で、24年度は臨時職員で対応してるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今臨時職員で対応してるから百四十何万はかからないだろうと。で、あの空き地見てますと野菜をつくってる人なんかもいんですよね。車とめるところもある。それから草花をつくってる人もいんですよね。で、思うんだけど、140万お金かけるんだったら例えば草花の種をやって管理してもらおうと。町は全然140万金かけたことには変わりはないわけですよね。

そこは入ってる人のもちろん話し合いになんでしょうけども、草が生えてるよりははるかに格好いいですから。草花があったほうが。だから、その辺は……。まあ、野菜つくってもらったっていいよね。草刈って金かけるよりは。その辺はどう考えますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

確かに久保谷議員さんがおっしゃるように、管理してもらうのが一番いいんですが、ただ町のほうにそういう形で届け出も何もなくて、はっきり言って無断で使用しているというような状況でございます。そうすると、じゃあその地区の住宅を借りてる方がみんなつくりたいのか、その辺も……。要するに公平性をどう考えるかということも町のほうで検討しなければならないと思います。

そういうふうに管理して……。一番いいのは曙のように区である程度借りて、区の事業に使うんで借りたいよというようなことの申請でもあればいいんですが、その辺の住宅の希望だとかそういうことも踏まえながら、不公平のないような形で今後検討していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） だから部長、もちろん今無断でやってるからいろんな心配するわけでしょうよ。車とめとく人も無断でしょう、あれ。ちゃんとこう駐車場みたく整備してとめてく人もいるよね。だから、そこのところを町ときちんとすると。町の土地ですから。やっぱり町ときちんと……。相手は別にしてもよ。そこをきちんとしてやってもらおうと。あれ町は車を置くということは認めるんですか。きちんとした話の中で。無断じゃなくて。どうなんですか、そこは。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

今言ったように公平性ですよね。私が借りたいっていうことですけど、ある程度空き地が埋まっちゃったんで、そこに住んでる方はもう後から申請に来た方は入れられないというような

不公平なことになりかねませんので、その辺の公平性をいかに担保するかについていうことを町のほうで検討する必要があるかと思えます。

ただ使っていただければ、そういう草刈り代とかそれが丸っきり浮くんで、その辺の利用をどういうふうに考えるか。その町営住宅に住んでいらっしゃる方々の意見なんかも踏まえながら整理していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 上郷も吉原も曙も、もう入居しないわけだから今の人と話せばいいんだよね。新しい人は来ないだもん。だから今住んでる人とどう話し合い持つかってことでしょ。公平性つつたって今住んでる人たちとみんな話せば、これは公平性でしょうよ。ほかから来る人はいないだもん、だってもう。募集停止しているわけだから。

だから俺が言ってるのは百四十何万も草刈りにかけるんだったらば、そのほうがはるかにいいんじゃないですかと。ぜひ話し合ってくださいよと。いろんなことでね。野菜つくる人もいるだろうし、草花まく人も、それはきれいにしておくことが前提だから。それは検討、じゃあするんですね。

○都市整備部長（横田充新君） はい。

○15番（久保谷実君） それから、取り壊しなんですけども、これは入居者が出た後どれくらいで取り壊してんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。予算の関係もございしますが、おおむね1年ぐらいでは。もう公営住宅法の施行令の中でも、もう30年——木造建築物は30年が耐用年数ということになっておりますので、先ほどから申しましてるように、上郷、吉原も30年当然、あと曙の古い住宅はもう30年過ぎてますので、出ていった後おおむね1年以内には、まあ次年度あたりには壊してるといような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 非常にこう、空き家条例も町でできるということなんですけども、町営住宅もそうなんですけど、人が住んでない建物、非常に見苦しいとか見て感じよくないですよ。特に——俺、上郷だからって言うわけじゃないけども、上郷の第一住宅はあの場所に……。もちろん今言った草の問題もあるんですけども、出てった後つるみないのが家の中に入っちゃって……。その1年以内って言うんだけども、例えばじゃあそれは……。例えば5月に出てったら、その次の年の5月までにやるっつうことなんですか。まあ、1年以内っていうんだから以内なんだろうけども。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。次年度ということで考えていただければと思います。ですから5月に……。来年の5月以降。要するに次年度の4月から3月いっぱいまでの次年度に取り壊しをするというようなことで考えていただければと思います。

○15番（久保谷実君） はいはい。わかったわかった。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ1年以内とはそういうことだけども、それをもっと早く。出たらすぐっていうことも無理かもしんないけども、本当に見づらいんですよ。あそこ、あの場所。あそこかなり職員の方も通ってる人いると思うんですけども、非常にこう見づらい。それから、何かあったときにどうするんだと。まあ第二住宅で火事もありましたよね、第一住宅で。そんなことを考えると町の管理責任というのも問われんじゃないかなと思うんだよね。何か事件が起きたとき。

だから、できるだけ次年度って言わないで、補正でも何でもやればいいんですから、そのほうが大家さんとしての責任が果たせんんじゃないかなと、そう思うんですけども、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

次年度のできるだけ早い時期には取り壊しはしていきたいと考えております。まあ本当に空き家にね、入り込んで火事とかそういう心配もございますので、できるだけ早く取り壊しは進めていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それでは次年度ではなくて、それやるように要望をしておきますよ。何かあったらでは大変ですから。町は管理者としての責任は問われますから。事件・事故が起きたらば。それは、だから次年度って言ってないで、予算のことがあるでしょうけども、なるべく早くやるようにしたほうがということを要望しておきます。

それから跡地の利用なんですけども、曙町は公園だといって吉原・上郷については町営住宅はもう建てないと。建てなければ、じゃあ今度はどうするんですかという話当然出てきますよね。で、上郷と吉原については、曙町のときに吉田議員が質問したときかなり縛りという話があったんですけども、上郷と吉原についてはその縛りはないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

曙につきましては、そういう建設省の認可を受けて十二、三年ですか、アパートを建てておりますので、これは起債等も借り入れてやっております。そういう絡みでこの再生マスタープラン、そういう縛りがございます。

ただ上郷、吉原につきましては、もうほとんどが耐用年数が過ぎてるということで、そういう縛りは特にございません。ですから跡地につきましては、またこのマスタープランの中で…。まあ、マスタープランには御存じのように上郷、それから吉原も含めた中で一応考えを整理されております。ですから、その跡地利用につきましても、地元の方の意見、それから議会からの意見なんかも踏まえながら、マスタープランの中で整理していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これちょっと資料が平成7年のこれ、マスタープランですから、これを……。ただ、これをずっと読んでくと非常にこうこれつくった——川村消防長もこの中に入ってますけども、ワーキングチームの一員として。あとはみんないませんから。これ非常にこう、17年前にしては非常にいいところを突いてんなと感心して読みました。最後に川村消防長の名前出てきたからびっくりしたんですけど。

で、この曙町について計画的な……。これからの問題ですよ、これ。17年のときにこれからの問題としてついてることが、計画的な住宅形成とは言えず、地区の住民から公園の設置及び災害時の避難のためのオープンスペースなどの確保が望まれていると。これはまさしくこないだ吉田議員が聞いたことですよ。これ17年前にこの人たちは言ってるんですから、そういうことを。

それと、上郷については市街化調整区域であるが主要な施設の立地を受けと——これは医療大学のまだ始まって前です。医療大学のオープン、阿見町の総合福祉会館が建設予定地などって書いてありますから。それで、上郷地区は地区の主要幹線道路の交差点に位置することになるので、町営住宅以外の用途も検討すると。これもまさしく今言ったとおりですよ。

で、吉原地区なんですけども、人口の減少を食い止めるために町営住宅の存続を望む声も多くなって書いてあるんですよ。曙町と上郷は今と思いが同じだからいいですけども、この吉原について今こういうことが、この17年前に出てるんですけども、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） そうですね、それは平成7年の——年度で言えば平成6年度に作成したものでございまして、吉原地区につきましても随分地区の状況が変わってきております。吉原、県のほうで区画整理事業を実施したり、そういうこともございますし、東部工業団地も——これは全て吉原ではないんですが、近くにそういうことで、状況も大分変わってきておりますので、再生マスタープランをそういうことも踏まえた中で整理していきたいと。

で、そこに必要戸数——公営住宅の必要戸数も書かれているかと思いますが、それを作成したときには人口そのものが右肩上がり、もう平成20年——それ20年ですよ、20年には5万7,000になってるっていうような状況の中のマスタープランです。それを何で今までっていう

ことになります。きちんとして整理した中で、今後の町営住宅のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それともう1点、この中に県営住宅の誘致ってことも入ってるんですよね。これについてはどう思いますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

現在のところ県営住宅の——県のほうからの話もございませんし、ここでじゃあ県営住宅を町のほうにもう1カ所持ってこられるかということは、非常に難しい問題だと思いますし、あと町長の答弁の中にありましたように民間のアパートも大分あいているということもございません。特に先ほどちょっと問題になりました収入超過者、こういう方はできればその民間のアパートのほうに移っていただきたいということもございます。

そういう中で、ちょっとその県営住宅の誘致については難しい部分があるかなと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうしますと曙町は町営住宅にするけども、吉原と上郷の一、二はこれ町にとって全く白紙なんですか。将来像。何か町のほうでこうしたいということがあるんですか。お聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えします。

現在のところ特に……。まあ、この再生マスタープラン、最初の平成7年3月にできたものがまだ、これを活用しているような部分がございますので。ただ上郷にしても吉原にしても、まだ入居をしての方が大分ございます。そういう中で、すぐ出てってもらってそこをどういうものにするっていう具体的なものは現在ございません。

その再生マスタープランの見直しの中で、その辺なんかも整理していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ、まだ入ってる人がいると。でも最後の1件になるまで置かないでしょうから、何件か——あと5件とか何件か残った時点では話をつけて出てってもらって、そこを何かするわけでしょう。そうすると、それがいつになるかわからないですけども、26年に検討委員会つくるって言いましたよね。マスタープランの。これもう17年もたってるんだから。そのときに、いろいろ……。大変こう難しいと思うんだよね。吉原がこういうことがうた

ってあったって、今は違うという現実が出てきちゃうわけだから。

でも、この17年たった今でも曙町と上郷についてはきちんとしたことをこれ、骨子ほうたっているわけだよね。今のまちづくりと余り変わらないわけだから。考え方が。これ、やっぱりその人たちでつくった——川村さんが委員長なわけじゃないけども、鎌田さんっていうハウジングアンドコミュニティ財団専務理事っていう人がこれ委員長でやってる話なんです。

ぜひね、26年にこれをつくるときもよ、次のこれマスタープランを。20年たってもあのころの人たちはちゃんとわかってたんだと、見通しがよかったと、そんなことをつくってほしいなと思います。まして、町営住宅じゃないものをつくるという、これはちょっと大変なことだと思うんだよね。あの土地をどう生かしていくのかというのは。

はい。それから、最後になります。これからのまちづくりの中で町営住宅をどのように考えていくのかと。まず、4万8,000の人口と阿見町のこの今置かれてる環境ね。で、これ難しい話か知らないけども、こん中では411戸とうたってるんだけど、町営住宅——いわゆる公営だよ、阿見でいえば町営住宅は何戸必要だと思いますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

先ほどから申しましてるように、この再生マスタープランの中で必要戸数を、この当時ではですね、平成20年の人口で5万7,164人を見込んでいます。そういうことで、目標年度における供給目標戸数、これ598戸ということになっておりますが、じゃあ人口もここまでいってないのに本当に600戸近くが必要なのかと、そういうこともございます。

それで、先ほど申しましたように吉原も大分、あそこ区画整理等ができてきて状況が変わってきております。そういうところ全体を見直した中で、必要戸数を整理していきたいと考えておりますので、ここでちょっと何戸必要って言われてもちょっと、申しわけございません。

○15番（久保谷実君） はい。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それは、じゃあわかりました。この411戸じゃねえってのは確かなんで、はい。まあ、これからの町営住宅なんですけども、ほかの市町村できちんと町営住宅を明確に位置づけてやってるところがあんですよ。例えば大子は子育て支援住宅。子供がいる人に家賃を安くしていると。これもう完全にもう子供を育てる若い人を呼ぼうという1つの施策ですよ。そういうことなんです。

また、常陸太田市では、入居条件を緩和してんですよ。住所がなくてもいいですよ。それもやっぱり人を呼ぼうとする1つの方針です、施策だと思うんだいね。阿見……。先ほどから民間のっていう話が出てますけども、その民間のアパートを町営住宅にすると。これ、函館市

ではやってんですよね。で、今阿見でこだけ民間のアパートがあいてるんだとするならば、何らかの方法で10年でも20年でもそれを町営住宅として借りると、町が。そういう考えはどうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

そういう町営住宅を——町営住宅というか一般のアパートを借りてる市町村があるという話は聞いたことがございますが、じゃあ、どこを借りるのか、要するに建て主がかなりの数があるアパートを持ってる方が、家主さんがかなりいるかと思えます。じゃあ、そこを借りる公平性、要するにあなたとのとこというわけではなくて、そういう何戸もあいてるようなところがあるようですから、そう借りる場合の公平性をどういうふうに確保するかその辺をほかのやっているとところなどを研究しながら、公平性の担保を研究していきたいなど。

A B Cさんがいて、Aさんを借りる場合の、その理由ですよね。丸々そのアパートを借りるっていうことは、町としてはやっぱ公平性の——公平に借りなくちゃなりませんので、そこを選ぶ理由というものを整理していきたいと。先進地の検討をしながら、その辺を含めて検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 事業は何でも同じだと思うんですけども、その方向に行こうか、行くとするのか行かないとするのかででっかい違いだと思うんだよね。だからその公平性、もちろんそれは問題ですよ。どうやってやっても公平性がとれないってことはないでしょうよ。例えば抽選にするだっていいでしょうよ。希望者があって抽選にするだって公平性でしょう、これ。だからそれをやろうとするのかやらないとするのかで、でっかい違いだと思うんですよ。

で、もっとじゃあ聞きますけども、曙町のそのアパート、1棟建てるのに幾らかかって何年で償却してっていうことになると、必ずこれは採算には合わないわけですよ。もうかるっつうわけにはいかないでしょう。町がやってる町営住宅でもうかるなんつうことはあり得ない。例えば月に100万なら100万は、違う、年間1,000万なら1,000万はそこへ町の税金を入れとくと。入れてくと。それでいいと思うんですよ。けども考えようによってはそれを建てないで、その1,000万を民間のアパートの補助金で出したって理屈は同じわけでしょうよ。それがうまく町営住宅として動いていけばね。動いていけばですよ。

だからその、町営住宅を民間のアパート……。もちろん公平性大事なんだけど、それを乗り越えてもきちんとそれをやっていこうとするのか、阿見ではそれをやらないとするのか、その方向性だけちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するにその民間を借り受けてどのような状況をつくるかっていうね、ことであって、私は考えてるものとしてはね、今ほら上郷にしてもね、吉原にしても非常に粗悪なところで住んでるわけだよね。なるべくなら早くあの地を、あの土地をやっぱり有効利用したいっていうのが阿見町の考え方なんで、もしもそういう人たちがね、そういう場所を借りたときにそこに移動してくれるかっていう。現在ね、本当にやるのであるならば、そういうものが一番身近な考え方かなと、前から思ってるわけですよ。

やはり、もうあれだけもうばらばらになってね、してきてるんでね、特に吉原あたりはね、そういう形のものをつくっていけば、あそこの土地利用も早目にできるっていう、そういうことも考えられるのかなと思うんだけど、ただ単にアパートを借りて今までどおりな形でね、貸していくっていうその考えは、まあ今のところはちょっと思っていないですね。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうすと、あの人たちが移動する場合にも、じゃあ曙町へ行ってもらうっつうことですか。ほかに町営住宅がないわけだから、曙町しか。上郷、吉原以外。あそこ立ち退きっていうか、きれいにする場合には曙町しかないわけでしょう。町営住宅としての。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、今の状況の中でこの戸数を見てね、ここ何年かで、この土地が明け渡されるっていう、そういう状況はないと思うんだよね。

○15番（久保谷実君） それは、うん。

○町長（天田富司男君） そういう状況来たときにね、本当に5件だ何だなんていう、なれば、それは民間のね、アパートを借りてもらってそこに移ってくださいよっていう、そういう面での補助対象とかそういうことはできると思うけど、本当であるならば、今だってそういう状況ができるのであるならば、25世帯でも何でもきちんとしたアパートをね、借りて、補助を出してでも移っていただきたいというのが私の考えです。考え方が。

○15番（久保谷実君） はいはい。

○町長（天田富司男君） ただ、今の状況の中ではなかなかそれも難しいだろうと。みんな個人のね、意思があるわけだから。そのほうが町としては土地利用が進むという思いはずっと前からしてるわけです。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） もちろん1年のうちになんては言ってませんよ。だって25年だけか、マスタープランができるのが。それからの話だからね。だから、ただそういう中でも自分で建てたほうが——町が税金を使って町営住宅を建てたほうがいいのか、それとも補助を出し

でも民間のアパートを借りたほうがいいのか、そういう……。そこら辺はそう考えてますかってこと。

まあ、町長は民間のアパートでもいいって話があったけども、そういう考え方も当然成り立つわけでしょうよ。何でもかんでも町がやって何十年もそのまま……。上郷だって30年町営住宅としてあんですよ、三十何年も。そうだとしたらば、20年契約で大家さんから借りて、で、町がそこ町営住宅の差額分をお金をそこ入れて、補助金として。で、入居者の家賃が変わらなければ入居者も同じ、町も同じでしょうよ。で、その大家さんは……。民間のアパート借りればそこで経済が動くわけだから。

だから、そういうことを考えられますかって聞いている。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 久保谷議員の言うとおりでと思うんだよね。実際ほら、ただ皆さんがどれだけの補助をつぎ込んでいいのかっていうね……。

○15番（久保谷実君） うん、そこがありますよね。

○町長（天田富司男君） そこが1つの限度もあるし、あとそういう住宅に対してよ。で、何世帯ぐらいがね、今から町がね、そういう人たちを入れていくのかと。まあ、これもほら所得制限だ何だいろんな面がある。そういう中で何世帯ぐらい借りてっていうね、そういうものをやはりきちんと今からマスタープランっていう形の中で、もしも入れていければそれがいいのかなと。

やはり、民間活用っていうのは、そういう面でもやっぱりやってくべきだと私はもう最初から思ってるし、もう阿見町で、確かに町営住宅も必要かわかんないですけど、まず今の状況の中でね、10年、15年というのはちょっと建てられないんじゃないか。それであるならば、やっぱり民間のをうまく活用した中での町営住宅っていうのを考えていくっていうのは、大きな案ではないかなという、そういう思いしています。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 基本的にはそういうことで、公設民営ということもいろんなところでやってるわけですから、そういうことでやってたほうがいいんじゃないかなと、そう思っています。

それと、昨日も農業集落排水のときに言ったんですけども、この家賃の集金っていうか何だ、お金を集めるほうだよ。これは俺はどう考えても収納課がやるべきだと思うんですよ。都市整備部長には申しわけないけども、そこにはお金を集めるというノウハウがない。これは仕事が違うから当たり前だと思います。そのノウハウを持ってるのが収納課なの。

で、さっき国保の問題でやったけども、国保とほかの税金のダブって払わない人がたくさん

いるって言いましたよね。何パーセントかちょっとあれだけでもそういう話がありました。で、恐らく私はこんなこと言ったら、違うかったら申しわけないけども、町営住宅の家賃もそうじゃないかと思うんですよ。そうずっと都市整備部のほうで町営住宅の家賃を集めに行く、違う人がまた国保に行く、違う人が何か行く。何回も同じうちへ行くわけですよ。そうだとしたら、収納課に一括して税金も含めてもろもろのそれを集めた……。人増やしたっていいでしょうよ。それペイすれば。その辺についてはどうですか。

まあ、下水道と何だっけ、上下水道が一緒になったつつたんだっけか。何か一緒になって……。ああ、農集だからな。あれが一緒になったってことなんだけど、幾ら考えてもやっぱり収納課が一番俺は成績も上げてるしプロだと思うんで、そこはどうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 誰が答えていいかちょっとわからなくて。顔見合わせながら……。

現時点で収納課は、町税の4税と国保税ですか、今度介護保険と後期高齢者の滞納分も徴収するような体制になりましたけども、現在の体制ではそこまでが精いっぱいだというようなことで、それ以上のことは考えてなくて、それぞれの使用料の担当課で分担してやってもらってるのが現状でございます。

それと公債権と私債権の関係もあって、今収納課では公債権を扱ってそこでやってるというようなこともありますので、体制とそんな法的なものも整理しながら、もし効率が一番いい方法が久保谷議員が言われるようなことでしたらば、そちらの方向には考えてはいきたいと思えますけども、現状はそういうふうになってるというふうなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ、公債権・私債権つう問題出ましたけども、その中へ私債権の係をつくれればいいんじゃないですか。そういうもんでねえの。

とにかく違うんだ、あの、お金をもらうってのは大変なことなんです。その一番ノウハウを知ってる、この町の中で一番のプロは収納課でしょうつつつてるわけだよ。人が足んなけりゃ増やせばいいわけでしょうよ。それは仕事が余計に増えるんだもん。だからこれ、町営住宅の係がやってもだめだっけということはもうこんなに滞納、あれがあるってことでわかっているわけだもん。それを同じことを何回も繰り返すことはないでしょう、それを何年も。ちょっと変えてみて。そういうこと言ってんですよ。

やっぱりこれはだっけ、もう限度がありますよってことを証明してんだもん。人間は随分変わってんですよ、これ。人間変わってたって集まんないんだもん。もう仕組みそのものが——人の問題じゃなくて仕組みそのものの問題だと。だから町の仕組みを変えたらどうですかつつてんだよ。そのほうが私は収納率が上がると思いますけども、どう考えてますかって聞いている。

人がいないからとかさ、それやっぱ人がいなきゃ増やせばいいわけだから。

じゃあ部長、どっちがあれが上がると思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。久保谷議員の言われるとおりだと思いますけども、住宅の使用料ばかりじゃなくてですね、保育所とか……。

○15番（久保谷実君） うん、そう。保育所もだよな。

○総務部長（坪田匡弘君） 幅広く手数料・使用料がございまして、それを全部整理していくのかっていうとなかなか難しい部分もありますし、それから下水道と農業集落排水の場合は最初に分担金っていうのを払っていただきますよね。それが下水道・農業集落排水の場合は、事業を始める段階で事業の説明を——受益者の方に事業の担当者が説明をして、ある程度信頼関係——顔見知りになって信頼関係があって、できて、それで事業がスタートしてまず分担金をいただくというようなことがありますので、そこへいきなり納税の担当の者が、もらうものは別の者がいただきますっていうものなかなかない部分もあるかと思っておりますので、そこら辺よく調整をして検討をして、久保谷議員が言われるような効率のいい形ができればしていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 違う違う。

○議長（倉持松雄君） あ、都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。昨日お答えしました上下水道集排につきましては、これはそういう事務のほうを全て委託しております。上下水道の料金徴収、それから今年度から始まる集排の料金徴収。これ同じ施設の中に上下水が入ってますので、もうシステムをそこで一本化——料金徴収のシステムを一本化して全て業者のほうに委託して徴収をしてもらうというような、使用料につきましては一本化ということで現在進めているところです。

まあ、上下水については一括して料金徴収については委託しております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ部長、検討するって言ってる。もう1つ検討してもらいたいこと。町営住宅の指定管理者制度の導入はどうですか。町が建てて、募集から修理から清掃とかから指定管理者に委託をすると。そういう考えはどうですか。さっきの集金よりもっと進んで。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） そういう方法等もあるかと思っております。それは総務——行革の部分に入ってくる部分もございまして、総務のほう……。これは全体的、町全体的に指定管理者制度については検討していく話なのかなと思っております。これは、いろいろ庁内でも……。ま

あ、その行革については都市整備部があれしたんではございませんが、調整する必要はあるのかなとは思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 最後にします。いろいろ町営住宅についてわかったことがたくさんありました。で、26年のマスタープランの検討委員会、ぜひこれあと20年たっても——だから平成四十何年ですか、そのときにもあの当時のつくった人はちゃんと先が見えてたなど、そんなマスタープランをつくってほしいと思います。

それから、家賃のあれについては、今までずっとやってきてだめだったわけだから、それは過年度が4.何%が収入がないってことで証明されてるわけだから、やっぱりそうだとしたら何かを変えなかったら、だめなものを前と同じふうだったら絶対だめですから、それは。人がかわったってだめなんだから。部長、何人かわったかわかんないでしょう、それは、こんななってから。

そうだと考えたら、これはシステムが悪いと思いますよ。人が悪いんじゃない。ぜひそこは考えてもらって、やらないための勉強は幾らでもできますから。やるためにどうしたらいいかと。それは十分考えてください。

それから、やっぱりきちんと目的を持った、大子やそんなふうには……。福祉住宅なら福祉住宅でもそれはいいでしょうけども、きちんと目的を持った町営住宅をマスタープランできちんとやってほしいなど。まあ、先のことを聞けばみんなマスタープランになっちゃうわけだから、そのマスタープランが26年にできなかつたらしょうがないっていう部分もあるわけですから、ぜひ、時々マスタープランについても聞くかもしれないけども、ぜひすばらしいマスタープランをつくってくれることを願って私の質問を終わりといたします。

どうも、ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時25分です。

午後 2時18分休憩

午後 2時26分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に17番佐藤幸明君の一般質問を行います。

17番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） 6月の定例議会一般質問で通学路の安全確保ということで取り上げさせていただきました。吉原の根崎地区、大変水たまりができてしまうということで側溝を入

れ、反対側の升に流すということで、その升がこう、道路の高いところにあるんです。どのような設計をするのか大変関心をし現場をちょっと見てきました。そしたら、底のない深い側溝を入れて逆に低いところから高いところへ側溝の底だけは勾配をとるというようなことで、設計されて工事がなされておりました。早速の設計、着工されたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

また、第二小学校の入り口の信号のあるところの近くには、順次整備していきますよという担当部長さんのお話でございましたが、ガードレールを設置され、大変地元の方々も喜んでおるところでございます。

そういう中で、西郷地区におきましては、時に狭いところがちょっとあるんだというお話させていただきましたけれども、そこを通らなくて済むように別なところを通学路に指定しました。その通学路は舗装されておられません。舗装の申請はされておるといってございまして、子供たちの通学路の安全のために舗装していただきたいということをお願いを申し上げ、6月の定例議会についてですね、早速取り組んでいただけたことに心より感謝を申し上げまして、本日の質問においても、また快い答弁を聞けるように期待を申し上げ、通告に基づき質問に入ります。

福島第一原子力発電所の事故から昨日で1年半が経過しました。見えるわけでもなくにおいもしない。色がついているわけでもなく音を発生することもなく、今まで耳にしなかった放射線モニタリング観測結果だけが公表され、町民は真に安全な範囲なのか否か不安を感じております。

ある町民は、家族の安全・健康を守るため沖縄に引っ越しをしました。親戚もなく勤務先があるわけでもないのに沖縄を選ばれました。なぜなら、台風は来るけど原発がないから安心できると近所の方々に伝え別れを惜しんだそうです。

行政は住民の安全を守り多くの安心を与え、不安の払拭に最大限の努力を重ねなければならぬと思います。福島第一原発事故による内部被ばくを心配する子供や青少年・妊婦の方々にホールボディーカウンター検査と甲状腺エコー検査の費用を町は立て替え、東京電力に請求すべきと考えます。事務経費等も請求するので町の持ち出しはない。一時的な立て替えで町民が安心・安全を実感できるなら、早急に取り組むべきと考えます。

皆様も御存じと思いますが、ホールボディーカウンターとは測定した時点で体内に存在している放射性セシウムの量を測定する機械です。放射性物質が野菜や魚介類等食べ物や呼吸によって体内に取り込まれ、被ばくすることを内部被ばくといいます。体内に取り込まれた放射性セシウムは、90日で半分が対外へ排出されます。体内の状況は日々変化しますが、測定日の放射性物質の量から被ばく量を推定します。県内には17台のホールボディーカウンターがありま

すが、すべて研究機関や緊急事故等の稼動であり、一般には使用されておられません。

牛久市では福島県内の病院の協力を得て、4歳から中学3年生まで8,500名を対象に無料で実施しております。昨日、今日と新聞紙上で牛久市民922名の検査の結果が報道されております。いずれも1人当たりの検査限界値の300ベクシルを下回ったという報道でございました。市民の多くが安堵されたことと思います。

また龍ヶ崎市ではホールボディーカウンター検査と甲状腺エコー検査の費用を助成する方針を決め、市議会9月定例会の補正予算に盛り込むと伺っております。東海村では、1歳から中学3年生の甲状腺検査を行う方針を決めております。当町においても町民の不安を払拭すべく早急にホールボディーカウンターと甲状腺検査を無料にて実施し、東京電力に請求すべきと考えます。御所見をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 佐藤議員の女性や子供のホールボディーカウンター検査、甲状腺検査の奨励と費用の立て替えを東電に請求すべきという御質問にお答えいたします。

この質問は海野議員、また永井議員のほうも同じような形で質問の用紙が届いております。

この件に関する町の考え方は、平成23年12月の定例議会で難波議員から、平成24年6月の定例議会では海野議員、永井議員から同様な一般質問を受けており、そこで答弁したとおりであります。改めて御答弁申し上げます。

県では、平成23年9月1日の県議会東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会において県民健康調査の必要性はないとの見解を明らかにしております。また、11月29日の知事定例会見及び12月8日の定例県議会の一般質問の答弁においても、必要性はないとの認識を改めて示しております。最近でも、9月3日の知事定例会見において、甲状腺の超音波検査を行うことは考えていないと言及しております。

その理由としては、茨城県より放射線量が非常に高い福島県において先行実施されたホールボディーカウンター及び甲状腺の検査結果について、健康に影響を及ぶ数値が出なかったこと、放射線医学総合研究所及び放射線影響研究所等の複数の専門家から茨城県での健康調査は必要性はないという助言があること、以上のことから必要性ないと判断しているものであります。

具体的なデータを申し上げますと、ホールボディーカウンター検査については、福島県が、平成23年6月から平成24年7月にかけて福島第一原発周辺の住民を含む6万3,366人を対象に検査を実施しておりますが、全員、健康に影響が及ぶ数値は出ておりません。

甲状腺については、超音波検査において、18歳までの福島県民3万8,114人中、35.8%にし

こりまたはのう胞が発見されたとの報道がありました。福島県立医科大学の解説によると、今回の診断は、かなり十分な安全域をとった判定基準であり、特にのう胞と診断された人は、すべて良性と考えて良く、通常の診断では経過観察、または問題なしと解説されております。

なお、甲状腺被ばく検査については、国が、平成23年3月に福島県内の0歳から15歳までの1,080人を対象に行っており、全員、健康に影響が及ぶ数値は出ておりませんでした。さらに、その結果について、放射線医学総合研究所が、改めて測定誤差を最大限に見積もって解析したところ、それでも国際基準を大幅に下回っているという結果が出ております。

当町は、阿見町放射能対策方針及び阿見町除染実施計画に基づき、小中学校等の子供関連施設の除染を周辺自治体に先駆けて完了させたほか、国県町の放射能の測定結果等を逐次、町広報紙、ホームページに掲載するなど、的確な情報の提供を行ってきました。その結果、放射能問題に関しては、現在、町民からの問い合わせ自体がほとんどないという状態にまで落ち着いてきております。

同様に、内部被ばく検査についても、町民から問い合わせはほとんどなく、その必要性の有無について、冷静に御判断されているようであります。なお、ホールボディーカウンター検査は、個人でも受診できる検査でありますので、問い合わせがあったときには柏市及び東京都内の医療機関を紹介しております。

以上のようなことから、当町においては、内部被ばく検査自体の必要性がないとの判断をしておりますので、女性や子供のホールボディーカウンター検査や甲状腺検査の費用を立て替えること、また、それを東電に請求するという事は考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） やらないつつたらやらない人ですから、やってほしいなんてこれより先お願いはしませんけども、ただ、そういう不安を持つてる町民がいるということは事実なんです。ただ町のほうには連絡ないというふうな話がありますが、本当なんです。ええ。

ある人はね、12年子供できなかったんだと。ようやくできた子供がね、この放射能でどうかしたらどうするんだというようなことで私んところへ電話かけてきてくれた人がいますよ。もちろん知人ですけども、ええ。町としてはどういうことをやってくれてるんだと。議員はどう思ってたんだと。そういう思いの人もあります。

そんな中で、何年たって生まれた子供でも、すぐできた子供でも、そりゃあみんな心配だよというような話をしまして、とにかく心配だと思った人にはそういう検査を受けてもらうと。場所を教えるだけではちょっと親切さが足らないなと私は思いますよ。

そういう中で、やんない人なんだからやんないんだから、この先話してもしょうがないんだ

けども、例に挙げたようにね、この9月の龍ヶ崎の市議会でもたしか900万でしたかな、予算を上げて希望者にはどうぞとやってるわけですよ。それが住民の、不安を持ってる住民に一番安全安心を与えるのは、そういう検査をさせてあげることですよ。財政的な負担もなくさせてあげることですよ。

まあ、町長はやらないつつたらやらないから担当部長にその辺から返事をもらいますが、答弁を改めていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本当にね、お子さんを心配でしょうがないというのであるならば、親がそれだけの意識を持ってね、やはりそういう検査を自分でしていく。何でも町……。私はこの問題はね、東電はこの問題に対してはお金は俺は払わないと思いますよ。だって、県でも何でも大丈夫だって言ってるのに町がやったからすぐ請求すれば金が出てくる、そういう考え方はちょっと俺はおかしいと思うんですよ。それで……。

〔「それは請求できるよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 請求できない。これは請求してもらえない。私はそういう考えを持っています。

〔「それはできるけど出さない」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 請求をしたからもらわないんじゃないくて、本当に必要なら町は請求をしてもしなくてもやりますよ。今の状況の中でね、やはり本当にお子さんを心配な親だったらもう自分で吹っ飛んでいって検査させるよ。そのぐらいの意識を持ってやっぱり子供を育てていかなければおかしいんじゃないですか。私はそう思って、前からこの問題はそういう考えを持ってるって言ってるわけですから。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 県議会の中での、また県の発表というようなことも先ほどありましたけども、県議会の中にはドクターが何人かいますけども、その数値を——結果を見て言うことはできるかもしれない。けども、じゃあここがどうなんだ、ここがどうなんだって言った場合には、やはり心配は心配でしょうよ。

まあ、自分で見ろっていうんだからその先ないでしょうけども、そういう意見が声が——町民の意見が声が多いということ、まあ役場の窓口ではないって言ってますが、多いということ、再度申し上げて、やんないことはやんない人だから次の質問に入りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 次に農業の6次産業化について伺います。生産の1次産業から加工の2次産業、流通・販売までの3次産業を一体的に行う、これを6次産業化といいます。農林

漁業成長産業化支援機構法案が去る8月2日衆議院で可決され、参議院に送られました。従来の補助金でなく、民間の資金やノウハウを使って農林漁業の競争力強化を狙う試みです。

内容は、国と民間企業が320億円を出資または融資をして機構を設立し、機構本体や地域ごとに設ける小ファンドが、農林漁業者と食品メーカーなどが合弁でつくる企業に資金を出す仕組みです。投資マネーを呼び込むことで、市場の規律をきかせ農林漁業の競争力向上につなげることを目標としております。

また国は、6次産業化の担い手を育成する新たな資格制度を10月をめどに始めるそうです。食の6次産業化プロデューサーと名づけ、農林漁業や食品産業で働く人々や農業・水産高校の生徒らが対象となるそうです。このような国の動きがあり自治体の役割も担当者は忙しくなるかと思いますが、農業再生のため、町の名産品をつくるために町独自でも次の補助制度はできないかを伺います。

1つ、新商品の研究開発に補助金は。

2つ、新商品の原料となる作物に補助金は。新たな商品には新たな原料が必要となります。ヒット商品を狙うには現在栽培されている作物だけでは限度があり、新たな作物に目を向けなければならない。農家の方々は、新たな作付には不安がつきまとうので、補助できないかを伺います。

3点目として、農地は耕作することが一番望ましいが、農業従事者の高齢化、農業用機械の高額化、農作物価格の廉価、売り上げの減少等によりやむを得ず耕作放棄地となってしまった農地に、太陽光発電の設置についてを伺います。農地法上、農業振興地域の整備に関する法律上の問題点を伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 農業の6次産業化についてお答えいたします。

1点目の新商品の研究開発に対する補助金につきましては、今年度より町では、農と商の連携による新たな6次産業化を実現するための支援策として、地元の農産物や予科練を初めとする歴史的資源を活用した、町の名物となるような地域ブランドの発掘や開発に対して補助金を交付することとしております。

2点目の新商品の原料となる作物に対する補助金につきましては、6次産業化推進事業の中に該当する支援制度はございません。

現在、町内においてもさまざまな農産物加工品の企画や取り組みが始まっており、6次産業化プランナーも交え、個別相談会を随時実施しているところであり、計画づくりから新商品開発・販路開拓・加工施設や販売施設の整備に対する支援まで、国や県、そして町の支援策へと誘導を図っていきながら、町特産品ブランドの創出につながるきっかけづくりになるよう幅広

くサポートしてまいります。

3点目の耕作放棄地となってしまった農地に太陽光発電の設置についてお答えいたします。

耕作放棄地に太陽光発電を設置する場合は、一般的な農地転用と同様に許可が必要です。その場合、農地の区分により条件が異なります。農用地区域内の農地や、おおむね10ヘクタール以上が一団となっている農地は優良な農地であるため原則不許可となります。なお、おおむね10ヘクタール未満の小集団農地については、施設の必要性等の許可基準を整えば、農地転用が可能と思われれます。

このように農地の状況や、それぞれの施設計画により個別に判断することとなりますので、農業委員会や関係機関との協議をすることとなります。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 1点目ですけども、今年度から取り組んでおるということでありますが、これは農業者にとってはですね、まだまだこういう部分が農業従事者には行き渡ってないと思います。過日も商工会などではね、理事に対しての課長の説明なども受けておりますが、幅広く、とにかくこの作付をする人がそういうことをよく知らなくちゃなんないんですよ。ええ。それで加工する人とも連携をとり、そして初めてできたものがどういうふうに売ることかという次の段階になるわけです。

そういう観点からどのような方法で多くの農業従事者、また商工業者にも含めてですね、どのような方法で広めていくのかを伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

今年からの補助はですね、商工会——加工を担当します商工会を中心にですね、周知のほうしてきたわけなんですけど、そういった中でやはり生産者のというようなことになると、どうしても個人個人ではなくて、その品目と対象となります部会ですね、JAの部会を中心に今いろいろ水面下でですね、協力をお願いしているところです。

やはりどうしても個人個人というよりは、やっぱり商品化となりますと量とかそういったものがかわってきますので、JAの部会の中でですね、今回はグリーンメロンというような形でペースト化を図りまして、今佐藤議員おっしゃったようにですね、商工会のほうにそういった組織をつくっていただいて行政のほうで働きかけているところです。

それからまたJAの部会以外にもですね、平岡議員が実践されてます島津の南高梅、こちらのほうにつきましてもそういったこれは生産者組織と直接ですね、農業振興課のほうがですね、協議しておりまして、この6次産業化に向けてですね、こういった方向がいいかというようなことでいろいろそのほうを模索しているところでございます。

ということですので、現在はですね、個人個人ではなくてJAそれから認定農業者等を通して、今団体と協議を重ねているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） そういう団体と、組織等の今話を進めているということですが、そういう会議には全員が参加するのは、なかなか全員というのも難しいし、別な方法でもやはりそういうことを目標としてるんだということを広く……。

その会場に来た人たちにもまた広めてもらうのもひとつでしょうけども、また別な方法でも考えてですね、どんどん広めていただいて、この内容をまずはみんなが知っていただかなくちゃなんないんで、そういう方法を考えてね、今ここでどうするこうするったってしょうがないでしょうから、幅広く考えていただいて多くの人にその制度を知っていただきたいということを、広めていただきたいというお願いをします。

2点目はできないということでしたけども、この質問の中でも申し上げましたように、今あるもので新商品を——まあ、メロンの例も挙げましたけどね、もっと幅広くですね、農家の方々にもいろいろなものに注目をしていただいて、そして新たなものにチャレンジしていただきたいと私は思うんですね。

そういう中で、これは農林水産省生産局からのものですが、6次産業化の取り組み事例というのがございます。この中で阿見町でもこういうものならできるんじゃないかというものが数多くあります。これは、例を挙げればですね、野菜のカットの工場で成功した例とかですね、それから付加価値向上を目指した地域特産物の加工ということで、糖尿病や高血圧の予防に効果があるといわれる黒大豆ですか、の生産や地域特産物である丹波大納言と——これね、などの加工をして成功しておる例もございます。

このようないろいろな例がございしますが、これなどはソバの栽培ですね、ソバの栽培でレストランを経営したりしております。ユズですね、ユズ関連商品の開発加工で成功しておる事例とかいろいろございます。一番高額な売り上げを出してるところは126億円の売り上げを出してるところもあります。またそのほかにも女性が手づくりの漬物を秋田から全国へ発送するという、このようなものもあります。いろいろございます。そのような新しいものにチャレンジするのも、できないよということじゃなくてですね、幅広く作付をお願いして、そして町の名産品にしてもらうのには、やはり補助金も必要なのかなと思います。

そういう中でですね、とにかくこの多くのものから挑戦していかないと、幅広く挑戦して、その中でいいものをつくっていかないといけないのかなと思います。そして素晴らしい名産品ができないことには、道の駅構想が町長のマニフェストにあります。そこで阿見町名産だよっつって売る物すらなかなかないわけですよ。そういう意味からをも、ぜひとも阿見の名産品

をつくっていただきたいと。まあ、多少お金かかってもいいでしょうよ、これ。そうね、お願いをしてこの件は終わりにします。

1回座るんだな。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） それから、耕作放棄地ですが、これ実際町民の方からこういうところがあるんだけどできないものかなど。やはりその問い合わせがあり、大分時間がかかるということもあったわけで、ここで伺ったわけなんですけど、この件に関してはこの議場でどうするこうすることもできないわけです。

天田町長におかれましては、いろんなどころへ出かけられる機会も多いでしょうし、国会議員とお会いする機会も多いでしょうから、農地法のこういう観点からの農地法、そしてまた農業振興地域の整備に関する法律等の改正も必要なんだということをも呼びかけていただきたいと、お願いをするわけです。

ねえ、ちょっと国会の中でもこういう話も持ち上がった記憶があるんですが、この混乱した国政の中ですから消えちゃったように記憶してます。町長はそういうところでお話する機会がたくさんあるでしょうから、ぜひともそのようにお話をして、もう耕作放棄地になっちゃった土地はね、そういうような形にでも利用・活用する以外にないと思うんですよ。まあ、簡単というわけにはいかないでしょうけども、幾らかでも速やかにそういうことがね、可能なように運動をしていただきたいとお願いを申し上げるわけでございます。

私らはね、そういう立場にないから、ひとつ町長によくよくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで17番佐藤幸明君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それではですね、みんなの党の海野隆でございます。6月に続き2回目の一般質問をさせていただきます。

執行部にですね、あらかじめ申し上げておきますけれども、私はね、提言を中心に質疑を行っているつもりなんです。ですから、執行部におかれましてはですね、提言の趣旨をよく理解して、内部でね、よく検討していただきたいなというふうに思います。議員の提言とかね、議会の提言も含めて自分の考えと違ったらもう一顧だにしないと、こういうような対応ってのはね、やっぱり議論ってのはね、お互いの意見を闘わせて、やっぱり100相手が間違ってるとかね、こっちが100%正しいと、こんなことないんですよ。

やっぱりね、議論ってのはそういう議論を通じて真実をつかみ出すとか、で、新たな議論の中で新たなアイデアを出すとか、そういうことになるわけですから、どうぞ懐深く、それから提言を胸に十分に吸い込んでね、その頭脳で反すうしながら、その提言が町民にとっていいことなのかどうかと、こういう原点に戻ってね、真摯に受け止めていただくことをまずお願いしておきたいと思います。

第一のですね、広聴活動についてということで、5点ほどお聞きしたいと思います。

広聴活動ってね、言うまでもなく非常に現代社会って複雑かつ多様化してますから、複雑多様化したその町民の意識というものをしっかりと吸い上げると、こういう役割があります。町政運営の最も重要なものの1つだと私は思っています。しかしながら、現在のね、天田町長の広聴活動についてはね、どうもよくわからないというところがあります。

そこで5点。1つ目はですね、町長への手紙なんかも広聴活動の一環です。そういうことも含めてね。その中で特に町民と直接対話をする、直接話し合いを持つ、そういう広聴活動の現状についてですね、どんな機会に、どのような規模で、どんな話題で行われているのか、これをお伺いしたいと思います。

2番目にですね、そうした広聴活動の中ではですね、さまざまな意見や要望ってのが出ているはずなんですね。その町長への手紙がね、ホームページにもアップされていますから、ホームページ見てない方はね、時たま広報にも載っておりますけれども、ちょっと情報入手という意味で少し弱いんですけれども、広聴活動ではですね、意見や要望ってのは全くわからないですね。どんな意見が出てくるのか、これわかりません。ですから、このことについて、どんな意見・要望があるかってことをお聞きしたいと思います。

それから当然ですね、町長が行う広聴活動はですね、公務ですから、これはね、対象人数や意見・要望等のやりとり、これ議事録をとっているはずなんですね。これ情報公開できるような形で議事録を作成しているのかどうか、このことについてもお聞きしたいと思います。

それからですね、この広聴活動の周知方法ですね、先日、タウンミーティングを僕はやるんですけども、そうすると実はある地区でね、町長の広聴活動をやっていただけないかというようなお願いを区長さんか誰かにしたんですかね。そしたら、いや、それもうやりましたよと。もう、うちの地区はやってるんですと。こういうことですね、いつ、どこで、何をやってるかわからないということがあってですね、どういう形でやってるかわかりませんが、やっぱり少なくともね、地元に対する周知活動、こういうものはね、やっぱりやらないとですね、参加もできないわけですね。こういうことは必要だと思います。

それからですね、先日ね、私は上本郷区にいるんですけども、広聴活動が行われたようなんです。いろいろと議論とは言わないにしてもですね、地元の方がいろいろ町長とですね、意

見を交換したということがあったようなんですが、私全然知らなかったんですよ。そもそも上本郷区で広聴活動やってることすら知らない。これはね、やっぱり公務でやってる町長のね、広聴活動が地元の議員にもわからないと。これはやっぱりね、問題だと思うんですね。やっぱりそういうことについては、何で通知がないのか、これをお聞きしたいと思います。

以上5点についてですね、まず質問をさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 広報活動についての御質問にお答えいたします。

○5番（海野隆君） 広聴ね、広聴。

○町長（天田富司男君） あ、広聴活動についての御質問にお答えいたします。

前から言っているとおり、広聴会っていうのはその地区で何かがあったときに、行事等があったときにちょっと呼んでくださいよと、気軽にいろんな話をしましょうという、そういう趣旨の中でやらさしていただいております。まあ、前の町長さんのときは、町長と語ろう会って、何日何時からという、そういう形のものであったんですけど、私の場合はフランクなものですから、議員さんに伝えてるのか……。

ま、やっぱり区長さんときちんとした関係を持てれば議員のほうにも話が必ず私はあると思っております。これはまずは、お話としてはよ、これはやっぱりそういう関係を持つていうことが議員としても大事なことなのかなと。やっぱり区のことをきちんと考えてどうのこうのってんならば、やっぱり区長さんとの関係はやっぱりきちんとしとかなないとまずいんじゃないかなと。その点はきちんと話しときたいと思います。

まず広聴活動の現状についてであります。町民の皆様から町政に対する意見や要望などを私が直接お聞きするため、行政区広聴会、町長への手紙などさまざまな形で広聴活動を行っております。

私は、就任以来、町民の皆様と膝を突き合わせて直接対話をする行政区広聴会を開催し、より多くの御意見を伺いながら、町政運営の基本方針の1つである「住民が主人公の町政」実現のため、全力で取り組んでいるところであります。これまでに26行政区で実施し、延べ約680名の町民に参加をいただいたところでございます。

次に2点目の、広聴活動での意見や要望はどのようなものがあるかについてであります。

広聴会での意見や要望の内容については、代表的なものとしては、道路の舗装や側溝整備、上下水道の未整備地区における整備、総合体育館やプール建設、公園整備など都市施設関連の要望。または、雇用創出や企業誘致、農業振興などに関する産業経済関連への御意見。放課後

児童クラブや通学路の安全確保などの子育てに関連する要望。その他、デマンドタクシー、まい・あみ・まつり、町民運動会、防災・放射能など町民生活に関連する御意見・御要望などですが、各地区の抱えている固有の問題などもあり、行政区によって内容はさまざまでございます。

そういう面では、今行政区の問題点はほとんど議員の皆様が一般質問等結構されているのではないかなど、そういう思いをしております。

次に3点目の、議事録はとっているのかで、広聴会では、議事録を作成し、役場内の関係課で情報を共有することで、要望内容を町政に反映させております。先ほど佐藤議員が言われた通学路の問題も、やはり通学路を自分たちでどうするんだっていうことに対してはね、じゃ、どちらから行ったら安全なのかということで、西郷の皆さんにもお話ししました。ただここを通ればいいんじゃないんだ。自分たちで考えて一番安全な場所を自分たちで考えて通学路にしたらいんじゃないかっていう、これは広聴会で私が区長さん初め皆さんに言った言葉であります。

次に4点目の、広聴活動の周知方法はどのように行っているかについてであります。

広聴会につきましては、年度当初の区長会議で区長さんに開催をお願いし、さらに未開催の区長宛てには文書等で個別に依頼もしております。

最後に、議員や議会に通知していないのはなぜかについてであります。

広聴会につきましては、行政区で何かの会合があるときに呼んでいただいて開催するという形をとっておりますので、地区住民の方への周知も区長さんにお任せをしており、町からは特に通知をしておりますが、議員がお住まいの行政区の広聴会に出席されることは全然差し支えございません。しかし、私が広く町民の方の意見や要望を直接聞くための機会であるということをお理解いただきたいと思います。

議員の皆様はいつでも一般質問等で十分町政に対しての関係を持てるわけですから、そういう面ではやはり一般住民の皆様との話し合いは全て議員の皆様が来てやる方がいいのかどうか、それはやっぱりいろいろ考えていただければ。ただ、地元でやる場合にはね、なるべく議員さんにも来ていただきたいなど、そういう思いはしております。こないだやったときには、平岡議員さん、そして諏訪原議員さんも来ていただきました。本当にありがとうございました。

現在、66ある行政区のうち、約4割の26行政区で実施したところですが、すべての行政区を回る事ができた後には、例えば小学校区単位での広聴会や少人数での座談会なども考えたいと思っておりますが、まずは今の形で全行政区を回らせていただき、忌憚のない意見の中でやはりまちづくりを一緒に構築していきたい、そう考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ私もですね、上本郷の区長さんはよく知っている方なものでね、じゃ冷たかったのかなと私もそんなふうに思いをしちゃうんですけれども。

26地区、既にやってるっていうことなんですね。これ形としては誰が主催なんですか、これ。この広聴活動っていうのは。誰が主催なんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。今町長がお答えしましたとおり、行政区で何かの集まりがあったところに町長が呼んでいただいてお話をすることですので、その集まりという主体——まあ行政区が中心だと思いますけども、その主体の方が通知をして集めるということになっております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、その主催は各行政区であると。で、町長がですね、そこで広聴活動をやることについての各区民の周知とかね、そういうことも含めて全部各行政区に任せるっていうことになるんですか、これ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） おっしゃっているとおりでございます。ただ、その集まりは別の目的があって当然集まって会合をされてると。その中に、その目的とは別に町長が行ってお話しをするということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、そういう主催もわからなかったし、いつやったかも全然わからなかった。僕だけなんですかね、これ。ほかの議員さんは26地区で先ほどは平岡さんとね、諏訪原さんが出てたっていうことですから、26地区ほかの地区でやったのは全部地元の議員が出て私だけがたまたま知らなかったのかどうか、それは……。

そうなるよね、私自身もね、これちょっと地元の区長さんとのね、関係をね、いろいろ考えなくちゃいけないと思うところもあるんですが、いずれにしてもですよ、私はやっぱりね、せめて地区の住民であるとか——もちろん地元の議員にも知らせてほしいんですけども、そういうね、周知をするべきだと私は思いますね。

そうしないと、だって広聴会やったるつつたつてね、広聴会ってやっぱりさ、いろんな形式あるにしても、やっぱりオープンでやらないとだめですよ、オープンで。ねえ。せっかくの機会なんだから町長と話したいという人たくさんいると思いますよ。だから、そういう機会をオープンでぜひとも今後ね、つくっていただきたいと思ってるんですけど、この質問で最後。今後そういうふうな形をとるつもりはありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。

オープンな形にさせていただきたいということですが、形としてはオープンなものでございます。ですので、今お話がありましたように島津地区では平岡議員と諏訪原議員も来ていただいたと。ただ、周知については、区の区長さん中心だと思いますけども、区の会議ということでやっておりますので、区長さんのほうに周知のほうはお任せしてということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 結局あれですか。町として、そのね、広聴会について区長さんにね、何かサジェスションとかそういうものはないんですか。だって、区長さんどういふふうにしたらいいかわかんないじゃないですか、広聴会。広聴会でしょう。公務でやるんでしょう。そのときに、ねえ、その地区でやるときに区長さんが回覧回すのか、僕よく知らないけれども、そういう形で地区の住民に周知してくださいということ一切頼まないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町長の行政広聴会ということに関しましては、区長さんに年度当初の区長会議のときにですね、ペーパーをお配りしましてその趣旨を御説明しているところで

○5番（海野隆君） 周知だよ、周知。

○総務部長（坪田匡弘君） 趣旨を御説明しておりまして、その周知に関してもその趣旨の中に入っておりますので……。

○5番（海野隆君） 何だよ、それを言ってくれよ。

○総務部長（坪田匡弘君） ええ。その周知に関しても区長さんのほうに主体でお任せするという形になっています。

○5番（海野隆君） ああ、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、周知についてもね、各行政区に任せてるということで、まあそれでいいのかどうかってのは疑問だと思いますね。やっぱり本来はね、その周知については、やっぱり各地区の住民がわかるように、そういう形にすべきだと私は思いますが、まあそうやらないということですから、それはじゃあ、町長のね、広聴活動のやり方、方法だということで理解したいと思います。

では、次に移っていいですか。1回座るんですか。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君、続けてください。

○5番（海野隆君） はい。次はですね、2番目は人事政策ということでお伺いしたいと思

ます。

このね、これは平成22年にですね、町の職員及びですね、町が出資をしている団体の職員がですね、交通事故を起こしたということで、そのときに懲戒をしたんですね。これ23年3月の議会で藤井議員がですね、やりとりをしております。そのときに、これは総務部長の答弁ですね。今の総務部長。当時も総務部長だったですね。で、見直しをすると確約をしておりました。もうそれから既に1年6カ月たっております、経過していますね。

改めてですね、この交通事故等に係る懲戒処分等の基準。この見直しについて質問したいと思います。その経過も含めてですね、まずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○町長（天田富司男君） あ、いいの2点目。ほか2点あるけど。

○5番（海野隆君） いや、それはまた後からやるから。一緒にやったのがいいの。

○町長（天田富司男君） 人事政策について、1件となっているから。

○5番（海野隆君） うん、じゃわかった。じゃね、それ、じゃ第1点。第2点目はですね…

○議長（倉持松雄君） 海野議員、やり直してください。

○5番（海野隆君） はいはいはい。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 済みませんね。やり方になれないもんですからね。ええ。

そうするとね、まあ次ね、次はですね、2番目は任期付一般職員と新しい人事制度の整備。これもね、一度議会に提出をしてですね、それで不首尾に終わったという形になって、その後6月・9月と出てこないんですけども、これどうなってるのかなと。

それからですね、3番目はですね、それにかかわることですね。大体任期付一般職員っていうのは専門性を高く持った方々をですね、採用するわけですから、とりわけてですね、3.11以降防災計画ね、見直しこれ途中ですね、まだね、これからまたやる。原子力を入れるか入れないかってことも含めてですね、これから進んでいくんだろうと思いますが、もう1つですね、阿見町には国民保護計画というのがあります。

これは国民保護法に基づいてですね、全国の市町村全部この国民保護計画ってのはつくってるわけですね。これはもうなかなか大変ね、重いといいますかね、ちょっとやそっとの方でこれができるのかなという、この計画をですよ、遂行できるような人材ってのはね、なかなかいないんじゃないかなと思いますが、そういったね、国民保護計画、これを本当に遂行する意思があるのであればですね、危機管理にかかわる人材、これを配置すべきだと、こういうふうにするんですけども、じゃ、この3点についてお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、人事政策について3点ほど。

1点目の酒気帯び運転での懲戒基準を見直すべきであるについての質問にお答えいたします。

公務員の飲酒運転をめぐっては、平成18年福岡市で起きた幼児3人死亡事故の後、全国の自治体で懲戒処分の厳罰化が進み、当町においても職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準を平成18年10月に改正し、職員が酒気帯び運転をしたときは免職とする、基準等を整備したところであります。

この厳罰化の流れの中で、懲戒免職処分された公務員が取り消しを求めて提訴する事例が相次ぎ、最高裁から平成21年9月、酒気帯び運転で懲戒免職処分を受けた職員の処分を取り消す決定が初めて出され、それ以降、複数の自治体で処分基準を見直す動きが出ております。

そのため、当町におきましても、懲戒処分等の基準を見直す必要があると考えてきたところであり、人事院の懲戒処分の指針などを参考に、酒気帯び運転の場合免職または停職とする等の基準見直しを現在検討中であり、年度内を目途に改正したいと考えております。

次に、2点目の任期付一般職員等新しい人事制度の整備はどのようになっているのかについての質問にお答えいたします。

自治体において、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、新たな任用形態の活用が重要となっております。任期付職員採用制度は、茨城県を初め県内15自治体において、既に運用されており、専門的な知識経験を有する人材等を登用する手法として確立されております。こうしたことから、当町におきましても任期付職員採用制度を導入する必要があると考え、昨年度条例案を提案しましたが残念ながら、可決されませんでした。

しかし、この条例を活用して、専門性の高い職員を確保し、効果的に活用することが必要であるとの考え方に私は変わりはありません。次期定例会を目途に再度提案させていただきたいと考えておりますので、よく議員各位には考えていただきたいと思っております。

次に、3点目の国民保護計画を遂行できる危機管理に係る人材を配置すべきであるについてお答えいたします。先ほど海野議員も言われたとおり任期付採用ということ、これが非常にこの問題に関係してくるのかなど。

危機管理専門職の必要性につきましては、近年の自然災害・異常気象の頻発・大規模化、想定していなかった新たな危機管理事案の出現に鑑み、担当課が不明、または部局をまたぐ対応が必要な不測の事態に、迅速に対応が行える部門の必要性から、危機管理専門職の設置が各自治体において増加傾向にあります。

当町としては、平成24年度から総務部内に交通防災を位置づけ、安心・安全なまちづくりに対応する専従課を設置したところであります。

しかしながら、防災や防犯の概念に加え、さまざまな危機管理事案に対応するためには、全庁的なリスク管理を行える人材の必要性を認識しておりますので、今後の機構整理や人事制度の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 懲戒基準を見直すって、どうもその見直しは……。私はね、ここに書いたのはね、見直すべきだっけのはやっぱりどのように見直すかっていう視点が大事だと思うんですね。私もですね、最高裁裁判でですね、最近の判例ですけれども、懲戒処分を取り消しというのが行われておりますね。ただ、1件1件全部事案は違うようですね。

そうすると当時ですね、免職と書いてあったのが、藤井議員とね、いろいろやりとりをしていて、8条7項で事故等の報告がなかったじゃないかということで藤井議員おっしゃっててですね、そうすると少し悪質じゃないかと、だからこれは免職に値するんじゃないかと、こんな話もやりとりしていたようです。

私はね、タウンミーティングでもね、この質問をするということで御意見聞きましてね、したらやっぱり相当厳しいですね、町民はね。やっぱりいまだにですね、福岡の子供3人ね、亡くなったということ頭にしっかりと残っていて、公務員一般——まあ議員も一緒ですね、我々が酒気帯びをするということ自体に対して非常に厳しい意見が出ておりました。見直しはもっと厳しくしろという見直しはあってもですね、もっと緩めろというような意見は1件もありませんでしたね。

これはね、私は見直しをするときにですね、2つやっぱり考慮に入れていただきたいと思うんですね。それはまず1つはですね、職員分限懲戒処分等審査委員会というのがあります。これ、職員の懲戒を決める——加重減免を行ったのもここで決めているんですけども、この審査がね、果たして適当だったのかどうか。こういう点がね、やっぱり疑われてるわけですよ。

何でかっていうとですね、これはですね、内部の職員だけでやってるんですね。ここにですね、外部のね、やっぱり視点を入れるというのかな、まあ有識者の視点になると思いますが、有識者の視点もですね、入れると。そういうことが必要なのではないかなと思います。それから……。そうですね、それについてまずお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この懲戒基準の見直しにつきましては、ただいま町長から答弁がありましたとおり、まずは免職だけのものを最高裁の判決を受けて免職または停職にするというような見直しを考えております。

それで、この停職の部分もですね、現在最高6カ月の停職しかございませんけれども、これも国の指針等がありまして、さらに停職の期間も厳しくするというようなことも考慮しながら見

直しを考えているところでございます。

それで、御質問のこの委員会のメンバーに外部の人を入れたらどうかという御意見ですけども、処分を検討するのはこの委員会でございますけども、最終的な判断は町長ということですので、処分に関してこの委員会は客観的に公正な基準に基づいた公正な判断をして、その意見——判断の結果ですか、について町長に報告をしまして、最終的に町長の判断をもらうということですので、今ところこの委員会はこの職員で大丈夫だろうと、できるだろうという判断をしてるところです。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとですね、平成23年2月にね、処分した事案がありますね。これは審査委員会ではいわゆる停職6カ月というね、結論を出して、それで町長もそのことにオーケーと、こういう流れになったってということですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 簡単に申せば今言われたことでございますけども、その審査委員会の審査を行う過程の中では、この考え方につきまして、すぐ懲戒免職するのかそれとも停職かという、この最高裁の判決を受けた考え方につきましては顧問弁護士の方と御相談いたしまして、そういった意見も考慮に入れて委員会でも方向性を出したということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほど私ね、第8条7項で事故等の報告の有無というのを藤井議員がね、平成23年の3月議会でやりとりをしてました。それなかったんじゃないかって話なんですけど、これはどうなんですか。これあったんですか、なかったんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 事故の報告ということですよ。

○5番（海野隆君） まさにそのとおりです。

○総務部長（坪田匡弘君） それは本人からありました。

○5番（海野隆君） あ、そう。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 23年3月の議会の議事録ではね、なかったんじゃないかって話で、反論してなかったですね、全然。ここに議事録ありますけど。反論してないですよ。こんな大事なこと。

これちょっと総務部長、あのね、これ大事なことじゃないですか。あなた反論してない、ここで。

○議長（倉持松雄君） 海野議員、質問の部分は、海野議員に申し上げます。質問の部分はど

この部分ですか。

○5番（海野隆君） わかりました。はいはい。ですから、藤井議員がね、こういうふうに言ってるんですよ。読み上げます？

〔「読み上げたほうがいいよ」「読み上げて」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 読み上げますか。ええ。そうすると……。ちょっと待ってね、そう言われるとすぐ出てこない。藤井議員はね……。ちよっちよっと待ってね。探すから。ちよっと待ってね。

〔「時間はたっぷりあつから大丈夫だよ」「休憩してもらったら」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 暫時休憩。

〔「休憩は」「その間探してもらえば」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） いや、もったいないな。ちょっと待ってね。

〔「自分で言ったの持ってきてないのかな」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） あ、ここに持ってこないんちゃったかもしんねえな。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） ちょっと、ちょっとね。ごめんね。じゃあ、いいや。ごめん。

いいですか、議長。

○議長（倉持松雄君） 継続してください。

○5番（海野隆君） ちょっと、頭には残ってるんだけど……。

○議長（倉持松雄君） 継続して。

○5番（海野隆君） うん、いいですか。

○議長（倉持松雄君） はい。

○5番（海野隆君） 頭には残ってるんだけど、ひょっとしたらその部分をね、議事録で持ってこなかったかもしれない。そうすると、部長。ね、事故等の報告はあったんですね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず口頭で私のところに報告がありまして、その後文書で詳しく報告させました。

○5番（海野隆君） なるほど。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 了解しました。そうすると資料でね、いろんな話がありましたが、もう1点僕聞きましたね。町の出資団体の職員でですね、これ免職になった職員がいます。で、これのことについても最初にお聞きしたと思うんですね。これ何で免職になったんですか。団体が違うから答えられない？ 町長に答えてもらうほかないか、じゃあ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の社協の話ですから。社協の話ですよ、それ。ここに入ってんの、それ。社協の話入ってんの、この質問の中に。入ってないでしょう。

○5番（海野隆君） 社協の話？

○町長（天田富司男君） 社協の話ですよ。

○5番（海野隆君） 社協の話は……。

○町長（天田富司男君） 入ってないよ。

○5番（海野隆君） いや、入ってるんだよ。今、だから質問したんだよ。

○町長（天田富司男君） だから入ってないじゃん、これ。あなたの質問に。

○5番（海野隆君） ああ、そう。

○町長（天田富司男君） どこに入ってるの。

○5番（海野隆君） ええ。んん？

〔「答弁しろ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 今回の免職に対しては、私が判断をいたしました。やはり免職ではなく、やっぱり6カ月のということで、私が判断をさせていただきました。判断は間違っていないと私は思ってますから、それ以上でも以下でもありません。

○5番（海野隆君） わかりました、はい。そうすると……。

はい、議長いいですか。

○議長（倉持松雄君） 海野議員に申し上げます。社協は入ってないんですね。

○5番（海野隆君） まあ、酒気帯び運転って書いてしまったので、いいです。私はもう……。

○議長（倉持松雄君） 社協はこの分野ではございませんから。

○5番（海野隆君） はいはい。

〔「町長は同一人物だからな」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） そうそう、そういうことなんだけどね。

はい、じゃあいいですか。改めて。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ま、わかりました。外部の視点も入れない。ね。内部でこれからも審査していきますと。外部の意見は聞きますと。しかし、やっぱりこの前……。私もね、実は。僕はその当時外部におりましたけれども、藤井議員とこんな議論があったんだっていうことを聞いてました。やっぱりちょっとね、バランスに欠くなと、そういう思いを思っておりました。ですから、今回ですね、改めて質問をさせていただいたんですけども、やっぱりね、職員だけでやるというのはね、やっぱりどうしてもお手盛りのような意識を与えるんですね。

町民の、私もね——限られた町民の皆さんの御意見ですが、その限られた町民の皆さんの御意見としては、やっぱり厳しくやるべきだという意見だということを申し上げて、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 海野議員，ちょっとお待ちください。

○5番（海野隆君） はい。

○議長（倉持松雄君） ただいま7番平岡博君が退席いたしました。したがっていただいた出席議員は17名です。

それでは、海野議員の質問を続けます。

○5番（海野隆君） じゃ、次の質問。先ほどのね、国民保護計画の関係で質問をします。

国民保護計画はですね、天変地異も非常に、今回の地震の様子とかですね、原子力災害を見るとですね、これは本当に日常とは異なる非常にシビアなね、事象が起きているわけですから、これをね、このリスクを管理する、コントロールする、オペレーションするってのは、これ非常に大変なことだと思います。

しかし、それ以上にこの国民保護計画ってのはですね、テロとかですね、ミサイルが飛んでくるとかそういうことを想定しておりますので、大変ですね、その危機管理であるとか、それをオペレーションをするっていうことではね、相当な人材を配置しなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

保護計画の中にはですね、人材の育成ということも書かれております。だから、本当はですよ、職員の中でそういった人材の育成をしているのかどうかってことを聞きたいんですが、もししているんだったらしているというふうに言って、後でいただきたいんですが、やっぱりね、ここは自衛隊の町ですし、自衛隊というのはそういう国民保護計画に直接かかわる部署です。ですから、ぜひともですね、その自衛隊の関係者、そういった自衛隊のような相当な訓練を受けた人材を配置するということをお願いをしたいと思いますが、これについてちょっと御答弁いただいて、さっきの教育訓練の話も含めて御答弁ください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

職員の育成という、まずことですが、なかなかこの危機管理に関しまして専門的な知識、そういったものを職員から短期間に求めるというのはなかなか難しいというふうに考えています。実際育成もなかなかできない状況です。

それでやっぱり危機管理の専門の職員、専門職の方をやっぱりこれからいろいろ、今、海野議員が言われたような国民保護の関係もございますし、防災・防犯のこともありますし、その必要性は感じているところでございます。

それで任期付一般職員の条例の制定もありますけども、そちらのほうの制定も進めながら、あと人材もいい方をぜひ探してですね、そういった危機管理官の設置のほうにしていきたいというふうには考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、そういうことですね、ぜひともですね、適当なといいますか、任にふさわしい人材をね、採用していただけるようお願いしたいと思います。

次は3番目のですね、教育政策についてお伺いをしたいと思います。

日本はですね、義務教育は中学校3年生までです。大半の子供たちはですね、そこから高校へ進み、大学に進み——まあ大学に行く人もいますけれども、それから社会に出ますが、一定の数、一定の子供たちはですね、中学3年生を終えて、それで社会にですね、出るわけですね、そうしますとですね、義務教育を終了する中学3年生までにですね、やっぱり公民教育——公民教育というのは、社会……。市民——市民ってのは町民って意味でしょうけれども、社会の成員としてですね、なると、社会の成員になると、そういう教育をですね、より充実させるべきではないかなと思っております、その公民教育のね、内容についてですね、まずお伺いしたいと思います。

それからですね、2番目にですね、教育の一環として党、議会ですね、地方議会——ここでは阿見町議会ですけれども、この議会傍聴のね、機会をぜひつくってほしいということをお願いしたいと思います。

3番目についてはですね、これはもう先ほどね、川畑議員からも質疑もありましたし、またこれからね、最終日ですか——明日かな、浅野さんからも、浅野議員からもですね、経験を交えて質疑あると思いますので、それに譲るということで、3番目は質問しないということで、1番と2番、これについて質問をしたいと思います。カットしてくださいね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 義務教育を終了する中学校3年生への公民教育をより充実させるべきであるについてお答えします。

平成24年度から、中学校では新学習指導要領が全面実施となり、3年生の公民の標準授業時数は、これまでの85時間から15時間プラスされ、100時間に変更されております。これに伴い、大項目が——大きい項目が1つ増えるなど、指導内容も増えております。

各学校においては、社会的な思考力・判断力・表現力が育成できるよう、生徒が主体となって取り組める、課題解決型の授業が展開されております。また、茨城県選挙管理委員会が作成

した「5年未来」という副読本を活用しながら、公民教育の充実に努めております。

次に、教育の一環として議会傍聴の機会をつくるべきであるについてお答えします。

児童生徒の発達段階を鑑み、現時点においては、教育課程の中では実施は難しいと考えます。以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 公民教育ってまあ、端的にいうとやっぱり政治教育になると思うんですね。一種ね。政治ってのはやっぱり生まれるから死ぬまで行政も含めて、町政とかいろんなこと含めて政治ということであればですね。そこでですね、今ですね、なかなか難しいという話が出ました。それは何かっていうと、議会傍聴をさせたらいいんじゃないかって話なんですけども。この後ね、永井議員さんのほうからですね、子供議会を開催してはどうかっていう質問がね、予定されております。

土浦なんかを含めてですね、他の自治体では子供議会を開催するというところでいろいろやっているようですけども、子供議会というのはどうもやっぱり生徒会の延長のようなところもあったりね、やっぱり読み合わせみたいな形になっておりますので、私はそうではなくてより効果的な本物の議会、ここですね、その大人たち——地域の大人たちですよ、これは。役場の職員とですね、地域を代表する議員がですね、福祉から産業から教育から、そういうことについて真剣にやり合うと。こういう場を見せるというのは非常に重要な取り組みだと思います。

それで幾つかやってるんですよ。近隣ではですね、つくばみらい市、つくばみらい市ですね、やっています。キャパの問題はあるかもしれませんが、21世紀を担う子供たちにですね、小中学校の時代から議会に興味を持ってもらうと。で、市民にとってより——市民ってつくばみらい市ですからね、一層身近で親しみやすい議会をやっぱり目指したいということで、平成20年からですね、小中学校単位で本会議傍聴を促進しています。

私がね、この提案をしたのは、この感想文を書いているんですけど、感動したんですね、これ。感動しました。例えばですね、これ、市長さん、まあ町長さんです。市長さんがたくさん話をしていました。話をしている人たちははっきりわかりやすく話をしているので、よく聞きとれましたと。市議会はどんなことをしているかわからなかったけれども、つくばみらい市をよい町にするために本当に大事なことをやっているとかですね、例えばいろんな意見をまとめて難しそうなのに頑張っているとか。危ない道や場所を調べたり、見たり、直したりとそういうことも論議していると。私はごみ拾いなどしかできないけれども、つくばみらい市をきれいに住みやすくしたいと思うとかですね、云々、云々ですよ。

本当にですね、この議会を傍聴した効果というのはですね、多分この子たちの心の中にはですね、地域の大人たちが本当に一生懸命子供たちのためにですね、いろんな議論をしたり

いろんな手当とといいますか、予算もつくってやっているということを胸に刻んできたのではないかなと思うんですね。

この例を引いてさらに教育長，もう1回どうですか。ちょっと取り組んでみようかなっていうことで検討してもらえませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 私もそれは読ませていただきました。長年教師をしておりますので，どういう具合でその作文が書かれて，そこにそういうふうに乗っているかもよくわかります。

我が町は，基礎的基本的な学力を定着させることに今全力で小学校中学校，子供たちと教職員が心を1つにして学問の入り口の，この小学校中学校という義務教育の中で基礎的基本的な学力を身につけるべく全力投球しております。

つくばみらい市さんのように進んではおりませんので，まずは読み書き計算，県の学力診断テストに恥じることなく——学力診断テストというのは教科書で習う範囲を超えない中から問題作成をされております。私も9年間ほどかかわってまいりましたが，基礎的基本的な学力を試す大事なものです。それは1年間教えた担任の先生が自分への反省のものでもありますので，そこに向かって精いっぱい子供たちの学力を高めるべく努力をしております。

おかげさまで徐々に徐々にではありますが，県の平均をやっと超えることが——わずかに超えることができたという状況になっておりますので，もうしばらくそちらの方向で専念してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そういうふうに言われてしまいますとですね，教育の責任者ですからとは思いますが，それにしてもですね，社会科の授業もあるだろうし，公民の授業もありますよね。そういうことを利用して，社会科見学の一環じゃないですか。そういうときにですね，議会を直接傍聴すると，そういうことをですね，ぜひとも取り入れていただきたいんですが，今の教育長の答弁ではね，しばらく専念したいということになってる。

そうすると，子供議会もどうなんだって話になるんですが，それはおきましてですね，でも私はこの議会を傍聴させるというね，重要性については，これは効果があると私は率直に思いますね，これは。この感想文が書かれた経緯も知っていますと言われると，どういう経緯が知っているかわからないけれども，しかしこれを素直に読めばですよ，素直に読めば非常に感動しますね，これね。見ると，うん。まあ，多分素直にもう読めなくなっちゃってるのかもしれないけども，素直に読んでいただきたいなということで，教育政策については終わりにしたいと思います。

次いいですか。

○議長（倉持松雄君） 次、質問してください。

○5番（海野隆君） それではですね、先ほどですね、佐藤議員がですね、熱心に町長とですね、議論をするのかなと思いましたがですね、町長はやらないっていうんじゃないんだっぺからしゃあないねっていう話で終わってしまったので、私からはもうちょっと頑張っでですね、この甲状腺の検査とですね、内部被ばく検査をですね、実施してくださいと、すべきだということを申し上げたいと思います。

確かにですね、新聞報道、それから牛久市の検査の結果、ここの現時点ですよ、現時点の結果からするとね、被ばくというのは健康に心配のないレベルだったというふうに報道がされています。

しかしですね、低線量の放射能を長期に浴び続けるということについてはですね、これはもう未知の世界なんですね。ですから今後も長期的継続的な健康検査するのは私は必要だと思っています。それで……。ああ、30分ね。そんなになっちゃった。

それで、私はね、この広報あみですね、放射能対策特集っていうものを改めてね、読んでみました。そうすると、ここに何が書いてあるかっていうとね、除染計画が大半なんです。除染計画。あと農作物ね。ここにはですね、子供たちの健康とか妊婦の健康とか、健康に関することが一切書いてないんですよ。健康検査に関することが。

実は6月にも私はね、質問をしました。ね、内部被ばく検査をやるべきだって。そのときにですね、これ事前に議会の中でやりとりしたんじゃないんだけど、牛久市の内部被ばく検査するのは驚きだったと。6市町村でつくっている放射能対策協議会幹事会の牛久市がですね、突然そんなことをやってですね、阿見町としてはびっくりしちゃったんだと。こんなことを言っておりました。で、町長もそういうふうにおっしゃってました。

しかしですね、私は今回改めて質問をするのにですね、牛久市に行って担当者に聞いてきました。牛久市の放射能対策室にはですね、最初からですよ、保健師が配置されました。保健師が。それはですね、これは当たり前なんです。何でかっていうとですね、3月の20日から21日にかけて福島第一原発が爆発して、大量の放射性ガスがこの上を通ったんですよ。そのときに雨が降って下に落ちちゃったわけでしょう。それで阿見、牛久、取手、このラインがですね、茨城県の中でもですよ、これ北茨城と同じぐらい、もっと高いぐらいなんです。当時。そういう状況にあったんですよ。

で、そのとき……。15日にも放射性ガスが出ました。これは東海村周辺のね、いわゆる固定式ですね、観測器だっていうと1万倍ぐらい高かったんですよ、ヨウ素は。ですからですね、そのときにひよっとしたらヨウ素をですね、甲状腺に取り込んだかもしれないと。こういう危

惧があったんですね。東海村ではですね、ヨウ素剤をね、とうとう飲むことはできなかった。まあ、飲まなかったんですね、判断として。副作用ということもあって。福島はね、飲ましたようですけども。

そういうことから考えるとですね、やっぱりこの地域の、この阿見というのは非常に高いわけですよ、県内でも。そうすると、ここで健康のことをしっかり行政がね、傾向として把握すると。こういう姿勢ってのは極めて私は大事だと思います。前も全然町にはそんな心配の電話なんかないよ、1個もないよと。佐藤さんがおっしゃられたように、私もやっぱり聞くとね、みんな心配してるんですよ。で、職員の中だって心配してる人いると思いますよ。

ですから、私はね、希望者って言っちゃったんですよ。実はね、6月に。せめて希望者にやってくれと。安心を与えるために。しかし、牛久はね、そんなこと言ってない。これ、偉いと思うんですよ。なぜかっていうと、行政として税金を使うときにはですよ、地域の傾向をしっかりと把握すると。ね、それでもって子供たち、妊婦も含めて安心だと、大丈夫だということが証明できたらこれほどいいことないわけですよ。

これを私はやるべきだと思うんですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 答弁書は先ほどもね、佐藤議員のほうでお話しておりますので。牛久は牛久。やっぱりね、牛久はやはりそのとおり全員にっていうこと。これは大したもんだなと思いますよ。

ただ一部のね、私がやらしてくれっていうような、そういう関係じゃなくて全体でやったっていうことは、牛久はすばらしかったな、すばらしいと思いますよ。牛久は自分がやるんだからそれぞれに、首長がそういう意識持ってやったんでしょうから。

ただ、私はそういう考え持ってないって前から言ってるわけですよ。そして、これはもう何回言いました？ 何回言ったって同じこと、同じこと。何回も同じこと言って、何がそんなに楽しいのかなと思って。やはりもう前にも、6月にも言ってるんじゃないですか。それをまた、何度も何度も何度も何度も繰り返し言っても、やっぱり答えてるのは同じなのに、どこを掘り返して言おうとしてるのかなと、そう思うんですよ。

だから、先ほども言ったとおり本当に自分の子供が大事だと思ったら、自分の命より大事なんだから、それこそ自分でね、医者に連れてくと、それぐらいの意識がない親だったらおかしいんじゃないですか。私はそう思って前から言ってる。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） やっぱりね、その町民はね、町に、こうやって町長がですね、何度も何度もやらないってことを表明しますから、もうね、黙って行っちゃうんですよ、ね。うずら野、

本郷——荒川本郷からひたち野うしくへ行っちゃうんですよ。行っちゃうんです。ね、やっぱりそういう小さいお子さんを持ったね、不安とかそういうものをしっかりとね、やっぱり受け止めて、それで町として……。だって本当にこれ健康のこと何にも書いてないんだよ、ここに。

それで町長はね、いや、そんな牛久からそんな話聞いたことないって言うけど、牛久の担当者はですね、何度も何度も健康についてはやるべきだって、まあ、やりますよということをね、ほかの市町村にはね、アナウンスしたって言ってるわけですよ。ね、これは保健師も含めて。そういうふうに言ってますよ。名前も知ってますよ。で、この部屋で幹事会も何でもやりましたって、こういうふうに言ってるんですよ。

私は、まあ町長は心を入れ替えて、ぜひともですね、そういう方向に取り組むことを希望しますが、そうでないならばですね、私が町長だったら明日にでもやりますね、これはね。はい。まあ、そういうことで終わりにしたいと思います。

次に、時間がありません。次はね、行財政改革について申し上げたいと思います。

事業仕分け結果とね、今後の利活用、それから補助金のあり方、それから改革が必要・重要と考える事務事業及び制度について伺いたいということについて質問をします。

去る7月の14日ね、これ阿見町事業仕分けの本番が実施されました。これはね、天田町長にとってはね、選挙の公約。私自身もね、構想日本にかかわって、その事業仕分けを仕分け人として経験したこともありますので、大きな期待感を持ってね、傍聴をさせていただきました。

その後ですね、資料もいただきましたけども、インターネットに入ってるですね、町民判定員及び傍聴者のアンケートね、これを見るとね、非常にですね、評価が高いです。本当に実施できてよかったなという思いをしております。

で、タウンミーティングの話をいつもしてますけれども、事業仕分けについてね、いろいろやりとりがあつてですね。しかし、じゃあ事業仕分けの結果どうするんだということですね、質問が出ておりました。そういうことで、3点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、まず1点目の事業仕分け結果と今後の利活用についてであります。

先日の全員協議会でも説明をさせていただいたところですが、去る7月14日に、政策シンクタンク構想日本と、公募による町民判定員の協力を得て、事業費及び事業期間が一定以上のものの中から選定した事業について、事業仕分けを実施したところであります。

仕分け結果としましては、仕分け人の判定で3事業が不要、また町民判定員では、事業の必要性についてゼロベースで見直すべきという再検討の判定が4事業出されるなど、大変厳しいものとなりました。

町では、この結果を真摯に受け止め、論点や指摘事項なども参考としながら、今後の方針を決定していきます。最終的にどのようにそれが反映されていくのかにつきましては、議会の皆様に説明させていただくとともに、広報・ホームページ等でも、町民に広く周知する予定でございます。また、対象となった事業のみならず、この事業仕分けの趣旨、観点等を全事業・全職員で共有することで、事業仕分けの効果をやはり高めていきたいと考えております。

2点目の補助金のあり方についてであります。

今回の事業仕分けにおいても、補助金に関する仕分けが何点か行われました。その中で、共通的な指摘事項ともいえるのが、団体等への一括補助についての課題が上げられます。そのため、原則的には、各事業に対する事業補助へ改めることを起点に、事業仕分けなどの手法も適宜利用し、その必要性和有効性を検証しながら、引き続き補助金の見直しを進めていきたいと考えております。

次に3点目の改革が必要・重要と考える事務事業及び制度についてであります。

事務事業ということになると、非常に広範かつ多種多様となりますので、行政改革大綱及び実施計画に掲げられている視点から述べさせていただきます。

町の行政改革は、行政改革大綱と、その具体的な実施項目を取りまとめた実施計画に基づき推進しております。この中には、先ほども述べた、事業仕分けの実施や、各種補助金の適正化を含め、外郭団体への町関与の見直し、消防の広域化——これは随分こないだも問題視してくれましたけど、やはり阿見町というこの位置を考えたときにどちらに広域化していくかと、これはもう稲敷っていうね、稲敷云々で今までやってきたわけですから、そういう関係はよく海野議員も考えていただきたい、そう思います。

入札・契約制度の改善、人事評価制度の確立、指定管理者制度の導入検討など、改革が必要・重要である94もの推進項目が掲げられております。町では、この実施計画による行政改革を、全庁一丸となって進めていくことを基本に、その3つの基本方針である財政健全化の推進・経営型行政運営の推進・町民参画と協働のまちづくりの推進の視点を踏まえ、常に変化する町民ニーズと行政課題に対応していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これがその事業仕分けの結果ですね。これがね。ホームページにも載っておりますし、資料としてもいただきました。私もタウンミーティングにこれを配ったんですけども、これよく見るとね、傾向もうはっきり出てます。

町民判定員は、どっちかっていうと要改善のほうに寄ってますね。右に寄ってるんですかね。仕分け人は左に寄ってる——不要とか再検討に寄ってる。しかしですよ、この町民判定員もですね、再検討・不要という数が相当出ているところもあります。1, 2, 3, 4つの事業につ

いては再検討というふうになってますね。

で、私はね、よくね、討論型世論調査ってのがありますね。これは最初何もしないで世論調査をやって、その後討論をしたり討論を聞いたりしてですね、またもう1回改めてやってみると。それは熟見型ですよ、熟見。この事業仕分けってのはね、そういうところがあるんじゃないかなと思うんです。

ですから、この町民判定員がですね、仕分けた結果、これ確かにね、無作為抽出で1,000人から40人かな——53人応募があつて40人が最終的に決まったんですけども、40人とはいえ非常に町民の一般的な傾向をあらわしてるんじゃないかなと思って、ぜひともこれをね、活かしていただいて今後進めていただきたいなと思います。

それから補助金のあり方なんですけども、今行政改革の話がいろいろ出てました。その補助金にはですね、平成3年にですね、補助金等適正化委員会規定っていうのを設置してます。私ね、ずっとね、いろいろとこう言ってるんですが、全部内部の組織なんです。委員長、これ本来は副町長——いないから総務部長。それから各部長級職員、総務財政課長がメンバーですね。これ内部の組織なんです。補助金の適正化をするのも内部の職員。やっぱりこれはね、だめなんです。内部の職員じゃ。

やっぱり外部の目をしっかり入れて、それでもってその補助金についてもやると。一たんでですね、この補助金については全面的に見直しをする。もうゼロベースで、すべて一たんリセットして、それでその根本的なあり方をですね、町民も入れて第三者の視点で評価するというのをぜひやっていただきたいと思うし必要だと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

全部ゼロベースで見直しすべきだという海野議員の御意見でございますけども、やはりこの補助金は今まで長い経過の中で町が行うべき事業を団体の方に肩がわり——お願いしてる補助金もございまして、町が促進すべき——例えばLED化ですね、そういったものを促進するために補助金を設けてるものもございまして、それから町民の方から一時的に支出が大変だから負担の一部を助成してほしいというようなこと。

さまざまな、長い経過の中でこの補助金の体系が出てきたということでございます。また、その途中でも見直しをしながらやってはまいりました。一応のルールがあつて、例えば団体ならば決算の中で剰余金が多い場合は休止にするとか2分の1に減額するとか、そういったこともやってございます。

そういった経過なんですけども、海野議員が言われるように外部の……。補助金適正化委員会が内部の職員だけだということで、外部の視点も必要だということでございますので、今土

浦市で補助金の検討委員会っていうのを事業仕分けに準じたようなことで始められたというふうに聞いておりますので、そういったことも十分研究をさせていただいて、いいものは——いいことがあって有効だということならばこちらでも活かしていきたいと。

まずはそういったことをよく研究をさせていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） さっきね、町長がね、補助金についてはね、例えば社福——これ論議になりましたね、社福への一括補助金。これずっとだって適正化委員会でオーケーって言ってたんでしょう、今まで。だけどやっぱりこれおかしい。一つ一つその事業の補助金ならわかるけど、一括補助金っておかしいんじゃないかって。だけどほれ、適正化委員会ではそれチェックっていうか……。

これ改正すべきだかどうかっておっしゃらないんだけど、町としてそれを直すのかどうか、それもわからないんだけど、しかし、やっぱりそういうね、何ていうかな、スピード感に欠けるし、これ既にね、県南の取手なんかとっくの昔に市民を入れてね、その補助金の改革やっていますよ。

今ね、土浦のやつもこれ何か報道されておりましたけれども、やっぱり阿見町としてね、事業仕分けをしっかりとやってるんだから、それに合わせてね、補助金というのはやっぱりだらだらだらだら、やっぱり10年20年と同じような……。政策の目的に達したのにですね、出していくというのはあるんですよ、やっぱりね。なかなか内部の職員切れない。議員もなかなか難しいところもあるかもしれない。しかし、どこかでやっぱりきちっと基準等を決めてね、やらなくちゃいけないわけですから、ぜひともやっていただきたいと思います。これは、それだけで終わりにしたいと思います。

次に環境エネルギー政策についてですけれども……。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時19分。

午後 4時13分休憩

午後 4時21分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

〔「いいよ、何時間でも」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 海野議員の質問を再開します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 6番はですね、環境エネルギー政策についてということですね、1点、2点用意をしたんですが、まあ明日ですね、飯野議員が詳細に多分御質問があるのではないかなと思うんです。飯野議員とはね、やっぱりその環境エネルギー政策については共通した思いもあってですね、基本的には飯野議員の質問に譲りたいと思っております。

ただ1点だけですね、1点だけお聞きしておきたいと思います。

この9月のね、議会にも補正予算、先ほども川畑さんの——あつたな、答弁に答えておりましたけれども、補正予算がね、計上されて、太陽光発電への補助ですね、申し込み殺到してる、こういうことなんですけれども、6月にもですね、私は質問をしてですね、3つの中学校とかいろんなことを町長おっしゃっていました。

それで1点だけ確認したいのはですね、町はですね、1.6ヘクタールこの工業団地の遊水地をですね、貸してですね、それで地主になってですね、借地料を取ると。こういうことでその借地料を今回のですね、太陽光発電に対する補助ですね、これ予算が確保できたから、そういうことになっていると思いますが、町がですね、その事業主体となってですね、大規模太陽光発電事業をですね、直接運営するというような計画を持っているのではないかとということですね、あるいは検討されているのではないかとということですね、漏れ伺ったんですけれども、これについて町長の今の考え方をですね、聞いておきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これも明日の質問の答弁にとつといたのがいいんじゃないですか。せつかく同じ意識を持ってるんですから。飯野議員の質問に……。

○5番（海野隆君） まあ、ちゃんと答弁してよ。

○町長（天田富司男君） そう。やっぱり前にも——これはね、何年でしたか、柴原議員の23年の6月議会かな、そのときにも答えてるんですよ。本当に利益が出るんなら、やっぱり町がやるべきだという……。ここにあります。柴原議員の質問に、23年の9月議会でね。

やっぱり自ら見本となるべく太陽光発電システムの導入を前向きに取り組んでいきたいという答弁をしております。私は今からの、やっぱり町の行政にとってね、どういうふうな形で財源を生み出していかってというのは大事だし、確かに初期投資はあつたにしても、その初期投資をどういう形で少なくしていかってという、そういう考え方もいろんな考え方があると思うんで、やはりそういうものをうまく組み合わせながら、町がやはり太陽光発電の運営をしていきたいという思いはしております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はですね、基本的にはですね、町が直接大規模太陽光発電事業をですね、に乗り出すということについては、やっぱり懸念を持っております。民間でできることは

民間にと。行政というのはですね、リスクがある事業には手を出さないと、そういうことを一言申し上げて次に移りたいと思います。

それで2番目のね……。

ただですね、町民を巻き込んだ環境政策を進めるべきであるということなんですけれども、よくね、県民債あるいは国債がありますよね。こういうことを行ってですね、県民から出資を募ってそのお金をですね、ある政策目的に投ずると。こういうやり方というのはよくある話だと思いますね。

ただ、その県民債の信用性とか利率とかっていろんな難しいことはあるようですけども、町長はですね、23年9月に柴原さんのあれかな、質問に答えたのかな。そういうことであれば、それはやると思ったらやるという町長ですから進めるんでしょうけれども、進めるにあたってですね、市民を巻き込んで、いや町民を巻き込んでですね、環境政策を進めるべきじゃないかなと。これはこのぐらいにして、私の一応懸念と……。いやいや懸念と……。そうですか、答弁もらえるのね。懸念とお願いといいますか、進めるべく方向性について申し上げましたけれども、これについて町長御答弁願います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは明日にとっところと思ったんだけど。

○5番（海野隆君） いいんだ。言ってよ。

○町長（天田富司男君） そうもいかなくなっちゃって。やっぱり県民債、やっぱり町民を巻き込むってことは町民のお金を使わせていただいて、この太陽光発電をしていきたいっていうことの考えはあります。

それは利率等、5年償還でどうのこうのといろんな手法があると思いますけど、今非常にミニ公募債とかそういうものがやりやすくなってるっていう状況なので、これはやっぱり考えていかなければいけないと思いますし、やっぱりやるからには、やっぱり町民の皆さんと一緒に形でやっていきたいと、そういう思いはしております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 慎重にやっていただきたいと思います。

次の産業政策についてということでお話ししたいと思います。4月6日からですね、7月16日までアウトレットのところにですね、まい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～を——アンテナショップですけども、開店をいたしましてですね、無事終了したということで、町が設定した1日10万というそのね、その目標をはるかに上回る大変に好調な結果だということで、全協でもね、いろいろとお話がありました。

私も直接その後ですね、店長さん——名前言っていていいと思いますが荻島さんですね、元議員

の。彼からですね、いろんな資料もいただいて課題とか——彼なりのですね、町ということじゃなくて彼が考えた課題とかいろんなことについてお聞きをしました。

先ほども道の駅の話が出ておりました。佐藤議員さんでしたね。特産物をつくるべきであると。今準備の委員会がですね、その実現に向けて1段階——ワンステージ上げてですね、検討に入ってますね。新聞報道ではですよ——これ茨城新聞なんですけど、今回の成果に手応えを感じた町は常設店の設置を考え始めた。それから同社ってのは、これはチェルシージャパンですね、チェルシージャパンも常設化について、お客様からも大変好評だったと、阿見町が望むのであれば検討すると前向きだというふうに報道をされているわけですね。

そういう状況で、改めてね、今回のまい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～のですね、結果と課題——簡単でいいです。特に今後の方向性についてですね、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 産業政策についてということで、阿見町アンテナショップとして出店したまい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～について、アウトレットの関係者からは、来場者に大変好評であった、是非常設化を検討してほしいという高い評価をいただいております。

総売上金額は約2,400万円、来客数は2万8,000人を超え、客単価は1人当たり856円になりますので、坪効率の高い販売ができたものと考えております。

売上状況は、4月から5月にかけては、生鮮品と和洋菓子がそれぞれ約35%を占め、全体の売り上げを牽引しました。6月になると、町特産のスイカ、メロンの入荷により、生鮮品のシェアが40%まで上昇しました。

品目別では、トマトやキュウリが期間を通して安定的な売り上げを見せました。また、前半はイチゴ、後半になってトウモロコシやカボチャ、ブルーベリーなどが売り上げを伸ばしました。

加工品では、揚げもちなどのせんべい類の売り上げが堅調に推移したほか、アウトレットの客層からか、ケーキなどのスイーツ類が予想以上に売れました。

今後に向けては、農産物は阿見町産を中心とした品ぞろえで十分なことが実証された一方で、加工品は町外産を中心にならざるを得なかったため、町内産農産物を活用した新商品開発が強く望まれます。

アウトレットにおいては、フルーツ、スイーツの品ぞろえが何よりも重要であり、それらを販売するスタッフの資質が売り上げを大きく左右します。常設テナントとして出店するためには、マネジメント能力を有し、町内生産者を仕切ることができるリーダーが不可欠です。

そして、今回は町が補助率10分の10の県補助事業を導入し、初期投資を含め約800万を運営

主体に支出しましたが、町の補助金に頼らない自主的な運営を目指すべきであると考えております。

やはりこういう商売やるのにね、自分で全然リスクがないなんていう商売はないと。そういう意味では本当にマネジメント力がやっぱりきちんとした人がいないと、なかなか商売ができてこないんじゃないかと。

あと、あそこの常設にしても、じゃあどこの場所つつって、あの商店街のね、あの真ん中でこういう青物なんて売れるわけないんだから、どういうふうにしたってどっかの端の場所じゃないとね、売れないと思いますよね。そういう面で、じゃそういう場所があくかどうかって、そういうこともあったり、いろいろハードルは高いのかなという思いはしております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 同じようなことをね、荻島さんがおっしゃってました。やっぱり運営主体がね、手数料取って最後また手数料払うってのはね、これは商売として成り立たないですよ。鹿志村さんがいらっしゃるもんだから、県のお金をね、しっかりと確保できたということもあるでしょうけれども、今後ね、慎重に。しかし、やっぱり道の駅の関係もあるので、あんまりね、引っ込み思案にならないように頑張ってくださいと思います。

では最後の質問になります。なかなかね、微妙な問題で事務方では原稿が書けないというような話があってですね、でも質問項目は残しといてということで、地方分権をめぐる状況についてということですね、1番民主党政権3年前にですね、大変な熱気でですね、政権交代が行われたんですね。まさに民主党圧勝、300以上の議席をとりました。

華々しくですね、鳩山さんがデビューして1年たったら菅さん、また1年たったら野田さんと。そのうちにどんどんどん党を移る方々ができてしまって、今240ぐらいになっちゃったんでしょうか、小沢さんも含めてですね。なかなか政権運営というのは難しいなというようなことで感じたわけでございますけれども、ただ民主党政権はですね、地域戦略、地域主権ということをマニフェストにですね、大きくうたってですね、政権につきました。

明治維新以来のですね、中央集権体制から脱却をしてですね、この国のあり方を地方が主役、地方が主権——地域主権って言ってましたけどね、転換する計画なんだと。国も地方も対等だということで平成22年6月にですね、地域主権戦略大綱が閣議決定されて、一定のね、地域主権の全体像が見え、一括交付金なんかも含めてですね、僕は地域主権は一步は前進したのではないかなというふうに思っているんです。

天田町長もですね、これ政権与党のですね、人脈があって——今は政権与党ではないんですね、人脈があってですね、当選してその後ね、いろんな政策についてですね、政権のうまみというかな、政権の力をこの阿見にね、呼び込んだということではね、頑張ってきたんじゃない

かなと思いますが、現状、今ですね、その民主党政権についてですね、どういうふうにも思っ
てらっしゃるのか。

それからもう1点はですね、さっき地域主権戦略会議があって戦略大綱が閣議決定されたと。
そういう中でですね、いろんな特区制度なんかもありますね。そういう中で阿見町がですね、
地域主権、地方分権というんですかな、地方分権の現状。まあやっぱり3年やってみるとね、
やっぱりこういうものをね、自由にしなければ地方も自立しないなど、こういうことをね、や
っぱり思ったことも幾つかあるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、そういうことをですね、率直にお話ししていただいて、町として例えばその特区
制度なんかをですね——僕残念ながらですね、特区制度要望してるって話は聞かないんですけ
ども、特区制度を要望してですね、それでここで地域独自の政策を売っていくと、こういうこ
とを今考えているのかどうか、感想と今後のね、その展望。地域、地方分権についてどんなこ
とが大事なのか、率直にお聞かせいただければありがたいということで御質問させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点目の民主党政権への評価を聞きたいということではありますが、
まあ国政に関することに関しては、私から評価することは差し控えるというよりおこがましい
と思いますので、評価をするというこの答弁は控えさせていただきます。

次に2点目の地方分権の現状と今後の展望について、町として要望していることは何かにつ
いてであります。

昨今の現況ですが、状況ですが、昨年4月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律——いわゆる第1次一括法が成立し、同8月
には第2次一括法が成立しております。

これは、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、地方自治体の主体性を
強化し、自由度の拡大を図る趣旨から、第1次一括法においては、法令による義務づけ・枠づ
けの見直しについて関係する41の法律を一括して改正するとともに、第2次一括法において
は、基礎自治体への権限移譲と、義務づけ・枠づけの見直しを実施するために、これらの法律を
一括して改正するものです。これにより、条例制定権の拡大やさらなる自治体への権限移譲が
行われております。

今日、基礎自治体である市町村には、行政サービスの一層の拡大・向上が求められており
ます。

茨城県においても、住民サービスの向上や個性豊かなまちづくり、市町村の自治権の拡充に
よる総合行政の推進を基本にした、市町村への権限移譲方針を策定し、さらなる権限移譲を計

画的・積極的に推進しているところであります。

当町では平成24年4月現在、県からの権限移譲事務は、42件上がっております。

また、第1次一括法及び第2次一括法に基づく市町村の新たな体制に対応した条例の制定改廃について、当町では、平成24年第1回定例会で4本の条例を改正し、平成24年4月1日から施行となるものについては、その対応を完了しているところです。

今後、平成25年4月1日から施行となるものについて、必要に応じ、見直しすべき条例等について改正等の手続を進めてまいりたいと考えております。

今後の展望については、阿見町として要望しているところについては、現在のところ特にありませんが、限られた人員や予算の中で地方に事務権限が移されることについては、事務の煩雑化や過大な予算の支出にもつながりかねないと考えます。地方分権あるいは地域主権改革の推進をより実効性あるものとしていくためには、地方の歳出と地方税収との格差を解消するとともに、受益と負担の関係を明確化することが必要であり、自治体が十分に自主性・自立性を発揮できるよう、地方財政のあり方の検討をさらに進めることが必要であると考えます。

さらに、住民自治のあり方についても、コミュニティーの活性化や住民参加、住民との協働などを積極的に進めていくことが地方自治を充実させ、地方分権を推進する上で大切なことであると考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 読むとそういうふうになるのかもしれないけれども、3年間ね、町長として町政を運営してきたわけですね。そうすると、こういうことをやりたいなど、ね。例えば4万7,000で市にしろと。ね、こういうことだって要望したっていいわけですよ。これやっぱり、これなかなかね、さっき5万7,000人——平成20年5万7,000人ってのが平成7年のときの公営住宅マスタープランの数字だからね。本当はその時点でもう特区の前に市になってる…。

やっぱりでもね、市というのはね、やっぱりなかなかいろいろ聞いてみるとね、町のほうがいい、村がいいという議論はありますよ。しかし、やっぱりその市というね、この響きというかな、市民という響き、何しろ稲敷郡って書かないだけでもね、これ大変楽になるし、そういうことも含めて、3年間やっぱり町長としてやってきてね、執行して、こんなことをちょっと自由にしてくれたらば、自由にできるなっていうことは特になかったんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 別にどうやって人口増を求めるかっていういろんな施策は町計画だ何だっていうことで今進めているところだし、本当に直近では、これは太陽光発電はもう7月1日から来年の3月31日で42円という金額がもう決まってて、それ以降はもう安くなるってい

う——売電が安くなるということはもう決まってるわけだから、こういうのをやっぱり議員各位と同じね、意識のもとで、やっぱり積極的に進めていきたいという、そういう思いもあります。

かわまちづくり等の中で霞ヶ浦湖畔の、やはり観光施設、そういうこともやっていきたい。やっていきたいことはいっぱいありますけど、なかなかそうはいかないのが現状でありますし、ただ職員の皆さんの一生懸命さによって少しずつ自分の思っていることができていると。

そして議員の皆さんにもいろんな面で協力をいただいでですね、本当に子供たちの子育て支援等も本当に今後充実していくんじゃないかな。来年の25年4月1日にはさくら保育園もできますし、保育ママ制度も非常にいい状況の中で推移してるっていうことを、やはり民生部長あたりが一生懸命やって——保健福祉部長ですか、が一生懸命やっていただいでおりますんで、そういう面では非常にいい状況ができているのかなと、そういう思いはしております。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） これで私の質問を終わりますが、最後にですね、やっぱりね、こういうことをやりたいと。ね、いろいろそういう思いがあったときに、その制度や仕組みをね、変えれば実現できるんだということは多々あると思います。

事業仕分けをやってリーダーになってた中村さんというね、草加市の副市長さんがいらっしやいました。彼はあのときは地域主権担当理事か何かで毎年毎年ですね、20か30ぐらい国にですね、特区制度のね、申請をするわけですよ。草加ではこんなことを自由にさせてくれたらもっといいまちづくりができますよと。そういう縁で僕は彼と知り合ったんですが、彼も非常に温和な事業仕分けのコーディネーターでやっておられましたけども、今後ね、今町長がおっしゃられたことをね、着実に職員の皆さんの協力を得たり、議会のね、やっぱり協力というかな、合意もね、しっかりと得るような努力をしていただいでお願いしたいと思うんですね。

最後に言いますよ。提言の趣旨をよく理解して、内部でよく検討していただいで、そういうことをね、再度申し上げて私の質問を終わりにしたいと思います。

長々とありがとうございました。終わります。

○議長（倉持松雄君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

次に3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） こんばんはですかね、もう。時間も時間なので、私質問だけをします。前置きはやりません。

で、質問させていただきます。工業団地の工場進出は阿見町にとっても雇用拡大・税収増、

商工会にとっても会費増とありがたいことで、これからもどんどん誘致していただきたいと思っています。

しかし、そのために地域住民に迷惑はかけられません。それは井戸水の問題です。飯倉・塙地区では、水道は31年度以降でなければ布設できないと聞きました。そうすると井戸に頼らずに生活できません。そんな中、立地企業の工場では大半を井戸水で工場を運営すると聞いてます。そして下水道の使用量予定は1日最大1,500立米だと聞いてます。これは阿見町で1工場当たり最大の量に匹敵しますが、井戸水がかれるということはないのですか。質問します。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 野口議員の質問にお答えをいたします。

阿見東部工業団地では、現在、雪印メグミルクの工場建設工事が進められ、関連企業のさらなる立地も期待されるところです。食品工場である雪印は、県企業局が供給する工業用水、町の上水道及び地下水の3種類の水を使用して操業する予定です。

このうち、地下水については、地下水を大量かつ無秩序に採取し続けると、地下水位が低下したり地盤沈下が発生するため、県が地下水の採取の適正化に関する条例により採取規制を行っております。

具体的には、くみ上げポンプの吐出口断面積が50平方センチメートルを超える場合は県の許可が必要となり、それ以下の場合であっても県への届け出が必要です。雪印が使用する井戸は、ポンプの吐出口断面積が50平方センチメートル以下の揚水施設が2つあります。

議員の御指摘の恐れ水の問題ですが、一般用の井戸の深さが100メートル以下であるのに対し、この阿見東部工業団地のほか、追原や福田に設置されている揚水施設の深さは200メートル前後あり、帯水層が大きく異なります。このため、一般用井戸に影響が出ることは考えにくく、これまでも追原地区を初め揚水施設の近くで地下水位が低下したなどの報告はありませんでした。

しかしながら、周辺地域に対する説明責任がありますので、雪印の立地に関する説明会として飯倉で開催することとしており、説明会には雪印社員及び町職員が出席する予定です。

なお、飯倉、塙地区の水道管整備計画についてですが、町水道整備計画に基づき、平成27年度から31年度までに幹線道路を中心に布設工事を実施し、32年度から36年度にかけて布設整備を行う予定であります。まあ予定でありますので、なるべく1年でも早くできるような状況をやはりつくっていく、そういう努力はしていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今の答えでは、水道・上水道・工業用水地下水とこの3つを言われていますが、実際の話、上水道のほうを聞いてみましたら5センチの——50ミリのパイプで3本。これ、ちょっとした事務所用の、事務所で使う飲料水程度の水だということなんで、それでは工業用水の使用予定量はどのぐらいの予定でいますか。確認して……。わかりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

工場を立地するときにはですね、工業立地法に基づく届け出っていうのがありまして、雪印から出ておりますのはですね、これは最大の用量でなってますけども、今おっしゃいました上水道につきましては日量当たり37.5立米、工業用水につきましては日量当たり640立米、井戸水につきましては1,440立米ということでございます。

これはあくまでも最大——マックスということでございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうするとやっぱり下水が1日最大1,500立米。これ、こないだ説明会のときに、一番使うところ、まあ名前は教えてもらえなかったですけど、月に——月間28万立米が今最大だと。下水ですね。それを超えるような量になるんじゃないかと思うんですよね、基本的には。そうすると、井戸水……。私の聞いた話では190ミリのやつを2本ということなんですけど、1,440をこれだけ、190掛ける2本で引き上げることが最大でできるんでしょうか。

水道事務所のほうで確認したところによると、今あるのは500ミリの2本で、1本当たり2,000立米が1日最大とれるっていう話だったんですけど、500と190で3倍ぐらい……。直径ですから相当な差があると思うんですけど。それで、2本だけしか本当に使わないのかっていう疑念がわくんですけど、実際2本だけなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

町長の答弁の中にもありましたように、50平方センチメートルの以下のやつが2本ということで、こちらはですね、1日当たりですね、通常ですと1本当たりが500立米が能力だそうです。それが2本ですから1,000立米——1,000トンということで……。

○3番（野口雅弘君） 1,440ってのはどこから。1,440ってのは。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これはですから届け出。

○3番（野口雅弘君） 届け出。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 届け出の最大値です。ですから、通常何時間稼動か知りませんが、そういった中で通常ですと1日当たり8センチ以下のもので500立米というのが通常でして、これ2本ですと1,000立米になりますんで。それが、例えばですね、8時間じゃな

くて24時間最大になればですね、1,440まで行くかもわかりませんが、そういったことで実際に2本というのは、これは届け出ですので、これ企業のですね、その辺のところはですね、はっきりと届け出でされると思っております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 資料はこれ、どこでも誰でもとれるようなものなんですけども、この中にも貯水量ってのがありまして、その中で一番大事なところは「人工的に大量の水をくみ出すと貯留量は急速に減少し、場合によっては枯渇する」という言葉……。もうこれ、はっきり言いましてインターネットですから誰でも見られるわけです。

そういう状態なんで、枯渇するっていう、大量に……。人工的に大量の水をくみ出すとってことになってますんで、幾ら200メートルだろうが上が100メートル以下だろうが、こっちを読んでくとそれでも枯渇すると出てるんですけども、その辺はどう思ってますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。野口議員がですね、どこのインターネットからですね、今のその文献を出して、ちょっと質問されたかわかりませんが、行政としましてはですね、そういった工業団地を誘致して周辺住民がですね、そういった不安を持っているのであれば、これは懇切丁寧に説明して不安を払拭するっていう義務があります。

ただしですね、やっぱりこれは見えない。地下水って見えません。見えないものをですね、どうやって説明して説得していくかっていうのはですね、今まで御質問ありました放射能と同じようにですね、なかなかですね、その人一人ひとりのお考えがあつてですね、ちょっと難しいんですけども、そういったことからですね、私どもはやはり、近隣ですとか類似の事例でですね、説明して、それで御理解得ていただくしかないんですが、そういったことで町長が御説明しましたように、追原の工業団地、こちらにつきましては今野口議員からありましたように、直径125ミリの200メートルの井戸が2本ございます。

それで、1日当たりの能力が3,900立米——3,900トンですね。ですから、雪印の最大よりも3倍ぐらいか、多いものですね。それがもう20年くみ上げてます。それと福田工業団地、そちらにつきましては3本ございまして、今はですね、3本のうち1本だけがツムラのほうに譲渡しましてツムラのほうでも8センチの井戸をですね、掘って、そこでくみ上げていると、そういった状況です。こちらはもっと25年くみ上げてますんで、そういったことで周りにですね、影響はですね、出てないっていう状況なんですね。もう25年、30年。

ですから、そういった状況の中ですら、御理解いただきたいと思うんですが、それで、飯倉と塙という話ですけども、塙につきましては、この雪印からですね、2キロぐらいですね——2キロの円を書きますとすっぽり入ってしまいます。で、追原の工業団地の井戸からも塙ま

で2キロなんですね、ちょうど。ですから、両方に今またがってるような状況なんですけども、その追原の上水道からとつても塙のほうは全然何ともございませんし、あと上条ですとか、あと広くは同じ2キロの範囲ですと若栗ですとか、あと島津もほとんど入りますけども、そういったところで全然、その工業団地の取水に対しての井戸がかれるというようなことは報告はされておられません。

○3番（野口雅弘君）　そこですね、実際の話は西郷の協和発酵さんがありますよね、もと。あその周りでもちょっと騒がれたと聞いてますし、三昌樹脂ができたときに下のほうがかれたっていうのも聞いてます。

それは、実質それがその原因だというのがはっきりしてるわけじゃないのは、基本的に誰もそのころですから、昔ですから文句言わなかった。ただ現在の状況では、どっかが責任問題にはなってくると思うんですね。万が一あった場合に。島津のほうでもあったって話は聞いてますから。1件、2件でしょうけど。

その場合、その場合の責任っていうのはどこに持っていくことになるか心配なんで聞きますけど、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　今のお話ですと協和発酵それから三菱油化ですか、それが実施されたときということですので、相当昔だと思いますね。恐らく深井戸なんかないでしょうから、みんなコガということで、せいぜい10メートルぐらいの井戸かと思います。で、島津の井戸もきっとそのぐらいの井戸かと思います。

やはりそのぐらいの浅井戸につきましては、これはですね、200メートルから吸い上げるとかそういうのではなくてですね、やはり降雨——天候の影響で水位というのが上昇するような、そういったもう学説が出てます。それで、今回取水する場所はですね、200メートル前後ですので、そことそれから今でも深井戸っていいましても一般の深井戸は100メートルなんて行かないでしょうから、せいぜい50から六、七十っていうことで。ですから全然帯水層が違うっていうことで、文献でもですね、そういった問題がないっていうふうに言われてますんで。

で、もし今そういった、もしかれたらどうなんだっていう、そういった仮説の御質問ですけども、それに対してはちょっとどうかっていうことは答弁できないんですけども、ただし、それにつきましては、そういった不安がある以上はですね、雪印もですね、説明責任を持ってもう既に区長さんのほうにですね、そういった説明会を開催しますっていうことで、日程のほうについてはお任せしますというような、そういったことになってますので、その中でですね、お聞きになった中で町も間に入りましてフォローしていきますけども……。

どうしても平行線になってしまうと思うんですね。

○3番（野口雅弘君）　そうですね。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　これ見えないものですから。ですから、それはですね、行政とそれから企業のほうがですね、丁寧に地域の方に説明していきたいと思います。

○議長（倉持松雄君）　3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君）　これ最終的な問題で、東京電力の問題もありますんでね、基本的にどこが悪いという問題よりも基本的にはどっかが責任とるしかないという可能性も出てくる——訴えられる可能性も出てきますんでね、今から……。まあ前と、今の時代ですから基本的にすぐに地下水なんていうと、こういうふう……。これ3つぐらいあるんですよ、正直言って。3つの……。ここにもありますけど。いろいろこんな簡単にとれちゃうんで、今の人が一般的に昔の人らと違って、昔は、あれ、うち雨が降らなかったからかれちゃったのかなと、そういうふうな感覚の人もいたと思うんですよ、昔は。

ただ今は逆に少しでも責任があれば責任追及しようという人が出てきますんでね、その辺は注意してもらって、雪印さんとの打ち合わせもきちっとやってもらって、説明責任は……。説明っていうか、説明責任を完全に果たしてもらってことで、質問は終わります。

それで最後に、こないだ廻戸の集まりがありまして、ちょっと集まったときに、今年公園のほうどう、静か？　っていう話になりましたら、去年より随分静かになりましたと。ありがたいって言うことと言ってましたんで、これからも警察のほうと、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君）　これで、3番野口雅弘君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　5時03分散会

第 3 号

[9 月 13 日]

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月13日（第3日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	岡田稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野栄君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	佐藤吉一君
中央公民館長	浅野耕一君
指導室長	根本正君
農業委員会事務局長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成24年9月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成24年第3回定例会

一般質問2日目（平成24年9月13日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 永井 義一	1. 阿見町における放射能関連の問題 2. 子供（小中学生）議会について	町長・教育長 教育長・町長
2. 飯野 良治	1. 植栽管理事業（財産管理費）について 2. エネルギーの地産地消について（グリーンイノベーションの実施） 3. 文化，スポーツ政策について 4. 地域と都市の交流について	町長・教育長 町 長 町長・教育長 町 長
3. 平岡 博	1. 町独自の「食育推進計画」を策定する考えはないか？ 2. 「食育」を通じ茨城大学農学部，県立医療大学の学生と連携を強化したい。	町 長 町 長
4. 難波千香子	1. 学校教育・環境整備について 2. 公民館の利便性について 3. 子育て支援策について 4. 健康施策について	教 育 長 教 育 長 町 長 町 長
5. 藤井 孝幸	1. 過去の回答の進捗状況について 2. 原発事故と瓦礫の受け入れについて	町長・教育長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、おはようございます。昨日は遅くまで御苦労さまでした。

早速、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の、放射能汚染の問題についてです。

昨年3月14日の福島第一原発の事故から1年半が過ぎようとしています。しかし、福島県では今でも高い放射線量を示している地域があり、放射能汚染そして除染という長期間にわたる長い戦いが続いています。過日、私もこの福島県の檜葉町の車両通行止めの地点まで行きました。そこでは、白い服を着た原発での作業員と警察官だけで、町民を探すことはできませんでした。これは現実ではなく映画の世界であってほしいと思わずにはいられませんでした。そして、今もなお避難生活を強いられている檜葉町の町民に話を聞くこともできました。その中では、毎日土をいじり土と一緒に生活してきた人が、猫の額ほどのスペースで草木の手入れをしていました。まさに放射能事故はあってはならないことだと痛感しました。

この阿見町では、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けました。

ちょっとここでパネルを出して説明させていただきますが、こちらのパネルですね。これは、昨年3月15日から22日にかけてですね、雨が降った地域を――後ろ見えますね、指しております。で、この赤い丸がついているところが阿見町です。要するにこれが、前に見えているの

が21日、こちらは22日なんですけども、この当時、こういった感じの雨が降りました。

原発の風向きなんですけども、もう1枚パネルを持ってきましたけども、こちらのパネルをご覧ください。これは、福島第一原発が爆発して、その放射能がどのように飛んだかというのを示しているパネルなんですけども、ちょっと細かくて見えないかと思うんですけども、前でいうと、ここですね。ここに柏ルートというのが書いてあるかと思うんですけども、この福島第一原発からずっとこう太平洋沿いを通して、鹿行あたりを通して、霞ヶ浦上空を抜けて阿見町に来ていると、こういったやつが出ております。これは風向きを示したルートなんですけども、これとともにその放射能がどういうふうに降り注いだかというのが、こちらのパネルになります。ちょうど福島が中心で、かなり青いところがあるんですけども、下のほうにこの阿見町のありますね。こういった形でこの阿見町に降り注いでいます。

これをちょっと拡大した図面がこちらなんですけども、これは8月31日に訂正された版なんですけども、このように、阿見町が青い数字で出ております。ですから、この青い濃い数字の阿見町、牛久、あと龍ヶ崎の一部、取手、守谷にかけて、このような形で、先ほどの柏ルートということで、放射能が飛んできていると。これが実態です。

まずこれを、町のほうとしてはしっかり認識した上で、お願いします。

今言ったように、この21日から22日の降雨によってですね、放射性セシウムですとか放射性ヨウ素、これが阿見町の地表に落ちました。皆さんも覚えているかとは思いますが、このとき、ガソリンの不足で長時間ガソリンスタンドに並んだ記憶があるかと思います。私も並んでいたんですけども、若者が雨にぬれながら車の誘導をしていたのを覚えております。今思うと、放射能が降り注いでいるさなかに、傘も差さずに働いていたのです。このことを思うとぞっとします。

この当時、政府は原発事故の対応に追われて、この大気中の放射能の状況は、緊急時放射能影響予測ネットワークシステム——スピーディですね、これによって放射能がどこに分布されていたかのをわかっていながら、一般には公開しませんでした。このことが、この放射能汚染を拡大させていった要因ではないでしょうか。これによって汚染された県南地域、これらの各自治体がいろいろな取り組みを行っています。そのことを踏まえた上で、まず1番からの質問をいたします。

1番ですね。町での公園や通学路の除染はどのようになっているのでしょうか。

広報あみに載っている阿見町の除染実施計画の除染実施スケジュールでは、公園は平成23年度末、通学路は平成24年度となっていますが、どのような状況なのでしょうか。特に公園は、町のホームページで線量マップを出していますが、私もちょっと、その町のホームページでの線量マップを持ってきました。また紙芝居を始めます。こちらが霞ヶ浦の平和記念公園ですね。

ちょっと予算がないもので、クリアボードをもうちょっと買っておけばよかったんですが。これが町で出している霞ヶ浦平和記念公園の測定なんですけども、こちらのほうが今年の4月3日に行われたやつです。そのあと、こちらが8月の2日に行われたやつです。ちょっと細かくて見えないかとは思いますが、この中で、ほとんど汚染の数値が変わっていないのが多くあります。これを見ながら聞いていただきたいんですけども、今年の4月と8月の数値を比較してみますと、ほとんど変化はなく、かえって8月の数値のほうが上がっている箇所もあります。さらに、国の基準では0.23マイクロシーベルト以上の箇所が、この霞ヶ浦記念公園の測定値ですね、これで20カ所の測定値のうち13カ所ありました。8月のほうの数字ですね。本郷近隣公園では、測定箇所20カ所のうち12カ所がその基準値を超えています。これらホットスポットと呼ばれている箇所が町の測定でも出ているのです。まさにこれは放射能が公園の地表に吸着していることではないでしょうか。一刻も早い除染が求められます。それへの答弁を求めます。

それで、私もこれを書いたときに見たんですけども、今言ったように、今年の4月から見て、8月のほうが高い数値を示しているところがありますし、皆さんには見えないかもしれませんが、この端っこに、星とか丸がついているところなんですけども、なおかつその星印がついているところは、0.23マイクロシーベルトよりも高い数値が、今年の8月の2日に町の測定で出ております。こういったのが今の阿見町の状況です。

また、通学路の除染ですが、町のホームページでも平成24年7月30日付の測定結果が出ております。その中で、測定地点及び測定値は車道上のものとありますが、子供たちは車道を歩いて学校に行くのではなく、歩道を歩いていきます。特に下級生などは、わざわざ歩道の端っこを歩くですとか、雑草の生えているところを歩くことが多々あります。

昨年、私と細田前町議とで通学路の除染について放射能対策室に申し入れを行いました、そのときの資料、これは大きくなってないので、ここにあるんですけども、その資料を放射能対策室に申し入れしたんですが、その時点での交差点の端の枯れ草の上ですとか、歩道の脇の土の上の線量が高くなっております。そのことも踏まえて、通学路の除染に関しての答弁をお願いします。

次に、2番の、私有地の除染についてお尋ねします。

御承知のとおり、7月2日から、お隣の土浦市で私有地の除染が始まりました。エリアは桜川以南で、先ほどのこれで見ますと、ちょうど土浦桜川以南ですから、この辺から南になります。桜川以南ですと、まさに阿見町と隣接している地域なわけですね。それを今、土浦市では私有地の除染を行っているわけなんですけども、土浦市では、雨どいの下など局所的に高い箇所での土地を掘るなどして除染を行ったと、新聞報道であります。阿見町としては、この私有

地の除染計画をどのように対処するのか、答弁をお願いします。

続きまして、3番目ですね。次に、子供の健康調査の問題についてお尋ねします。

6月議会で、私は牛久市の子供たちへのホールボディカウンターによる内部被ばくの調査の質問をしました。それ以降、東海村が1歳から中学3年生までを対象に甲状腺の検査を行うですとか、龍ヶ崎では18歳以下と妊婦を対象に甲状腺エコー検査費用とホールボディカウンターによる内部被ばく線量費用の半額を助成すると発表しています。それぞれの市や村では、市民や村民、親からの健康不安を和らげる、また解消する必要があるとして実施に踏み切ったと言われています。

県でも、橋本知事は、今年の7月に行われた全国知事会議で、小さい子供のいるお母さんは、食品に含まれる放射性物質や低線量被ばくの影響への心配していると語っており、また、チェルノブイリ事故の際も疫学的な健康調査を行っている。条件を設定して、相当な母数でやっていく必要があるのでは。県はもちろん協力するが、国に対しても調査するよう提案してほしいと述べ、これは全国知事会議の決議ともなっています。放射線疫学調査では、放射線を受けた人の集団でどのような症状や病気が、どのような頻度で発生するか、健康への影響を明らかにする調査です。6月議会では、県がやらないからと言っていました。県知事は一歩突っ込んだ動きをしているのです。

この阿見町は、先ほど述べましたように、放射性セシウムや放射性ヨウ素が多く降り注いで沈着しています。お母さんたちの不安を少しでも和らげるために、健康調査の実施を行うことが必要ではないでしょうか。

昨日、佐藤議員や、そのあと海野議員も同じような質問をしましたけども、ぜひとも今の阿見町の現状を鑑みて、しっかりした答弁をお願いします。

次に、4つ目ですね、霞ヶ浦の汚染調査と対策についてお尋ねします。

先月の8月の10日、私は県内の市町村の共産党議員20名と、茨城県に対して大震災原発事故から子供と地域を守るための要請行動に参加してまいりました。今回で7回目となる要請行動なんですが、そこで霞ヶ浦の放射能汚染調査と対策の話が出されました。県によると、環境省で霞ヶ浦流入河川56河川のうち24河川で1カ所の調査を行っているという報告が県からありました。霞ヶ浦の水は阿見や土浦にとって貴重な資源で欠かすことのできない水源です。その大事な水源にも、さきに述べたように放射能が降り注いだわけですから。ここで色はついてません、霞ヶ浦ですから。水色の色ですけれども、このラインから来ていますので、霞ヶ浦にも十分降り注いでいることがわかんと思います。

それと、もっと重要なことは、56河川に流れ込んだ放射性物質が、時間を置いて霞ヶ浦に流れ込んでくるということです。地表の汚染は除染すれば数値は下がりますが、河川から流れ込

んで霞ヶ浦にたまる放射性物質は、これからも増えてくるわけです。霞ヶ浦の管轄は国土交通省ですが、この阿見町の出している阿見町の環境基本計画に書かれている基本理念を見ますと——これは原発事故の前に出された本なんですけども、この基本理念、基本方針の中でですね、霞ヶ浦の水源を保全し、霞ヶ浦とのつながりを感じる環境を取り戻しましょうとここには書かれているわけです。

それと、第7章ですね、推進の仕組みでは、霞ヶ浦を取り巻く環境対策などは、町だけでは対応し切れない課題であるため、霞ヶ浦流域市町村が参加している霞ヶ浦問題協議会、県霞ヶ浦環境科学センター並びに河川を管理している国土交通省など、関係機関と意見や情報の交換を行い、広域的な連携を図りながら取り組んでいくこととします。これは、この基本計画の第7章の推進の仕組みの中で書かれている文章です。そううたっております。この霞ヶ浦の汚染調査と対策に関しては、阿見町だけではでき切れないかと思いますが、近隣市町村や国、県など働きかけて、水質浄化に取り組んでいくよう、前向きな答弁をお願いします。

最後になりましたが、放射能副読本の扱いについてお尋ねします。

これはちょっとネットでとった放射能副読本ですね。ご覧になっていない方もいるかと思うんですけども、今こういうことが出されております。

今、全国の小中学校で、放射能副読本による学習が行われています。今までほとんど気づかれなかった自然界の放射線について、改めて勉強になると思います。人類は、46億年前に誕生してきたこの地球の、宇宙からの宇宙線や大地からの放射線の自然放射線にさらされてきました。そして、人類は進化の過程で、自然放射線に対する一定の耐性は備えてきたと言えますが、人工放射線に対しては、必ずしも当てはまりません。しかし、放射線による影響では、この本が、原発事故が起こった後——これ、原発事故の後に出ている本なんですけども、この原発事故が起こった後に出されているにもかかわらず、自然放射線と、もう1つはエックス線撮影などの人工放射線と書かれています。福島原発での事故で、どのくらいの人工放射線が出たか、また、以前起きた東海村でのJCOの臨界事故ですね、これでどのくらいの自然放射線が出たかなど、記載されておられません。この本では、自然放射線や医療関係での人工放射線がこのくらいあるから大丈夫ですよと言わんばかりになっております。

また、事故により、医療関係以外の人工放射線が出されていることに対しては、何ら警告めいたことが記載されておられません。

また、放射能とがんとのかかわりについても、1,000人のうち5人ががんで亡くなる可能性があり、また、日本人の死亡原因の30%のがんであることから、305人というような書き方になっていますが、福島県の人口を約200万人で換算しますと、放射能の影響で1万人もの方が亡くなる計算になります。放射能汚染で1つの県で1万人もの方が亡くなると、これは大問題

ではないでしょうか。

低線量被ばくについては、安全と考える立場から、また小さくてもリスクがあるとする立場まで、捉え方にはかなり幅があります。多くの国際的な組織で合意されている考え方では、低線量であっても、被ばくしただけリスクが増えるのです。しかし、この本の論調は、国がつくっているということもあり、政府や原発推進派——俗に言われている原子力村と言われているところなんですけども、そういった方の学者、先生方の考えに偏っているのではないかと私は思います。

医療や工業、農業に利用されている放射能は、その使う人がコントロールできるものです。しかし、この原発での事故による放射能は、原発自身がいまだ未完成なもので、事故が起きた場合には、人類がコントロールできないものなのです。しかし、そのことに関しては一言も触れられておりません。

冒頭でも述べましたが、この阿見町は確かに被ばくしています。一刻も早くそれを克服するために、最善の方法をとることを願ってやみません。もし、阿見町の放射能に関する教育が、この副読本どおりに行われているとしたら、書いてあることに対して迎合するのではなく、ぜひとも批判の目を持って教えていただきたいと思います。

以上、5点にわたり質問をしました。質問の冒頭でお話をした1年半前の阿見町の状況をよく考えて、答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

永井議員から放射能問題に対する町の対応ということで5点ほど質問を受けております。5点目の放射能副読本の扱いについては、教育長より答弁をしていただきますので、よろしくお願いします。

1点目の、公園や通学路の除染についてという質問にお答えいたします。

公園については、3月までに、砂場のある公園26カ所について、砂の入れ替えを完了しております。また、昨年3月から、残っている常緑樹の枝葉には放射性物質が付着している可能性がありますので、通常の剪定より枝葉を深めに切り落とす強剪定を行っているほか、落ち葉の清掃を順次行っております。

通学路については、3月に文部科学省から借用した車載型放射線測定機により全通学路の走行サーベイを町独自で行っております。車載型による測定なので、測定地点及び測定値は車道上であり、測定の高さは地上1メートルとなりますが、全測定地点の平均値は1時間当たり

0.156マイクロシーベルトであります。除染作業としましては、歩道脇の除草作業や、公園と同様に街路樹のうち常緑樹については、強剪定を順次行っております。また、側溝の清掃を、排水詰まりの解消を兼ねて順次行っているところでございます。

次に、2点目の、私有地の除染についてという質問にお答えいたします。

当町は、放射性物質汚染対処特別措置法により、追加被ばく線量が年間1ミリ以上20ミリシーベルト未満の地域として汚染状況重点調査地域に指定されております。さらに、その中で比較的low線量の地域に分類されたうち、追加被ばく線量はおおむね年間1ミリシーベルトであり、地域指定の条件としては最下限値の市町村となっております。このレベルの地域指定に対する国の除染指導は、子供関連施設以外は雨どいの下や側溝ということになっております。

町では、一般家庭においては、各家庭で除染できる範囲の作業であると考え、除染希望者には、放射能対策室の窓口で、土のう袋、軍手、マスクの無料配布を行い、自主除染をさせていただいております。

なお、身体に障害などがあり、自主的な除染作業が困難な世帯については、町臨時職員が訪問して除染を支援するという訪問除染を行っております。

3点目の、子供の健康調査の問題についてという質問であります。この件に関する町の考え方は、昨日、佐藤議員、海野議員にもお答えしたとおりであります。この件については、町が実施すべきであるというほどの必要性が非常に低いと考えられるため、町として実施の予定はありません。

昨日も言ったとおりですね、本当に自分の子供が大変だと、そういう思いをしているならば、やっぱり親が子供を守ると、そういうことが大事かなと思うんですよね。特に、やっぱり何でも迎合するようなポピュリズムに走るような状況というのは、今からやっぱり、これはね、戒めなければならない。町がどんだん何でも言うことを聞いて、何でもやるんだという、そういう状況をつくることはいけないと私は思う。

〔「行政の責任だよ、住民は不安なからそこが問題だよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 海野議員、静かにしてください。

次に、4点目の、霞ヶ浦の汚染調査と対策についてという質問にお答えいたします。

霞ヶ浦については、国の管理となっており、放射能の測定及び対策については国と県が行っております。町としては、国県の測定結果等を逐次、町ホームページ等に掲載するなど、情報の提供に努めております。

特に霞ヶ浦問題協議会においては、県のほうに申し入れているかと思っております。私もその場にもいましたので。これは、もしも申し入っていないようであるならば、私も霞ヶ浦問題協議会のほうで、そういう発言をさせていただきたい、そう思っております。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 5点目の、放射線副読本の取り扱いについてお答えいたします。

茨城県原子力安全対策課からは「原子力とエネルギー」、そして文部科学省からは「放射線について考えてみよう」などの原子力に関する副読本が配布されました。これらの副読本を、主に社会科や理科の授業や、総合的な学習の時間の中で活用しています。

例えば社会科では、小学校4年生の電気の確保に関する学習、中学校地理的分野や公民的分野の資源・エネルギーに関する学習、また理科では、特に中学校3年生のエネルギー資源の有効利用に関する学習などで補充資料として活用しています。そのほか、総合的な学習の時間では、環境問題や資源・エネルギー問題などをテーマに課題解決学習を進めている児童生徒の参考資料として活用しています。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） やはり今回の一般質問の中で、私の考えていたような回答が出たと思います。それは、まあ昨日のやつも含めて、または6月の議会も含めてそうなんですけども、私が今回言いたいのはですね、阿見町が汚染しているという認識を立ててほしいんですよ。

先ほど、これ出しましたね、皆さんに。どう思います、これを見て。阿見町のところ、これ濃い青ってのは、茨城県の中では北茨城市がこういった色になっております。あと阿見町、これ見たい方……。多分、これ放射能対策室の大野さんなんかは、しょっちゅう見てるかとは思いますが、汚染しているのは事実なんです。で、先ほど冒頭に述べましたとおり、近隣の市町村では、健康調査の問題ですとか除染の問題やられています。肝心かなめのこの阿見町がやられていないという状況を、まずどう考えるのか、それを1つお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。永井議員のおっしゃるとおり、去年の8月30日に、文部科学省が突然そういう発表をしたわけでございますが、その後、私どもは、放射能対策室をつくり、阿見町災害警戒本部を立ち上げ、放射能対策方針を決め、あるいは即9月に入りまして、阿見町44カ所の土壌調査をした結果、平均で500ベクレル前後平米ですね、そういうことの検査もやってまいりました。

今、おっしゃったように、その当時はですね、線量としては、比較的低いんですけども、近隣市町村よりは少し高いという状況でございましたが、現在ではですね、先ほど町長から申し上げました走行サーベイメーターの結果、約通学路675キロで2万1,000カ所の放射線量をはかってございます。その平均が、先ほど申し上げました0.15マイクロシーベルトということでござ

います。

それから、各小中学校の除染も昨年度の3月までで終わらせてまして、その結果も随時ホームページのほうに掲載してございますが、ほとんどが0.1台に下がってきているという状況でございます。

それから、公園の放射線マップ、あるいは調整池等々、そういう公共施設も全て定点検査を行いまして、これについても0.23マイクロシーベルト以下という現状でございます。

それと、環境省のほうではですね、補助金をいただいて、小中学校を除染したわけですけども、平成23年度についてはですね、大分補助金も満額いただいたわけなんですけど、今年に入りまして、敷地の施設内の平均で0.23マイクロシーベルト以下は、もう除染しなくていいですよという見解を示しています。で、町としても、そういう中でもですね、阿見町の放射能対策方針に基づきまして、子供への影響をより考えようじゃないかという対策方針でございますので、公園あるいは通学路の街路樹それから公園の常緑樹等々の除染を行ってございます。

それから、公園の一部でも、全体で平均ではですね、0.23マイクロシーベルトを下回っておりますが、部分的に、例えば水のたまりやすいところ、それから落ち葉のたまりやすいところというところに、部分的に高いところがございますので、それは臨時職員あるいは委託をしながら除染を行っているという状況でございます。

それからですね、先ほど申し上げました、その他にですね、町では1,100件以上ですね、家庭に訪問測定にお伺いしながらですね、町民の皆様にご共感していただけるように、真心を込めてきめ細かな説明をしながら、町の関係部署が一丸となって、真実を真摯に公表した結果ですね、町民の皆様からの信頼が構築できたということだと思っております。

そのようなことから、町は去年の8月時点ではそういうような状況だったんですが、現在には、全体としても放射性物質も低減をして、放射線量も低い状態、全体としても0.1台に落ちてるというような認識でございますので、今後、部分的な除染はもちろんやっていこうとは思っているんですけども、全体的にはこれ以上必要はないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の町長さんの答弁の中で、唯一評価できるのは、対策室が立ったのが早かったということですね。先ほども私も述べたように、阿見町が高い地域——色分けがあります、色が濃くなっています。それで、半減期を考えたら、阿見の地域だけ半減期が早いんですか、そんなことはないでしょう。どこでも同じですね、半減期の期間は。ですから、たくさん降り注いでいるところ、少しなところ、それは地図を見てもらえばわかると思うんですけども、その中で阿見町がたくさん降り注いでいるところで、今、町長のほうは少な

いってという言い方もしましたけども、これもホームページで出ているやつなんですけども、これ茨城県ですね。これ、まあ、昨年9月24日の表なんですけども、これは青い丸がついているところが阿見町なんですけども、これ阿見町が一番高く7万8,000ベクレルあるわけですよ。ですから、今こういった状況で阿見町は置かれているんだということを認識していただくために、私は一般質問の冒頭で話をしたんですけども。

それで、ちょっと公園のほうの話に移りますけども、公園の除染、まずこの対策臨時号ですね、これお持ちかと思うんですけども、この中で、公園の除染に関しましては、平成23年度から24年度にかけて、把握と実施ということになっているんですけども、先ほどの回答の中で、強剪定の話、あとは砂場の砂の入れ替えの話がありました。こういった形で0.23マイクロシーベルトよりも高く——これは8月の2日の数字ですけども、出るところがたくさんあるわけなんですけども、まずは、1つ聞きたいのが、この予定表。平成24年度までに公園の除染の実施ですね。これに関しまして、まずは表土の除去。芝の深刈りというのは、前、どこかで私、話聞いたことあると思うんですけども、その芝の深刈りも含めて、いつぐらいまでに終わらすことができますか。教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。公園のですね、常緑樹については、今年度中に終わらせたいと思ってございます。それから、道路の草刈り等についても、今年度終わらせたいなと思ってございます。

その他、24年度以降でございまして、今、放射能対策室には、現在、臨時職員が4人いるわけなんですけども、1人が114カ所の公共施設の定点検査の担当、それから2人が家庭への訪問測定と、それから公園とかそれから通学路を専門に測定する臨時職員が2人でございます。今後もその測定を続けていきますので、場合によって残るようなところがあるとなればですね、それについては部分的な除染はやっていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の公園の除染の件なんですけども、残るようなところがあれば部分的には行っていくという、今、話があったかと思うんですけども、まず、現状でこの中で0.23マイクロシーベルトを超えているところ——先ほど言ったように、これ平和記念公園ですけれども13カ所、これは町で測定したわけですから、町のほうも確認しているとは思いますが、ここ、俗に言うホットスポットだと思うんですね。高いところでは0.308、これはちょうど雑木林があるところだな。あとは0.298、こういった高い数値が出ているんですけども、

こういったホットスポットの地域に対してですね、ほかの、先ほど冒頭に言った柏ルートという風向きが流れてきたところで、柏ですとか、あとまた東京の水元公園——葛飾区にあるんですけれども、その水元公園でホットスポットができています。そういった中で、東京都のほうとしては、そこを特別に囲って子供が入らないようにして、後日ホットスポットの除染をしているわけなんですけれども、町のほうとして、そういった形です、この公園の高いところに関しまして、ちょっとこれ見づらいですけども、こういった中で公園で囲ってやっているところがあるわけなんですけれども、こういった0.23、それこそ0.3幾つがあるような、この高いところに関して、町として、子供が近づかないようにするとか、そういったことはやっておりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大野利明君に申し上げます。言葉の最後まで、ちょっと大きな声で通してください。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） わかりました、はい。

〔「ちょっと聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 失礼申し上げました。

公園のですね、ホットスポットは確かにあるかと思っています。先ほど申しあげましたように、部分的な除染については今後もやっていきたいと思っています。先ほどもお話したように、枯れ葉のですね、除去とか、あるいは土壌の除去、あるいは場合によっては芝生の除去もやっていかなきゃならないと思ってございまして、近いうちには、よく芝刈が、皆さん御存じかと思うんですけども、業者さんが使っている機器なんかも、ちょっと調達しながら実証実験をしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 芝の深刈りっていうんですかね、この町の臨時号にも書いてありますけれども、そういったのは、ぜひともやっていただきたいんですけども、それと同時に、その地域に子供が遊ぶわけですよ、公園ですから。それも、小さい子供、小学校に上がる前の子供なんかも遊ぶわけですね。それで、これは3番の健康被害にもつながる部分があるんですけども、そういった芝生の上で子供は寝っ転がります。すると空気中に上がった放射能を吸い込むわけですね。そうすると、今度は内部被ばくという問題が起きてきます。ですから、そこをですね、入らないように……。町で0.23って町長も言っているわけです。ですから、その0.23以上のあるところを入らないように囲うとかいうことはしますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対

策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。先ほども、町長からの答弁があったと思うんですけども、比較的低線量地域の場合にはですね、年間1ミリシーベルト以下である。以上の場合には除染等々が必要になってくるということでございますけれども、その追加被ばく線量、時間に直すと0.23マイクロシーベルトでございます。ですから、0.23マイクロシーベルト前後についてはですね、立ち入り制限は必要ないかと思っておりますし、昨年の文部科学省の見解では、1マイクロシーベルト以下については、立ち入り制限をする必要はないと。環境省の考え方の中でも、そういうような見解を示していますので、立ち入り制限をすることは考えてございません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、私、質問した中で、ホットスポットに関して、子供がそこに入るから、ね、わかります？ 子供はそこで遊ぶんですよ、何もないと、ね。そこで寝っ転がるなり、そこで内部被ばくを起こしている。だから、これ以上の被ばくをさせないためにどうしたらいいんですか、困ったらいいんじゃないですかっていうことを、私は聞いたわけですね。国の基準、県の基準、阿見の基準、0.23マイクロシーベルトはわかります。0.23マイクロシーベルトよりも高い数値があるわけですから、そこをどうするのか。なおかつ、じゃあ、どのぐらいの数値だったら、阿見町としては困るんですか、入っちゃいけませんよと。それはありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、文部科学省のほうでは、1マイクロシーベルトを超えなければ、立ち入り制限は必要ないというようなことの基準がございますので、阿見町はほとんどもう0.2前後、あるいは、場合によっては0.1台に落ちておりますので、そういうホットスポットについても、いわゆる困うような立ち入り制限が必要ないのかなと思ってございます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いつまでもね、同じような質問でね、あれなんですけど、やっぱり今のところは、阿見町としてはね、そういう、ここがホットスポットだからという、そういう困むだという、そういう考えはないです。

じゃあ、本当に内部被ばくっていうのは、そこでね、0.23以上で何時間そこに子供がいたら内部被ばくになるんですか。私それを聞きたいんですよ。もしも、私のほうが質問権があればね。私は十分、まずね、実際の話ね、食べるものにしても何にしても、山田豊文先生あたりの

講演で聞けば、それこそそういうものを毎日ね、1キロとかそのぐらい食べてね、365日食べていたらそういう状況になるよってというような、そういう学識の人がそういう話もしてますし、じゃあ、その中で何時間子供がいたらね、そういう内部被ばくになるのかと、そういうデータはありますか？ そういうデータあったら、教えていただきたい。今のところ、この阿見町は本当に低線量でね、そんな心配する状況にはないということで、私はもうずっと答弁しているわけですし、だから、子供たちにホールボディカウンター、これをやらなくてもいいんだよという話をずっとしているわけですから、そこは理解をしていただきたいなと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長に申し上げます。質問しているのは永井議員ですから。

永井議員質問してください。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私もお答えしますと変な話になるわけですね、はい。ただ、今、町長のね、話の中で、私はがっかりしました。どこまで町長の認識が薄いのか、はっきり言ってね。この問題ばかりやってないで、ほかの問題にも移るんですけども、内部被ばくの話が出ましたね。放射能というのはしきい値がないと言われて、低ければ低いほどいいと言われていています。だから、どのぐらいだったら内部被ばくがという問題ではなくて、ゼロが一番いいわけです、言ってしまえば。子供はそこで1時間なり2時間なり遊ぶ。それがどんどん——どんどんという言い方はあれだけど、体内に積算されていくわけですよ。それ以外にもあるわけですよ。ですから、今の町長の質問は、ちょっと私はこっちに置いときます。町長の認識が余りにも甘いなということで、町長は自分でそれはもう勉強してください。

ちょっとこればかりやってられないんでね、あともう時間もなくなっちゃうんで。まず公園の除染、あと通学路の除染に関してなんですけども、最後に、公園の除染は、今、大野次長がおっしゃった中では、非常に不十分だとは思いますが、とにかく、平成24年度中には全部終わらすということを、今おっしゃったわけですから、それはもう実行していただきたいと。

もう1つ、通学路の除染なんですけども、これに関しては、町のほうでホームページで出ていますし、私も先ほど述べたように、車道での車での測定だということなんですけども、はっきり言って通学路に関しては、通学路ですから。車道の測定をしろとは言っていないわけですよ。ただ、細かくやらないで、全部通学路、車でば一っと回ったと思うんですけども。私が放射能対策室のほうに細田前議員とともに大野次長のところに持っていきましたよね。それ、お持ちだとは思うんですけども、私と地元の人たちではかった数値、あの数値があるわけですよ。それに対してね、車道ではかっているから、はかっていますよというんじゃないで、私たちが持っていった申し入れに関してどうなのか、お答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。昨年度、永井議員さんの実穀地域の関係のマップはいただきました。その後ですね、町としましては、臨時職員でもって再確認をして、ただ、放射線量機のね、設定にもですね、やはりそれぞれ性能の違いもありますので、誤差もありますので、町のほうとして再度確認させてもらったのが、確かにその後の検査、測量はさせてもらいました。で、先ほど申し上げましたように、走行サーベイメーターで、実穀地内ですね……。走行サーベイメーターといいますのは、3秒ごとに測定します。ですから、時速40キロだとすると40メートルとか30メートルに1カ所ということで、阿見地域を2万1,000カ所測定した。その中でも、実穀小学校もですね、測定で2,405カ所やっております。その平均がですね、0.177マイクロシーベルトという結果が出てございます。また、昨年度の議会でも答弁させてもらったんですが、いわゆる子供たちが1日に受ける放射線量が決まっております。学校その他を除染した結果ですね、それももう0.1マイクロシーベルト以下になってございますので、その通学時間も当然その中にカウントされるということでございますので、通学路についても線量をはかった結果も、それから、そういう1日の放射線量を浴びる線量についても問題ないのかなというふうに言っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、大野次長のほうで、私たちのほうで持っていった申し入れに対して、測定したとおっしゃいましたね、車じゃなくて。それ、資料があるかと思う——今じゃなくていいですけども、あると思うんで、後で私のほうにください。

もう1つ、車の時速、3秒ごとにはかっているって今ありましたけど、車道っていうのは一番、言ってしまうと少ないんですよ、放射線量は。たまりますから、両脇に。何で雨どいの下とか側溝のところに放射線量が高いのかっていうと、そういう位置にたまっていくわけですよ。歩道は、車でぶーんと走っているわけだから、しょっちゅう、何て言うんですかね、その空気が舞っているわけですから、みんなそれが両サイドの道路に行くということがありますので、その時速40キロで3秒ごとはかったのは、それはそれでいいとしまして、せめて学校の周り、まあ、多分実穀小と舟島小のところですか、はかったの。これも町の、ちょっと拡大してないんで、これも町の島津の杜のところをずっとはかったところなんですけれど、これも私もはかりましたよね。で、大野次長のほうにお持ちしたかと思うんですけども。そういうことを私のほうでやったから、ここですとか、あと実穀のほうもホームページに載っていたんですけど、ここでもね、高いところで0.323とか312、平均したら0.26ぐらいになりますかね、ちょっと計算してませんけども。これは町のホームページでありますので、後日確認してください。ですから、通学路に関しましても、先ほどのお話の中で、24年度ですか。ですから、ぜひ

ともこれはやっていただきたいと思います。

こればかりやってられないんで、次に、民有地のほうの除染についてなんですけども、まず、土浦がどうして桜川以南をやったのか。それは、どういうふうに阿見町としては思っているのかをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。土浦とですね、阿見の違いでございます。そもそもの対策方針が違うわけでございますけども、土浦市あるいは近隣市町村では、いわゆる測定機をですね、お貸しして、住民の皆様にも測定をお願いして、民間任せ、住民任せにしてしまったと。

○4番（永井義一君） 民間、それは違うでしょ、言い方が。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） ところが、阿見町の場合には、専門の職員がですね、1軒1軒測定をし、その測定結果をお知らせし、それから丁寧な説明をやってきたということで、阿見の町民の方々は、そういうふうに冷静な判断をいただいていると、そういう違いだと思っております。

ただ、土浦市に近い阿見町の荒川本郷地区あるいは住吉地区は、町内放射線マップをご覧いただければわかると思うんですが、阿見町の中でもさらに低い地域でございます。ですから土浦は土浦の考え方でやっているんだと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、民間任せとかね、そういう言い方をして、それは違うと思えますね。実際、県南地域で、私も全部調べたわけではないんですけども、ほとんどの行政が貸し出し行っていましたね。阿見はどうして貸し出ししてくれないんだと聞いたんですけども、まあ聞かれたこともあります。で、阿見の役人が測定に行った家庭にちょっと聞いたことがあるんですけども、雨どいの下、はかってくださいよって言ったときに、あなたここに24時間いますかって言われたっていうんですよ。これどう思いますか。短目をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 申しわけございません。それについては把握してございませんでしたが、あの……。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。あ、いいですよ。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 皆さん、阿見町ではですね、ミスター・

ガンマという、こういう、これが15万ぐらいする測定機でございますが、この測定機は10秒ごとにカウントしていきます。例えば、雨どいの下をはかって、そのはかってすぐ、例えば10メートル先をはかると、10秒前、20秒前の記憶をしています。ですから、雨どいの下が3マイクロシーベルトだったら、すぐ10メートルそば——1メートル離れば85%下がるわけですけども、しっかりと覚えてしまう。

〔「全く理由がもう」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ちょっと待って、ちょっと聞こえないんで。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） そういうことを、専門の職員が行って、町は町で管理してるということをやってきてございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 冒頭の、知らなかったという話がありましたけども、実際そういった状況があったわけですね。それで、はかり方の問題に関しましても、私も線量計持っています。クリアパルスのもスター・ガンマとは違いますけども。まあ、誤差があるのは、それはもうどこのメーカーでも書いてあります。ですから、実際のところ、町のほうとしては、うがった見方、うがった言い方をしちゃいますと、高いところははかりたくないんじゃないかなといううなね——これはあくまでも私の個人の意見として聞いてください、という気もしなくなかったです。特に、ふだんどこに多くいますか。普通、居間にいますと言うので、じゃあ居間をはかりましょう。ですから、周りのホットスポットを探したいという依頼者に対して、そういった対応だったというのは、1つ覚えておいてください。

それで、先ほど土浦の以南の話、私質問しましたけれども、またこれを持ち出すんですけども、いみじくも大野次長のほうが、住吉地区——土浦に隣接しているところですね、ここは阿見町の中でも比較的線量が低いところだと言いましたよね。この地図でもわかるとおり、阿見町の大体三区から若栗の端っこの奥のほうから濃い地域になっています。ですから、阿見町で比較的低い線量のところのお隣の土浦市が民有地として除染を始めたというのに、それよりも高い数値を出している阿見町がやらないというのは、これは本末転倒なことじゃないかと思うので、ぜひとも民有地の除染に関しても、前向きなことをやっていただきたいと思います。

ちょっと、次に行きます。

子供の健康調査の問題なんですけども、これ、私が一般質問提出したときに、私は一般質問の通告要旨の中で、放射能問題というのがあって、その中で1番から5番までというふうにやったわけなんですけども、何かどうも回答があっち行ったりこっち行ったりしたみたいなんですけども……。まずは健康調査に関してなんですけども、再度お聞きします。これは町長にお

聞きします。

町がこういう状態で、先ほど言ったように、阿見町が特別早く半減期を迎えるわけではなく、どこでも同じタイミングで半減期を迎えていると思います。で、先ほど、公園の中で、ここにも示したとおり、沈着しています、放射能が、ね。そういった中で、今現在、阿見町がそれであるわけです。それに関して、牛久ですとか龍ヶ崎、東海村もそうですけども、やられている中で、まあ、これ見てもらえばわかるんですけど、龍ヶ崎は草色ですよ。阿見は濃い色ですよ。これももちろんわかると思うんですけど、こっちのが濃いわけです。それは、行政は龍ヶ崎が龍ヶ崎がって言うかもしれませんけど、再度、町長に、今こういった阿見町が置かれている状況の中で、この子供の問題に関して見解を再度聞きます。それだけにします。町長にはそれだけでいいです。あとはほかにありますけど。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう先ほども言いましたけど、まず、まあ質問はしてないけど、土浦がやっているから阿見町がやらなければならないっていう話はないんで、これは町はもう、今のところ、その点もやるつもりはありません。そしてまた、子供たちの被ばくに対しての、まあ、病院でそれを受けるっていう、これも今、阿見町は、前から言っているとおり、考えておりません。先ほども言ったとおりね……。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。いいです。

○町長（天田富司男君） わかりました？

○4番（永井義一君） はい。

○町長（天田富司男君） そしたら、もう何度も何度も同じ質問はしないでいただきたい。実際ね……。

○4番（永井義一君） ちょっと待ってください。同じ……。

○町長（天田富司男君） だって同じじゃないですか。同じような形の答えが出てるのに……。

○4番（永井義一君） あのね、ですから、私は……。

○町長（天田富司男君） 同じようなことをやることは、もう少し考えてもらいたいんですよ、議員3人でやってるんですからね、同じ問題を。

〔「それぞれ違うよ、問題が」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質問者以外の言葉は慎んでください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ですから、私は、今の状況を鑑みてどうなのかと聞きました。で、回答はもういいです。

じゃあですね、今の阿見町の中での状況を考えて、小学校に上がる前、小学校、中学校ぐら

いの子供でいいと思うんですけども、具体的に町として、もし、もしですよ、これは……。

〔「もしは……」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） いいです、ちょっと言わせてください。こういう検査、ホールボディカウンターとか甲状腺の検査とか、そういうのをやるとしたら、どのぐらいの予算がかかるかというのを積算されたことはありますか。なければいいです。

〔「計算、簡単じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） あ、あります？

○議長（倉持松雄君） なければ、いいんですね。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。御存じのように、福島検査結果、内部被ばく検査あるいは甲状腺検査についてですね、ほとんど問題がないという状況でございますし、町長の答弁にもありましたように、茨城県知事が2回も3回も同じことをおっしゃっておりますので、そういうことについては考えてございませんでした。

〔「簡単じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 計算はしてないわけですね。はい。

ちょっと私のほうで、今、対象者が、約、阿見町で6,571人いると聞きました。それで、通常では1回2万1,000円かかるらしいんですけども、大田区のほうにあるクリニックでは特別料金として5,250円いただいているわけですよ。ですから、0歳から中学3年生までの先ほどの人数で考えますと、総額で約3,500万ぐらいの金額になります。それで、龍ヶ崎のほうで補正予算で出したのが90万。これは数的には、あれっと思ったんですけど、金額的には、そんなに大人数で補正予算は組んでないわけなんですけれども、龍ヶ崎の市議会でどうなったかというのは、まだ私わかりませんから、通ったか通ってないかわからないんで、あれですけども、もしこれが通ったならば、多分その補正がまた次の12月議会で増額されるんじゃないかと思うんですけども、そういった何億もかかることじゃなく、まあ、その3,500万が安い高いっていうのは、また別問題かもしれませんけども、親の安心ということを考えると、決して高くはないんじゃないかと。これ、全員がやった数字ですから、ね。全員がやった数字ですから、希望者ですとか、または半額の助成だとか、いろいろ方法はあるかと思うんですね。ですから、町長がもうやらないって言うてるから、下の部課長の方々は動かないんですよ、動けないんですよ、ね。ですから、そこはね、町として考えていただきたいんですけども。

それで、先ほど、福島のほうで検査したから安心なんだって話ありましたよね。これ、福島で、実際99.5%が健康に及ばず被害じゃなかったっていうのは言われております。ただ、

別な資料で考えてみますと、ちょっと私、持ってきたんですけども、北海道の深川市立の病院の医学博士の松崎さんという方が、こういった論文を出しているんですけども、この中で、読んでみるとですね、先ほどの99.5%が健康に問題ないと言われていましたけども、その99.5%のうち、昨日たまたま佐藤議員が質問のときにのう胞の話、町長なされましたよね、ですから、のう胞の話が出たので、ちょっと話をするんですけども、この福島の調査では、結節やのう胞を認めなかったものが全体の64.2%。5ミリ以下の結節や20ミリ以下ののう胞を認めたものが35.3%。20ミリですよ、2センチののう胞があったのが35.3%。それで、この2つを異常がないということで、この2つを合わせたのが99.5%だったんですよ。ですから、残りの0.5%は、20ミリ以上ののう胞や5ミリ以上の結節があった。昨日、今日の新聞の中でも、福島の甲状腺にがんが発見された報道をされてますけども、実際、チェルノブイリの中ではですね、事故後、18歳未満の子供を対象にした検査結果で、直径5ミリ超の、向こうは「しこり」という言い方をしてますけども、しこりとのう胞がそれぞれ約0.5%あらわれた。ですから、直径5ミリ以上のしこりやのう胞ですよ、ね。そういった文献があるわけです。ですから、福島の調査とね、大きさの数字が違いますけども、福島の場合には、のう胞が20ミリ以上を健康に被害を及ぼすというようなランクにして、20ミリ以下は問題なかったというほうに入れているわけですよ。ですから、その大きさの問題で単純に比較はできませんけども、福島の子供たちがですね、通常で考えられないようなパーセンテージで、その甲状腺の内側に何らかの異常を起こしたっていうのは事実あるわけなんです。ですから、そこをですね、もっと勉強していただきたいし、福島の子供の問題は、今、話ししましたけども、同じように、もう何回も言っているからあれですけど、阿見町でも同じような形で被ばくしてんだっていうことを、ぜひとも認識していただきたい。

ですから、冒頭、橋本知事の中でね、疫学的に検査したほうがいいという話を、私しました。全国知事会で橋本知事が話ししたわけなんですけども、疫学的にやるというのは、結局、後日どういう形で病気が発症するかわからないんで、大きい単位でしっかり調べようよ。だから、チェルノブイリではそれをやったから、5年後、6年後にがんが発症した地域が多かったとか、そういうのはいろいろわかるわけですよ。ですから、これは阿見町もそうだと思うんですけども、茨城県の知事もそういった形でやってるわけですよ、一歩進んで。

ですから、よく町長なんかは、茨城県がとか国がとか、そういった、やらないからうちもやらないんだということをよくおっしゃいますけども、そうじゃなくて、茨城県でそういうふうになろうって一歩前を出てるんですから、その辺はね、町としてもぜひとも積極的にやっていただきたいんですけども、今の橋本知事の全国知事会での話に関して、町長のほうとしてはどう思いますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 知事の所見というのはそれぞれで、その知事会等で言ったことは、それはそれでいいでしょうけど、ただ、茨城県は本当にやるのかっていったら、知事はやらな
いって言ってるわけでしょ。

○4番（永井義一君） いや、検査の話、調査の話です。

○町長（天田富司男君） だから、調査をやらないんでしょ。実際には、県は。

○4番（永井義一君） いや、調査はやるようになって、新聞に出てますよ。

○町長（天田富司男君） ほかに、だって、やりなさいっていう話は全然ないですよ、調査。

何回も何回も同じですけど、言うようですけど、所見は聞いときます。所見はどんだん
どん言ってください。そういう面では、皆さん勉強にもなるし、永井さんの所見がそれだけの
ものを持ってんだと。そして皆さんもよく聞いてて、ああそうかっていうものはあると思いま
す。ただ、町としてはね、県と国とかそういう問題じゃないし、ほかの瓦れきの問題だってそ
うだったようにね、やっぱり、こっちがやるからうちがやるんだ、そういう思いはしてません。
町としては、町長がやんないからどうのこうのじゃないですよ。これはみんな内部の中で、い
やこれはもう今まで必要ないだろうという形の中で、みんなで決めているわけで、私がやんな
いちゃったからどうのこうのじゃないんですよ、これは。そういう誤解はしないでください。
これはもう、皆さんに聞いてもよくわかります。特に対策室長に聞いてくださいよ、ねえ。よ
く聞いてくださいよ。私がやんないなんて言ったからどうのこうのじゃない。みんな内部の中
で、今、町としては必要ないでしょうということ、統一見解があつてこういう答えになつて
いるわけだから、そういう自分でね、こうだと思ふような、そういうことはちょっとやめてい
ただきたいし、また、先ほどもね、一部をね、取り上げて、いや、高いところをはからないど
かね、そういうものを、こう小さいことを、こうぐっぐぐぐと、そういうんじゃないで、も
うちょっとね大局的に、今みたく大局的な形でね話をするならいいけど、一住民がこういう
ことを言ったとかね、そういうことばかりでは、やっぱりこの放射能問題は語れないわけだか
ら、もう少し、今みたく大局的な形の中で皆さんに理解を得られるようなね……。非常に理解
は少しずつしておりますけど、ただ、町としては、今のところ、やるという考えは持っていない
ということ。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町としては持っていないという話に、最後に町長おっしゃいましたけ
ども、町として持ってないんだったら、考え方を改めてもらって、県や国にそういったことを
やったほうがいいんじゃないのって、積極的な提案もひとつ考えていただきたいなと思いま
すので。それで、一人の町民が云々かんぬんって、先ほど話しましたけども、昨日、佐藤議員が、

沖縄に引っ越したって話ありましたけども、私の知り合いでも、阿見町の対応が余りにもひどいんで長野に越しましたっていう人がいまして、その人は、じゃあ旦那さんの仕事はっていったら、旦那さんの仕事も、今こっちの仕事をやめて長野で就職先を探しましたと。こういうのが、これはあくまでも、佐藤議員もそうだし、私もそうだし、たまたま知り合いだったんですけども、こういうのを調査したら、結構あるんじゃないかと思うので、町民一人の意見という形ではないということだけは御理解してください。

次にですね、健康調査も本当はもっとやりたいんですけども、まだ2つ目の質問もあるので、次に移ります。

霞ヶ浦の汚染調査のことなんですけども、これちょっと再度お聞きしたいんですけども、町としては、先ほど県に申し入れていくという町長の答弁、ねえ、県がやってなければ申し入れていくという、ちょっとごめんなさい、ニュアンスがあれかもしれないけど、町長も参加している会議があって、そこで申し入れを、申し入れっていうのではない、何ていう……。ごめんなさい、町長、そこをもう一回聞かせてください。もうちょっとわかりやすく、具体的に。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 永井議員がほら、霞ヶ浦問題協議会っていうのがあるでしょうという話をしたじゃないですか。

○4番（永井義一君） ああ、はいはい。

○町長（天田富司男君） その一員で阿見町はあるんですよ。

○4番（永井義一君） はい、そうですね。

○町長（天田富司男君） そういう中で、もうこの問題が出てるんですよ。それで、霞ヶ浦問題協議会の中で、やっぱり県のほうに申し入れてるんじゃないかなと思ってるんです、これは。だから、まだそれがわからないんで、もしも申し入れてなかったならば、やっぱり霞ヶ浦問題協議会っていう、霞ヶ浦の浄化に対してのそういう組織ですから、そういう中で、やっぱり県にね、申し入れていくっていう、そういうことを提案していくっていうことです。まずこれは申し入れてるんじゃないかなとは思っているんですけど、前、そういう問題を提起されてたから、その会議の中で。だから、もしもまだ申し入れてないっていうんなら、中川市長さんが会長さんですから、あと潮来の市長さんが副会長で、私も副会長ということで、そういう形になっているのでね。そういうことでやらさせていただきたいと、そういう答弁でした。

〔「副会長が知らないなら、申し入れしてないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、今、阿見町も副会長ということでね、かかわっているということで、やっぱりその霞ヶ浦の問題は重要な問題だと思いますし。で、副会長も知らない

のに申し入れはしてないと思うんですよ、普通ね。わからない。ですから、もし申し入れをしてなかったら、これは国、あ、県が先なのかな、県とかね、その先、国に対して、これはぜひとも申し入れていただきたいんですよ。それで、先ほども述べましたように、阿見だけに降って、その手前の霞ヶ浦に降ってないってことはあり得ませんから。なおかつ河川ね、河川から流れてくるわけですから、この霞ヶ浦の問題はこれからの問題なんですね。で、地表はこうやって除染するからいいようなものの、河川に関しては、もう除染がほとんどされないまま、どんどんたまってくるわけなんで、ですから、そこはもう、たまってくるところに関して、霞ヶ浦の汚泥ですね。これはもう先ほど申しましたように、これですか、この基本計画にぜひとも基づいて、町のほうとしてもやっていただきたいし、逆にこれはもう土浦とか阿見なんかは、霞ヶ浦が水源になっているわけなんで、これはもう本当に積極的にやっていただきたいと。一応、今のところ水道水とか水は不検出だよというのは出てますけども、逆にこの霞ヶ浦の水質に関しては、これからが問題になりますので、ですから、これはもうしつこくやっていきたいと思えます。

次、1番目の最後なんですけども、放射能の副読本に対してお尋ねいたします。

まず、これはもう初歩的な話なんですけど、これ、放射能の副読本は阿見町では使っておりますよね。ちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） お答えします。先ほど永井議員が皆さんにお見せしたのは、文科省で作成しているこれかと思うんですけども、これは指導資料になります。実は茨城県では、名前はかわったんですけども、以前からこういった県で副読本を作成しております。以前は「原子力ブック」というふうに名前があったんですが、現在は「原子力とエネルギー」というふうに。この中には、きちんと原発事故について、第3章のほうで説明がきちんとされております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、こっちよりも、今、先生がお持ちのそのほうを使っているわけですね。

○指導室長（根本正君） 両方を。

○4番（永井義一君） 両方使っている。じゃあ、こっちと、その今お持ちの両方を使って授業をなされているということですね。

私、ごめんなさい、こっちしかわかんなかったもので、こっちのほうを、これネットでの取り寄せをしたんですけども。これ、ここに書いてあるように、解説編、教師用ってなっているんですよ。こちらのほうが子供が使う用っていうんですかね、そうなっているわけなんですけ

ども、まず1つ質問なんですけども、先生方がこれを見られて、まず原発の後にこれがつくられたわけなんですけども、どういうふうに思いましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 原発のですね、事故以前は、原発はすばらしいものだというような表記が多かったかなと思うんですけども、事故を受けまして、やっぱり原発の非常に大変な危険な部分ということも、きちっと指導内容に載せてあるなというふうに思いました。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。冒頭私が一般質問のあそこで述べた中で、批判の目を持っていただきたいと。はっきり言って、これつくったところは政府、国がつくったわけなんですけども、先ほど言ったように、原子力村って俗に言われている、原子力関係で生活しているって言い方はおかしいですけどもね、まあ、そういった中で、この原子力に対しても、今、先生が、危ない問題をおっしゃってくれたので助かりましたけども、こういった中では、そういったところがほとんど記述があんまりされていない。なおかつ放射能のところを、ここで電気って放射能のことを捉えていますけども、電気っていうのは体に電気を浴びてもいいですけども、放射能の場合には、これは体に浴びちゃったらしょうがない。そういったところが記述がちょっと抜けている部分がかかなり多々ありまして、やっぱり放射能の恐ろしさというのをですね、ぜひとも先生方も勉強していただきたいし、子供たちにそれを教えるのであれば、しっかりそういった批判の目を持って、ぜひとも教えていただきたいと思います。

ですから、私も冒頭述べましたけども、これに関しては、はっきり言って、原子力が自然放射線と人工放射線の話ありましたけども、はっきり言って、この中で言われている人工放射線というのは病院でのレントゲンとかエックス線検査、または飛行機に乗ったときに浴びる放射能とか、そういったのを書かれていますけども、そういった放射能っていうのは、あくまでも使う側がコントロールできるものなんですね。ですから、原発の今の放射能に関しましては、その原発自体が事故を起こしたら、もうどうしようもない状態で、はっきり言って人類がコントロールできないものなんですね。実際、今、福島第一原発のあの中に、じゃあ誰かが入って状況を見てきたのかというと、いないわけですね、もちろんね。もう放射能がすごい高くなって、あんなとこにロボットも入れないような状態があります。ですから、今の問題は、人類がまだコントロールできない原発というものをつくってしまったツケが、今ここに回ってきているんじゃないかということ、ぜひとも先生方も認識していただきたいし、またそういったところを生徒なんかにも教えていただきたいと思います。

はい、あと5分。

じゃあ、済みません、2つ目の質問に移ります。よろしいですか、議長。

○議長（倉持松雄君） はい、いいです。どうぞ続けてください。

○4番（永井義一君） 子供議会についてです。この間、県内の幾つかの自治体で子供議会が開催されています。各自治体とも小学生に対しては、子供議員として、町政や議会の仕組みを学習するとともに、自分たちの住むまちのことを興味を持ってもらえるということを行って、また、中学生に対しては、地方自治の基本的な考え方を理解することや、地方公共団体の役割など、政治の仕組みを学習しています。

未来を担う子供たちが、自分たちの目で見たとことや感じたままのことを議会で発表し、改めてこの阿見町を見直すよい機会になるのではないのでしょうか。また、町としても、子供たちのそういった意見から、町の発展につながるものを得るいい機会になるのではないかと思います。

子供たちの発想は豊かです。私も長年ミニバスケットを通じて子供たちとかかわりを持ってきましたけども、大人が気がつかない何げないことなど、子供の目線で見れば新鮮に見えるものです。行政と子供たちのかかわりを深めるためにも、子供議会についての町の答弁を求めます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 子供議会についてお答えします。

子供の町政への関心を高め、まちづくりに進んで参画しようとする意欲を高めることから、子供議会の実施には大きな意味があると考えます。

学校は、年間指導計画に基づいて授業や行事が進んでいきます。新学習指導要領の全面実施に伴い、教科によっては学習内容が増えるなど、授業時間数が増加しましたので、授業時間数の確保に苦労しているのが現状です。子供議会は、学校の枠組みを超えた大きな行事ですので、緻密な計画と準備が必要になってくることを考えれば、実施時期は夏休みが適切と考えております。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱりこれは、こっちの部局になると思うんですよね。両方でやらなきゃいけないんですけど、そういう中で、やっぱり今、教育長も答弁していただきましたけど、やっぱり子供議会はね、やはり次世代を担う子供たち、特に阿見町の将来像なんていうのは、子供たちの意見を聞いてみたいというのが私の思いです。

いつも思うんですけど、やはり学校の体育祭とか、あと卒業式、入学式もそうなんですけど、そういう中で子供たちと接する機会、そういうものやっぱり私たちのこういう年代ですけど、やはり気持ちをすごくもとに戻すというか、きれいな気持ちに、その場所にいるとね、させていただけるといふ、すごい子供の効用っていうのはあるんだなっていう、そういう思いをして

おります。そういう中で、やはり今から子供議会をね、積極的にやっぱりやっていくということとは、町にとっても、また、6次総合計画の中でもね、子供たちの意見を聞くべきだろうっていう、中学生とかね、小学校の高学年ならね、そういう年代になりますから、そういう子供たちの意見を聞いたらどうだっていうようなね、そういう意見も出てました。そういう中で、やはり、子供議会はやっていきたいと、来年度からやっていきたいと、そういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、教育長、町長のほうからですね、夏休みですとか、来年度からやっていきたいと、積極的な意見いただきました。

この質問に関しては、私も含めて、あと藤平議員もそういった考えがあったということで、私のほうで質問させていただいているんですけども、やはり子供たちの感性というのは、結構、大人以外にも違ったものがあるかと思うんですね。ですから、今ここでこういった形で議会をやっていますけれども、もしこれがこっちに座っている人が子供だった場合、町の執行部の方も、もっとはきはきと答えられるのかなという気もするんですね。ですから、今のよう、こう下を向きながらぼそぼそじゃなくて、もっとね、積極的に答えていただけるんじゃないかなとは思っています。

あと、昨日、海野議員のほうから、議会の子供の傍聴の話がありました。やっぱりそれは子供の傍聴にしても、町の行政に対して、子供として何かこう、かかわりを持つとか、意識的にそういった傍聴をするというのはいいことだと思うんですけども、私もそれも含めて、子供議会をね、これは近隣で幾つかやられていることなんですけども、やはりやられた後の議会だよりなんかを見ると子供の意見なんか書いてあります。やっぱり子供としては、議会何やってんだらうなっていうのが、まるっきりわかんなかったことが少しでもわかって、それで、町長がああ言うんだけど、私はこう思うわとか、そういったね、積極的意見、これぜひともね、後日の将来の阿見町にね、やっていただきたいなということで、積極的な答弁いただきました。ですから、これは私も藤平議員も非常に満足している部分だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

今日、今、1番と2番の2つの問題をやらさせていただいたんですけども、1番の放射能に関しては、非常にこちらのほうとしても納得のいかない部分も多々ありますけども、放射能の問題に関しては、あしたあさってで終わる問題ではありませんので、しつこいようですけども、私もまた、どこかの一般質問の機会で行います。ですから、町のほうとしても、あんまり硬直した考えじゃなくて、もうちょっと柔軟性を持った考えで、ぜひとも積極的に答弁をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時40分といたします。

午前11時33分休憩

午前11時40分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。時間もね、あと12時まで15分になりました。おはようっていう挨拶から始まって、私は多分ね、お昼過ぎかなというふうに思ってたんですけども、議長にね、お願いをして、お昼から質問をするようにしてもらいたいという願いはあったんですけども、議長指名なんで、始めたいと思います。

私は、6月に行われた第2回の定例会で、これからの阿見町を見据えた全体の方向性と情勢認識を質問いたしました。それらを踏まえて、今日は4つの事項について質問をいたします。特にですね、教育委員会に関する質問が多くあります。教育長初め、竿留次長の積極的な答弁を期待しております。どうか、期待を裏切ることのないようによろしく願いいたします。

〔「いいね、うまい」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） 最初はですね、植栽管理事業、財産管理についてお尋ね申し上げます。

これは平成24年度の主な事業として位置づけられています。4月1日から始まったもので、現在まだ5カ月しかたっていないので、内容について、その結果、成り行きがどうなっているか判断するにはまだ早い、そういう時期です。この事業は、事務事業の見直し、財源の確保の観点から、費用対効果、事務の効率化を検証し、歳出削減を見直す立場で取り組まれている事業の1つです。今まで業者に委託発注していたものを、実績、前例にとらわれない取り組みとして、今回、町直営ということで実施している事業です。その点には、非常に私も町長の姿勢を評価いたします。そこでお尋ねいたします。

業者委託と町直営実施の経費削減の見積もり幅はどのくらいと見て直営の事業を始められたのか、お尋ねいたします。それが1つです。

2つ目は、その作業対象面積ですね、それは何ヘクタールか。

この一般会計の中で、担当課が総務部管財課となっております。公有財産の適正な管理、有効活用ということで施策名となっております。公有財産は、管財課の方にもお伺いしましたけ

ど、普通財産と行政財産の2つに分かれているということなんですけども、この植栽管理事業は普通財産の部分の特に管理するという事でやられているようです。

もう1つですね、3番目は、都市公園など公有地を草刈りをして管理する事業は環境を維持することで大事なことです。実穀小学校の近辺の学校林が整備されました。この学校林は公有地ではなく個人所有の林ですが、学校林の指定をして、草刈りが春と夏の年2回ぐらい草刈りをして環境を維持されております。私もその脇のところを畑を耕作していて、よくその管理の状況や利用の状況を大概見ているんですけども、ここでお尋ねをいたします。

この学校林としての指定で、実穀小学校の子供たちは何を学ぶのかをお尋ねいたします。

私はこの質問で、管財課の事業そのものよりも、むしろ主眼としては、そういう形で事業を実施した内容、結果をね、いかに担当課が——この場合は教育委員会になりますけども、利用しているのか、そこについて重点的に質問をいたします。

年間利用実績はどのくらいあるのかね、これを把握しているのかどうかをお尋ねします。

教育基本計画の中に、子供たちの生きる力の醸成があります。ここでお尋ねします。先ほども何回か教育長が答弁に立たれて、教育の新教育基本法ですか、それになってからの学校の事情なんかもお話しされましたけども、基本的に教育の目的は何かということのを端的に教育長からお話を願います。

具体的には、どうしたら生きる力を子供たちに養っていけるのか、考え方をお伺いいたします。

3.11の教訓をどう生きる力に変えていくのか、具体的計画をお持ちか伺います。

公用地の見直しはあるか伺います。経費削減の観点から公用地の見直しはあるのか、効果が明らかになった時点で、その拡大の方針はあるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（倉持松雄君） 質問者の飯野議員に申し上げます。ただいま、どの部分を質問しているのか。通告順になっているでしょうか。

○6番（飯野良治君） なってます。これはですね、2つに分かれていて、最初は管理事業、財産管理についての質問。その後、それをやった後に、その担当課が、ここで学校林という指定をしてありますね。学校林が有効利用されているか、それを質問しているのです。だから、決してその質問内容にそぐわないということはありません。ぜひ率直なお答えをお願いいたします。あとは再質問の中でやっていきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、飯野議員の植栽管理事業についての御質問にお答えいた

します。

1点目の業者委託と町直営実施の経費削減の見積もり幅について、及び2点目の作業対象面積が何ヘクタールかについてですが、関連しますのであわせてお答えいたします。

この事業は、平成23年度まで業者委託により実施していた公園などの公有地の植栽等の維持管理について、草刈りや芝刈りなど専門的な技術を必要としない業務を対象に、経費削減及び適切な管理を行う目的で臨時職員6名を雇用し、町直営で実施しているところであります。

主な作業箇所は、都市公園、ふれあいの森、町営住宅空き地、文化会館建設予定地等で、対象面積は約38.3ヘクタールを予定しております。この対象面積における平成22年度の契約ベースの総額が約2,275万であります。この対象面積を町直営で実施する場合の見込みについて、まず初期費用として、平成23年度の補正予算にて、草刈り機や車両等を購入しました。また、今年度の予算では、主なものとして人件費、消耗品、燃料代等であり、平成23年度及び24年度に計上した費用は1,260万円となります。

以上のようなことから、経費削減としては約1,000万程度と見込んでおります。

やはり、先ほども飯野議員も言われたとおり、どこで経費の削減しているかって、やっぱり目をきかしてやらないといけない。そういう中で、これをもう少しね、拡大していかなければいけないんじゃないかなと。よくまた管理課のほうで目を見開かして、こういうところもできるよ、こういうところもできるよという、来年度に向けてやはり削減していきたい。この削減を、来年度予算の当初で中学生の医療費の無料化に使いたいっていうのが、私の考え方だったんで、25年度の当初に、そういう形で使っていきたいと。これは6月の藤平竜也議員のときにもお話しさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 植栽管理事業についてお答えします。

まず、公有地の利用計画と年間利用実績を担当課は把握しているかではありますが、飯野議員がおっしゃる実穀地内にある学校林という看板のある平地林については、公有地ではなく私有地です。面積が1万平方メートルあり、これまで平地林活用事業として、年に2回程度下草刈りを実施してきました。平成16年から平成20年まで、実穀小学校やPTAなどが年数回程度利用した経緯がありますけれども、利便性が悪く、その後は利用されないというのが実状であります。

今後は、地権者の御理解を得ながら、ふれあい地区事業等で活用できるかどうか検討してまいりますと考えております。

次に、対象公用地の見直しはあるかですが、現在のところ、教育委員会で管理している対象

公用地の見直しはありません。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の答弁について、これはですね、昨日の答弁とも非常にね、関連してくることもあって、それを参考にさせていただきながら、再度質問をしたいと思います。

特に、海野議員がおっしゃられていたものです。海野議員は豊かな知識もあるし、深い洞察力もあって、それでですね、町長、教育長からね、非常な有効な答弁を引き出していただきました。それにですね、私と複重する質問に御配慮をいただいたりして、非常にありがとうだったらいいか、余計なお世話と言っていいのか、まあ、ちょっとそのことはね、後に置いておきます。

ただね、大事なことが、ここで私が言いたいのは、民間にできることは民間に任せたほうがいいという質問が、太陽光のときの質問に対してありました。これも、今まで民間にやっていたものを、今度、町直営がやるということで、共通点はあります。そのときの1つは、私はこう考えます。町民の税金、町の財源を何のために使うかということは、基本的には町民にいかん還元するのかというところが究極の目的だと思うんですね、それを有効に使って。で、業者委託の場合には、当然それを業者の人にその仕事をしてもらって、業者のほうにあれを払うと。で、払われた業者の人は、その中で、会社であれば法人税あるいは所得税なんかを町に逆にまた税金としてお支払いをして還元をしていくと。そういう業者委託の方法と、町の、今回みたいな町直営でいろんな事業をやっていくというときには、実際やる中で、今も町長の答弁の中で1,000万の経費削減がね、あったということで、これはその分還元をしたと、ほかに使えるというところで、その2つの方法があると思うんですね。これはね、一概にどちらがいいかっていうのは、その事業にもよるし、内容にもよるんで、そういうことの結論はね、ここではもちろん出ませんし、論議することではないんですけども、1つ1つね、これからやっぱり事業について、こういうことを精査しながらやっていく必要性が、財源の確保っていうかね、見直しにつながっていくんだらうなということを思っております。

これはね、やっぱり選択と集中っていうことを、ずっと財政の中で言われてますけども、そういう施策をね、これからもやっていくことが必要になってくると思います。これは、コスト意識をやっぱり持って、いろんな事業をやっていくということで、町直営でやってもね、その内容、いわゆる仕事の内容をやっぱり精査しながらいかないと、ただ町が直営やって1,000万削減されたからそれでいいというものではなくて、その仕事の内容をきちっと見定めていかないといけないと、そういうふうにあります。

もう1つでは、今、教育長の答弁ですね、これも昨日の答弁の中にもありましたけども、新学習指導要領になって、85時間からプラス15時間になって100時間になって、基礎知識の習得

をね、その分、力を入れてやっていかななくちゃならない、そういう状況に今、私は考えてますという話をされてきました。だからこそ、私も先ほどお聞きしたんですけども、教育振興基本計画の課題の中に、子供の生きる力の醸成っていう項目があるんですね。で、教育の目的っていうのは、先ほど私も全協でも聞いたんですけども、知識をね、ぎゅーっと詰め込んで覚えさせていくことが目的ではないわけですよ。やっぱり知識っていうのは、我々が生きてくための手段であって、方法論をね、幾つも持ってたほうが、いろんなものを乗り越えるために、それはもう1つよりも10知ってたほうがいいと、そういう形だと思うんですね。だから、やっぱりその目的とね、手段をきちっと教育の中でも分けて、本当に子供たちがこれからその知識を活かして、この社会を生き抜いていく、自然の厳しい状況を生き抜いていくのに何が必要かということも取り入れながら、やっぱり子供たちの教育に接していかないと、知識だけだったらコンピューターにはかなわないわけですからね。すぐ、やっぱり今、ボタンを押すだけで情報が得られるような状況で、ただ暗記をする、点数が上がればいいっていうんじゃなくて、本当に子供たちが自分でそれを判断して、自分たちがやっていく。それはね、教育長もね、生徒が主体で課題解決ということが、1つの今のキーワードだということも昨日おっしゃってました。

で、なぜね、私は学校林について、今日の質問でこだわったのかは、先ほどの放射能の問題もそうなんですけども、子供たちが生きていくというところで、何がやっぱり一番大事なのか、知識なのか、それともね、自分で判断して本当に問題を解決していく力が必要なのか。そういうことをあって、この問題を取り入れました。

これはですね、学校林という自然から、我々もそうなんですけど、自然の中に生きているし、自然から物事を学ぶということは、人間が成長していく上で、社会が発展していく上でも、自然から全て学んだんですよ。放射能も自然界にあったものを、人間が、まだそれだけの知識もないのに手を加えちゃったから、現在の結果になったっていうのは、先ほど永井議員が言われました。そこから何を学ぶかっていうことを、やっぱりきちっとね、やっていかないと、いろんな物事を解決していくのには、大変なことになるというふうに思います。

で、この間の3.11の災害なんですけども、あれ以降、非常にね、災害については、災害に対するマニュアルづくりっていうか、対処の方法がぐーっとなってきましたけども、東日本大震災で2つのことが特徴的に教訓として言われていますね。これは、1つは石巻の奇跡っていうのと、大川小学校の悲劇という2つの物語があります。岩手県の釜石で、小学校の児童生徒の99%が助かったと。片やですね、石巻の大川小学校で74名の子供たちがね、とうとい命を失ったと。この差をね、非常にここでは取り上げられております。なぜかっていうと、マニュアルどおりにそこにいて動かなかった大川小学校の子供たちが亡くなって、片や99%は助かった釜石市は、独自の判断をね、子供たちがして、いわゆる「てんでんこ」っていうことも言わ

れてますけども、もうとにかく逃げたと。そのことが生死を分けたというふうに言われてますね。だから、自然の中でそういうアウトドアの遊びをしたり、いろんなやつをするっていうのは、人間が持っている五感をね、非常に鍛えて、危険を察知するという事で自分の身を守っていくということになると思うんで、そういうことをちゃんと教育の中で位置づけをしてね、せつかく町でそういう1,000万もの経費削減をしてね、きれいにしたところを、そういう活用をしないということにはね、もったいないではないかということで、今回の質問をしました。

〔「質問やろうよ質問を、議長」「飯野さん、質問してないよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） それについてももう1回ね、教育長の見解を、今の私の所見についてね、あれば述べてください。竿留さんでも結構ですけども、教育長。

〔「質問の要旨がわからないと言えいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時6分といたします。

午後 0時06分休憩

午後 1時06分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ申し上げます、飯野良治議員に。質問は簡潔にお願いします。

○6番（飯野良治君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 飯野議員の御質問にお答えいたします。議員おっしゃられるように、子供の自然体験によって、五感、相当豊かにすると考えております。

この実穀小学校のですね、平地林なんですけど、この間見てきました。きれいに刈ってありまして、今ちょうどヤブランちゅうんですか、花が咲いて、奥にずっと歩きますと桜の木があったり……。で、これは平成13年の11月に、町長それから教育長それから所有者ちゅうことで三者契約して、平地林ちゅうことになりまして、で、平成16年にですね、滑り台はなかったな、シーソーとかブランコ、鉄棒ということで、学校で利用していた現状でございます。その後、PTA関係がですね、あそこで夏休みですか、流しそうめんとか、それから秋の芋煮会など利用してきた状況であります。ただ、現在、実穀小学校のほうでは活用を考えていない状況であります。

先ほど教育長が答弁したように、今、ふれあい地区事業というのがありまして、そちらのほうで野外体験活動、それから森林を活用したオリエンテーリングとかですね、ゲームとか、そのようなものができるか検討して、この間、所有者にも会ってきて、ありがとちゅうことで

言ってきましたけど、そういう形で、で、ふれあい地区館の事業については、今まで、これ神田池っちゅうんですか、あちらのほうの観察会、それから霞ヶ浦でのですね、地びき網体験など、これを子供の、要するに子供を巻き込んだ、1つの子供の居場所づくりっちゅう形で、自然に親しむちゅうことをやってきたというような状況であります。非常に自然と触れ合うちゅうことは大切だと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 議長から今、指摘されたように、私の植栽事業に関する質問で、釜石の事例やね、東北の事例まで、何で及ぶのかということで、なかなかそのあれが理解されなかった点については、私も非常に未熟だなということで反省しております。ただ、言いたいことは、今、竿留次長も言われたように、せつかくね、公費を使って1,000万も削減した事業の中で、そこでね、何もしないんじゃないくて、きちっと子供たちが、今、危機を管理するんじゃないくて、危機を本当にどうやって逃れたらいいのかっていうことをね、学ぶ場として活用するのは、やっぱり町が考えていく必要性があるんだなと。それははじめに対してもそうですけど、動物なんかね、いつも危機の中にいるわけですから。それをやっぱり自然の中で、その生きる術を学んでいくということなんで、人間もね、動物の1つと考えれば、そういうことは、やっぱりそういう学校林とかね、いろんな自然の中で体験して学んでいくことが必要なということ、今の答弁で伺って、1つ目の質問を終わって、次に行きたいと思います。よろしく今後、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 申し上げます。ただいま、久保谷実君、吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

飯野議員の質問を続けてください。

○6番（飯野良治君） それでは、2番目に通告してありますエネルギーの地産地消について。これは総体的にグリーンイノベーションということで言われています。

昨年のね、3月の東京電力福島原子力発電所の事故をきっかけにですね、太陽光、風力などの再生可能エネルギーについての関心が非常に高まっています。それと、今日の新聞やテレビなどの報道でも出されましたけども、政府のほうで、2030年代に原発の数をゼロに可能とするようなあらゆる政策資源を投入するという方針を決定いたしました。これによってですね、再生可能エネルギーの拡大目標の工程表がつくられ、飛躍的な自然再生可能エネルギーの導入に踏み出したということになります。

茨城県においてもですね、エネルギープラン策定委員会を設置し、そうした情勢を踏まえて、阿見町でですね、どういう今後の取り組みがあるのか質問いたします。

茨城大学の教授の小林久さんですね、彼がですね、再生エネルギーは地域のものだと言っています。メガソーラーのように大資本が入って利益を全部持っていくのはもったいない気がするかと述べてますね。それをもとに、以下5つの質問をいたします。

太陽光・風力・小水力・バイオマスなど、阿見町にある自然資源を総合的に調査してですね、町としてどういう活用ができるのか、そういう計画はあるのかですね、お答えください。

2つ目は、昨日の海野議員の質問の中でも触れられて、町長がお答えになりましたけども、事業主体のあり方をどのように考えているのかお尋ねいたします。

3つ目は、地域資源の利益は地域に還元すべきが原則です。町民への還元をどのような形で還元していくのか、それをあわせてお尋ねいたします。

4つ目ですね。再生可能エネルギーは一度設置すればですね、大量普及が進めば進むほど設置コストも安くなり価格が安くなる長所もあります。ここで一番大切なのはですね、どういう目的でなぜ町が負担するのかを町民が納得する、そういうこと、その努力をしていくということが必要だと思います。そのために、地域エネルギー策定委員会というものを策定するお考えはあるのか、それも1つ伺います。

5つ目ですね。設置する場所として——太陽光パネルをですね、山林、雑種地、農地がありますが、設置に当たってですね、1つ1つの地目別の手続を教えてくださいと思います。

特に、農地に関する手続です。昨日も佐藤議員のほうから、遊休農地についてのソーラーパネルの設置について質問がありました。その答弁も踏まえてお聞きいたします。ソーラーパネルを設置した場合、地目を変える手続をしないで設置が可能なのか、そういう事例があるのか、それもあわせてお伺いしたいと思います。

その5点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） エネルギーの地産地消についてということで、質問にお答えをいたします。

これはもう昨日も言いましたけど、この問題はですね、もう本当に昨年の9月の柴原議員やってるんですよ。それで、やっぱり積極的に太陽光発電システムの導入を前向きに取り組んでいきたいということを答弁をしております。そのほか、飯野議員、6月には難波議員と何人かの議員さんにも、積極的な形で取り組んでいきたいということを答弁をしております。

その1点目の、太陽光・風力・小水力・バイオマス等、地域にある資源を総合的に調査し、町として活用していく気持ちはあるのかということですよ。

再生可能エネルギーについては、入手性、信頼性、地域性、費用対効果等、総合的な観点から評価・検討した結果、やはりこの地域では、大体年間1,700時間ということで、太陽光発電

が最も阿見町に適していると判断しております。太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用促進を進めていく考えであります。

2点目の、事業主体のあり方についてですが、国や県の施策や制度を活用し、町ができるものは町が率先して行います。一方、企業や個人が主体となって実施できるものは、創意工夫をしながら積極的な取り組みを期待するものです。町としても、情報の提供や連携できるものについては協力をしていきたい。

これは、町が主体となるような状況というのをつくっていかねばいけないということなんですよね。ここに総務省と経済産業省エネルギー庁がですね、太陽光や風力など再生可能エネルギーの全量買い取り制度を活用する自治体を共同で支援することになったというようなことが書いてあります。総務省地域政策課の幹部は、実はエネ庁の予算、再生可能エネルギーの導入目標達成には、民間企業だけでなく自治体にも取り組んでもらいたいという、こういう話をしております。そして、やはり再生可能エネルギーの活用は、やはり町がですね、やっぱりやってもいいんだよと。今、民間だけではね、全て民間にキャッシュフロー、利益が行ってしまう。この事業は実際に雇用が生まれないんですよ。10億の投資をしてね、雇用が20人でも30人でも生まれるような事業であるならば、民間に全部任せてもいい。しかし、雇用が生まれなくて、ただ利益が生まれるだけです。42円は3月31日までのね、時期なんで、これは非常にリスクの低い事業だと私は思っています。そういう中で、やはり町は、この太陽光発電は積極的に進めていく。事業主体は阿見町がやるという中で、その中でね、資金というものに対しては、今日も県民債等の話が新聞に載ってございましたけど、やはり阿見町の町民を巻き込んだ中でね、やはりミニ公募債とか、そういうものを使いながらやるということは、これは大事なことだなと。これはそんなに難しい話じゃないんで、そういうことを考えながらやっていきたいなと思います。

3点目の、町民への還元はどのような形で行うのかという質問についてですが、今年度12月に稼働予定の香澄の里工業団地内の太陽光発電所で得た土地賃貸収入は、住宅用太陽光パネルの設置補助金として還元していきます。今回も450万、初期の予算では足らなくて、まずはこの補正で450万、50件ということで、出させていただきます。やはり、今後も地域資源を活用した再生可能エネルギー等で得た収入は、環境関連事業で町民に還元するような形をとっていきたい。

これ今、町が考えているのは、3メガぐらいの中でやれば、年間大体4,000万前後は町民の皆さんに還元できる。今、要するに、この電気料の値上げによって、ひと月360円という大体値上げになっておりますよね。そういうものを、やはり吸収していくため、一般家庭が吸収していくためには、やはりLED化を進めていく、そういう補助対象の金額という、そういうも

のにしていきたいと思うし、ますます太陽光もそうです。そういうものをやはり、町が財源をつくっていかなければ、なかなかできない事業。一般財源からどんどんどんどん金を費やすということ自体が非常に厳しい状況なんですね。そういうことも、やはり皆さんと一緒に考えてもらいたい。議員それぞれが研究課題を持って、この太陽光発電に対しての町でやる場合のリスクもあるでしょうけど、どういうふうになるかっていうのを、特に所管の委員会である産業建設常任委員会では、視察等もしていただきながら、どういうものなのかっていうものを、実際、研究していただきたい、そう思っております。全員の議員にですけど。やはり、そういうもので同じ意識を持って、この事業がリスクがどれだけ低いかっていうこともよくわかると思うし、そういう面でのね、町の税金を使っても十分ペイできる。そして、これが20年の契約じゃないんですよね。やはり、30年、50年っていう売電事業ができると私は思っております。先ほど言ったとおり、2030年に原発ゼロっていうことは、いかに自然エネルギーを増やしていかなければならないかっていうことですから、必ず50年ぐらいの存続は、耐用年数からいってもね、十分できるんじゃないかな。そういう考えを持っています。

4点目の、3月11日以後の反原発の流れと自然エネルギー実践の価値転換を町民に理解してもらうにはという質問についてですが、6月に開始した住宅用太陽光補助金の利用を促進するとともに、香澄の里工業団地調整池の太陽光発電の広報等により、再生可能エネルギーの重要性について啓発していきたいと考えております。

もしも新しい事業ができれば、それもまた皆さんに考えていただきたい。

そして、5点目の、山林、雑種地、農地の3つがあるが、農地を活用するときのしつと栽培をしながら設置が可能かについてお答えをいたします。

農地に太陽光発電施設を設置するときのしつにつしましては、昨日、佐藤議員の御質問に答弁したとおり、農地法による農地転用許可のしつをしていただくようになります。

また、農作物を栽培しながら太陽光発電装置を農地に設置する場合につしましては、テレビやインターネット上で、ソーラーパネルを日よけとして設置し、日陰でも生育する作物を栽培する方法なら農地と判断され、農地転用に当たらないとした自治体があることが報道されたことから、町は茨城県県南農林事務所に問い合わせをしたところ、茨城県でも、8月末に太陽光発電の設置に関する農地転用の取り扱について、国へ照会を行っております。しかし、まだ国でも結論が出ていない状況のようです。今後、県から国の結論が通知されると思いますので、その結果に基づいて、農地転用の取り扱いをしてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の町長の答弁の中で、阿見には、太陽光のほか風力、小水力、バイオマスがあるけども、当面ですね、すぐに導入できるものは太陽光が一番有力だという話もあ

りました。確かに私もそれ思っています。

もう1つは、私が3.11前から町長にもお話を、機会があるときにしていました。これは前町長の川田さんのときにも話はしてたんですけども、この間、9月6日に実穀の敬老会に行ったとき、川田さんがたまたま同席を、私の脇にして、今の議会の様子はどうかというようなことを聞かれて、その中で、川田さんも竹林には相当関心を持っておられて、竹林とかね平地林がああいう状態で放置されている中で、それをね、きれいにしていくのにはお金もかかるし、なかなか全般的にできないので、何かいい方法がないだろうか。そのことを議会でね、ちょっと検討してほしいというようなことも言われました。

これだっていうのは、もちろん太陽光が今、1つあるんですけども、もうちょっとそういう調査委員会みたいなもので可能なものをね、これから環境をきれいにしながらエネルギーを得て雇用も発生するというようなことで、うまく回るような仕組みをね、すぐにつけてわけにいかないけども、取り組んでいながら町民に返していくということが、これから必要だと思っています。

ただ、大企業がぽーんと来てね、メガソーラーを設置して、売電作業をするというのは、原発がメガソーラーにかわっただけで、内容は何も変わらないわけだから、そこで必要なのは、やっぱり町民が、我々が地域の資源を使ってね、エネルギーを起こしてるんだと、我々もそういうことで、少しでも省エネに、これからそういう生活のスタイルにしていかなくちゃいけないと、そういうことに町民の意識がね、価値観が転換されていかないと、変わっていかないと、ただ、お金がこっちからこっち側に流ただけだというふうになっちゃうんで、根本的には変わらないということなんで、意識をね、高めていくのには、ぜひね、町が積極的にかかわって、このソーラーの事業をね、やっぱり推進していく。形はね、町じゃなくてもいいんですよ、株式会社がやっても。要するに、いかに、そこには、町に還元をするかと、町民にね、その利益を。そういうことを含めたら、町がこれから積極的にかかわって推進していくというのは、これから必要なことだと思うし、町長がね、一歩踏み込んで、町民からの資金提供いわゆる町民債、国債、県民債、町民債みたいな形で資金の提供も受けた参加も考えているというところでは、ぜひ、そのことを進めていただきたいというふうに思っていますね。

それとですね、一番最後の、農地をね、遊休農地が、阿見町は2番目くらいに多い町だというふうになってますけども、そういうものを利用して、しかも地目をかえないでね、ソーラーパネルを設置できたならば、それはね、農家にとっても環境にとっても非常にいいことだということ、誰もが思うんですよ。一番、今も言ったように、10ヘクタール以上のものは、まとまっているものは優良農地だから、これはできないけども、それ以下のものについてはね、農地を転用すれば可能なんだけど、転用してやった場合には、非常にね、費用も、費用って

うか固定資産税も上がるし、そういう意味では、なかなか手をつけるのは困難だなということなんですけども、実際にやっている事例が幾つかね、あります。

1つは、三重県の菰野町で、この人は農家をやっていたんだけど、1億数千万円をね、この人、借り入れを起こして、農地にね、ソーラーパネルをいけたんですね。これはね、農地法をクリアしてやったわけじゃなくて、ここにも写真が出てますけども、こういうハウスみたいなフレームを組んで、その上にパネルをいっけて、遮光としてね、これいけたんですね。で、主眼は、やっぱり下の作物を栽培するということはもちろん主眼でなくてはならないんですね。耕作する、耕作をすることによって、ここに導入する作物が、タマリユウとかね、漢方薬とか、いわゆる遮光が必要な作物を導入して、それを遮光としてソーラーパネルを使う。二次的なもので位置づけられるわけですね。そういうことが、これから国のほうでちゃんと決めてからってということになるんでしょうけども、実際にやっている事例が幾つか出てきているんで、これは町としても研究をしてね、やっぱり遊休農地を解消するのとエネルギーも要るのということで、ぜひやってもらいたい。

そのことについて、もう一度、町長のほうの答弁をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども答弁したとおり、国等のやっぱり問題等もありますので、やはりそういうものがどんだんできてくるということも、非常にできるということになると、非常に大事なものなので、やはり自然エネルギーを増やしていく、太陽光発電を増やしていくってということになると、やっぱり農地っていうものが非常にキーワードになってくるのかなと。これは政府のほうもそういう点では考えているとは思ってますよね。そういう中で、やはりそういう農家がやる、もしもできるようになったときの資金繰りとかそういうものに対して、どういう形にしていくかというか、そういうこともできる状況になったら、やっぱり考えていかないといけないなど、そう思います。やっぱりそういう農家がどんだん出てくるというか、できることになったときに、やりたいっていう農家が多く出てくることを、やっぱり望んでおります。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常にね、前向きな答弁なんで、これからぜひですね、遊休農地解消とエネルギーも得て、そういうことで研究を進めていって、そういう時期が来たらね、それを進めていただきたい。

福島ソーラーシェアリングの事業を1つ御紹介しておきます。

県内の耕作放棄地や原子力災害による耕作困難農地に、農地として利用を継続しつつ、太陽光発電も可能なソーラーシェアリングの施設を設置することですね。ソーラーシェアリングは、

既に日本で数件の先行事例があり、ソーラーパネルを農地より数メートル上に設置して、スリット状に太陽光を地面に到達させることで、農産物の栽培を行いつつ、同時に太陽光発電も行う仕組みですね。今回の提案事業においても、耕作地として機能を温存しつつ太陽光発電を行うことを特徴としています。ソーラー発電設備はいつでも撤去可能で、農地として復帰できることを担保し、建設に伴う農地へのダメージが最も最小限にとどめると。

こういうことなんで、各地でね、やっぱり農地のそういう利用をね、促す取り組みはしているので、ぜひ、みんながやったからやるんじゃないなくて、率先してその時期が来たら、やっていただきたいというふうに思います。

キャッチフレーズは、住民こそ主体ですね、私も考えたんだけど。この普及のかなめは住民が主体だと。資源を活かして地域を豊かにしていくと。そういうことを主眼に置いて、この事業を進めていただきたいなというふうに思います。

これで、2番目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 3番目の質問なんですけども、これは文化、スポーツの政策についてお尋ねいたします。

これは、今年もロンドンオリンピックが行われてですね、非常に日本がいろんな意味であんまり明るい話題がなかった中で、オリンピックのね、メダルラッシュとはいかなくても、選手がね、一生懸命やって、結果的にメダルをいただいたということで、本当に国民はね、東京のパレードに50万人が集まったっていうのも、いやあそんなにね、スポーツっていうのは感動させるものかなと思ってびっくりするくらいね、オリンピックの影響は強かったですね。

で、もう1つ、阿見では、音楽でまちおこしという、そういう事業を新規の事業の中で出されてますね。そのスポーツもオリンピックも、いわゆる感動するという中で、人間がね、物質的に豊かでなくてもね、本当にいいものに接したときは、心からやっぱりそこに、あつよかったなって感じさせる、そういう分野でもあると思いますね。だから、前回の質問でも言ったけど、もう高度成長がばーんとある時代じゃなくて、ぐっと右肩下がりである中で、本当に豊かなこれから社会をね、構築していくのには、やっぱりそういう内容を、ソフトをね、充実させていくことが大事だなというふうに思っています。天田町政の柱にですね、音楽によるまちおこし、トップアスリートスポーツ教室事業とかね、アスリートによって育てるまちおこしが語られています。

そこで、お尋ねします。文化、スポーツについて総合的な政策ですね。教育委員会の冊子を見ても、生涯学習課とか、そういう中に、スポーツ協会とかね、幾つかスポーツに関する取り組み分野はあるんですけども、総合的に、文化、スポーツをこれから阿見町の中で、町長が言

っているようなまちおこしをしていく上で、そういう政策はあるのかどうか。そういう目標達成のために年次計画はあるのかどうか。なければ、こういう年次計画、もちろんないんですけども、そういうことをお尋ねいたします。

2つ目はですね、文化、スポーツをね、担当するね、独立した課をね、やっぱり設ける必要性が、私はあると思うんですね。というのは、やっぱり、これは今までやってきたことを、ぐーっところ、ただ単に継続していけばいいというものではなくて、本当にね、その分野に通達した感性の豊かな人がそういうものを担当していかないとね、なかなかレベルがアップして、全国とかね、世界に羽ばたく人材をね、阿見から輩出することは、なかなかできないんじゃないかと。ただ出てくるのを待ってるんじゃないかと、これからそういうものを育てていくという立場であれば、そのためには独立した課を設ける必要性があるんじゃないかということで、お尋ねします。それについて、近隣の市町村でスポーツ振興課とか文化課とか、そういうものがあれば、どこがどういうのがあるか、ちょっとこれを教えてください。

それと、そういう政策を実現するためにですね、阿見に在住している、いわゆるスポーツのプロ、専門家とか、あるいは音楽の専門家、そういうものを活用する用意というか計画はあるのかどうか、それもあわせてお尋ねいたします。

これはね、観光課とあと生涯学習かな、教育委員会にまたがるんですけども、いわゆる町が主催するイベントですね、まい・あみ・まつりもそうだし、町民運動会、そういうものが、いろんなね、私も区長を2年やってましたけども、参加がね、まあ、本当にやりたくて、そういう要求で参加するんじゃないかと、いわゆる町から来ている年次計画の中にそういうものがあって、それを区として、じゃあどうしよう、参加しなくちゃいけないのかということで協議をするわけですけども、そういう参加の仕方についてね、もうそろそろ見直して、いわゆる競技種目を変えたりとか小手先じゃなくて、根本的に本当にみんながね、要求として参加できる、そういう取り組みをしていく時期に来てるんじゃないかということで、そういう考えがあるかをね、ちょっとお尋ねいたします。

もう1つは、そういう全ての町民参加のことについて、既存のね、いろんな体育協会、文化協会ありますけども、そういう組織ではなくて、幅広く公募した協議会で議論をして方向性を出していくと、そういう用意はあるか。このことについてお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 文化、スポーツ政策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、2つについて総合的な政策はあるのか。目標達成のための年次計画はあるのかと、2点目の文化、スポーツを独立した課に昇格させる考えはについて、及び4点目の町民運動会の意義づけ、運営方法についての現状認識と対策はあるのかについては、教育長のほうから答

弁をしていただきます。

文化、スポーツ、私もやっぱりスポーツアスリートを呼んで、子供たちに夢をとというような形で、やっぱり補助をつけさせていただいたり、音楽で元気にするまちづくりも、今、公民館のほうで、3度ほどやらしていただきましたけど、非常に皆さん、参加が結構多くて、やはり喜んでいる様子はいかがえます。

そういう中で、3点目の、政策実現のため、町在住の専門家の活用はあるのかについてであります。

芸術、文化、スポーツなどの分野で、町が必要とする有為な専門家の方がいれば、やはり活用していく考えは持っております。

4点目の、まい・あみ・まつり等の行政主導のイベントの意義づけ、運営方法についての現状認識と対策はあるのかについてであります。これはあくまでもですね、まい・あみ・まつりにしても、町民運動会にしても、これは必ずマンネリ化する。20年以上、30年となればね、マンネリ化する。その中で、どうやって変えていくかっていうのが主題なんですよね。これは野口議員がやはり歴代の委員長としてね、どうやって変えていこうかっていうことで、皆さんに、私が1年、初年のときに集まっていたいて、まい・あみ・まつりを、やはり変えていこうということ、それで、どうしてもそのためには歴代委員長の中から委員長を出さなきゃだめだということ、積極的にではなかったですか、野口議員……。積極的に、私がやって変えようということ、本当に変わりました。確かに飯野区長のときも、最初にね、盆踊り出たいたりして、いろいろ地区ではいろんなことがあるかもしれませんが、あれだけの人が来てるということは、本当に1,000万のお金が随分安いなという思いを私はしております。そういう中で、本当に今まではですね、開会式にも閉会式にでもね、本当にぽろぽろって人間ほかいなかったのに、今はもう、本当にすごいですよ。開会式は本当大勢だし、閉会式も流れの中で……。やっぱり、ちょっとしたきっかけによって、随分祭りが変わるんだなっていうのを、私はここ2年感じております。そういう中で、まい・あみ・まつりは、町民の自由な発想によりプログラム等がね、企画・運営されるという、町民自ら考える地域づくりを目指した町民総参加のイベントとして定着をしていると思います。近年特に企画内容が工夫され、盛り上がりを見せているということは、先ほども言ったとおりであります。

祭りの運営は、町内の企業や各種団体の代表者、一般公募者などのボランティアが、まい・あみ・まつり実行委員会を組織し、手づくりの運営に当たっておりますので、行政としては、やはり口を出すんじゃなくて、見守って、やはり皆さんの実行委員会の意思を尊重するという、これは当たり前だと思うんでね、今後とも、やはりそういう努力をしていただいて、ますますまい・あみ・まつりを盛況にさせていただきたい。そのことを強く望んでおります。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 文化、スポーツ政策についてお答えします。

まず、2つについて総合的な政策はあるのか。目標達成のための年次計画はあるのかについてですが、現在、両方、第5次総合計画に位置づけられた施策として展開しております。

今後は、平成25年3月策定予定の生涯学習推進計画の中で、文化、スポーツ施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、文化、スポーツを独立した課に昇格させる考えはについてですが、阿見町の規模、職員数、事業内容等から総合的に判断しますと、現在のところ、課の独立は難しいものと思われる。

次に、まいあみまつり、町民運動会等の行政主導のイベントの意義づけ、運営方法についての現状認識と対策はあるのかですが、私からは、町民運動会についてお答えします。

町民運動会は、今年で32回目となり、町の重要なイベントの1つとして、これまで多くの町民の健康増進と地域コミュニティ形成に大きな役割を果たしてまいりました。運営につきましては、区長会等の絶大なる御支援、御協力のもと、まい・あみ・まつりのほうで町長が申し上げましたように、町民運動会も実行委員会を組織し、住民主体の運営をしております。

しかし、近年、不参加の行政区がありますが、実行委員会とともに、魅力のある町民運動会となるよう、内容を見直しながら参加の呼びかけをして、全行政区が参加できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見町ではね、スポーツ文化に関して3つの部署がね、担当していると思うんですね。生涯学習課、公民館、あと、これは町長部局っていうか秘書課のほうも一部それに関連している。やっぱりこれをね、やっぱりわかりにくいんですよね。これは公民館担当だと、これは生涯学習、これは生涯学習課で手に負えないから町長部局でやってもらったほうがいいと。こういうね、割り振りをしていると、なかなか総合的に1つのね、目標の向かって高めていくっていうのはね、難しいと思うんですよ、見方として。だから、この3つをね、やっぱり1つにまとめて総合性を持った専門的なね、やっぱり課が、どうしても私はね、これから、市じゃないとそういう課が持てないというわけではないでしょうし、しかも人員が足りないからね、課がつかれないということではなくて、そういう位置づけをするという、いわゆるトップリーダーのね、考えがあれば、十分可能なね、案。ここで私も資料いただいたら、水戸、日立、近隣では土浦ですね、あとつくばとか。結構、市で大きいところなんです。確かにそういう意味では、人材っていうかね、人が大勢いけば、そういう適任者もいて、課が独立して十分できるのかなと。石岡もそうですしね、かすみがうら市。これやっぱりね、町ではね、

上がってきてないんですけど。阿見町で初めてね、町単位でそういう課を設けてやるということは、別に、町長、教育長のね、考えがおありになればできるということを知ったので、本当にね、これから全国に通用する文化、スポーツを阿見から発信していくということであれば、先ほども町長が言ったように、専門家を活用してね、やっぱりそういう課を置きながら、やっぱり計画を持って進めていくということが必要だと思います。よろしくそのことをね、念頭に置いて、これから進めていってください。

3番目の質問を、お願いをして終わって、最後の4番目に行きたいと思います。

最後の質問なんですけども、地域と都市の交流について。これは、前回もですね、町の中でそういう交流が、これから阿見町が元気になっていくのに、どうしても避けては通れない事業の1つだということをお話ししてきました。

現在ね、町長が進めていた東京港区とのね、防災協定を含む幅広い交流計画が進められていると思うんですけども、その進行状況と今後の展望について質問いたします。

質問の1つはね、阿見町の最大の財産、宝物っていうのは、やっぱり霞ヶ浦、平地林、農地、こういう自然環境が、最もね、ほかにはない。都会にない、周りの市町村に余りない、開発されちゃって自然が残ってない。しかし、阿見はまだ残っていると、この時代になっても。それは非常に、今となってみれば、阿見にとってはプラスのね、財産だというふうになると思います。この財産、宝を、阿見町が元気になるように活用していくのは、やっぱりね、これからの取り組みだと思っています。それは、やっぱりアウトレットがよく話題になりますけど、年間600万ですか、ちょっと数字、私は……。400万の人たちが県外からも含めてね、来られると。

これはね、アウトレットの魅力もあるでしょうけども、本来ね、これから都市の人がどういう形で外へ出てくかかっていうと、やっぱりヨーロッパがそうであるように、都市の周りには、やっぱり健全な農村があって成り立ってんですね。ヨーロッパなんかは非常にそういう意味で明確に都市があって、その周りに農産物っていうか食料を供給する農村部分を残して、日本はそれをね、非常に虫食いの的に開発をどんどんどんどん進めて、牛久あたりまでがね、県南地区としては、もう開発でそれほど自然が残っていない。でも、牛久を境に、牛久から阿見に来ると非常に最近道路はね、牛久にも引けをとらない道路にはなってきたけども、山が多かったりして、一目でわかるような。これはね、宝だと思うんですね。で、週末を、やっぱり都会の人が田舎に来て、日帰りでもいいし、汗をかいて一泊して帰っていくと、そういう生活のスタイルが今から当たり前になってくる時代が来ると思うんですね。それはやっぱり受け皿として阿見は1時間で、高速道路網もこれからできてきて、1時間ぐらいで来られるわけだから、そこはね、十分応えていける地域としてあると思います。

で、1つ提案をしていきたいと思うんですけども、そういう受け皿として、上長に——私の

地区なんですけども、うら谷津っていう谷津田があるところに、東京のね、お医者さんが建てた診療所とうちがあって、それをね、開設する前にお亡くなりになられて、放置されて、非常に山の中でね、草に埋もれてる場所があるんですね。そういう空き家っていうかね、いい別荘地帯ですね、普通では建たないところに建ってるわけだから。そういうものを活用してですね、やっぱりそういう交流の場とか研修の場、そういうものに使ってはどうかと、そういう提案をしておきます。それに対して町はどうなのか、ちょっと後でお答えいただきたいんですね。

私はね、先月ですけども、東京の神保町にある小学館の本社に行ってきました。目的はですね、小学館で発行している「ビーパル」っていうアウトドアの雑誌があるんですけども、その雑誌に阿見の自然を——これですね、取材してもらって、これに「ビーパル」で、阿見が霞ヶ浦でカヌー教室をやったり、平地林でチェーンソーの教室をやったりする、そういうステージに合致するかどうか、ちょっと阿見に来てもらって、現場を見てもらって、もし本当に阿見がそういう適地であれば、ぜひ活用してほしいという話をしてきました。

で、今月の9月の27日ですね、編集長が阿見に来てくれることになりました。これはね、私も感激したんですけども、私、創刊号からね、30年ぐらいこの雑誌は続いているんですね。創刊号から私、読んでるんですけども、非常にね、発行部数も多いし、全国にビーパルファンが多いわけですね。それに阿見の自然が掲載されて、連載されれば、私はね、アウトレットよりも阿見の自然のほうが、これはいいんじゃないかなっていうことで、期待はしておるんですけども、そのことについて、27日のときに、できればね、アウトレットの鈴木副支配人にも同席してもらおうことになっているんですけど、アウトレットの中に2つほどね、アウトドアのお店があります。そこと提携して、霞ヶ浦で、ヨット教室はあるけどカヌーは余りないから、カヌー教室なんかもどうか。そういうことをね、町のほうとして、ぜひ受けとめてもらって、町としてできることをこれからお願いしたい。

そのことをね、ちょっとアウトレットの連携も含めてね、どういうことができるか、教えてください。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時1分といたします。

午後 1時56分休憩

午後 2時03分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 地域と都市との交流についてということで、もう私は前から、東京の23区のうちの、やはりどちらかと都市との交流をしたいという考えを持っておりました。そういう中で、君島の人たちが港区と交流を持っているということで、港区祭り等も私も行かしていただいたり、そこにいる浅野議員も一緒にあそこで販売をさせていただいております。非常にいい形で今、関係ができてきているのかなと思っています。

そういう中で、1点目の、都市の人たちが自然と触れ合い、地域の人たちと交流するソフトはあるのかについてですが、今言ったとおり、7月下旬、東京都港区の住民が、君島地区において地元住民との交流を図りました。

当日は、港区民20名——これ20名っていうのは、大人の人なんですよね。子供を入れると、この倍ぐらいいたのかなと。私も行ってきました。非常に、あのときは、トウモロコシとスイカということで、トウモロコシが非常に売れ筋がよくて、甘くてよかったなんていう話を皆さんしております。そういう面で、本当に農業体験とか自然体験ができて、子供たちは喜んでいましたと思います。大人たちもがびっくりしているわけですから、非常によかったのかなと、そう思います。

この事業は、港区が都市と農村との相互交流を目的として平成20年度から開始したのですが、今後は町としても積極的に交流に参加し、町と港区の全体の交流に発展をさせていきたい。先ほど言われたとおり、ただ単に防災協定じゃなくて、私が名づければ、触れ合い協定とかね、思いやり協定とか、そういうものにしていけたらいいなあっていう思いをしております。そのためにも、議員の御指摘のとおり、平地林や農地の活用を加え、霞ヶ浦の資源を有効活用した観光事業を推進し、阿見町の魅力を向上してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、空き家活用についてですが、町内に宿泊・研修施設があれば、都市との交流にも幅を持たせられるようになり、とてもよい提案であると認識しております。しかしながら、町が直接的に施設を維持管理するにはさまざまな問題がありますので、そういう面では、うら谷津という中でね、皆さん活躍しているので、やっぱり茨大の生徒だ何だ大勢その会員になっているということで、非常にそういう面では、皆さんの団体が管理できるような状況になれば一番いいのかなと、そういう思いはしております。

最後に、3点目の、アウトレットとの連携の構想はあるのかについてですが、海野議員の質問に答弁したとおり、町では、アウトレットへの常設テナントの出展を検討しているところです。

また、平成26年度下期になって雪印メグミルクの工場が全ライン稼働しますと、アウトレットの来場者を工場見学に誘導することができるようになります。さらに、道の駅整備構想が具体化しますと、道の駅自体の魅力はもとより、道の駅が持つ情報発信機能を活かし、霞ヶ浦を

活用した観光にまで導くことが可能となります。

このように、アウトレットとの連携は、雪印の立地に伴う産業観光、道の駅整備構想、また、かわまちづくり計画による霞ヶ浦観光の推進——このかわまちづくりは、国交省との関係で、今、観光課、課長のほうが一生懸命、今、やっていただいておりますし、来年あたりは、桜堤っていうものが、もしかするとできるのかなと、そういう思いをしております。そういう中で、やはり町として、周回っちゅうかね、そういう観光ルートがきちんとできるような状況を、やっぱり町は積極的につくっていくってこと。それによって、町の中にアウトレットの集客した人たちを呼び寄せると、そういう政策が必要じゃないかなと、そういう思いをしています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 港区との防災協定を含むですね、幅の広い触れ合い、思いやり協定という形で、今後の交流計画を進めていきたいという町の思い。これは絶対ね、町がこの自然を活かした都市との交流には欠かせないものなので、これをきちっとしたソフト計画をね、つくっていただいて、これを幅広い形で阿見を紹介して、東京からですね、人たちに阿見に来てもらうということが、阿見の経済的なメリットにもつながってくるので、ぜひ力を入れてですね、やってほしいなというふうに思っています。

先ほど大人たち20人ということもあったけども、私もうら谷津で、品川区立の第三小学校の子供たちが50人ぐらいね、校長先生の積極的な意向で、2年間田植えに来たことがあります。これは実穀小学校との交流もあって、そういう計画をしたんですけども、非常にね、様子見していると、子供たちが泥の中に素足で入っちゃうわけだから、気持ちいいつつも、初めは気持ち悪がってるけど。そういうね、新鮮な体験を阿見は体験できる、そういう場でもあるんで、大人ばっかしではなくてね、これからの子供たちにとっても、阿見の自然は貴重な存在になってくと思うんで、幅の広いね、そういうソフトをつくっていただいて、年間の取り組みを幾つかね、季節によってやっていっていただいたらいいのかなというふうに思ってます。

それとですね、2つ目の、都市との交流ということで、個人のお宅を借り受けて、そこをね、宿泊施設や研修会の施設に使うということで、できたら一番いいなと思って、私もこれは葛飾区の立石にね、このお医者さんのうちがあるんで、ちょうど小学館に行ったとき、行ったんですね、その先生に手紙を持って。まだ返事はね、忙しくていただいてないんですけども、もし借りられたらね、借り受けて、そういう形で、どこが主体になるか、まだわかりませんが、もしそういうのを活用ね、そういう形で活用できたらいいなというふうに思っています。せめてですね、町がかかわっていただければ、運営者はあっても、ここ林も含めてね85アールくらいある結構広い林なんですね。うちも2棟建てて、大体15万くらいの固定資産も年間払われて、普通ではね、そんだけ払ってて放置しといてももったいないから、ほかに使ったらいい

んじゃないかっていう発想もあるんだけど、田辺先生っていう先生もね、やっぱりお医者さんだから、経済的には恵まれているでしょうし、余りもったいないという考えはないのかもしれないけど、ぜひね、田辺先生にも私のほうからもね、お願いして、そのときに、少しでも町のほうでね、そういうものに対する援助をね、いただければと、そのことだけをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。今、突然のですね、そういった支援の要望っていうことですので、ちょっとですね、即答はできませんので、その辺についてはですね、これからいろいろの計画等あると思いますので、検討させていただきたいと思います。

〔「認めた」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それでは、これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に、7番平岡博君の一般質問を行います。

7番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔7番平岡博君登壇〕

○7番（平岡博君） こんにちは。昼下がりのまったりした時間をですね、私の一般質問、通告に従い、させていただきたいと思いますので、まあ、ゆっくり聞いてください。

それでは、通告に従いまして、町独自の食育推進計画を策定する考えはないかという質問です。

食育は、食を通じた健康づくりを実践し、自分の健康は自分で守ることを第一の目的に、学校や地域で、また都市・農村交流の機会と捉え、多面的な事業推進を図ろうとするものです。

食育基本法に基づく国の食育推進基本計画は、平成23年度から第2次計画の5カ年の事業年度に入っています。県も同様に、第2次となる食育推進計画を策定、取り組みの推進を図っているところであります。県計画は食育基本法第17条第1項で規定されたものですが、実は、同法第18条第1項には、さらに市町村食育推進計画の位置づけがあり、作成の取り組み規定が書かれてあります。茨城県内では、牛久市、つくば市、利根町などで、平成22年度末までに10市町村で作成されています。本日は、阿見町版の市町村計画の作成を提起するものであります。

国の計画も県の計画も、健康づくりを主目的とするため、取り組みの中心は栄養管理や健康啓発が主体となっています。そのこと自体、国民の関心が高いテーマであり、重要性を否定するものではありませんが、私ども食の提供者である農業者の立場からすると、もっと生産現場の近くで学ぶ内容を盛り込んでほしいと思うところであります。

阿見町は、米を初め、多様な農産物が栽培・出荷されるという、格好の教育現場であります。食料自給率の向上とか地産地消の拡大とか、けちなことを言う前に、子供たちにこの現場を見

せてあげたい、栽培の喜びを教えてあげたい。そのことが私どもの言う農育であり、健康づくりの実践にもつながると思うのです。

折から、新しい給食センターの稼働や、道の駅構想の具体化を図る中で、地域の特性を活かした独自の食育推進計画を策定することの意味は大きいと思われませんが、阿見町食育推進会議の設置あたりから検討されたいと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町独自の食育推進計画の策定についてお答えいたします。

先ほども、いろんな面でお話がありましたけど、学校給食センター、今後また来年の9月です、ということで、やはり子供たちの食育とかそういうものは非常に大事になってくるのかなと。どういうものを本当に食べさせなければならないのかなという、その食育に関しては、相当韓国との開きがあるんだというようなことで、山田豊文先生がいろんな話をしていただきました。そういう意味では、本当に町では子供たちに食べていただくということ、これも考えていかなきゃいけないなと。あと子供たちにね、学校ファーム等でね、土に親しませるということは、教育長初め、皆さんに力入れていただいております。

そこで、町では議員御指摘のとおり、健康増進法に基づいた市町村健康増進計画である、あみ健康づくりプラン21に基づいて、関係各課が連携して健康づくりを主体とした食育の推進を図ってまいりました。

しかしながら、近年の食をめぐるさまざまな環境変化の中で、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの問題に加え、食の安全の問題や食の海外への依存の問題が生じており、児童生徒を初めとして、成人や高齢者まで幅広い町民へ食の重要性を広め、健全な食生活を実践することが求められております。また、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されているところです。

こうしたことから、これまでの健康づくりだけではない、広範な食育に関する施策の実効性を高めていくためには、教育、保育、医療、保健、農林漁業の生産者、食品の製造販売やボランティア団体等の多様な関係者が連携・協力することが重要であり、そのため、こうした関係者の意見を取り入れた食育推進、このことをやっぱり計画的に進めていく必要が求められているのかなと。そういう面では、やはり町としても考えていかなければいけない、そういう思いはしています。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 町長，完璧です。いやあ，私の思っている，まあ95%は……。前向きにですね，これから進んで推進して，私もできる限りやりますんで，よろしくお願いします。

まあ，あんまりにも完璧なんで，2番目の質問に移らせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君，続いて質問してください。

○7番（平岡博君） 2番目の，食育を通じ，茨城大学農学部，県立医療大学の学生との連携をとということですけど。

食育は健康啓発中心の計画になっているのは，食生活の変化がそれだけ不健康なほうに向かっている現状があるためで，特に国民の肥満——いわゆるメタボですね，や，若者の偏食ぶりはかなり深刻な状況に陥っているように思います。

地域の特性を活かした町独自の食育推進を想定しますと，茨城大学農学部，県立医療大学の存在が大きな武器になると思われれます。この際，機関同士の単なる連携にとどまらず，事業展開に学生を巻き込めたらと思うのであります。

医者の不養生ではないが，農業を志し，医療に従事しようとする彼らが，ふだんは不摂生でアンバランスな食生活を送っているとしたら，どうもいただけません。学業を終えるまでに，地域の食材を使ったバランスのいい三度三度の食生活の習慣を身につけさせて送り出したいものです。彼らをまず食育の生徒に取り込みたい。その上で，地域の食育推進の現場で第一線に立つリーダーとかインストラクターになれるようなもの，彼ら若者だと思います。今後，学校教育における食育に欠かせない栄養教諭を目指してもらってもいいし，地域の食材を使った若い人ならではのメニュー開発とか一緒にできたらいいと思います。

このサポート体制，プログラムづくりの構築こそが，地域の特性を活かした推進計画になると思われるのですが，町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 食育を通じ，茨城大学農学部，県立医療大学の学生との連携を強化したい。

いつだったでしょう，まだ7月か8月，やっぱり3大学との連携という話で，阿見町を加えた，茨大もそうだし県立医療大学，茨城医療センターの松岡さんとか，そういう皆さんと話いろいろしてたら，この人たちが，3大学の人たちが，今から食育をやらなけりゃいけないんじゃないのというような話でね，なってたんですけど，まだその話が進まないっていうか。だけど，そういう話題は3大学の人たちが共通認識を持って今後やりたいということですから，もう少しうちのほうの企画財政課のほうで間をとってね，話し合い等の場をつくっていくといいなど，そういう思いを，この間，お話などをしてきたとこなんですよ。

そういう中で，食育を通じ，茨城大学農学部，県立医療大学の学生と連携を強化したいにつ

いてお答えします。

町では、平成18年3月に茨城大学と、平成20年2月に県立医療大学と、それぞれ地域連携協力協定を締結し、人的・物的資源の活用により、さまざまな事業において相互に連携・協力をしてきたところであります。

議員御提案の食育に関しては、これまで茨城大学農学部やJAの協力を得て、「あみまちを食べよう学校給食推進事業」の実施や、食育・食農教育に関するシンポジウムなどを実施してきております。こういう中でも学生たちも入ってやっていただいているんじゃないかなと思います。

健全な食生活の実現や、食文化の継承、健康の確保を図るためには、食に関する知識と食を選択する力を習得することが重要だと考えております。今後も、食育に関しては、3大学との連携の中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学生の連携事業への関与についてであります。若い世代を取り込んだ連携は大変重要であると考えております。これまでも、学生ボランティアの受け入れや、各種審議会、委員会などへの学生の派遣をいただくとともに、本年度においては、学生音楽サークルによる公民館ミニコンサートへの参加など協力をいただいたところです。非常にすばらしい中南米の音楽で、茨大の学生たちが演奏していただきました。

今後も、各大学の協力のもと、学生との連携ができる事業については、積極的に学生の参画を図ってまいりたいと考えております。そういう中で、農業も、やはり食育関係においてもね、やはり何せ農学部ですから、食っていうのが一番大事になりますよね。そういうものを学生との関係も強く持つていくということが大事かなと思います。

議員御指摘のとおり、当町にとって大学の存在は大きな資源であり財産であります。専門的な知識やノウハウを活用させていただき、今後とも質の高い行政サービスを提供できるよう、さまざまな分野での連携強化に取り組んでいきたいと考えております。

特に第六次産業等もね、この間ちょっとお話をして、企画財政課長と一緒に、スイカ等をどうやったら活用できるかっていうか、そういうものも話したりしてるんで、非常にそういう面でもいろんな面でね、学生の考え方等をやっぱり取り入れていくことも大事かなという思いも、やはりしておりますので、そういう面でも連携を強めていきたいと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。町長おっしゃるように、前向きに大分考えていらっしゃるっていただいていますんで……。時間ありますか。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） これで7番平岡博君の質問を終わります。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆様、こんにちは。通告に従いまして御質問いたします。

最初に、学校教育・環境整備についてお伺いいたします。

今日の教育問題は、1960年ころより、受験戦争、受験の低年齢化、校内暴力、いじめ、不登校、学級崩壊、学力低下問題と、現在までさまざまな課題が生じております。そこで、3点にわたって質問いたします。

まず、1点目、学力向上プランについてであります。

教育改革としては、ゆとりの時間、自己教育力、生涯学習、新しい学力観、学校のスリム化、生きる力、総合的な学習の時間、学力向上と人間力というような変遷を経ております。そして、国際学力調査結果等から学力の低下が懸念され、国は全国学力学習状況調査結果等を踏まえ、今年度からは中学校で、昨年度からは小学校で、新学習指導要領が完全実施となりました。

東京大学基礎学力研究開発センターでは、基礎学力シンポジウムを開催し、その中で、全国の小中学校長の約3分の1の1万800校を対象に調査をしました。その結果、20年前に比べて家庭の教育力が低下している、将来学力格差は広がる、また、教育改革が早過ぎて現場がついていけないと感じる校長も9割近くに上っていることがわかりました。しかも、今後、個々の子供の学力格差だけでなく、地域間の教育格差も広がるという危機感をほとんどの校長が抱いております。そのような結果報告がございます。

また、景気の低迷が家庭の教育費にも影響を及ぼしています。親の所得状況によって教育を受ける機会に差が生じる教育格差の拡大も懸念されております。子供たちの教育を受ける権利をどう守るかも、改めて問われております。

これらの観点を踏まえ、当町として、学力向上プランについて、教育の格差解消への対策、また、6月には御説明がありました教育振興基本計画におけるアンケートの結果から、今後どのような対応を考えておられるのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

2点目、いじめ防止対策についてお伺いいたします。

滋賀県大津市の中学生が飛び降り自殺した事件に端を発し、今になって大きな社会問題として波紋を投げかけています。8月1日、文部科学省は、いじめ・自殺問題に対するため、子ども安全対策支援室を立ち上げ、地方自治体に対し、いじめ問題に関する緊急調査依頼を発表しました。また、9月5日には、いじめ対策の新施策を発表しております。県内の常陸太田市の市立中学2年の男子生徒が夏休みに入って、いじめられたとのメモを残し自殺したという、本当に、その自殺した中学生が嫌がる内容のメールが携帯電話に送られていた、大変悲しい事件

が相次いでいます。本当に心を痛めております。

そもそもいじめの問題は、子供たちの問題、教師・学校の問題、そして教育行政の問題の3つの側面が考えられます。社会生活は人間と人間とのぶつかり合いであり、そこに摩擦もあつれきも生まれます。そのはけ口にいじめがあるとすれば、いじめはどこにでも起こり得るとの認識に立たなくてはなりません。いじめはどの学校でもある。この認識に立てば、いじめはどれだけあるか、件数を把握することは重要ではない。どうやったら、今いじめで苦しんでいる子供たちを救えるのか、声なきSOSに大人たちが気づけるのか。いじめに気づいているけれども言い出せないでいる子供たちに、どうやったら協力してもらえるのか。そして、先生たち学校関係者がいじめの問題に向き合えないのはなぜか。問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は以外に厳しいものがあります。教育の目的は子供の幸福だとの原点に立ち返って、いじめ問題の一連の対応や教育行政等を根底から見直し、悲劇を繰り返さないために、以下、教育長にお伺いします。

1点目、天津市でのいじめ問題から、教師・子供たち・家庭に伝えたいこと。

2点目、いじめた側が100%悪い、いじめは犯罪との理念を図ることについて。

3点目、ネットパトロール——携帯メールやネットを通して、見えないいじめの早期発見の対応策について。

4点目、教員の研修、支援チームの設置について。

5点目、いじめのチェックシートの活用について。

6点目、定期的に子供たちでいじめについての話し合いをさせているのか。セカンドブックの利用についてもお伺いいたします。

最後に、教育環境の整備といたしまして、熱中症予防対策についてお伺いいたします。

今年も夏も大変厳しい暑さの日が続きました。そのような中、学校における児童の熱中症事故の予防は、現場におられる先生方にとっても大変に神経を使わなくてはならないことであると思いますし、父兄にとっても大変心配する状況であります。小中学校も夏休みが終わり、秋の始まりは寒暖の差が大きく、体調の崩れは熱中症を引き起こしやすくもします。熱中症は予防が第一です。そこで、児童を熱中症事故から守るために、父兄から要望がかなりあります。

運動会の開催時期について、春季開催にできないかどうか、まずお伺いいたします。

また、平成19年3月にも質問いたしましたが、扇風機の教室設置状況、そしてエアコンの設置について、お隣の牛久では既に設置されています。土浦市でも、今年は幼稚園に設置し、来年は小学校に、そして2014年の夏までに中学校に設置すると公表しているところです。龍ヶ崎市でも本格的に計画を始めるそうです。当町のお考えをお伺いいたします。

また、教育現場で取り入れる自治体が増えているのが、携帯型熱中症計であります。このよ

うな小さいものなんですけれども。気温と湿度から熱中症の危険度を知らせる計測器です。LEDランプとブザーで知らせる仕組みです。1,050円で購入することができます。すぐれものでありますが、配備についてお伺いします。

そして、ミストシャワーの設置でございます。噴射には電気が不要。水道料金1時間約5.1円。設置費用も1セット2,500円と安価。低コストだが冷却効果は高く、平均して二、三度ほど気温を下げるとのことでございます。各学校に1つ設置できないかお伺いいたします。

また、体育館・武道館に気化式涼風装置の配備はできないかお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校教育・環境整備についてお答えいたします。

初めに、学力向上プランについてお答えします。

学力向上は阿見町教育委員会においても重要課題の1つです。各学校では、学習指導に係るPDCAサイクルを確立し、児童生徒の学力向上を図るために学校改善支援プランを作成しております。これを全職員で共有し、授業改善、指導体制の整備に取り組んでいるところです。

続いて、いじめ防止対策についてお答えします。

まず、大津市の事件から教師、子供たち、家庭に伝えたいことについてですが、8月20日に県教育長からのお願いが出されました。これをもとに、各学校は部活動や学習相談で登校している児童生徒に対し面談を行いました。また、全家庭に電話連絡を行い、子供たちの心身の状態の確認や、命の大切さについて家庭内で話し合う機会を設けるよう依頼しました。さらに、教職員に対しては、

- 1、いじめは絶対に許さないとの意識を教職員及び児童生徒一人ひとりが持つ。
- 2、いじめはどこの学校でも、どの子にも起こり得ると認識し、児童生徒が発信する危険信号を見逃さず、早期発見・早期対応に努める。
- 3、学級担任が一人で抱え込むのではなく、組織的に対応する。
- 4、保護者へ正確な情報提供をする。
- 5、悩みを相談できない児童生徒のために、子供ホットラインについて周知する。など、5つの項目について指示をいたしました。

次に、いじめた側が100%悪いとの理念を図ることについてですが、学校は、常にいじめられた子の側に立ち、弱い者を守るという姿勢でいます。しかし、いじめた子についても、個別に念入りな指導を行い、その後の学校生活がしっかり送れるよう、温かく見守っていくようにしています。

3番目に、ネットパトロール——携帯メールやネット、早期発見するにはについてですが、各学校においては、生徒指導主事が中心になり、ネット上の掲示板等のチェックを定期的に行っており、問題を発見した場合は、速やかに管理者に削除を依頼するようしております。

4番目に、教員の研修、支援チームの設置についてですが、夏休み中の阿見町指導室主催の各種研修会において、いじめ問題への取り組みについて指導する場面を設定いたしました。また、県教育委員会のほうでも、生徒指導主事を集めて、いじめ問題解消に向けた研修会を実施する予定になっております。

支援チームの設置については、今後検討してまいりたいと思います。

5番目に、いじめのチェックシートの活用についてですが、県教育委員会では、学校生活のさまざまな場面において、学級内の児童生徒の人間関係の状態をチェックし、いじめの早期発見・早期対応に資することを目的として、いじめチェックリストを作成しており、定期的を活用するようしております。

6番目に、定期的な話し合い、セカンドブックの贈呈についてですが、定期的な話し合いについてですが、各学校では、道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて人権尊重や命の大切さなどの道徳性を養うよう、子供同士の話し合い活動をふだんから行っております。

また、セカンドブックの贈呈についてですが、道徳の授業の教材として準教科書を購入し使用しております。したがって、セカンドブックを新たに作成したり配布したりする予定は、現在のところございません。

最後に、熱中症予防対策についてお答えします。

初めに、運動会の開催時期についてですが、今後、各学校の行事等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、扇風機、エアコン、携帯型熱中症計の各教室の設置、ミストシャワー、気化式涼風装置——体育館・武道館への設置についてお答えします。

近年は、小中学校の夏休みも学びの広場や部活動など、さまざまな活動が行われており、冷房設備の整備が求められている状況にあります。現在、町立小中学校では、耐震化工事を最優先で実施しているところです。このため、エアコンの設置につきましては、町立小中学校に設置している暖房設備の改修予定にあわせて冷暖房設備へ改修する方向で進めたいと考えております。

また、議員から御提案をいただきました、他のさまざまな機器の設置につきましては、今後、町立小中学校への導入可能性を検討してまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

まず、学力向上プランについてでありますけれども、さまざまな工夫をされていることとは思うんですけれども、特に阿見町としては、昨日の答弁でしたでしょうか、県内の学力テストでも、基本を重視して、今は中程度まで上り詰めてきたというような、うれしいそういうお話も伺っているところであります。大変期待するものであります。そして、母親の一番関心事はというと、アンケートを見させていただきますと、やはり勉強は、学問するところという、やはり勉強が気になるというのは、親の心、察するものであります。また、先生にも期待するものであります。

で、阿見独自のそういった特色あるものを行っているのかどうか、ぜひお聞きしたいと思うんですけれども、ここはよそとは違うけれども、阿見として学力向上プランの中に、今しているというものがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

また、小中一貫連携教育、またチームティーチング、また英語・数学と今回かなり時間数も多くなったという中で、本当にどういったことで熟度別とか、そういった学力格差において、非常に苦慮している中で、ここだけは譲れないということでやっているようなものがあれば、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） では、お答えします。まず、小中連携につきましては、各中学校区ごとに教育推進委員会というのが設置されております。例えば阿見中学区ですと阿見小それから吉原小そして阿見第二小と、この3つの小学校と阿見中学校、この合計4つの学校で、例えば学習上のしつけ——手を挙げるときは右手を挙げるとか、発表するときには椅子をしまわないとか、そういったですね、学習上のしつけをきちっと共通理解を持って行っております。その結果、中学校に行っても、いろんなところから来た小学生が何の迷いもなく授業に臨めるといったようなことをやっております。

それからですね、必ず授業を見合う会というのもその中に設置してありまして、中学校の先生は、割と子供たちも成長してきておりますので、わかり切った部分については省略するような形で話をしても通じるんですが、小学校はそうは行きませんので、そういった丁寧な、小学校の先生方の指導について、中学校の先生も参考にしてもらおう。そういったお互いの授業を見合って、お互いの授業改善に役立てると、そういったことをしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうしましたら、先ほど学びの広場というような御答弁もありましたけれども、それとあとは、一番最初に英語のPDCAサイクルという聞きなれない横文字

が出てきたんですけど、そのことについてお聞きしたいんですけども。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） では、お答えします。まず、PDCAサイクルなんですけど、PDCAのPはプラン、Dはドゥー、Cはチェック、Aはアクション。最初に計画を立てまして、実行し、評価して、そして改善すると、これをPDCAサイクルというように呼んでおります。

それから、学びの広場なんですけど、県のほうで一括して小学校、昨年度は4年生ということだったんですけど、今年から4年、5年の2学年に限りまして、夏休み中に学校に登校し、算数を勉強すると。1週間——5日間勉強して、県のほうから作成された問題集などを使いながら、そして評価のほうをしているというような状況です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。それで、学力格差と、また塾等々も加熱している部分と冷めている部分と、家庭においてはギャップがあるわけですけども、中間・期末さまざまなテストがあるんですけども、そういった中で、放課後また熟度別なフォローというか、格差がかなりあるというようなこともお聞きしているんですけども、そういったフォローは何か、その広場のほかに、やはりやっていかなければいけないのではないかなという、非常に危機感を覚えているんですけども、その辺のところはどのようなことをされていらっしゃるのでしょうか。もしあればお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。各学校には少人数指導の加配教員が配置されております。これは県のほうからの費用でやっていただいているんですけども、ただ、学校の規模によって、いただけない学校につきましては、町のほうでTT加配という、ティームティーチング用の先生を特別に加配で配置しております。

少人数指導におきましては、例えば1クラス30人を15人ずつに分けるとというような方法で、少ない人数で1人の先生が担当する。その分け方も、等質であったり、要するに単純に出席番号順で分けるという方法と、それから習熟度別で分けるという方法がありまして、それは各単元とか内容によって変えてやっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。さまざまなそういったこともあるわけですけども、お声なんですけども、宿題も小学校はあるということで、あと補習学習等も、休みの前にもやっていただいたと——休みに入ってから、先ほどのやっていただいたけれども、放課後

等も先生においては、その子のほかにもやってくださっていると。先ほどの答弁もいろいろありましたけれども。そんな中で、部活をやっていたり、必要ある子が補習参加にできないという、そういう子も、先生方に届けているんですけれども先生方は5時で終わりというかね、そういうことで、それ以上はやりませんという答えが返ってきたということなんですね。で、部活とどちらを優先したらいいのかという、そういう親としては痛切なそういう相談もいただいております。そういったこともぜひ頭に入れて、補習学習、そういったことも自分でやっていたらいいなあと思っています。

これは例なんですけれども、大分県の豊後高田市というところは、2003年、ちょうど9年前になりますけれども、学びの21世紀塾ということを自治体で塾を開催したんです。テレビでも出ましたけれども、全国でも珍しいそういう取り組みをしている自治体なんですけれども、5歳から中学生を対象に、放課後や土曜日に無料で勉強を、教師、教員ですね。教師以外に主婦、老人クラブのメンバーなどが登録して、そこで塾で教えるカリキュラムなどを市の教育委員会が管理して、単なる学校の補習ではなくて、進学できる学習にしており、ちなみに県の学力調査では下から2番目だったそうなんですけれども、その豊後高田市は昨年からはトップになっているという。家計が苦しい家庭が増え、学習塾に通える子供が減っているという状況に加え、家庭の経済状況からそういった教育格差があってはならないとの、そういった行政の教育委員会の考えから始まったということで、先進事例ではありましたけれども、こうした教育支援のそういうこともありますけれども、こういったこともぜひ我が町、これと同じとはいいませんけれども、そういったものまで取り入れてやっている自治体があるということなので、その辺もぜひお願いというか、検討課題にさせていただけないかなと思います。要望ですけど、何か御意見があれば、ぜひお聞かせ願えればと思いますけれども。

○議長（倉持松雄君） 途中ですけれども、質問者以外は静粛にお願いします。

指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。非常に貴重な御意見ありがとうございました。それで、実は町内でも、放課後子供たちを残して補習をやっている学校もあるんです。ただ、今、非常に防犯上、集団下校ということで子供たちを帰すのが基本になっておりますので、そういったところもこれから検討していかなきゃいけない部分かなと。ただ、その学校は非常に保護者が協力的で、お迎えに行きますよというような条件のもとにやっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時5分といたします。

午後 2時59分休憩

午後 3時07分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 引き続きまして、よろしくお願ひいたします。先ほどの、教育格差ということで、さまざまなPTAからの御協力また家庭の御協力も得て、そういったことがありましたら、ありましたらというより、そういうようなことはとてもよいことでもあるし、ぜひ、そういうアクションがなくても学校側からでも、ぜひね、それはやっていただきたいなと思いますので、その辺も検討課題に、ぜひお願ひ申し上げたいと思います。

次に、いじめですけれども、趣旨、先ほど細かく通告を出したところから御答弁をいただきました。まず、気になったんですけれども、組織的にいじめに対しては対処していくということで、我が小中学校には新人の教員が配置が非常に多いということで、詳しくはわかりませんが、父兄のほうから、新人教員が多いんだよということを伺っております。ちなみに、2年くらいで入った教員がどのくらいいるのかと、そしてまた、組織的にはどんなふうな、そういう教員に対して手厚いこと。あとは先生方のうつということで、昨日も教育新聞を読みましたら、2割強のそういう精神疾患にかかっている教員が多いという、それも学校のやはり入りたての先生がということの記事を昨日は読んでたんですけれども、そういった部分で教えていただきたいと思うんですけれども、状況を。我が町はどうなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） お答えします。まず、新採——新しい先生方なんですが、本年度は7名町内に配置しております。その7名につきましては、県のほうでも年間時間数を決めまして、研修ということで研修センターのほうに呼ばれまして、いろいろな学習指導面それから生徒指導面、いろんな研修をしております。また各学校におきましても、そういった新採の先生方に関しては、校内研修を通して、あるいは学校長、生徒指導主事、教務主任、そういったエキスパートの先生方からいろんな面で指導しているというような状況です。

それと、精神疾患にかかっている先生が多いということなんですが、確かに私も4月から入りまして、そういった先生方、何人か目にしております。ただ、今のところ回復されて職場に復帰されているというような状況ですので、先生方、本質的には真面目な方が非常に多いので、全て言われたことを受け入れて、そして自分の中で処理できなくなっているのかなと。ですので、よくお願ひしているのは、周りの先生に相談する。周りの先生もそういった先生方を見かけたら、悩みを聞いてあげる。そういった相談体制をつくってくださいと。そういったことが組織的ということになるのかなと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。どうか、そういった先生が一人で抱え込んで、上の教務主任でしょうか、そういった先生に行けないような雰囲気づくりがないように、チームが組んでいても、中身が動く、また実働しているような、そんな学校運営を、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

次に、いじめのアンケートなんですけれども、先ほど、アンケートをしたということですが、それは無記名で行ったのでしょうか。そういったSOSの配慮、そのことと、また…。まずどういった方法で行われているのか。学期末ごとにやっていると言われてましたけれども、その配慮をどの程度されているのか、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） お答えします。実は、1学期の最後ですね、7月の19日に、県のほうから緊急に、いじめに関するのみのアンケートを行いなさいというような指示が来まして、行いました。ただ、そのいじめに関するアンケートなんですけど、各学校で行っているのは生活アンケートというのを最低学期に1回はやるように、どの学校でもしております。その中にいじめに関する項目も今までは入っていたのかなというようなことで、いじめに関しての状況を把握しているというような状況です。

それから、記名・無記名というのがあるんですが、各学校でその方法はそれぞれお任せをしておりますので、例えば、記名はしていれば、もう確実にわかります。無記名の場合に当たっても、担任の先生方は非常に上手ですので、回収するときに順番をきちっと列ごとに覚えておくとか、あるいは筆跡でもわかるんですね。そういったことで、心配なお子さんに関しては、もうすぐ声をかけるというようにしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。中には、長く書いていると何かあるのかなというふうな、そういう子供心にあるかと思しますので、そういった場合は、持ち帰って、またそれを箱ですね、そういった入れる箱に入れるとか、そういった配慮もいろんな面で必要なのかなというふうに思しますので、その辺は学校学校でやっているということですので、丁寧にぜひ、最初のSOSを見つける。発信もとだと思しますので、その辺はぜひ御丁寧にお問い合わせしたいと思います。

そしてあとは、ネットということで、やはりこれは最近でもネットでプロフっていうのがあるんですね、ブログじゃなくて。これは自分が知らないうちに、そういう自分のことが流れて

いて、それをクラスの子が知ってていじめに遭った。あと、フィルタリングというのがあるんですけども、これもスマートフォンは難しい。携帯電話ぐらいで、親が外してしまう場合もあるということで、そういったやはり親への周知はどのようにされているのかということと、強化していることと、あと子供たちの、先ほどは道徳でいろいろやってらっしゃると言ってきましたけれども、その情報モラルの教育。父兄がやはり、もちろん子供も大切ですけど、そういった特にこれからは必要だというふうに思いますので、一番見えない陰険ないじめのその部分をどのように取り組んでいて、また今後していくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えいたします。まず携帯それからネット上のいじめに関すること。教育長の答弁にもありましたが、必ず生徒指導主事、各学校にあります。定期的にプロフですとかそういったもののチェックをし、何か気になるようなことがあれば、管理者に削除のお願いしたりはしております。ただ、子供たちの携帯電話のメールでのやりとり——誰々ちゃん気に入らないよねとかってというようなやりとりについては、子供の携帯電話を取り上げて見るということではできませんので、そういったことに関しましては、やはりいろんな場面で、担任あるいは学校側で、そういうふうな使用の仕方はしないということ、これを、例えばN T Tなども無料で講師が来ていただいて、そういったことを子供向けそれから保護者向けにそういった指導をする機会なんかもやっていただけるということがありますので、各学校で保護者向けのそういった携帯ネットに関する保護者向けの研修会等も開いている学校もあります。また、子供向けには必ずやっているような状況です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、やっていただきたいと思うんですけども、あとPTA総会とか父兄なんですけれども、来る方が少ないと思うんですよね、そういう講義を開いたとしても、ということをお聞きしておりますので、もし来れない場合は、細かにそういった情報を周知ですか、そういったものお手紙等々にやるなり、やはり父兄にもその辺の配慮というか、そういったこともぜひお知らせする必要があるんじゃないかなと。やり過ぎはないと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

それとですね、最後に、こういった、先生方ということ、エールが。「いじめと向き合う——私が伝えたいこと」ということで、大谷昭宏ジャーナリスト先生がエールを送っています。先生が防波堤になってということ、最後に読ましていただきたいと思います。私は教師の皆さんにエールを送りたい。いじめの現場にいるのは子供と先生。その中でも、しんどいだろうが、先生が頑張ってください。先生はいじめの芽を摘み取るための最初で最後の防波堤で

すから。学校現場に警察が入るような事態はいびつなんです。私は教師ほどすばらしい仕事はないと思っています。例えば教育委員会の職員は学校の先生を経験した人がほとんどですが、教室と役所でのデスクワークとどちらが好きですかと聞くと、役所が好きと答える人は一人もいない。いじめや保護者の対応もない。勤務時間も学校より短い。部活の顧問もしなくていいのに、なぜと聞くと、先生たちは子供の面倒を見て何ぼ、一刻も早く現場に戻りたいと言う。現場に戻りたいと語れることはすばらしいと思う。皆さんそういう志で教師になったはずですが。それなのにいじめを見過ごすとか、ましてや教え子を自殺させるようなことはしてほしくない。先生が子供をちゃんと見ていれば大丈夫。自分の職場に誇りを持ってください。子供はいじめが起きると、先生がどうしてくれるのかということを見えています。体を張って守ってくれるのだろうか。そうした姿を見せることも教育になるでしょう。いじめを受けている子には、怖がらずに抵抗してみなさいと言いたい。初めは黙っていればエスカレートするもの。自分を偽らず、嫌なことは嫌と言ってほしい。いじめている子は自分を見つめてごらん。そんなことをしている自分が君は好きですか。いずれの立場でも自分を見つめて、好きな自分になってください。そういった保護者は、学校のことは信頼する先生に任せてください。自分の子供だけを気にするのではなく、信頼できる学校をつくるためにどうしたらいいか。保護者同士で力を合わせるべきで……と、こういったメッセージがありましたけれども、本当にこれは学校、教育委員会、また地域、そういった三者の協力で、本当にすばらしい、またこの阿見町の子供たちをまた築いていっていただければなと切に願います。

そして、次に熱中症対策でございますけれども、先ほどの御答弁でありましたけれども、運動会ですけれども、運動会は、先ほどでは検討していくということですが、そういった声もあるかと思うんですけれども、実際に春季開催は順次、それで答弁は終わってたんですけれども、可能な方向もあるんでしょうか。もう一度お聞かせ願えれば、再度お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えいたします。まずですね、小中学校で違いがあるかと思えます。中学校は、例えば春季開催になりますと、そこに総体、それから修学旅行、学級づくりもそうなんですけれども、いろいろな行事等が春先に集中しております。そういった関係で、検討してみることはできますけれども、今のところちょっと春季開催は難しいかなと。それから、小学校におきましては、これから今年の夏のように暑いというようなことが、9月開催ですと、これからも予想されますので、いろんなことを考えながら、学校行事等も精選しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、また学校、校長ごとに決められるということですので、その辺はぜひまた、父兄のそういった要望もございますので、ぜひまたお願いしたいなど、私もつけ加えさせておきたいと思います。

そして、次の、熱中症対策としてさまざまなものをここに書きまして、御答弁もいただきましたけれども、学校は一応ですけど規約に、学校環境衛生基準というものがあまして、教室内の温度は10度から30度以下であることが望ましい。また、環境衛生管理マニュアルには、児童生徒等には生理的・心理的負担をかけない、最も学習に望ましい条件は、冬季18度から20度、夏季は25度から28度程度であると記載されております。そういったこともありますので、ぜひ前向きにお願いしたいなと思います。そして耐震改修そしてまた冷房が壊れてからそれにあわせてやるということなんですけれども、そういったところあるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） エアコンのことですよね。これ前からいろいろ議会のほうからも要望ありますけれど、限られた財源の中ですら、教育委員会としては、最優先ということで、11校のですね、耐震工事を、前倒しですら、平成26年度までに実施してきますよ。当然エアコンも欲しいです。当然最優先で、今、予算計画に基づいてやっていますので、ちょっとそれは、来年度そういう大規模改造工事の中に含めた形で計画を立てていきたいと考えております。今回は、最初のメニューでですね、耐震工事の国の補助金のメニューをとりましたんで、大規模、当然各小中学校、壁が汚れている、トイレもだめだというのがありまして、そういうのを含めた形で、あと来年あたりは今予定しているのは、学校の再編計画のうちものもつくらなくてはいけない、急務になっている部分で、それとあわせた形でその大規模改造工事の計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 再編計画っていうのは、私ちょっと今日眼鏡しかないんですけど、例えば吉原小とか小さい学校で、それが……。そういう意味に捉えてよろしいんでしょうか。ちょっと意味わからなかったんですけど。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的にはそういうことで、まだ、今8つの小学校がありますよね。今、少子化になって人数が減っているうちゅう形で、阿見町としては何校がベターなのか。中学校は3つでいいのかという部分の計画でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。しっかり検討していただいて、地域の御意見もあ

ると思いますので、その辺はまたよろしく、いろんな兼ね合いで、こうするということは来年の話し合いで決まっていくというか、ふうに捉えて、そうなるというんじゃないくて、考えていく……。

○教育次長（竿留一美君） 計画を立てて。

○10番（難波千香子君） 立てていくということですね。はい。では、その中で、エアコン設置のほうも、ようやく来年の25年度には計画の年度に上がるという、そういう考えで。

○教育次長（竿留一美君） そういうのを含めた形で。

○議長（倉持松雄君） 議長がおりますので。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には、計画を立てて、一番最優先は26年度で耐震工事が終わりますので、だからその後は、冷暖房の改修とあわせてच्छゅう計画を来年度から計画してくच्छゅう形でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。限られた財政の中で、1年でも早くお願いしたいと思うところでありまして。そうしましたら、ぜひその前に、先ほど言ったミストシャワー、お金がかかりません。そういった子供たちが喜ぶもの、そしてまた、この間も武道館と柔道場に行ってきましたけれども、何にもありませんよね。で、今回、熱中症で運ばれた生徒、病院に行かれた生徒はいないのでしょうか。そこを、もしありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。阿見中学校で1名、熱中症の疑いがありまして、大事をとって救急車で搬送している。午前中だったんですが、その午後には、もう点滴をやりまして元気になり、保護者と一緒に荷物をとりに来たということがありました。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大事に至らなくて本当に幸いだと思います。熱中症は見過ごすと怖いものでありますので。行ったときにも、何もなくてやっておりました、柔道とか、武道場ですね。そういうこともかなり危険な状況でしたので、扇風機もない、ましてや……。中学校は扇風機の配置はしてないということなんですけれども、扇風機の配置はどうなっているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。扇風機につきましては、各学校裁量でやっております。例えばPTAのほうに相談をしてPTA会費で購入するとかいうような形でやっていると。委員会のほうでは購入していません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これだけ熱中症がかなり問題になってますので、ますます多いと思いますので、やはり把握はぜひしていただいて、やはりそういうところは手の届かないところをお願いしたいと思うんですけども。学校によっても、見てきましたけれども、ないところ、2台あるところ、1台のところ、もうよくわからないような状況でしたので、その辺しっかり確認して、その辺の配慮を、せめて、持ち運びの扇風機もありますので、ぜひお願いしたいなと。父兄のほうから、汗がぼたぼた出て集中できないと。ある方は、阿見から引っ越す理由として、まず学校の施設と学力が低いなんて、もうショックなことを言われる、そういうのもありますので、もう今回取り上げさせていただいたんですけども、現実なのでくやしかったんですけども、そういう実情もありますので、ぜひその汚名というか、そういう子供に対するそういったことも1つ大切だと思いますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。

そしてあと、ミストシャワーなんかはモデル的に、ぜひそういったことも喜ばれていますので、1つ1つお願いしたいなあとと思います。できますでしょうかね、最後に、ミストシャワーぐらいは。どうなんでしょうか。聞いたこともないでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。これについては、先ほど教育長がですね、さまざまな機器っちゃうことで、その設置については、今後、町立小学校・中学校ですか、導入可能性を検討していくというような形で御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。じゃあ、ぜひ検討していただいて、よろしく願いします。あと先進事例のところがありますので、そういったところもぜひ見ていただいて、研究していただければと思います。よろしく願い申し上げます。

以上で終わりにさせていただきたいと思います。

次に、公民館の施策について御質問したいと思います。

公民館ですけれども、この阿見町の公民館は、ふれあいセンター、町民の生活学習の場として、また地域活動の拠点として、地域に密着した施策として整備されてきております。今日、余暇時間の増大、また高齢化社会の進展に伴って、生きがいつくりや仲間づくり等、多くの町民に利用されているところであります。今後ますます利用者が増え、施設に対する期待が大きくなることが予想されますので、施設の利用を工夫して、多くの町民が利用できますよう、運営の充実が図れることを望むものであります。そこで、4点質問いたします。

1点目、生涯学習推進計画の策定における進捗状況についてお伺いいたします。

2点目、月曜日休館日に、一公民館の開館また利用手続を可能にできないか。

3点目、同好会の数、種類の把握はどうか。

4点目、各関係機関、利用関係団体の連携・交流の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 公民館の利便性についてお答えします。

まず、1番目の、生涯学習推進計画についてですが、生涯学習推進計画は阿見町教育振興基本計画の部門別計画として策定するものです。策定期間は平成23年、24年の2カ年で、当町の全施策・事業の中から生涯学習に係る施策・事業を対象範囲としています。また、策定の基本的な考え方としては、住民ニーズを反映し、他部局の計画との整合性を図り、時代の変化に対応できるようにしています。

平成23年度は、生涯学習に関する住民意識調査、各種団体ヒアリング、住民懇談会を行いました。本年度は、基本構想に基づき、基本目標・基本方針に沿った施策・事業を整理しながら、推進計画を策定してまいります。

今後、パブリックコメントを実施した後、原案を作成し、3月には教育委員会で承認を得、議会に報告し、策定という予定となっています。

2番目の、月曜日休館日の一公民館の開館また利用手続を可能にについてお答えします。

公民館及びふれあいセンターは、基本として月曜日、祝祭日及び年末年始については休館にしております。休館日には、施設設備の点検や館内の修繕工事、床のワックスがけ等を実施し、町民の皆様が安全で安心して利用できるように努めております。一公民館の月曜日開館につきましては、近隣市町村の状況を参考にするとともに、現在の職員数などで可能かどうか調査研究してまいりたいと考えております。

3番目の、同好会の数、種類の把握についてお答えします。

現在、公民館等を利用している同好会には、文化協会59団体と社会教育認定団体161団体があります。文化協会には、舞踊部門、芸能部門、音楽部門、美術部門、古典芸能部門、文学部門、生活文化部門があります。社会教育認定団体には、ダンス部門、音楽部門、体操・スポーツ部門、料理部門、生活文化部門、美術部門があります。

最後に、利用関係団体の連携・交流についてお答えいたします。

利用関係団体の公民館利用については、利用規則に基づき、利用関係団体相互で調整をして利用していただいているのが現状です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。これからパブリックコメントを通しま

して生涯学習推進計画を作成するというので、しっかりしたものができ上がることを期待するものでございます。

1点だけ、このことに関して、阿見町として何か目玉にするような、生涯学習でこういうものをやるという、新規なそういうものは、何か見たところちょっと見当たらなかったんですけど、そういう計画とかは、もしありましたら教えていただきたいんですけども。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。全協のときに、この教育基本とあわせて生涯学習推進計画、この中にいろんな地域、団体ヒアリングとかで、難波さんがおっしゃるように、公民館のやつとかいろいろ入ってますんで、これでいろいろありますけど、一応、生涯学習の目玉ということで、生涯学習グループっちゅうのがですね、生涯学習課が今、これ1つ中心で、図書館、それから中央公民館を頭にした4つの地区館、それから予科練平和記念館、それから町長部局のほうに関連する部門がありまして、その中でも目玉というのがですね、今年の4月にふれあい地区館事業というのが8つあるんですけど、これが生涯学習課から発信して66地区に届けましょうよ。それから中央公民館、これを頭にして4つの地区館については、中央公民館については阿見町全体の事業をそこまで集めて、いろんなさまざまな生涯学習のものをやりましょうよ。それから、4つの地区館には、その特色ある地区館を実施してきますよというような、そういう形の基本計画になろうかと思えます。ただ、今、いろんな意味で課題がいっぱい出てるんです。現況からの課題とか、難波さん御指摘のように、公民館の団体の調整とか、月曜日開館とか。これについては、今から詰めていくような状況であります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 難波議員に申し上げます。答えていただければ答えていただきたいということは、答えがなくてもよろしいんですか。そこをはっきりしてください。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 難波議員の質問を継続します。10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、さまざまな要望に応えられるように、ぜひお願いしたいと思います。

そうしてですね、あとはこの連携なんですけれども、これも聞いてると思うんですけども、今の公民館と地区館、生涯学習の中にある地区館、これから非常に苦情が入っております。なぜかと申しますと、まず第一に、学校が優先なのかという、学校教育委員会の行事。もうとにかく年間を地区館としてもやっている。しかし、その後から、学校また町の行事が入って、その行事が全部、日程が狂ってしまうという、その連携が、去年も全然できていない。このたびも運動会が急遽入った、9月29日。もうふれあいイベントができないとか、もうそれ、ずっ

となんですよね、去年も。で、全然改善されてないんです。その一番困るのは、子供たちのためにやろうとしていますけれども、その子供たちがいないとか、そういう連携ができていないということで、非常に右往左往して、手帳を何回も塗りかえて、去年に当たっては4回ですか、変更変更で。そういう連携を年に1回は、中央公民館で把握もしてない、聞いてもわからない。生涯学習のそういった連携ですね、そういうことがわかるように、ぜひしていただかないと、使っている身となりましては、スケジュール闘争をしていますので、その辺はかなり苦情が行っていると思いますけれども、やはりその連携という意味は、そういう意味で今回お尋ねしたんですけれども。ぜひ改善、1年に、そういうことはしてますでしょうか。していただきたいと思うんですけど。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確認なんですけど、29日の運動会との絡み、もう一度ちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 地区館のほうでは、運動会はいつ決まったんでしょうか。年中行事で決まっているんでしょうか、4月とか。その連携とかは、いつやるんでしょうか、秋とか。その3月の前に、普通やると思うんですよね、年度で。そのときの話し合いってというのは、やっているんでしょうか。公民館と地区館そして生涯学習課、学校、そういったものが絡んでないので。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 運動会というのは、失礼ですけど、小学校の運動会のことでしょうか。

○10番（難波千香子君） そうですね、今回は。

○教育次長（竿留一美君） 小学校の運動会とふれあい地区の連携ちゅう意味なんでしょうか。

○10番（難波千香子君） そうですね、最近のそういうこともありました。

○教育次長（竿留一美君） ともかく毎月、社会教育指導員、公民館との連携ちゅうことで会議を開いて、来年度の行事は3月に決めているわけなんですけど。

○町長（天田富司男君） 一応、年度計画にきちんと入ってるんですよ。きちんと日にち決まってるんじゃないですか。

○教育次長（竿留一美君） 当然、一応、ふれあい地区館の事業は、当然町事業については優先に入れるちゅうことで御理解願いたいと思うんですけど。だから少しそこらで御迷惑かけるかと思えますけど、当然、町行事が優先であって、そのあいてるところを利活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。年次、そういうものをしっかり下まで届けるように、その上で、その流れが、地区館そして公民館、聞いてもわかるようにしていただきたいと思います。この日とこの日はこうですよとか。結構そういうので苦労して変えてますので、よろしくお願いします。

そして、あともう1点、あと非常に困ってるのが、借りるのに大変苦労してますね。お互いの同好会が借りるのに重なってしまうという。現場は、日にちのとり合いですよ、1カ月前、3日前。朝からどっちが早く行くかということで、かなり朝から並んでるっていうのが現状です。火曜日の朝は特に、電話と。その現状がありますので、そういった苦情が幾つも寄せられましたので、人間関係があれば、もっとそんなぎくしゃくしないで、その相手が見えないだけに、その裏でけんかじみた、何かすさまじいことにならずに、そういった同じ町民として同じものをやるという中で、恨みつらみのない、本当に楽しいものにしていくためには、そういった交流、そういうのを、ぜひ公民館で使っている同好会とかまた、そういうところで見えない部分の方々が使っているというのが、1つの問題かなと思いますので、そういった公民館で利用している、先ほど答弁に同好会の数の答弁がありませんでしたけれども、同好会の数、ありましたでしょうか。あ、ありました。じゃあ、聞き逃して。そういう交流はしてないと思うんですね、公民館ごとの。ぜひそういった、各4つのふれあい、細かいかもしれないんですけど、これは要望が来てますので、同好会同士の触れ合いの場を持っていただきたい。そういうことがありましたので、ぜひその辺は要望して終わりにしたいと思います。何か持ってますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 質問ではございませんか。

○10番（難波千香子君） 最後に回答もらいます。

○議長（倉持松雄君） 難波議員に申し上げます。今の質問ですか。

○10番（難波千香子君） はい、そうです。持ってますか。

○議長（倉持松雄君） 質問だそうです。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） いろいろさまざまなことがあると思うんですけど、ともかくヒアリングからの課題っちゅうことで、生涯学習推進計画の中でありまして、その中の御要望としては、公民館などの施設利用については、行政行事、公民館の事業と団体の年間スケジュールの調整の検討ちゅうこともありまして、それを踏まえた形で、今後、研究検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしくお願いいいたします。さまざまな課題がありますけれども、1つ1つ丁寧に、またスムーズに皆さんが気持ちよく使っていただけるように、さらに御努力をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、子育て支援策についてお願ひいたします。

今や、少子化対策として子育て支援はどこ自治体も大変力を入れております。過疎化した地域では、子供が生まれただけで数百万円のお祝い金を出したり、子育て世帯のための専用の市営住宅を建てるなど、あの手この手で何とか子供を生み育てる環境をよくしようと真剣に取り組んでおります。我が町も次世代育成支援対策行動計画を策定し、子供を中心とした事業の推進に取り組んでおります。

ここで、福祉、子育て対策の支援の施策もかなり充実してきていると、私自身は評価しております。しかし一方、共働きが一般化して、保育が困窮家庭の育児を援助するという枠におさまらなくなっているのが明らかではないでしょうか。今後、特に行政が整備すべき保育、子育ての充実に対するニーズは非常に高いものであると考えますので、再三質問してまいりましたが、以下5点お願ひいたします。

- 1点目、待機児童対策の取り組みについて、家庭的保育・さくら保育園の進捗状況について。
- 2点目、放課後児童クラブの課題と対策について。
- 3点目、児童デイサービスの整備、今後どのように進めていくのか。
- 4点目、児童施設の耐震化はどうか、今後どのようにしていくのか。
- 5点目、児童健全育成事業の現状と児童館の役割の展開についてお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひします。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、子育て支援策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、待機児童対策について、家庭的保育・さくら保育園の進捗状況についてであります。

本町の家庭的保育事業における進捗状況につきましては、今年の7月中旬から8月中旬にかけての約1カ月間において、家庭的保育事業者の募集を実施いたしました。募集者数は4名の方から応募をいただき、面接及び現地訪問を実施し、家庭的保育を実施していただくに当たり支障がないことを確認しております。今後、応募者4名につきましては、国のガイドラインに沿った研修を受講いただき、家庭的保育事業者として町で認定を行い、平成25年4月より家庭的保育事業を実施していただく予定となっております。

次に、さくら保育園の進捗状況につきましては、平成24年3月に社会福祉法人さくらの法人登録を完了し、5月より民間保育所建設工事に着手しております。今、現在見ても、相当頑丈で、こんな平屋でこんなですごいなってというような、そういう建物に今なっていますね。建物構造につきましては、鉄筋コンクリート構造による平屋建てとなり、延べ床面積は1,286.78平方メートル、児童定員150名の民間保育園を現在建設しております。完成予定は平成25年2月を予定しており、3月末日付で保育園の認可を取得し、4月より開園していただくことになります。今後も引き続き竣工状況の確認を行い、工事及び各種手続等の遅延がないよう指導を行ってまいります。

2点目の、放課後児童クラブの課題と対策についてお答えいたします。

現在、当町の放課後児童クラブについては、町内全8校で実施しております。受け入れの対象となる児童は、保護者が就労等により昼間家庭にいないもの、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象としておりました。高学年生までの受け入れの要望に応えるため、開設場所に余裕のあるところについては、実穀小、第二小、君原小、吉原小そして第一小においては専用施設を建設し受け入れを行っております。しかし、余裕教室のない小学校区については、学校敷地内に専用施設を建設する計画を進めており、今年度は舟島小学校区に専用施設を建設する予定です。阿見小、本郷小については、引き続き高学年生までの受け入れが課題となっております。

次に、養護学校生等放課後児童クラブについてですが、平成13年度より保護者の育児負担の軽減を目的とし、町に住所を有する小学校1年生から中学3年生までの児童を対象として、総合保健福祉会館1階のプレイルームにおいて週2日水曜日と木曜日に実施しております。開設時間は午後2時から午後5時までとなっており、開設場所の関係で夏休みなどでも同じ時間帯となっております。保護者からは、開設時間の延長や、実施日を多くしてほしいとの要望がありますが、指導員の確保や開設場所の都合上、今の状況での実施となっております。

次に、3点目の、児童デイサービスの整備についてであります。

平成24年4月から児童福祉法一部改正により、就学している障害児を対象とした放課後等デイサービスが創設され、現在、養護学校生等放課後児童クラブに入会している児童も開設日以外にも近隣市町村にある民間事業所に通所しております。今後、町でも民間の社会福祉法人などによる新たな事業所の設立があれば、支援してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、児童施設の耐震化についてであります。

町の児童の主要な施設は、保育所、児童館、子育て支援センター及び放課後子どもプランを実施している施設となります。保育所、児童館、子育て支援センターにつきましては、施設の新設等により耐震化を進めております。放課後児童クラブ及び子ども教室も、学校の空き教室

や専用施設で実施し、耐震化につきましては安全の確認をしておりますが、実穀小学校と吉原小学校につきましては、実施場所が耐震化とはなっていないので、平成26年度に耐震工事を行う計画となっております。

また、学校区保育所は昭和46年1月に竣工し、同じく学校区児童館が昭和49年2月に竣工となっておりますので、建設より40年が経過し、この2つの施設は耐震化とはなっておりません。この対応につきましては、平成25年4月には民間の保育園が開園となります。そのため、学校区保育所は平成26年度で閉所を予定しています。その後、児童施設等の建設を検討中でありま。それに応じて学校区児童館も閉館となる予定であります。これにより、児童施設の耐震化を目指します。

次に、5点目の、児童健全育成事業の現状と役割の展開についてであります。

児童館では、地域児童に健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。遊びを通じて子供の自主性・社会性が身につくよう援助しています。

また、親子の集いの場づくり、相談、育児サークル等で、孤立化や育児不安を解消できるよう、安全で気軽に仲間ができる場を提供し、子育て家庭を支援しています。

地域のつながりが希薄となる昨今、子供たちが地域社会と接点を持つ活動や、地域ボランティアの母親クラブの育成支援、地域のネットワーク等、地域での子育て環境づくりを進めています。

学校区児童館の老朽化に伴う施設の整備については、事業仕分けの判定結果に対する町の対応方針を決め、今後の児童館のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時5分といたします。

午後 3時57分休憩

午後 4時06分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、再質問させていただきます。

待機児童は、先ほど答弁で何名っておっしゃ……。今現在は二十何名っていうことでよろしいのでしょうか。

〔「聞いてないです」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） 聞いてないですね、待機児童。お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町長の答弁の中では、待機児童の数については触れておりません。それで、24年9月1日現在の待機児童で申しますと、待機児童の数は45名でございます。これは、そこの保育所に入れたいという場所でございます。で、ほかのあきのところと調整すれば36人になるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。今回、保育ママとさくら保育所ができる関係で、解消には多少はなるんでしょうか、0歳児から2歳児まで。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回のさくら保育園につきましては、定員数は150名ということで、これも学校区保育所の閉所もあわせて、それだけの人員を定数を確保するというようなことで設定していただいたものでございまして、今年度の4月1日の当初の待機で申しますと、19人の待機が出てたというようなことでございます。19人ですが、希望保育所等以外に、あいてる場所と調整すれば7人まで減るということもございますが、先ほど45人で調整後は36人になるというようなことございますが、月を追うごとによって、だんだんこれは毎年増えてきているような状況でございます。

150人の定数を確保したことによって、これが解消されるかっていうのは、これはまた今後の推移を見てみないと、状況については何とも言えないところでございますが、特に0、1、2歳の待機が増えているというような状況におきましては、学校区保育所については0歳児の受け入れはしてないというようなことで、さくら保育園については0歳児9名の受け入れができるというようなことございます。また、1歳児については24名、2歳児が27名というようなことで、待機の多いその年齢のところの枠を増やしていただいているというようなことで、今後の推移を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。推移を見ていただいて、今回できたことですので、大変に敬意を表するものでございます。

それからですね、決算書を見ていましたら、町の管外受託と管外委託があるんですけども、そういった人数を教えてください、かなりの額、1,527万780円を出しているんですね、不用額として。そういったことは、どうしてこうなっているのかどうか、状況わかりますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長岡田稔君。

○児童福祉課長（岡田稔君） それでは、お答えいたします。平成23年度なんですけど、やはり管外保育ということで30名の方がいらっしゃいまして、内訳としましては、土浦市で17名、牛久市で1名、美浦村で1名、稲敷市4名、石岡市1名、利根町2名、つくば市2名、取手市1名、龍ヶ崎が1名、そういった管外保育がございますので、こういったものが計上されてございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） かなりのところに。やはりいろんな条件が絡んでいると思うんですけども、阿見町にやはり入れないという状況も1つかと思うんですけども。あと、職場の関係もあるかと思うんですけども、そういったいろんな事情が絡んでいるかと思えますけれども、そういったものが阿見町から出てるということになるかと思えますけれども、そういうところも含めまして、さらなる保育の充実を望むものでありますけれども、あと、障害児の児童デイサービスということで、阿見町はこれから放課後デイサービスということで、社会福祉協議会のほうに、日中一時預かりで何人の人を出しているのか。27名とおっしゃいましたでしょうか、先ほど。その方で、これから阿見町にぜひそういった施設をということで、社会福祉法人のほうにそういう声があればという、先ほど答弁でしたけれども、そういった連携の話し合いもあると思うんですけども、そういうところに働きかけというのは、町からはしていないんでしょうか。要望なんですけれども。そういう要望というか、働きかけをしていただきたいんです。そういう場があると思うんですけども、ぜひお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 要望ですね。

○10番（難波千香子君） いえ、そういうことを先ほど答弁でありましたけども、実際にやっていただけるのかどうか。向こうから待つんじゃなくて、こちらからもぜひ働きかけを、阿見町にはないという、痛切にこれはいろんな社会福祉法人のほうにお子さんを何か所も預けておりますので、そういったものが阿見に1つでもできれば。待つのではなく、そういう連絡会のときに、ぜひ上げていただきたいと思うんですけど、それはできますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 難波議員に申し上げます。どの部分をお尋ねしたいんですか。

○10番（難波千香子君） 放課後デイサービスです。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁の中で、人数は申してなかったと思いますが、今、さわやかセンターのほうで週2回実施している中では15名の方が利用されているということでございます。そのうち9人の方が、それ以外の日は町外のそういう児童デイのほうに預けているというような状況がございます。近隣の稲敷市さん、土

浦市さん、美浦さん、つくば市さんというようなところに通所しているというようなことでございます。

確かに難波議員がおっしゃったような要望は担当課のほうにも届いております、そのことについては、町の社会福祉協議会のほうで、そういう事業に取り組みないのかというようなことも申し上げております。それで、この間の理事会においては、そういう定款の変更をする必要があるよというようなことで、そういう検討をしているところです。当然、定款の変更については、評議委員会の決をいただかないと定款変更になりませんので、そういう、今、検討をしているというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。よろしく願いいたします。

最後に、児童施設の耐震化ということで、46年1月に建てられたものと49年1月に建てられた学校区と児童館が取り壊しになるということで、その跡地なんですけれども、先ほどちょっと聞き逃して。児童施設というような。この是非お願いなんですけれども、阿見町には、ファミリーサポートセンター、そしてさわやかセンター、そして子育て支援センター、そして児童館、あと保育所ですね、さまざまところで、また障害児童に関してはつばめ教室でさわやかセンター——本当につばめ教室は感謝する次第なんですけれども、そのほかに子育てボランティア、母親クラブ、あらゆる方が場所をとりながら歩いているのが現実です。赤ちゃんが寝かせる場所もない。子育て支援センターも、遊べるようなスペースは本当に狭いという、そういうのが阿見町の現状であります。そういった中で、ぜひ子供中心の、町長も子供がと、先ほどからも、毎回言っておりますけれども、多機能施設の建設を、ぜひ子供中心のそういったものができないのかと思うものでございます。いろんところで、牛久市、またつくば、水戸初め、そういった子育ての子供スペースのあるそういった子育て子供センターがあります。そういったものをぜひ阿見でもできないのかどうか。波崎みたいに子供女性センターというのも、女性の参画も入っている施設もあります、今後そういった見通し、計画はどうなんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 先ほど町長の答弁にありましたように、学校区児童館の老朽化に伴う施設整備、これは児童館そのものが、今後そういうニーズがあるのか、その地区に必要なのかというような仕分け人の意見等もございました。実際、今、学校区児童館については、阿見小の放課後児童クラブの教室ということで、放課後については、そういう形で児童館が使われているという状況にあります。先ほど、今後、舟島小については、今、専用施設を建設中というようなことで、今後、阿見小については、やはり敷地内に阿見小学校の専用施設を設置

していくというような計画であります。そういうことからすると、児童館の専用施設というものについては今後考えなくてもいいということになれば、児童館としての利用というのをどういうふうに考えていくのかというものを検討していかなければならないと。あわせて、先ほど難波議員がおっしゃったような、そういういろんな子育てに関するさまざまな取り組みを、いろいろそれぞれの場所、子育て支援センターとかさわやかセンターとか、いろんな場所で分散してやっている状況がございます。そういうものを、今、事務の事業の再編ですね、そういうものも考えながら、それに合った施設をどういうふうに、どういう施設がいいのかというものを検討していかなければならないということで、これは内部で今、そういう検討を関係各課で協議を進めているというような段階でございます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今のとこね、女性センターだ何だっているいろいろありますけど、やはりいかに今から、小学校の再編計画だっってどうなるかわかんないけど、やっぱり再編計画はやらざるを得ないと思うんだよね。そしたら、その小学校も、もしも再編された小学校をどう使うかっていうのは、やはり考えていかないといけないんで、そういうとこをやっぱり使っていないと、ただもう、ぼんぼん建てればいいっていう、そうじゃなくてね、やっぱりそういうものをどうやって使っていくかっていうことを、やはり町は考えていくべきかなあと思うんですよね。新しいものを建てるっていうのは、やっぱりそれでも維持管理費がかかるし、また再編計画でそこに残った小学校だっって、そのままにしておけば、また維持管理費もかかるしね。そういう中で、やはり総合的に考えていきたいなという、私はそういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 私も、別に新しいというより、そういったものが1つ、自由に使えるものがということで、先ほどの、急に再編という、そういうこともちょっと頭になかったものですから、具体的になれば、もう全然、それでまた阿見町のためにも本当にいいことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の、最後の、健康施策についてお尋ねいたします。

1点目、9月から始まったポリオ予防対策についてであります。

安全性の高い不活化ワクチンに一斉に切りかわります。今までポリオ感染の可能性があった生ワクチンからの切り替えに、これで安心と、お母さん方から大きな期待が寄せられています。これまでの生ワクチンとは違って、不活化ワクチンは接種方法が変わり、接種で4回接種になります。なお、さらに、11月から不活化ポリオに加えてジフテリア、百日ぜき、破傷風のワクチンが一緒になった4種混合ワクチンの定期接種がスタートしますので、このように切り替えにより複雑になる接種方法について、どのように住民へ周知の徹底をしていくのかお伺いいた

します。また、財政負担の対応についても、あわせてお伺いいたします。

2点目、健康ポイントの導入についてお伺いいたします。

高齢者初め、市民がいつまでも元気に過ごせるように、兵庫県豊岡市では健康ポイント制度を昨年8月から実施しております。内容は、制度に参加する人が、まず申し込み用紙を持ってきます。日々のポイントを記入できる実践手帳をもらう。そのポイントは、自分の健康に役立つ行動をすれば得られるという。具体的には、一步目標を達成できたら、2は健康診断や人間ドックの健康受診また健康講演に参加したらとか、また3点目に、市の指定する運動施設を利用したらとか、ラジオ体操、地域の運動会に参加した等と、豊富なメニューからできるようになっているんですけれども、10ポイント1円として換算され、それをどうするのかということで、1が市内の保育園・幼稚園・小学校への寄附。また、2点目には、市の温泉施設・運動施設の利用券と交換できる仕組みになっているそうです。

昨年は、交換した人は131人、41万4,160ポイントで4万1,416円。そのうちの9割以上、3万7,774円が保育園や小学校に寄附されたということです。とても好評だということです。

昨年3月にも質問いたしましたが、健康づくりができ、そうして社会に貢献できるこのような事業を導入できないか御見解をお伺いいたします。

3点目、介護保険制度の開始以来、保険料と税金から支払われる介護給付費が伸び続けております。当町の介護給付費は20億8,900万円と、前年より1億5,400万円増加しております。介護給付費抑制、予防重視の施策が展開される中で、着実に広がっているのが介護支援ボランティア制度でございます。制度取り組みに向けての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） お答えいたします。

1点目の、ポリオ不活化ワクチンの周知徹底、財政負担の対応についてお答えいたします。

制度については、9月1日からこれまでの生ポリオワクチンから不活化ワクチンに変更され、接種回数もこれまでの2回から4回となっています。

周知につきましては、正式な通知が来る前の事務連絡の段階で、4カ月健診の対象者や子ども健康相談の来所者にはパンフレットの配布や、7月31日の予防接種法改正通知後に、接種対象者1,242人に、8月中旬に個別通知をしているところです。あわせて、広報9月号のお知らせ版に掲載を予定しております。

また、円滑な予防接種の実施ができるように、8月初旬に、町内の実施医療機関と土浦医師会加入の医療機関に、制度変更の内容についての説明会を行っております。

ポリオ予防接種については、財政負担の対応については、国からの補助金はございませんので費用の全額が町の負担となります。これまでの生ポリオワクチンは2回接種でしたが、今回

の不活化ポリオワクチンは4回接種となり、ワクチン自体の単価も生ポリオワクチンと比較すると1回当たり17倍。前は生は332円から5,723円となって、今回の補正でも出てますけど、2,130万9,000円。こういう状況で、町の財政負担は急激に増えていく。国はいつも、最初はぱっとやるけど、その後は町がやれという。大体みんな、この予防接種というのは大体そうですよね。そういう面では、本当に町は面食らってしまうという。これは子供たちのためにはいいことなんで、積極的にやらなきゃいけないなと思います。

次に、2点目の健康ポイントの導入及び3点目の介護支援ボランティア制度取り組みの進捗状況についてお答えいたします。

健康ポイント制度は、市民の健康増進の一環で、市町村が実施する健診事業や健康づくりに関する行事に参加したとき、あるいは日ごろ自分自身でウォーキングや運動をしている場合に、市町村からポイントが付与され、ポイントの点数に応じて賞品や賞金がもらえるという制度で、賞金については学校等に寄附することもできるようにしているところもあるようです。また、この制度は、高齢者に限定せず、幅広い年齢層を対象に実施されており、自分の健康づくりについての動機づけの1つとして実施されているようです。

町としては、先進事例を見ながら、今後、必要に応じて調査研究をしてまいりたいと思っております。

次に、介護支援ボランティア制度については、平成23年第1回定例会において、制度導入の御提案をいただいております。茨城県内でも土浦市と石岡市で当制度を実施しており、65歳以上の高齢者にボランティア登録をしていただき、特別養護老人ホームや老人保健施設などで、施設のニーズに応じたボランティア活動を行っているところであります。

当町においては、社会福祉協議会のボランティア活動事業でボランティア希望者の受け付けを随時行っており、介護支援活動の希望者に対しては、介護施設等との連絡調整にも対応しております。また、認知症サポーター養成講座や中学生いきいき介護教室等を実施し、広く町民の皆様へ、介護についての意識の啓発を推進しており、介護支援ボランティアへの参加誘導につながる一助となるよう、活動強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ前向きに御検討、よろしく願い申し上げます。

1点、川畑議員からもありましたけれども、健康対策ということで、ピロリ菌なんですけれども、牛久市のフォーラムに、私、参加したんですけれども、この健康施策ということで、今、特定健診でバリウム検査と胃の内視鏡——胃カメラなんですけれども、両方あるんですけれども、これかなり苦痛が伴うんですけれども、この血液検査で済みます。ちょっと載ってないん

ですけど、済みません、ちょっと話させてください。上下水道の衛生環境が十分整ってない時代に育った50歳から80歳までですね、そういった人が感染力があるということで、ぜひ、この健康施策の中で、このこともぜひ研究課題でお願いしたいと思います。住民負担が1,000円で——牛久では、自治体では500円の持ち出しということで聞いておりますので。以前に担当課のほうには資料等ともお渡ししてありますので、ぜひ研究課題で、これはお願いしたいなと思います。

そして、ポリオのほうなんですけれども、これはぜひ周知徹底。そして財政のほうは、ぜひ国県のほうに特別交付税ですね、そういった限られたものに来るような、そんなもし、ぜひ、そういった国のほうへの要望もこれから必要だと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

2つ目の、元気ポイント、これも研究検討課題ということで、ぜひ、町のためになると思いますので、町独自のそういったものを考えていただいて、ぜひぜひ取り入れていただきたいと思います。

3点目の介護ボランティア制度ですけども、これは地域支援事業の一環として、これもぜひ、一日も早く実現を願うものであります。ちなみに、土浦では結果として、張り合いが出た、また特老からもっと広げてほしい、また個人でとれるのでいいとか、去年から30名の方が増えたということで、さまざまな展開をしておりますので、ぜひまたよろしくお願いしたいと思います。

話が逆なんですけど、最後のほうで元気ポイントなんですけど、何に使ってんのかなと思いましてお聞きしましたところ、とても、幼稚園で親子図書購入の一部、そしてあとは絵本の購入、あと子供用の三輪車、あとこいのぼりを5基贈ったとか、あと環境整備のごみ袋ですね、あとボールが足りなかったからボールをね、贈ったとか、竹馬を贈ったとか、本当に千円から数千円のを贈っているそうですので、地域を巻き込んだそういういろんな企画がありますので、ぜひ阿見としても取り入れてもらえればと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） 執行部の皆様、大変お疲れだろうと思います。藤井が出たら長くなることは、当然覚悟はしていただいているとは思いますが、期待に反しないように頑張ります。よろしく願います。議員の皆様はですね、ここは議会は討論する、議論する場ですの

で、1時になろうが12時になろうが、しっかりと執行部の答弁を聞いておいていただきたいと思います。

通告に従い、質問いたします。

今回の私の質問は、過去この議会で質問し執行部が回答した中から、その進捗状況についてお尋ねをいたします。これに類似した質問は21年の12月にも行っております。

過去、質問、提言に対し、全く受け入れてもらえなかった部分、そして実施すると言って、実施していない事項を例を挙げて述べてみます。

まず1つ、図書館の時間延長、開館時間の延長については、火曜日から金曜日まで9時から午後7時までと時間は延長していただきましたが、提言した夏季利用時間の延長というのは、いまだ行われてはおりません。

2番目に、飲酒運転、酒気帯び運転等の懲戒処分の基準の見直しの提言で、23年の3月に見直すとの回答でしたが、1年6カ月経過した今でも見直しを行っておりません。やるべきことは迅速にやる必要があるかと思えます。

3番目、町民活動センターの役割について。この質問はですね、センターは現在のままでいいのかということで、過去、私は2回質問しております。設立当初からその役割、場所については疑問を投げかけ、質問をし、提言もしてきました。質問に対し、回答はですね、現時点では十分な対応はできていない。また、機能の評価は必ずしも十分ではなかった。今後、組織機能の充実を図り、きちんと評価したいという答弁がありました。しかし、今日に至っても、21年当時と全く変化はしておりません。

また、今回の事業仕分けでも、仕分け人の5人のうち4人が、このセンターは不要だというふうに言われております。で、1人が再検討。5人のうちの4人が不要、1人が再検討という判定をしています。仕分け人の言うことが全て私は正しいとは思いませんが、仕分け事業の質疑応答、コメント等の議事録を読むと、私が質問、提言したものとほぼ同じであります。つまり、目的、役割、場所等、こうあるべきだということを提言したことと、ほぼ同じコメントでございました。このことは、改善、評価すると答弁していながら、何もしてこなかった執行部の怠慢が、このような判定になったのではないかと思います。

町民判定員も20人中、現行のままでよいという人が1人しかいないわけです。もっと早く担当部局が、21年から回答どおりにこのセンターを充実強化し、適切な評価をしていれば、町民活動センターに勤務する人たちに嫌な思いをさせなくても済んだのではなかろうかというふうに思います。勤務する人は懸命にやっていますね、自分の職場を否定されたのと同じです。本当にくやしいし残念でございます。もっと有効に活用できたはずだというふうに、私は思います。

現時点においてはですね、こういう判定をどう活かすかわかりませんが、社協に人・

物・金をつけて、ボランティアセンター機能を移管するというほうが効果的だというふうに私は思いますが、これはまた、別の機会に提言したいと思います。

4つ目、防災計画の見直しの中で、要援護者の名簿の位置づけは必ず実施していきたい。これは、要援護者の名簿をつくるべきではないかというふうに、私も提言したんですが、そのときの回答が、この名簿の位置づけは必ず実施していきたい。災害時要援護者の避難支援プラン全体計画の作成に取り組んでいるところです。これは21年の12月に、名簿を作成するというふうに答えているのに、いまだ名簿はできていない。進捗の速度が極めて遅い。まあ、感度が鈍いというふうに言わざるを得ないと思います。

そして、国は、平成12年の3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを作成し、19年の12月に市町村に、21年度まで、避難支援プランの全体計画を作成することと示しております。これは、当時の町長がこのように答えたわけです。これに基づき、私は21年の12月に質問し、名簿をつくったらどうだということで、執行部は実施しますというふうに答弁していたのですが、いまだ完成していないように思えます。議会に対する答弁がその場しのぎで無責任と言わざるを得ないような気がします。当時の町長に、防災計画については、本当の意味での危機意識が足りなかったとまで言わせた担当部局の関係者は、今どう思っているのでしょうか。

この名簿の件は、後ほど再度質問いたしますので、これ以上は触れません。

以上のように、4つの例を挙げ、提言も含めて、回答に対し、いまだ未実施の部分を述べましたが、これはほんの一部であります。過去の質問時に、執行部の検討しますの回答は、やらないことと同じだと理解しているところではありますが、今回、実施しますという回答を得たにもかかわらず実施されていない。この2階に上りはしごを外されたことが、過去何度もあります。無力感に至ったこともあります。しかし、議員として、執行部とは対等であり、議会は執行部のチェック機関でございます。無力感を覚えながらも、町民のためよかれと思い、質問し、執行部が実施すると回答したことが実現していないということは、あってはならないというふうに思います。とともに、執行部の姿勢を正すことが、我々議員に課せられた使命だと思っています。執行部の施策に対し、何の意見も発せず、単なる追認機関であれば、議会及び議員の役割を放棄したのと同じであります。ブレーキのきかない車と同じです。このような議員であってはならないと思い、むなしさを感じながら質問をいたします。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） まず1つ、防災関係について。この防災関係については、私はこれで6回目です。

まずその1つ、防災計画の進捗状況についてですが、総務部に防災係を配置しました。どの程度進んでいるのですか。

2番目、災害の想定は、3.11以降、どのように変化しましたか。

3番目、防災無線設置の計画は、どこまで進んでいますか。

4番目、災害時の要援護者の名簿作成及び要援護者の救出の具体的方法は、どんな内容かお尋ねします。

大きな2番目です。経費の削減について、4項目お尋ねいたします。

まず初めに、PPSについてです。PPSとは、東電以外の特定規模電気事業者と契約すれば電気料金が格安になる。多くは25%も安くなるという事例もあります。この提言に対し、回答は、積極的に取り組みますと回答しました。その後、9カ月を経過しましたが、実施状況はどのようになっているのでしょうか。当時、東電管内では、336の自治体のうち60自治体がPPSに参入し、電気代が相当節約されたと聞いております。さらに、158自治体が切り替えを検討しているという状況でした。このPPSについては、その後どうなったのでしょうか。

2番目、組織をスリム化して人件費を削減すると町長の公約と、23年12月に回答した行政経費にメスを入れて経費を削減するという回答がございましたが、この具体的施策はどんなものなのでしょうか。

3番目、随意契約を競争入札にして経費削減を図るの公約の実施状況は、その後どのようになったのでしょうか。

4番目、入札において、厳正な資格審査をする、新規参入業者の申請書類の内容に間違いがないか確認するの回答が、23年の9月にありました。どの入札契約で実際に確認をしたかお尋ねいたします。

大きな3番目です。通学路の危険箇所の除去について。これ、24年の本年の6月に質問しましたが、そのときの回答は、今後、関係機関と連携し、危険箇所除去対策を進めると答弁をいたしました。どの場所の危険箇所を除去したか。

2番目に、今後どのような場所の危険箇所を除去する計画か。

以上、この質問をいたします。回答のほどをよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） ちょっと12ページほどありますので、ちょっと長くなりますけど、よろしく願いいたします。

過去の回答の進捗状況についての質問にお答えをいたします。

まず、防災関係の1点目、防災計画の進捗状況についてですが、今年度と平成25年度の2カ年で現行の地域防災計画を見直します。今年度は資料調査、アンケート調査、災害の想定、現

行地域防災計画の課題分析，自主防災組織の支援の検討，災害対策本部の業務別マニュアルの作成を行い，平成25年度では，地域防災計画の修正，初動マニュアルの作成，地域防災計画概要版の作成を行う予定です。

また，地域防災計画を修正するだけでなく，防災力を高める取り組みとして，今年度は自主防災組織の方々を対象に，避難や避難所運営をテーマとした図上訓練等を行う予定でございます。

続きまして，2点目の，災害の想定はどう変化したのかについてです。

現在，阿見町に影響を及ぼす災害としましては，茨城県南部地震が国の中央防災会議により想定されております。しかし，東日本大震災の教訓と，さらには南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震など，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し，見直しを行っていきたくと考えております。

3点目の，防災無線の設置について。

基本方針の1つ目といたしましては，町内全域をカバーする同報系デジタル防災無線の整備です。これらは，即時かつ一斉に，広範な地域に災害などの予防や災害時の各種情報を容易かつ確実に伝達することができます。

2つ目といたしましては，区域内を運用する移動系防災無線の更新です。これらは，現場情報の収集活動や現場との連絡調整を容易にし，情報の共有化を実現することができます。

3つ目といたしましては，既設情報ネットワークのバックアップとなる無線LAN等の整備です。役場庁舎を中心に避難場所・防災関連機関・防災拠点等を結ぶ回線を構築することを考えております。

今後の整備スケジュールにつきましては，平成25年度に実施設計を行い，平成26年度より段階的に整備を進めたいと考えております。しかしながら，多額の費用が必要となるため，町の財政状況や防衛省の補助による財源確保の状況を判断し，整備スケジュールを決定していきたいと考えております。特に，防衛予算でありますので，藤井議員にもよろしく願いいたします。

次に，4点目の，災害時の要援護者の名簿作成及び要援護者救出の具体策についてです。

進捗とこれからの予定を申し上げます。まず，5月に名簿作成に関する周知として，町広報あみ及びホームページへ掲載しました。7月に対象者5,269人，3,772世帯へ趣旨及び登録申込書を郵送し，8月末までに1,201人，22.8%の方が名簿登録を希望されております。9月から民生委員の協力を得て，登録希望者から聞き取り形式により，登録名簿に必要な個別の情報を取りまとめた個別計画書の作成に入ります。個別計画書は，要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため，誰が支援して，どこの避難場所に避難させるか等を定めるとともに，か

かりつけ医療機関や常備携行している医薬品等の情報なども入れていきます。

平成25年2月までに名簿作成完了を予定しております。

それに並行して、来年年明け後から、名簿提供予定関係者への説明会を開催予定しており、平成25年度から、名簿の活用に入っていく予定でございます。

名簿情報は、平常時から町の福祉部局・警察機関・消防機関・民生委員児童委員・区長・自主防災組織などと共有し、災害時はもとより、要援護者を支援する地域の活動に活用していきたいと考えております。

次に、経費の削減についてであります。1点目のPPS。これは、前、私のほうも関東保安局という、そういう人の卒業生をいろいろ相談に乗っていただいて、経費の削減を続けてきたところ。PPS契約の実施状況についてですが、平成24年4月からの東京電力の電気料引き上げによる財政負担の増加を避けるため、3月に一般競争入札を実施し、最低入札者である株式会社エネットと、役場庁舎を含めた16施設について、4月から1年間の電力供給契約を締結しております。さらに、株式会社エネットと交渉の結果、契約電力50キロワット以下の施設のうち、中郷保育所を含めた5施設についても、同一条件での契約ができることとなり、随意契約により、7月から1年間の電力の供給契約を締結しております。

次に、2点目の、組織をスリム化して人件費を削減するの公約と行政経費にメスを入れて経費を削減するの具体的施策についての質問にお答えします。これは何度も何度もやっておりますね。

まず、組織をスリム化して人件費を削減するについてですが、この件については、平成23年度第4回定例会において、同じ質問をいただきました。その質問のやりとりの中でありましたとおり、職員の給与を具体的に数パーセント削減する等の具体的削減については、私も難しいと考えております。これは、藤井議員も難しいというような話をしたのかな。しかし、人件費を抑制することは、人事院勧告など国の方針にのっとってきちんと実施しております。私の人件費削減についての考え方は、何度か申し上げておりますとおり、人事評価制度など新たな制度を通じて、職員一人ひとりの公務能率の向上を図っていくことが、中長期的に見て、組織のスリム化につながるの考え方であり、その取り組みが、ひいては人件費の削減にもつながるといった、副次的な効果としての人件費削減がその趣旨であることについては、これまでも申し上げてきたところであります。

こうしたことに地道に取り組むことで、職員の資質向上を図り、一層の職員数の適正化に努めるとともに、現在検討を行っている稲敷・阿見消防組織の広域化を推進することなどにより、増大する行政事業に対して、職員の増員をできるだけ抑制し、町民のサービスの一層の向上を図っていきたいと考えております。

私は副町長を置いておりません。そういう中で、これは4年間で5,000万からの経費の削減にはなると思っております。

次に、行政経費にメスを入れて経費削減するの具体的施策についてであります。

まず、これまで取り組んできた経費節減対策であります。先ほども申し上げたとおり、公共施設の電気料金について、PPS契約に切り替えたことや、役場庁舎、公民館、消防署への照明のLED化を図り、電気料金の削減に取り組んでまいりました。

また、公園などの公有地の植栽等の維持管理については、草刈りや芝刈りなど、専門的な技術を必要としない業務を町直営で実施することにより、専門業者への委託経費の削減にも取り組んできたところであります。

今後さらなる経費の削減を図るため、その主体となるものとして、先般行われました事業仕分けは、ちょっと反対でしたけれど、今回できるようになりました。それによって、やはり事業仕分けに当たって、一般町民からの公募を行い、町民判定員として協力いただきましたが、この方々の意見からも、行政経費に対する町民の目線は非常に厳しくかつ的確なものだということに改めて痛感したところであります。先ほども、藤井議員も指摘をしておりました。今後は、こういった町民の声を活かすことのできる外部評価制度を構築していくとともに、今回の事業仕分けの結果を事業費の削減にもしっかりと反映させていきたいと考えております。

次に、3点目の、随意契約を競争入札にするの実施状況についてお答えします。

随意契約の対象については、阿見町契約規則において、工事又は製造の請負が130万未満、その他の業務が50万未満となっております。これは何度も答弁をしております。契約の性質上、競争入札に適さない事業については、規則で定める額を超える場合、阿見町随意契約運用基準により、その理由を明確にした上で、一者特命による随意契約にて実施しており、また、随意契約のほとんどが規則で定められる金額以下の少額なものであることから、競争入札には転換できないものであります。なお、10万円以上の契約については、原則として指名競争入札と同形式の、複数者による見積り合わせを実施し、競争性を確保しております。継続的に一者特命による随意契約にて実施している事業から競争入札に契約したものは、今年度3件実施しましたが、今後も、全ての契約について、競争性が確保されるよう積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4点目の、入札において、厳正なる資格審査をする、新規業者の申請書類の内容に間違いがないか確認するは、どの入札で実際に確認したかについてです。

まず、新規業者の申請書類の内容に間違いがないか確認するについては、入札参加資格申請の申請書類において、平成24年度の受け付け分から、営業拠点の実態を確認するため、新たに事業所の内部及び概観の写真等を添付書類として提出するよう見直しを図っており、申請書類

に基づく資格審査については、これまでどおり実施していきたいと考えております。

また、全ての入札について、阿見町建設工事等入札参加資格選定規定に基づき、総務部長を副委員長として、庁内の部長等で組織される競争入札参加資格審査会を設置し、契約方式の選定、入札参加の条件、指名競争入札における業者の選定等を審査しております。さらに、業者を選定する際は、各担当課において、技術的適性、同種同程度の契約実績、法令に基づく許可・認可・登録等の内容を精査確認し、それを競争入札参加資格審査会が審査した上で、その結果の報告を受け、適正に実施しているものであります。

特に、新しい業者を入れるということは、競争を高めるということで、今まで同じ業者で何度も何度もやっているような状況はつくらないようにということを、やはり町の審査会でも考えていると思います。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 3、通学路の危険箇所の除去についてお答えいたします。

まず、（1）どこの場所の危険を除去したかについてお答えいたします。

阿見町立小学校8校について、5月に危険箇所調査を実施し、通学路における危険箇所として17カ所の報告を受けております。その17カ所全てについて対策必要箇所と位置づけ、先月8月8日に警察署・道路管理者・町交通防災課・学校・学校教育課の関係機関が合同で現地においての点検及び対策案等について協議しました。

合同点検実施後、関係機関と連携協力の上、対策案を作成しましたので、今後、対策案に基づいて、早期に通学路における安全確保が図られるよう、関係機関に整備改善を要望してまいります。

次に、（2）今後どのような場所の危険箇所を除去するかについてお答えいたします。

今年度、対策必要箇所として位置づけた17カ所について優先的に対策を進めていきたいと考えております。また、来年度以降についても引き続き通学路の安全点検及び安全確保の調査を継続して実施したいと考えております。

調査の結果、新たに対策が必要な箇所については、早期に通学路における安全確保を図りたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後5時10分です。

午後 5時01分休憩

午後 5時11分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） では、再度質問させていただきます。

まず、防災関係についてですが、ちょっとメモを私もできなかった部分があるので、この24年、25年度にかけて防災計画をつくるという認識でよろしいんですかね。それで、完成はいつになるのでしょうか。完全にでき上がるということですよ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今言われたとおり、24年今年度と来年度で作成をいたします。完成が25年度の末ということになります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。県に確認したら、3月の26日に県の計画はできているといいましたよね。もう少し2年間というのは、膨大な計画ですから、2年ぐらいかかるのかどうかわかりませんが、いつ起こるかわからないので、前倒しに、できる限り前倒しにやることを要望しておきます。お願いします。この件については、また進捗状況をまた質問させていただきます。

それから、次のですね、災害の想定ですけども、最大クラスの被害予想を想定しているということで、この最大クラスというのは、どういうクラスのことを言っているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在はですね、先ほども町長から答弁しましたとおり、茨城県南部地震でマグニチュードが7.3の想定なんですけれども、今、国のほうでですね、国の防災会議等でですね、南海トラフの巨大地震の検討、さらには首都圏直下型、関東南部直下型というのものもあるらしいんですけども、そういったものの検討がされて、それで地震の規模が、国のほうで想定が決まってくると。それにあわせて、町でこの現在の南部地震よりも大きい地震がこの地区で想定される場合は、それにあわせて変更していくということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 例えば震度幾らとかというのはないんですか。大体、南海トラフにしても、ここの阿見町に大体これぐらいの震度があるだろうということが予測されているじゃないですか、国の計画で。どれぐらいになっているんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 国のほうで、想定が多分報道なんかで発表されたと思うんですけども、国のほうの災害対策基本法ですか、その法の改正がですね、まだされておりませんので、

具体的には、その災害対策基本法の中で、その巨大地震、幾つかの想定したものの最大のものが、こう決まってくるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いやいや。まあ、こんなのやるとしようがない。震度は出てないということですか。そうですか。少なくとも南海トラフではですね、震度5弱から4というふうに出てるんですよ。多分、東海地震も出てますよ。よく調べてください。これに想定が間違うとね、これまた被害予想ができないから。ちょっと私の勘違いかもしれないけど、国と県のは、もう出てるはずですから、被害想定は。南海トラフは、これは新聞に出てたんですけどね。

それからですね、防災無線について、もう少し詳しく、どういうものなのか、もう少し詳しく聞かしてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 全員協議会で、5月でしたか6月でしたか御説明したかと思えますけども、もう一度御説明させていただきます。

昨年ですね、町の防災の情報伝達ですか、の調査をいたしました。その結果、町で最適なものは、この同報系の防災無線が最適で、先行して整備すべきだろうという方針が出ましたので、それに基づいて、同報系の防災無線を整備していくということございまして、スケジュールは、今、防衛等の補助の取り付けの協議をやっているところなんですけども、来年25年に実施設計を行いまして、26年からこの同報系の無線の整備をしていきたいということでございます。

以前にも御説明いたしましたけども、ラッパのついた無線ですね。これを町内に張りめぐらすといいますか整備していくんですけども、今考えているのは88カ所ぐらいと考えています。そのほかに、そのラッパのついた無線でカバーできない部分については、個別の受信機も考えていると。これは実際の実設計をやった段階でさらに精査をされていくと思いますけど、今のところそういった段階でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） お金のかかる話ですから、いつまでというわけでは、まだ計画はないわけですね。これはまあ、それぞれお金の関係で、必要経費の関係で、それぞれ煮詰まって、しっかりとした計画をつくっていただきたいと思います。実施することはもう間違いないでしょうから。よろしくお願いします。

次にですね、災害時の要援護者の名簿の作成と救出の具体策ですけれども、名簿、私がこの前質問したときに、いつまでにできるっち答えましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。計画では23年度中に作成を完了さ

せるというようなことで進めていきましたが、結局それが作成できなかったというようなことで、ずれ込んで今年の5月ごろまでには作成したいというようなことでございましたが、それもなかなか完了まで至らなかったというようなことでございます。それで、その後いろいろ関係機関とも協議調整をしながら、今こういう段階で、先ほど説明したとおり、来年の2月までに名簿を作成完了させたいというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これ私、過去何回も質問しているからね、時系列で議事録を調べてみたんですよ。そうするとね、名簿の収集は終了してます。あとは通知を出すだけですと、同意の通知を出すだけです。これをですね、23年の6月に答えている。そしてその前、23年の6月には、8月に区長さんとか民生さんと相談して、10月にできますと。それでひょっとしたら5月にずれ込むかもしれませんと。こういうファジーな計画だったんですね。ほんで、これってね、やっぱりその場その場の逃れの計画ではまずいのよ。こうして21年の12月にはつくりますって言うてるんだから。21年にもうつくりますって言うてるんだもん。で、その当時の町長が、国から21年の12月までにつくれと言われてますと云ってるんだよ。それをあんた、あなたたちが町長の意図を達してちゃんとやるべきことはやらないと。ほんでずるずるずるずるずれて今の状態でしょ。

〔「対象者は毎年違うから」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） だから、名簿は1つもできてないちゅうことなのよ。対象者は当然違いますよ、当たり前じゃない、そんなこと。

だから、名簿の基礎もできていないということなんですよ。だからまあ、これはもう過ぎたことだからいいでしょう。私の、まあ誰でもそうですけども、その場逃れの答弁はしないように。やるべきことはびしゃっとやる。できないときには、もうごめんなさいですよ、もう。それはいろんな事情がありますよ、それは。基本的な名簿もできてないんだもの。ほいで、避難支援プランもできてますち、この中から今の名簿を作成するようにしてますって。避難支援プランってあるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

〔「おくれた原因をしっかりと」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（横田健一君） 避難支援プランについては、これから個別に作成していくということでございますので、今は、ないです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 23年の6月にね、揚げ足取るようで悪いけども、名簿作成は急務だと、ほんで、阿見町災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づいて名簿を作成してまいり

ますちゅうけど、この言い方にすればよ、議事録しっかり見てくださいよ。避難支援プラン策定に基づいてちゅうから、もうそれがあるということなのよ。それに基づいて名簿を作成する。そういうことでしょう。だから、これもちゃんとした、何ですか、私が質問するんですから、議事録ぐらい調べておいてくださいよ。私がしつこいのはわかっているでしょう。だから、そういうことで、できてないものはもうしょうがないですよ。だから早急にやってください。これはお願いします。約束、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 藤井議員のおっしゃっている支援プランというのが、どういうプランを指しているのかっていうのが、ちょっとあれですけど、全体としての、町が要援護者に対しての支援をするプランというのは、全体的なものではできております。ただ、その個別ごとの個別プランが今できてないという話でございます。全体的に要援護者を支援するプラン、支援プランというのに基づいて、要するに、今回、対象者に対して、そういう名簿の協力依頼、そういうものをお願いして集めて、それに賛同していただいた方が約1,200名ほどですか、そのぐらい出てきたと。それから、そういう人たちに対して、個別個別にどういう避難をするというような個別の支援プランをつくっていくと。その個別の支援プランは今から作成中ですので、先ほど答弁させていただきました。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 今までの議事録を読むとね、避難支援プランは策定してますと書いてある。それに基づいて名簿をつくるって言ってるの、答えてるの。で、どんなものを策定プランって言うかって、これはガイドラインに示してるんですよ、ガイドラインに。これガイドラインが示されてるもの21年に。この中に避難支援プランを作成するち書いてる。もう少しちょっと勉強せにやいかんね。まあ、そういうことで、要は早急につくってください。

次に、経費の削減について……、あ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、もう一遍、なぜできなかったか、ちょっと聞いてみましょうか、なぜおくれたか。さかのぼって悪いけど、なぜおくれたのか。

○議長（倉持松雄君） 質問のやり直しですか。

○14番（藤井孝幸君） はい。

〔「仕事やってないでしょう。怠慢になっちゃうじゃない」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いやいやしっかり答えてくださいよ、実情を。俺知ってんだよ。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） これは前に質問があったときにも答えていたと思います。そ

れぞれいろいろ諸般の事情がございました。そのことについては言いわけはしませんというようなことで答弁していると思います。そういうことですので、今後、これについては、先ほど答弁したとおり、今年度中には必ずこれは作成して完了させるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 議事録を見ると、諸般の事情は私が説明してるんですよね。あなたたちが言いつらいただろうから、私が説明してんのよ。まあ、それは諸般の事情ですよ。人がころころかわるしね。専門家がないし。まあ、そういうことですよ。まあ、いいでしょう。

次に、経費の削減で、PPSの件ですね、早速7月から契約をしたということで、大体どれぐらい経費削減というのを見積もってましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほど御説明しましたとおり、契約はですね、4月からやったものと、それから追加で5施設が7月からということでございます。4月からは16施設、7月からは5施設を追加したということでございます。

それで、今年1年間ですね、24年4月から来年の3月までの1年間、東京電力と契約を継続した場合と今の契約との比較をしてみますと、21施設ですね——先ほど行った16と5ですから、1年間で約378万円の削減という、今、計算上の推計ですけども、という削減を見込んでおります。約378万円です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 可能であればですね、阿見町で50キロワット以上というのは三十五、六施設あるのかな。ちょっと私も数字は確かではないですけど、21ぐらいじゃないわけですよ。だから、引き続き可能であればですよ、こういう経費節減に努力をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それとですね、組織のスリム化と人件費の削減。これね、町長ね、町長の公約だから……。

○町長（天田富司男君） 言ってるじゃないですか。できませんって言ったじゃないですか。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、何回も言うのはですね、これは町長の公約で、組織をスリム化できないんですよ。できないから、これはどこかで町長が町民に謝罪するまで、私は何回も、謝罪というのかね、できませんとはっきりと言うまでは、私は何回でも質問します。これと同じ、もう1つはね……。

〔「答弁すればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 随意契約。随意契約も同じです。随意契約を競争入札にしますと、これも町長の公約に書いてますから、これもできませんならできませんと、はっきりと言ってください。それを言うまでは、私は何回でも質問します。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） スリム化というのは、先ほど答弁したとおりね、こういう形で、もう前回は、これはできませんって、この間もどうも済いませんって、あなたに謝ったんだよ。

○14番（藤井孝幸君） いや、済いませんって言ってないんだよ。

○町長（天田富司男君） いや言ってますよ。何回も言わせるのがあなたの趣味なのかかわかんないけど、やっぱりもうちょっとね、相手の立場も考えて質問しなさいよ。いつも同じようなこと言ってて。

○14番（藤井孝幸君） 何回でもします。

○町長（天田富司男君） いじめじゃないですか。それでね、随意契約を競争入札っていうのは、これは私がちょっと間違ってた。やはりこれはね、だって、競争入札っていうのは、今2,000万以上だっけか、一般競争入札はね。競争入札は、先ほど言ったとおり、もう130万以上じゃないとできないわけだから、それでも130万以下でも何でも三者にね、やっぱり入れていただいてやってるっていう、その競争の原理は、今までよりはきちんとなってるという状況であることは確かだと思います。それで、まず競争入札にしても何にしても、なるべく新しい人、新しい業者を入れて、競争の原理を働かしてくださいよということを強く言っているわけで、それを履行しているわけです。そして、新しい人を、今、新しい業者をちゃんと調べなさいよって、今、よく調べておりますんで、その点は心配しないでいただきたいなあと思いますね。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 随意契約を競争入札にするのは間違ってたちゅう、これはもうわかりました。町長が間違ってたとね。それで、町長が答えたのもね、低額であるち答えてるのね。低額だから、随意契約が、競争入札がなじまない。例えばね、低額とは言いながらね、1,000万以上がね、23年度で16件、24年の8月まで15件、1,000万円。それはね、特定な事業所とか、それはわかりますよ。だけど低額という表現はよくないですよ。低額だから随意契約を一般競争入札にできないっていうんじゃないで、低額とかちゅうのは言わないで、ちゃんとこうこうこういう理由で、一般競争入札にはなじみませんと、こう言うべきですよ。まあ、いいですよ、それはもう時間がないから、遅くなるから。

○町長（天田富司男君） はい、議長……とかであなたに何回も言われてもしようがない。

○14番（藤井孝幸君） 何か言いたいことがあったら言って。

〔「聞いてやれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 藤井議員ね、言い分をどんどん言ってくださいよ。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、もう時間をね、時間を気にしてんのよ、俺は。

〔「いや大丈夫だよ」「一般質問出してんだから、むこうの質問は関係ないんだから、答え

は」と呼ぶ者あり]

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、時間は幾らでもあるんだから、心配しなくていいじゃないですか。7時までやってください。

あのですね、随意契約は、ほら、先ほども言ったとおり、130万以下でどうのこうの50万以下でどうのこうのつつて三者でやる。そして随意契約でも金額が大きいもの、これはどうしても、その随意契約じゃなければなまないっていうものがあるんで。

○14番（藤井孝幸君） わかってるって、それは。

○町長（天田富司男君） だからそれは、私の間違いだと思いますけど、そういう状況であることは確かです。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。いや、それは私はわかってる、ただ。

○議長（倉持松雄君） 発言は本人だけです。ほかの方は静かにしてください。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それで、これは1つだけね、ちょっと私確認したいんですけども、平成23年の3月の17日に契約している、平成23年例規類集データベース更新業務という中でね、1,900万ちゅうのがあるんですよ。これって、ここしか……。更新業務って多分あれじゃないですか。かわつたらめくってかえているあれじゃないですか。

〔「会社名、会社名」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） それを、えーとどこだっけこれ。「ぎょうせい」ちゅうとこね、ここ。これ1,900万もするの。単位が間違ってるんじゃないかと私は思うんですけども、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） まことに申しわけございません。ちょっと資料の、藤井議員がお持ちになっているその何ページ目の。

○14番（藤井孝幸君） あ、ごめんなさいね。

○管財課長（朝日良一君） 済みません。ちょっと私もわからなかったんで。

○14番（藤井孝幸君） 23年度の随意契約の85番。4ページ、4ページ。

○管財課長（朝日良一君） 4ページですかね。あ、そうです。これです、ごめんなさい、単位が間違ってます。

○14番（藤井孝幸君） いや、そうだろうな、やっぱり。

○管財課長（朝日良一君） 昨日もちょっとそういうことで、ミスプリントがあったと。1桁違ってます。191万1,000円です。何回もこういうことあって、申しわけありませんが、本当に。

〔「……さあ、こっちが間違ってる、大変な話じゃない、さあ、昨日、この前だって桁も間違

ってたんだよ。次、精査してさ、いくべきだよ」と呼ぶ者あり]

○管財課長（朝日良一君） 済みませんでした。申しわけありませんでした。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういう数字を間違えるとね、合計が違うわ、もうこれそのものが当てにならなくなるのよ。しっかりしてください。

それとね、同じく24年度の16ページね、随意契約で357番。フクタ設計ちゅうのがあるの。924万で、阿見新給食センター建設工事管理業務ちゅうの。これって競争入札になるべきものじゃないんですか。ここしかできないかね、この管理業務ちゅうのは。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい、お答えいたします。フクタ設計は御存じのとおり、給食センターを設計した会社でございます。で、その設計した意図、内容を正確に施工業者に伝えかつ適正に管理するためには、設計したものが管理するのが一番、町にとっても有利なことだと思ひまして、この契約にさせていただきました。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それは便宜上ね、設計したものが管理するといったら、それは内輪のもんでやると同じだ。内輪内輪が、身内でやるのと同じ。これは管理にならないよ、第三者にさせないと。しかもこの920万もの高い額なんだから。そんなもの内輪だけでやらしたらだめだよ。こんなのがたくさんあるのじゃないかと心配なんだよ。あなたたちが悪いことしてるとは思わないけども、そういう疑惑を持たれるようなことしちゃだめ。

それで次。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 新規業者はね、資格審査と、書類の審査で写真を添付するとか、こういうことでしてるから、事務所がないところに落札したりさせないでしょうけど、まあそれはね、それもわからない、写真なんちゅうのは、現地見ないから、うその写真撮るかもわからないから。これは慎重に審査してくださいね。お願いします。

それと、引き続き質問します。通学路の危険箇所の除去について。これ、私ももう過去3回も4回もね、質問しているのに、やっこの17カ所で、警察署と対策を練った。合同で現地に行って、そしてこれから17カ所やるということ、何でもっと早くしなかったの。私、ずっとこれ質問してるじゃないですか。少なくとも私のところの、具体的に中央2丁目のあの通りは、いつどのようになりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ここで、まことに申しわけないんですけど、ちょっと17カ所なん

で、資料を議員の皆様にもちょっと見てもらえれば……。

○14番（藤井孝幸君） いい、もうそんなんせんでいい。まあ、全協でも説明してください。また別の機会に。

○教育次長（竿留一美君） 用意したんですけど。見てください。

○14番（藤井孝幸君） ほんなら、はいはい、どうぞ。引き続き続けましょう。質問続けます。

○議長（倉持松雄君） 配りますから、済みません。

○14番（藤井孝幸君） 配ってる時間の間、もったいない。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員、ストップウォッチを、ちょっととめましたから大丈夫です。後でゆっくり。時間は無駄になりませんから。

○教育次長（竿留一美君） 藤井さん、聞いてください。このですね、一番右側の対応予定うちゅうのに5番、6番って小さい丸、書いてありますよね。それはですね、下の米印4のところに、1番が対策済み、2番が平成24年度中、3番が25年度うちゅうような形になりますから。で、表頭の措置方針うちゅうの、後でお読み取りください。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） こういうふうにしてね、やはり計画をつくって……。今ごろ出てくるうちゅうのが、ようわからないんだけどもね。今までずっと俺が何回も質問してるのにさ、危険箇所を把握しましたとか何とかかんとかって言いながら、今ごろこれが出てくるうちゅうとは、いい加減に返事してたんじゃないか。

では、今までの質問はこれで終わります。

2番目の質問に、いいですかね。

○議長（倉持松雄君） はい、いいです。14番藤井孝幸君、次の質問に移ってください。

○14番（藤井孝幸君） 次、大きな2番目の質問です。

東北地震の原発事故と瓦れきの処理の受け入れについて質問いたします。

東北地震発生以来、1年と6カ月が経過いたしました。多くの被災者が出て、いまだその復旧復興がおくれ、避難している方々がたくさんいます。本当にお気の毒の一語に尽きます。なぜ速やかな支援策、復旧復興策ができないのか。いらいらしながら傍観しているのが現状です。そこで質問いたします。

阿見町で放射能汚染濃度の最も高い場所はどこか。その場所は安心か。風評被害で困っている状況はないか。似たような安全だということは聞いておりますけどもね、最も高い場所ということ、で、風評被害をお伺いしたいと思います。

2番目に、我々議員と町長も含めて、多くの町民ちゅうか、区長会長とかですね、霞クリーンセンターの近隣の区長さん関係がですね、7月の26、27日に現場視察に行きましたね、石巻。瓦れきの処理状況とかを視察をいたしました。それでですね、町も瓦れきを受け入れるまでと処理するまでのスケジュールの工程表を公表しましたよね。我々、全協にももらいましたし、あみ広報にも出しております。

そこで、質問をいたしますが、瓦れきの受け入れについて、町民の不安、反対はないか。また、霞クリーンセンター周辺住民には、瓦れき受け入れについて説明をしましたか。

3番目です。震災・原発事故での避難者の対応要領についてお尋ねをいたします。

まず1つは、東北から阿見町に避難している家族数と人員数はどれくらいいるのでしょうか。

2番目、避難されている家族に対し、町としてどんな受け入れ体制をとっているのでしょうか。

3番目、受け入れについての経費の請求額はどれくらいになりますか。

以上、大きく3つの質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町で最も放射能汚染濃度の高い場所はどこか、また風評被害ということで1点目出ております。

町では、町内のあらゆる地点で放射線の測定を行ってきました。例えば、一般家庭の訪問測定では、昨年11月から8月までに1,121件訪問しました。庭などの地上1メートルの高さの平均値は1時間当たり0.194マイクロシーベルトとなっております。ちなみに、4月から8月までの期間に限っては、92件訪問し、その平均値は0.172マイクロシーベルトとなっており、長期的な目標値である0.23マイクロシーベルトを下回ってきております。

このような現地における測定結果の事実並びに国県の見解、これまでに実施した県立医療大学、茨城大学の講演会及び助言等から、町の放射線の状況は日常生活を制限するレベルではないということがわかっておりますので、町民の皆様においては、安心して日常生活を送っていただきたいと思っております。

次に、風評被害で困っている状況はないかという質問にお答えいたします。

農産物のうち、基準値を超える放射性物質が検出された原木シイタケやタケノコ等を除き、一般に流通する農産物からは放射性物質が確認されていないことから市場価格は戻りつつありますが、町内の農産物直売所において、客数、売り上げともに1割程度の落ち込みがあるという、そういうことが見受けられます。今回も、阿見町全域での米には検出がなかったということで、非常に安心しております。

次に、瓦れきの受け入れについてお答えいたします。

東日本大震災に発生した災害廃棄物、いわゆる瓦れきの受け入れについては、本年4月の議会臨時会において、広域処理受け入れを表明し、関係経費の補正予算も計上するとともに、議会においても全会一致で受け入れを決議されました。

その後、霞クリーンセンター周辺の追原・上条の行政区の役員各位に瓦れき受け入れの趣旨を説明し、7月には宮城県石巻市の瓦れきストックヤードである石巻ブロック中間処理施設の現地視察を、議員の皆様や両行政区役員及び区長会長と行ったものです。

町民の方々の不安払拭と霞クリーンセンター周辺の住民の方々への説明ということですが、現地の放射線量等の視察状況を含め、今後の瓦れき受け入れの流れについて、広報あみ9月号やホームページで周知するとともに、追原・上条の両行政区へは、役員の視察報告という形で、各戸に周知を図り、不安払拭に努めてまいりました。

この結果、町民や両行政区の方々にも冷静に受けとめていただき、苦情や不安による相談等については、これまでいただいております。

今後は、現地の瓦れきサンプルをもとに焼却試験を行い、そのデータをもって地元住民説明会を行う予定です。

震災瓦れきにつきましては、同じ被災地として積極的に支援していきたいと考えておりますが、同時に、町民の皆様方には丁寧に説明をし御理解をいただいた上で、本格受け入れを進めていく予定です。

次に、震災・原発事故での避難者についてという質問にお答えいたします。

まず、阿見町に避難している家族数と人員数についてですが、平成24年9月6日現在、福島県からの避難者が32世帯86人おります。主な住居先としては、民間賃貸住宅、親族・知人宅等であります。

次に、避難されている家族に対して、町としてどんな受け入れ体制をとっているかについてですが、平成23年4月1日から、震災等による避難者を受け入れるために、福祉センターまほろばを避難所として設置し、福島県から3世帯6人が利用されました。

町では、避難所利用者への対応として、早急に町内の民間賃貸住宅等の借り上げをし、同年5月31日までに、避難者への提供対応を行いました。あわせて生活家電等を希望された方に対しては、日本赤十字社から提供を受け、無償で支給設置を行いました。

また、当町に避難されている方については、茨城県災害対策本部を通して、避難されている皆様の居住情報等を避難前にお住まいの福島県及び各市町村に提供しております。福島県では、県外避難者の交流の場や避難者と支援者のネットワークづくりなど、避難者に対する支援活動を行っており、その1つに、水戸市内に避難者のための情報提供拠点ふうあいステーションが今年5月に設置されました。町では、ここから提供を受けた広報誌等を町内避難者世帯へ配布

するなど、情報提供等を行っています。

次に、受け入れについての経費の請求額はどれくらいかについてですが、平成23年度の避難者支援に要した経費は1,160万円になります。主な費用は、避難所の設置費用及び民間賃貸住宅の借り上げ費用であります。平成24年度の経費は、平成24年8月現在454万円で、内訳は民間賃貸住宅の借り上げ料となっています。

これらの経費の請求は、茨城県を通じて福島県へ請求されております。

今後とも、避難者に対しては、県及び関係機関等との連携をもとに、情報提供や相談等、可能な範囲で支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 非常に阿見町は安心だということがわかりました。0.23以下ですからね、1マイクロシーベルト以下、年間、で、時間で0.23以下ということなんですけど、ちょっと私もね、わからないところがあるので、この町内放射線量マップちゅうのが、これがありますよね。これ、ホームページに出てるんですよ。これって、非常にわかりづらい。どこがどこかわかんないんですよ。薄くね後ろのほうに地域があるんだけど、わかりづらい。まずこれは改善してほしい。わかりやすいようにね。これ、地域、本当にわかんないもん、これ。

もう1つは、これはちょっと質問なんですけど、この中にね、0.320、0.306、0.308、0.304ちゅう、これ4カ所あるんですよ、0.23以上が。日常生活を制限するレベルではありませんと書いてるものの、1時間ごと0.23マイクロシーベルト以下は安心ですから、町民の皆さん心配しないでくださいちゅうけど、これ見ると、ここはどこかな、掛馬か島津かなあ。ちょっと、地図じゃあわからないんですよ。だから、これわかりやすくしてほしいちゅうことと、これって、何で、何でちゅうか、高いからそうなるんでしょうけども、本当に安心なのか、ちょっと矛盾をしているような気がするんですね。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。町内の放射線マップでございますけども、これは平成23年度に測定したものでございまして、全体で309区画500メートル四方のメッシュということなんですけども、実はこれは委託して、測定員が足で歩いて測定した結果なんですけども、それプラスですね、訪問測定をした結果等々も加味して、こういう放射線量マップをつくってございます。

実はその先ほど御指摘ありました0.32とか0.306の地域はですね、実は訪問測定の申し込み件数がかなり低い地域でございまして、実際には、足で歩いた、じかに歩いた公共施設、いわゆる道路とか、あるいは水路とかいう部分の測定結果になってしまって、全体のですね、家庭の線量は、先ほど申し上げましたように、大分低くなっているんですけど、その当時の公共施設

のみを計上したということでございますので、ほかの地域は大分訪問測定 of 申し込みが多くて、かなり放射線量が下がったというデータに基づいて平均した数字が、この数字ということになります。ですから、全体的にこの地域については、訪問測定 of 申し込みが少なかったということで、こういうような平均値になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私なんか素人がですね、この地図見てて、場所はわかんないんですけども、0.23を超えるところがいっぱいあるんですよ。これって、町民が見たら、これ24年の3月に測定したやつですよ、地上1メートル。こんな数字をホームページに出しても——うそは出しちゃいかんけど、ホームページに出したって、あ、これ何だよ、0.23より高いじゃないか俺のところはというふうに思いませんか。大丈夫ですか。

〔「事実だからしょうがないじゃない」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） それならそれで、対策を練らないと、ね。日常生活を制限するレベルではありません。だけど1時間0.23マイクロシーベルト以下は安全だけど、それ以上は何か対処するという話でしょうから。これって工夫する方法はないですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。町長の答弁にもありましたように、県立医療大学とかですね、それから茨城大学、あるいは県知事の答弁、あるいは福島県の放射線ホールボディカウンターの結果とか、あるいは甲状腺検査結果等々、福島県で物すごい高い、阿見町以上の放射線量地域でもって、いわゆる健康に及ぼす数値は出てないということでもありますし、そのような結果から、県知事もそういうような必要がないという答弁もしているし、安全であるというように解釈してございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、私もね、再三町長が、もうしつこいほど、もう聞かんでくれちゃうくらい、皆さん聞いているからね、安心なことは私もわかったんですよ。ただ、この0.23マイクロシーベルト以下が安心だけど、それ以上はちょっと危ないよというような認識だから、俺は。だから、こういう数字が出てくると、阿見町大丈夫かっちゃう話になっちゃうわけよ。だけど、日常生活制限レベルではありませんちゃうのはわかりましたよ。だけど、こういう数字で大丈夫かということを私は聞きたいのよ。だから、いい工夫は。まあ、本当でしょうけども、工夫するものはないかということなんです。

ちょっとこれは一工夫したほうがいい。地図がわかるようにすることと、この数字が本当に

安全であるかどうかね、よろしくお願いをします。

それとですね、瓦れきの受け入れについて、これはもう議会からも要望しましたし、受け入れることってというのは、もう工程表も出しました。

それより先に、町民、近隣住民に——特にですよ、町民全体もそうですけど、近隣住民に説明をしたのかしないのか、もう一度確認をさせてください。今現在。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。4月ですね、臨時議会のときに、町長が表明、それから議会のほうがその決議をされていただきまして、その後すぐにですね、霞クリーンセンターの周辺地区であります追原と上条の区長さんにですね、その旨、説明いたしました。それと、あとスケジュールをもちまして、今後ですね、視察、それから試験焼却、そして地元説明会を経まして、本格受け入れを開始するというような、そういった大まかなスケジュールを示した中で、段階的にですね、細かな説明をしていくというようなことで、そういう趣旨説明はしております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。あのね、私はこの工程を見るとね、瓦れきのサンプルの試験焼却が一番先に来て、地元住民説明会が2番目に来てるんだよ。だから、何か受け入れが決まって、その住民に説明したんじゃないかという、俺は勘違いしたのかな、そうすると。これじゃそうだよ。これ見ると。こういうものはね、事前に、受け入れるというおおよその話が決まったらよ、議会からも要望してますと、町も大体受け入れるつもりでおりますというのであれば、そのときに、公表する前に行って、説明するのが普通なんだと私は思うのね、地元の住民、納得するのは、納得させるためには。それはやったちゅうことなんですね。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） そちらはですね、視察が終わってからの、その後のスケジュールを示してますんで、視察を実施する前に、区長さん初め役員の方々に、こういう趣旨でこれからスケジュールをお示しして、それで第一弾として視察に参りますので、ぜひ御参加してくださいということで、全体の流れの中で説明してます。で、視察のところが除いちゃったあとですので、そこが抜けてますから、全体を説明してますので、その辺はちょっと誤解されたかと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。じゃあ、地元の住民は納得してるということですね。どうもそうでもないみたいなんだ。まあだけど、これはまあ、一人、二人のね、意見を聞いたって、まあそう言っちゃ悪いけども、それは百人おりゃあ百人十色でいろいろあるからね、そ

こはまあ我慢して、根気よく説明をしてあげてくださいよ。それとあとね、土を剥いでますよね、いろんな学校とか。で、その盛り土してますよね。これって最終的にどうするんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。小中学校、保育所の除染工事に伴って出た汚染物質を埋めた場所ということでよろしいですかね。大きなですね、国のほうのスケジュールとしては、県内に中間処理施設をつくる。その後、県外に最終処分場をつくるというスケジュールはあるんですが、現実的には、その福島県内でも大分難航しているということもございますし、茨城県内でも、その中間処理施設、貯蔵施設をいつつくるかというスケジュールもまた決まっておりません。今の段階で、埋めた場所については、定点測定をしながら、自主管理をしていきたいと思っています。ですから、最終的にそういう施設ができれば持ち出すという予定でございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 国の最終処分場は矢板市に決まったんですよね。ただ、矢板市の市長が寝耳に水だと言って、即刻、環境副大臣に反対を唱えていますよね。これはまあ、やっぱりそのやり方が余りにも強引だったんでしょう。阿見町はそういうことがなかったみたい、事前に説明をしてね、やってるから、なかったんでしょうけども、要は、いつまでも今のあるところ、それぞれのところに……。だって8,000ベクレル以下は町で処分しろっちゅうことでしょ、町で処理しろということですよ。それ以上は国でやるちゅうことで、そうじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。例えばそのごみの燃えかすですね、そういうものにつきましては、8,000ベクレルという1つの分かれ目がありまして、それ以下については処分していいよと。

○14番（藤井孝幸君） 町で。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。それ以上については、そういった国のそういったマニュアルがありまして、相当なコンクリートの何メートルで覆ったとかそういったもののところに処理しなさいということなんですけども、町内どこでもそういったところは受け入れてもらえませんので、国がそれをお願いしているわけなんですけども。ですから、そう決まっていますので、8,000ベクレル以下については、飛灰とかは、最終処分場に処理しています。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうなんです。私の質問の真意はね、8,000ベクレル以下は町で処分するようになって、それ以上になると国が面倒見るということでしょうから、その8,000ベクレル以下の今ある、集めた土砂とかね、それを焼却灰にするのか、それともどっかに埋めるのかという計画はありますか、今。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ちょっと確認させてください。今藤井議員おっしゃってるのは、校庭とかの除染したその剥いだ土砂ですね、その件ですか。

○14番（藤井孝幸君） その最終処分、処分方法。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、ですから、それは先ほど対策室長がお話ししたとおり、それは最終的には、受け入れるところが、国のそういったところがないものですから、今、そこにストックしておくというような、そういったところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） え、ちょっと。8,000ベクレル以下は、市町村が処理しなさいでしょ。8,000ベクレル以上は国が面倒見る、国が決めた最終処分場に持って行く。それ以下は市町村が処分じゃないんですか。それ違うのかな。ちょっと教えてください。

〔「処分していいのかな」「だからさ、藤井さんさ、以下なのか以上なのか聞いてよ、今集めてるやつをさ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） だから、それを聞いてんだけど、答えないんだ。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。町の最終処分場で処分するものはですね、要はその燃えかすというふうに決まっていますので、そこにですね、さくらクリーンセンタに土を、ですから、今、校庭に置いてあるようなそういった土を処分するということは考えておりませんし、それは認めないようになっております。ですから、その土のその行き場がありませんので、今、保管しているというような状況です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それはね、早急に行き場を探してあげてくださいよ。埋めるなり何かしないと、いつまでも校庭に積むわけでしょ。それはどうするんですか。やっぱり住民としても、いつまであれあるんだらうと。町も方針も決まってねえんだというふうじゃ困るでしょ。

〔「自分ばかり安全だ。そのほうがいかっぺちゅうの」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） え、方法があるの。

〔「そこでずっと保管しますっていうほかないんだ。ほかのところに持っていけないんだ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いや、それはそれでもいいんだよ。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 環境省が定めた除染関係ガイドラインというものがございます。その中でですね、0.23マイクロシーベルトという単位があるんですが、それ以上ある施設については土砂を剥いで、いずれにしても持っていく先がございませんので、施設内で今、保管。保管の方法もですね、1.5メートルから2メートル掘って、遮水シートを敷いて、大きな土のう袋——1トンバッグっていうんですが、その1トンバッグも二重のバッグでございまして、そこに入れてふたをし、それから再度遮水シートをかぶせて、その位置に50センチ新しい土を盛るということで98%の放射能カットができるということがガイドラインに載ってございます。それですから、現在盛ってある部分については、自主管理をしておりますから安全であるということをお願いしたいと思います。

で、最終的には、放射性物質を含んだものですので、県の中間処理施設とか、あるいは最終処分場ができればですね、持っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、8,000ベクレル以下は町が処分せにゃいかんでしょ、処理。県の中間施設なんか持っていかれるの。今、埋めるって言ったやつは、多分8,000ベクレル以下でしょうから、以上のものはないんでしょうから、ね。それは町でやらなきゃいかんのじゃないの、埋めるなり、今のあなたが言った処理で。防水シートを敷いて穴掘って埋めてまた土かぶせて。その方法をやるとえらいわけでしょ。それが今のところどこが場所が決まっているのかちゅうことの質問。教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。いずれにしても、処分先がないものですから、中間処理施設が県内につくるという予定ではあるんですけども、持っていけないという状況がありますので、それができた時点では、運び出したいと思っています。その間は、今の敷地の中で管理をしとくということで考えてございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、どうも要領がわかんないな。要は、8,000ベクレル……。まあ、言ってもしょうがないか。8,000ベクレル以下は町で処分すると。そいで、県には持っていかれない。8,000ベクレル町で処分するから、その処分の方法はわかった。だけど場所はどこかって、こう聞いているの。それでも、いやいや県のほうに持っていくちゅうんだったら、こ

れはいいですけども。

〔「いや、そう言ってる」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） そう言ってるわけ。

〔「土と灰では違うんです」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いや、今ある土ですよ。

〔「ですから、灰は最終処分できます」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 灰はいいのよ、灰はいいの。灰はいいんです。土、土。

〔「土の話してんの」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 土の話してる。灰の言葉使ってないじゃない。土を言ってるんです、土を。

〔「運び出したって言ってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから今、町のほうに、運ぶことは、今、そういう場所がないからできない。阿見町でじゃあ、まあ……。

〔「処分場ができれば運び出したって言ってるんだけど」「いや、だからちょっと明確にしたらい」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから、それは今できないって言ってんですよ。

〔「運び出したって室長は言ってるんだからさ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ私、ちょっと質問をかえるよ。そしたらね、8,000ベクレル以下の土ね、灰じゃないよ、土、土は、阿見町で処分するのか、それか、そのベクレル以下であっても、県の処分場に持っていくのか、どっちか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えします。校庭にある土を、それを持っていきたいというのはありますけども、それはどこでもですね、確かに持っていきたいですけども、これ受け入れるところがなければ、持っていけないわけですよ。で、受け入れるところがないんですよ。これだけ、阿見町の中で……。国は最初は、各市町村で仮設のですね、仮置き場を設けて、そこにストックして、最終的に国がそれを面倒見るとなってますけれども、ただ、今、それだけの膨大な土を受け入れてくれる施設が、施設っていいですか場所が……。これは聞いてもいいんですけども、恐らく、例えば藤井さんの近くに置かしていただいてもいいですかって言ったときに、賛成される方は誰もいらっしやらないと思います。私の下吉原でも同じように、賛成する方はいないと思います。ですから、もうそういうものは想定がされますんで、ですから、持っていけないので、そこに置いとくしかないという、そういったことです。

〔「ああ、そうか」「そうやって明確に答えればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） うん、そう言えばいいんだよ、じゃあ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、持っていけないところがないから、今のあるところに保管するしかないですよち言えばいいのに。処理の方法とか穴を掘るとかシートかぶせるとか言うから、ああ、どっか穴を掘って全部そこに集めるんだなと思うわけだよ。要はもう、今のあるところに、どっか持っていく場所がない限りは、ずっと積んどくと、これでいいんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 申しわけございません。訂正させていただきたいんですが、特措法ですね、法律に基づいて処分するということになって、済みません、今ようやく思い出したんですが、先ほど申し上げましたように、議員さんがおっしゃるように、8,000ベクレル以上——灰も土もですね、それについては中間処理施設あるいは最終処分場に持っていくということでございます。8,000ベクレル以下については町処分ということでございます。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 何か、どうも……。

〔「休憩して、ちょっと調整したら」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 藤井君に申し上げます。ちょっとお待ちください。もう一度答弁しますから。

生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今、灰と土が一緒になっちゃいましたけども……。

〔「ちょっと待って、執行部が、きちんと統一した答えを出しなさいよ。おかしいよ、それ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 海野議員に申し上げます。今質問しているのは、藤井議員ですから。

○生活産業部長（篠崎慎一君） いいですか。今、土と灰が一緒になった、ちょっとあのお答えして……。

○14番（藤井孝幸君） 俺は一緒になってないよ。俺は土。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ええ、答弁になってしまいましたけども、8,000ベクレルということはありますけども、まず、阿見町である最終処分場は、あれは焼却灰の最終処分場です。そこに土を埋めることはできません。

○14番（藤井孝幸君） わかってるよ。

〔「わかってるよ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） わかってるよ。

○生活産業部長（篠崎慎一君） あ、そうですか。

○14番（藤井孝幸君） だから。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ですので、その最終処分場といいますか、今のストックしてある土を持っていくところがないんで、あそこに置いておくということです。

〔「ちっともよくわからないなあ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要は、もう8,000ベクレル以下は、今言った特措法で決まってるから、その市町村で処分すると。だけど市町村も処分するところがないから、今の現状はそこに置いとくしかないということなんですよ。はっきりそう言えばいいんだよ。そうじゃないので、これえらい無駄な時間過ごしちゃったよ。だってそう言えばいいんだよ。わかりました。

最後、避難されてる家族ね。避難されてる家族は、いろいろサービス、情報提供したりしてますけども、町としてね、もう一步踏み込んで、例えば……。私ね、初めて知ったんだけど、32世帯、86人、こんなにたくさんおるんですか。これ私初めて知ったんだけど、こんなにおるであればね、阿見町の温かさを見せるために、何かこう、そういうのやりたいちゅうボランティアさんもおるですよ。交流事業をして、国際交流じゃないんですけども、阿見の町民と触れ合うような策は考えませんか。そうしてあげたいちゅうボランティアもおりますんでね。どうですか。国際交流は、町長あんまり国際交流は議員のときから好きじゃなかったから。参加したことないでしょうから。だから、国際交流も、今度ほら、何だっけ、事業仕分けでね、何となく廃止みたいなのが2つぐらいあって、要検討が3つぐらいあったから、その交流は福島市民との交流でどうですか。誰だ担当は。環境じゃねえな、福祉だな。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。確かに町の老人福祉施設まほろばに避難していた2世帯については、いろいろなボランティアの方に、そういういろんな支援をしていただいて、町との交流、そういうものを行ってきた経緯がございますが、今は、先ほど申しましたように、民間のアパートに住まれていると。あるいは知人宅とか、そういうところにばらばらになっているというような状況でございます。そういう住んでる方が、そういう要望、そういうことがあるっていうことについては、今のところ把握してございませんので、もしそういうことがあれば、そういうボランティアの方につなげていければということで、考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私もまほろばに来た浪江町の家族ね、には、引越しと通院、ハローワーク、移送サービスで無償で提供しましたよ。それはそれで昔の話、昔っっちゃうか前の話だからね。今、私が言ってるのは、福島市民がここで阿見に避難してきているわけよ、アパートにね。住所とかわかってるだろうから、そういう人たちに、阿見の町民と交流しても、まあ、祭りに呼んでもいいしね、桜まつりに呼んでもいい。そういうようなことを温かくしてあげられる方策は考えませんかっってるわけ。だから、それは今、そういうボランティアがおったらやるっちゃうから、やるんでしょね。ぜひそうやってやっていただきたいんですよ。私も協力しますから、ね。

最後に、やっぱりここ私も2回、実施します、検討しますというようなことを、過去、21年から今年24年に、執行部の議事録を全部読んで、しますします、検討しますというようなことをずっと質問してきましたけども、しますと言ってやってない部分もままあるからね。これはね……。

〔「検討」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 検討します、しますちなってんだよ。

〔「検討しますで、やりますって言ってない」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いやいや、検討しますだから、検討もしてないところもあるから。ちよいちよいちよいちよい、口を挟まない。

だからね、答えるときには、やっぱり町としてはね……。俺は、実施しますと言うから実施したのかって聞く。だから実施してないんだったら、実施しますって言わないで、検討します。そしたらいずれまた検討しましたかっ聞くんだから。そこんところ実施しますって断定すると、あ、本当にしたんだなと思うから確認するわけですよ。だから、もっと議会に対する答弁だから。もっと真剣にね。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。余計なとこに……。

○14番（藤井孝幸君） ということで、要望で、終わります。

○議長（倉持松雄君） あ、終わっちゃった。

これで、14番藤井孝幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 6時16分散会

第 4 号

[9 月 14 日]

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成24年9月14日（第4日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

15番	久保谷実君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
児童福祉課長	岡田稔君
都市計画課長	大塚芳夫君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	根本正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成24年9月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成24年第3回定例会

一般質問3日目（平成24年9月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 紙井 和美	1. 児童の放課後対策の取り組み，放課後子どもプランの実施状況について	町 長
2. 吉田 憲市	1. 入札監視委員会の設置と阿見町指名委員会議事録の公開について	町 長
3. 柴原 成一	1. 阿見町の都市計画のビジョンは？	町 長
4. 浅野 栄子	1. いじめの根絶を 2. 「事業仕分け」をどのように生かすのか 3. 普通教室にエアコンの設置を 4. 子育て支援の充実を	教 育 長 町 長 教 育 長 町 長
5. 久保谷 充	1. 学校におけるトイレ洋式化やエアコン整備等，子どもたちの教育環境の向上について	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、児童の放課後対策の取り組み、放課後子どもプランの実施状況についてであります。平成19年度、国で創設された放課後子どもプランとは、地域社会が一体となり、小学校の児童を対象に、放課後や週末等に安全で安心に、そして健やかな居場所をつくることを目的として、厚生労働省の放課後児童クラブ、文部科学省の放課後子ども教室とを連携して実施するものでございます。

具体的には、放課後児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に学校の空き教室や専用施設、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びなどを通し、生活の場を提供するものでございます。当町では月額4,000円の保護者負担金を必要としております。放課後子ども教室は、実施している小学校の1年生から6年生までの入会の申し込みをした全ての児童を対象に、空き教室や体育館などを利用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施いたします。基本的に、全小学校で実施することを目指します。

当町では、平成21年11月に放課後子どもプラン実施要綱が策定され、22年1月1日施行。放課後子ども教室は、平成22年4月1日に施行されました。放課後子どもプランについては、平

成19年第4回の定例会でも質問をいたしました。その後の事業の実施状況、放課後対策の現状と今後の展望など、以下の5点についてお伺いいたします。

1点目。放課後子ども教室には、子ども教室と児童クラブが一体となる一体型、両者が連携する連携型、そのほか単独型、分担型などがあります。当町の実施形態はどのようなものかお伺いいたします。

2点目。基本的に、教育委員会が主体となっているところがほとんどのようでございますが、当町の放課後子どもプランの主管課はどこになっているのか、お尋ねいたします。

3点目。放課後児童クラブと放課後子ども教室はどのように連携しているのか。

4点目。放課後子どもプランコーディネーター及び学習アドバイザーについてお伺いいたします。

5点目。この事業を充実したものにするためには、学校との連携が大変に重要となっておりますが、どのように共有化を図っているのかお尋ねいたします。

以上の5点を中心にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

早速、答弁をさせていただきます。

児童の放課後対策の取り組み、放課後子どもプランの実施状況についての御質問にお答えいたします。

5点ほどありますが、1点目の放課後子ども教室の実施形態と3点目の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、関連事項のために一括してお答えさせていただきたと思います。

本町においては、平成22年4月より放課後子どもプラン事業を推進し、平成24年4月に阿見町放課後子どもプラン実施要綱が制定されました。要綱第2条、子どもプランは、文部科学省が進める放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が進める放課後児童健全育成事業を一体的、または連携して実施する総合的な放課後対策であります。

阿見町の放課後子ども教室の実施形態といたしましては、放課後子ども教室は、学校の敷地内の空き教室や体育館等を借用して開設しております。また、放課後児童クラブにつきましては、同じく空き教室や専用施設でそれぞれに開設し、放課後児童クラブに所属している児童たちも、放課後子ども教室の活動の参加を希望する場合は、その時間に活動場所に移動して、一緒に活動ができる連携型の実施形態でございます。

放課後児童クラブは生活の場が活動の中心となりますが、放課後子ども教室に参加することで、児童クラブの児童たちにも、地域の大人たちによるさまざまな体験活動の場の提供を受けることができることなど、両事業のそれぞれの目的を活かすとともに、連携を図りながら事業の充実を目指して実施しているところでございます。

次に、2点目の放課後子どもプランの主管課についてであります。

町では、平成22年1月に教育委員会生涯学習課で策定した放課後子どもプランに基づき、子ども教室と児童クラブの連携した実施に取り組んでまいりましたが、2年間の成果の検証をした結果、今後の円滑なプラン運営には事務局の一元化が必要となり、生涯学習課と児童福祉課で協議を重ねた結果、平成24年度から児童福祉課児童館にプラン事務局を一元化いたしました。事務局を一元化したことで、生涯学習課で実施していた放課後子ども教室事業と、児童福祉課児童館で実施している放課後児童クラブ事業の両事業を把握することにより、それぞれ異なる両事業の目的を考慮しながら、子供の豊かな成長や安全面を重視した運営を行っております。

次に、4点目の放課後子どもプランコーディネーター及び学習アドバイザーについてであります。

コーディネーターの役割といたしましては、放課後子ども教室及び放課後児童クラブとの連携についての調整、学校と関係機関等の連絡調整、活動プログラムの企画を行う総合的な調整役であります。また、学習アドバイザーの役割といたしましては、学習機会の提供、学習プログラムの実践・指導、及び子ども教室実施時における子供たちの安全管理を図ることを役割としております。

次に、5点目の学校との連携についてであります。

阿見町放課後子どもプラン実施要綱にも定めているように、子どもプランに関する検討等を行うため、阿見町放課後子どもプラン運営委員会を設置しております。また、各小学校ごとに放課後子どもプラン実行委員会を設置し、両委員会の組織体制の中に、学校を代表する者が委員として町より委嘱を受け、子どもプランの運営にかかわっていただいております。また、主な活動場所が学校施設となるため、運営に当たりましては、学校の実情を十分に把握するとともに、学校関係者に放課後子どもプラン事業への御理解、御協力を得ながら、事業を推進しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

放課後子ども教室の実施形態と児童クラブとの教室の連携ということなんですけれども、当町では連携型ということでお伺いしました。放課後児童クラブは、年に250日ぐらいでしょうか、と思いますけれども、保護者の負担金が月額4,000円となっております。子ども教室には

年に何回で、保護者の負担金はどのくらい必要なのか。また、児童クラブの利用者に関しては、4,000円にプラスアルファするのか、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。放課後子ども教室につきましては、負担金は1,000円ということになっております。それと、放課後児童クラブについては、4,000円のほかに、子ども教室に参加する場合は、同じく1,000円の参加費ということになります。子ども教室につきましては、現在、週2回の実施ということで行っております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。これは保険代か何か、そういうものですかね。

あと、放課後子どもプランの主管課について、次にお尋ねいたします。子どもプランの主管課が、教育委員会の生涯学習課から児童福祉課に変わりました。4月から変わったんですけれども、学校を利用するので、教育委員会が主体となるところがほとんどなんです。石岡市初め21市町村のなか全てが生涯学習課で行っているんですけれども、教育委員会の中で行っているんですが、先ほどお聞きしましたところ、両事業を把握しやすいということのメリットの上で、効率的になるのではないかとということで、一元化されたというふうに先ほどお聞きいたしました。

先ほどのお話の中で、2年間の成果を検証した結果というふうにお話しされていましたが、検証した内容と一元化することによるメリット、そういうものをぜひ教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。22年から始まりまして、第一小学校と舟島小学校をモデル校というような形で2校を実施して、2年間やってきたわけでございます。それぞれ子ども教室と放課後児童クラブ、所管が生涯学習課と児童福祉課というようなことで、それぞれ放課後子どもプランというプランの中では、計画の中に同じように位置づけはしておりますが、実施形態としては、それぞれの課が別々に事業を実施していたというようなことでございます。

そういう中で、子ども教室に児童クラブの子供さんが参加するということもございまして、やはりどうしても児童クラブの人数のほうが多いということで、子ども教室に参加する人数よりも、児童クラブのほうが圧倒的に人数が多いというようなこともございまして、日々の連絡調整とかそういうものにつきましても、事務局を一元化したほうが、指導員とかそういうところの連絡が調整しやすいというようなことで。今のところ、町が一括して、指導員とかそ

う人の出欠状況とかも把握しているというようなことでございますので、事務的なものは、やはり一元化したほうが事業がスムーズに推進しやすいだろうというようなことで、2年間の検証をした中で、児童福祉課のほうに一元化していくというようなことになったわけでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 放課後児童クラブの人数と、放課後子ども教室の人数、それぞれ教えていただきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 子ども教室でございますが、第一小が91人、舟島小が77人。今年度から、新たに阿見小と実穀小ということで、2校が始まったわけでございますが、こちらが117人、実穀小が46人というようなことでございます。

児童クラブのほうでございますが、第一小が114人ですね、実穀小が46人、阿見小が90人、舟島小が66人というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 人数を見ましたら大体似たような数字なんですけれども、放課後児童クラブに入っている人は、放課後子ども教室にも入ってらっしゃるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 申しわけありません。重複している方がございます。阿見小学校につきましては、両方とも参加しているというのが47人、第一小学校については43人、舟島小については21人、実穀小については17人というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 了解いたしました。このお子さんたちをとにかくしっかりと把握して指導していくわけなんですけれども、そこでお尋ねいたします。運営する人数なんですけれども、これはきちんと確保できているのかどうか。今現在、役場のほうの事務局は何人いらっしゃるのか。

また、今年の4月に児童福祉課に変わって5カ月がたちますけれども、そろそろホームページに載ってもいいんじゃないかっていうふうに思いました。ほかの市町村、例えば守谷市なんかは放課後子どもプランって出しましたら、どういうものかっていうのがざあっと出てくるんですね。こういうふうにしたら入れますよとか、そういう周知もそこで全部されていまして、非常にわかりやすいんですけれども、そういったことがまだできていないということ。

あと、周知方法も、まだよくわからない方もいらっしゃるような感じでしたので、そういったことで、人手が少々足りなくて、担当者が大変な思いをしているのではないのかなというこ

とを老婆心ながら申し上げますけれども、運営していく上で携わる人数はしっかり確保できているのかお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。子ども教室についてのホームページの作成につきましては、今、検証を終えて、今年度新たに2校を追加したというようなことで、25年度から全校実施に向けて準備を進めているという段階でございまして、25年度の全校実施にあわせて、そちらの開設をしていきたいというふうには考えているところでございます。

それと、指導員の確保ということでしょうか、教室に参加するほうの人員の確保ということ。担当者の人員ですね。今、生涯学習課から児童福祉課のほうに事務局が移行したというようなことで、そちらの担当者を1名増員したというようなことでございます。ですから今は、館長以下3名、あと臨時職員1名で対応していると。4人です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。事務局の方、急に全て任されて大変なんではないかと思しますので、ぜひとも、いろいろ生涯学習課のほうでも御指導いただければというふうに思います。

次に、放課後子どもプランにおいての子どもプランコーディネーター、それと学習アドバイザーについて再質問させていただきたいんですけれども、コーディネーターの役割というのが、子どもの教室と児童クラブの連携をスムーズに行う調整役、また学校や関係機関等の連絡を調整するとか、プログラムの企画などを行う。

また、学習アドバイザーは、子供たちに、学習に関することと安全管理に関することを指導していくということでした。子供たちにかかわる、これは本当に非常に大変に重要な役割であるというふうに思っております。この方々の現在の人数と、どのような経歴の方がおられるのか。また一番肝心の、どのように募集をしていったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず人数でございますが、コーディネーターが1名、学習アドバイザーが今17名というような体制で実施しているところでございます。

22年度から実施している団体として、NPOの法人でありますユーアイ阿見というところに委託をして、指導していただいているというようなことでございます。募集はユーアイ阿見さんのほうが指導員を募集して、人員を確保していただいているというようなことでございまして、町が人員について直接募集をしているというようなことではございません。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） プランコーディネーターは1名ですか。1名が全部の学校を請け負って見ているという状態なんですね。

学習アドバイザーの募集の仕方。これはユーアイ阿見さんに委託しているということで、全部委託をして、募集も全てお任せしているということなんですかね。これはどのような経緯でこちらに委託するというふうになったのか、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 先ほども説明しましたとおり、22年度から生涯学習課のほうで子ども教室を実施するに当たって、そちらのNPO法人さんのほうに指導を委託して、お願いしているというようなことでございまして、引き続き子ども教室については、事務局が児童福祉課に移行した後もですね、その法人に引き続きお願いしているというようなことでございまして、さらに2校増やしましたけれども、それで確かに学習アドバイザーという方を、それに対応できる人員を法人さんのほうで確保して、対応していただいているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ユーアイ阿見さん、頑張っていらっしゃるというようなお話をお聞きしておりますけれども、子供の放課後のことをお任せする、地域の皆さんとともに子供を育てるということで始まったものなんですからけれども、これは例えば、区長さんを通してお願いをするですとか、広報あみに載せて個人の方を募集するですとか、学校から推薦をしていただくですとか、ほかのところはほとんどそうなんですね。

例えばですね、このお話を聞いた方が自分もやってみたいという地域の方が出た場合、参入できるのかどうか。また、ユーアイ阿見さん1つに全てを任せることになった経緯をお聞きしましたっけ。どのようにユーアイ阿見さんに決まって、もう全てお任せするというふうになったのかを、ごめんなさい、聞き漏らしたかもしれないんですけども、もう1回確認をさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 経緯につきましては、生涯学習課のほうで22年度に2校で始まったわけでございます。ですから、私どものほうではちょっとその辺が、どういう経緯でユーアイ阿見さんのほうになったかというのは、詳しい事情はわかりませんが、それをそのまま事務局として引き継いでいるというようなことでございます。

先ほど、申しわけないんですけど、ユーアイ阿見さんのほうにアドバイザーの人員確保をお願いしているというようなことでございますが、学習アドバイザーあるいは調整役でありますコーディネーター、この方は町が委嘱しております。ですから、当然委嘱をする町としては、

アドバイザーについては子供たちの健全育成に情熱を持つ者であって、その職務を効果的に行うことができるような者というようなことで、当然、人員の確保については、NPOさんのほうで確保してもらいまして、その人員が本当に適任であるというふうに認めて、町が委嘱しているというようなことをごさいます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） これは地域みんなで考えていくものですのでね、どういう方を募集するのかというのも広く公表するべきではないのかなというふうに思うんですね。

それでは、少々細かいことをお尋ねいたしますけれども、学校教育の場というのは、教育長や各学校長の教育理念のもとで、子供の教育に当たってはそれぞれの特徴を活かしながら、校長先生のカラーですとか、そういうものも活かしながら、大枠の統一見解が教員全体に周知をされているわけでありませぬ。

それに対して、地域の方と触れ合う、そこから学ぶ、学校とはまた違う角度の教育というのは、この事業の非常に大きなメリットだと思うんです。そういうふうに考えているんですけども。そういうふうに行う方の教育理念とか、価値観ですとか、カラーですとか、それが大きく全面に出過ぎてしまった場合、利用者に不都合が生じるのではないかなというふうに懸念されることもあるんですね。その部分、学校関係者で担っていく場合には、学校の教育理念というものを基本にしながらやっていってくださるものかと思うんですけども。

児童福祉課のほうで、子供の健全育成ということになった場合には、学校の教育理念を取り入れながら、きちんとした大枠の方向性ができるのかどうか。また、利用者に、少し考え方が違うという不都合が生じた場合、どのように対応しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えをいたします。今、議員がおっしゃったような、そういう懸念といいますか、学校側との連絡調整、連携の部分でございしますが、その辺については、今のところ苦情とか、そういう部分での障害というようなものはないというようなことで。一生懸命指導員の方に、放課後の遊びの場の提供、学習の場の提供をしながら、有意義な放課後の時間を指導していただいているということで、当然、学校側と連携をしていかなければ、今後やはりできないというようなことで、先ほどNPO法人さんのほうに委託をしているということをごさいます。これは全く丸投げしているとかそういうことではなくて、町がそこら辺をきちんと調整しながら、子どもプランの全体としての運営状況はチェックしていくというようなことをごさいます。

そのために、運営委員会なり、学校ごとに実行委員会というものがあります。そういう中で、事業の進捗なり、今後の計画を検討していくというような機会もつくっておりますので、そう

いう機会に学校側の方針なり、そういうものと調整しながら、今後進めていきたいというふう
に考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私がなぜこのようなことをお聞きするのかと申しましたら、子ども
教室で対応している大人の方の中にとっても厳しい方がいて、児童クラブの子供たちに関しては、
指導員の方が児童クラブに帰れば待っているのだから逃げ場があるけれども、子ども教室のみの児
童に関しては、保護者ボランティアっていう方が何人かいらっしゃるようですが、その方がい
なくなったら、もうあそこには行きたくないという。実は、何とかそれを改善して、いろんな
方が入れるようにしてほしいという長文の、改善を訴えるお手紙が送られてきたんですね。代
表ということで、これを町長にもお送りしたというふうに書いてありました。

かなり内容も克明に書いてありまして、ちょっと辛らつなので発表はいたしませんけれども、
その内容が実際は本当なのかどうか、手紙だけではわかりませんから、関係者が何人か、知り
合いの中にそういったところに携わる人がいますので確認しました。保護者の方にも確認をい
たしました。そしたらやはり、ちょっとそのような。要するに一生懸命なんですね、そのアド
バイザーの方々も。物すごく一生懸命であるがゆえに、こうあるべきだ、こうしなくちゃいけ
ない、子供は少々ぶん殴っても、昔はそうだったんだとか、昔はこうだったんだというような
形ですとか、部屋の中で遊んでないで表に行け行けですとか。

本当にその人は、そういうふう子どもを育ててきたので、自信を持ってそういうふうと言
ってらっしゃると思うんですね。子供がかわいいと思うんです。だけれども、教育方針とい
うのは、それぞれ地域により、また家庭により、学校によりいろいろ違ったりしますので、そう
いったことで、かなりたくさんの方から、そのような実は苦情が来ているんですね。誰がどう
こうということは、私はわかりませんが、そのような話を聞かされています。

町には何回か訴えたんだけれどもということがありましたが、先ほど、そういった苦情は全
くないというふうにお聞きしました。それでは、4月に変わってからは、もしかしたらないの
かもしれませんけれども、それ以前に実施している段階では、教育委員会のほうにそういうお
話があったのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい、お答えいたします。今、紙井議員がおっしゃるほど強くは
ありませんが、それに類似したことがありました。平成22年度、第一小と舟島小を実施したわ
けなんですけど、23年度検証しておりました。その中でそういうことが私も時々行って、見させ
ていただきました。その中でそういうことがありましたが、そういう方は、NPO法人のユー
アイ阿見さんの考えにはそぐわないので、自然とおやめになっていったようで、平成24年度か

らはかかわっていないと思います。NPO法人ユーアイ阿見さんが平成22年度からかかわってくださっているのですが、その検証を23年度、1年かけてしまして、全くすばらしい指導ぶりで問題がないということが確認できましたので、引き続き24年度からもユーアイ阿見さんにお世話になっているというような状況です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。教育委員会のほうにも若干お話が入っているというようなことを確認させていただきましたけれども、そこでお尋ねします。

1つ、NPO法人ユーアイ阿見さんにお任せしているという状況は、今後変えることができるのかどうか。例えばですね、笠間市なんかは、コーディネーターは教育長が推薦をするって。これは教育委員会が主体となっていますから教育長ですけれども、今、生涯学習課から移管されましたから、ここは町長の推薦ということになるろうかと思えますけれども。

あと、推薦されたコーディネーターの方が、スタッフは自分の関係者の方を推薦するとかというふうになりますけれども、これはですね、いろんなカラーの方が、地域で普通に生活している方も入ってきて、いろんなことを教えてもらいたいというお母さん方も結構いらっしゃるんですね。1つのところにお任せするのではなくって、いろんな方を取り入れていただきたいんです。いろんな方を取り入れていただいた場合、先ほども申し上げたように、いろんなカラーが錯綜しますから、統一の見解は大枠は決めておいて、それで一般公募もしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、ちょっと今の御質問の前に訂正させていただきたいと思えます。

先ほど、児童クラブの負担金は月4,000円で、子ども教室に参加した場合、もう1,000円いただくということで答弁申し上げましたが、児童クラブに参加している方は、子ども教室の参加料1,000円は徴収しないということで、月額4,000円ということでございます。訂正いたします。

それと、今の御質問でございますが、いろいろ幅広い人から指導員を募集すべきだというような提案だと思いますが、今後ですね、25年度から全校8校実施していくというようなことでございます。それにつきましては、いろいろ今、検討しているところでございますが、今、実施、指導していただいているのが、ユーアイ阿見さんで4校を実施していただいているというようなことございまして、指導員になりたい、アドバイザーになりたいとかいう応募者がいれば、できればNPOさんのほうに申し込んで、どんどん参加していただくのも1つの方法かと思えます。

また、町が個別にですね、別々に募集しまして、実施するっていう形態もあろうかと思いま

すが、学校ごとに人員を確保して定期的に、継続的に実施していくという部分については、1つの組織体にまとまった中で実施していく方が効率的といえますか、実施する上でもそのほうがやりやすいのではないかなというようにも思います。いろいろ考え方があろうかと思いますが、実証期間2年間で踏まえて、今4校実施しているという中で、指導体制も今の状況がベストで、なかなかスムーズに実施していただいているという状況でございますので、できればそういう体制を今後継続していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 一般の方が入りたい場合は、NPOユーアイ阿見さんのほうにお話をし入れていただくということですか。そうですか。ごめんなさい、もう1回お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） そういう団体に所属するという方法もあると思いますが、ボランティアといえますか、NPO法人とか、そういう組織体の中で集まって、組織として活動していただいたほうが効率的ではないかというふうに考えているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 組織として、じゃあ、ユーアイ阿見さんのNPO法人以外の方が、また何かグループをつくって入るとか、組織の人が何人か入ることですか。じゃあ、一般の方はぽっと入れないということでしょうか。ちょっとそれをお聞きしたいんですけども。単独で、そういうところに属さないで、そこに参加したいという方もいらっしゃるんですね。そういう方はどうなのかお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは今、検討の段階ということでございますが、実際4校でそういう形で実施しているのが、いい状況で進んでいるということでございますので、今後25年度に向けても、NPO法人、そういうことを指導する人たちの集まり、そういうものをお願いできればということで、町内で個人的に指導をしてみたいというような人がいれば、そういう組織に所属するか、そういうことで参加していただければいいんじゃないのかなというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 組織に所属するんですね。

改めて申し上げたいんですけども、私は、特にユーアイ阿見さんが問題でということを上げているのではなく、広く住民の方に周知していただきたいという部分でお話をしているんですね。

あとですね、学習アドバイザーに関して、先ほど経歴はどうでしょうかとお聞きしましたけ

れども、学習アドバイザーの方の経歴は、どういう方が担当で当たってらっしゃるのでしょうか。それ、わかりますでしょうか。NPO法人の中のことだから、どうかわかりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 今回のNPOさんのアドバイザーの経歴、細かい部分まではこちらでは把握はしてございませんが、いずれにしても、指導について熱心に仕事をされる、情熱、熱意のある方がそういう組織に所属されているというようなことで認識しております。そして、中には元民生委員さんをやっているとか、あるいは育成会のほうで活動されていたとか、そういう経験をされているということで、いずれにしましてもその地域のそういう力になりたい、児童のそういう指導の力になりたいというような、志が高いというような方が所属されているというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。とにかくですね、回数は週に2回ということでそんなに多くないからこそ、すごく充実したもので、子供たちのすごくいい印象に残るようにしてもらいたいんですね。放課後子どもプランは、とにかく大成功させてほしいんです。そういったことから、細かいことまで小さな意見も取り入れながらね、何かあった場合はすぐに話し合いをするということ。これは、とりもなおさず子供たちのためですから。とにかく子供たちのために、そういうことをきちんとやっていただきたいというふうに思っています。

学校との連携ということですが、全国において、ゆとり教育から学力向上に力点が置かれまして、豊かな人間教育とともに学力の向上も、また今、全力投球していると教育長のほうからお話があつて、すごいなというふうに。ぜひとも頑張つて、子供たちのことをお願いしますというふうに心から願うところであります。

また、教育現場では、先生方も本当に大変だろうなというふうに推察しております。学校では学問を教える場所でありますので、それは単に成績優秀な頭脳の人を増やしていくことのみならず、学校で勉強につまずいたと、わからなくなったと、それで学校がつまらなくなつて非行に走つたり、いじめに走つたり、心がゆがんでいくと。勉強が楽しければ、きっとそういうことはないと思うんですね。そういったことで、やはり学力向上に、学校としても力を注いでいただきたいというのはあります。

そしてまた、人間教育も同時に進めていただきたいというふうに思うんですね。そのような学力を向上させる学校の中で一生懸命勉強をして、6時間目の授業が終わつたと。4時ぐらいになりますから、へとへとになっている子供さんたちも、もしかしたら中にはいらっしゃるかもしれないんですけれども、そのような中で、放課後に心身をリセットして、学年やクラスが

違う人たちと外遊びとか、文化活動ですとか、また勉強が好きな子供は、そこでアドバイザーに勉強を教えていただくですとか、そういった自由にできる放課後の過ごし方っていうのは、何気ないようですけども、異年齢の人といろいろ接したり、地域の大人の方と接するというのは、人間形成の上から本当に重要なことなんですね。そのように考えています。

学力向上のためには、まず心身の健康が大事ですから、前向きな強い心身をつくっていけば、恐らく乾いた砂に水がすっと吸い込まれるように、学力も定着していくんではないのかなっていうふうに考えております。

いずれにしても、学校の場所で行う安心感というのは非常に大きなものがありまして、開かれた学校って、これからも学校のかかわり方は不可欠だと思うんですけども、主管は児童福祉課に変わりました。しかし、教育長のお考えとして、子供の放課後、人格形成、そして学力を伸ばす心の成長を促す方法、そういったことによる放課後のあり方ということに対して、一言お話しいただければと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。今、紙井議員がおっしゃったことは本当にその通りだと思って、肝に銘じて受けとめておりました。紙井議員が心配なさっているようなことが起こらないように、学校の教員は一日、一刻一刻を、全精力を傾けて、子供たちのために頑張っております。今、議員がおっしゃいました、子供は勉強しているときは学校教育のもとに、校長さんのもとにありますが、教育課程を離れても、やはりかわいい阿見町の子供に変わりはありませぬので、授業に支障のない限り、全面的に協力、支援していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。それを聞いて、本当に心から安堵しております。子供を育てるということは、全大人たちが、地域が、行政が、保護者が一体とならなければ、健全な子供は育てられないと思いますので、教育長のその心強いお言葉を胸に、またさらにこういった子どもプラン、子供の放課後に対しての充実を目指していただきたいと心から願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時といたします。

午前10時55分休憩

午前11時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番吉田憲市君の一般質問を行います。

16番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔16番吉田憲市君登壇〕

○16番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。私は、事前に通告をしておきました次の1点についてお伺いをいたします。入札監視等委員会の設置と、阿見町指名委員会議事録の公開についてであります。

私は、平成23年3月の第1回定例会の一般質問においてであります。国土交通省にあっては、公共工事の発注者は入札契約適正化法に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことが求められ、入札及び契約のさらなる公正性、透明性、公明性の監視や、苦情の適切なる対応確保のため、第三者機関による入札監視等委員会の設置についてのお考えはいかがかという質問をさせていただきました。

その回答として、適切なる委員さんの確保や、委員の具体的運営面について情報が不十分ですので、研究課題にさせていただきたいと考えておりますとのことでありました。また、総務部長さんにおいては、特に入札監視委員会、これは適正化の指針に示された中で、第三者機関による委員会を設置すべきだろうという指針で出されておりますので、ちょっとここら辺の認識が私ども不足しておりますので、先進の土浦さんも設けているということなので、そういったものをよく調査研究させていただいて、公正、公明な入札契約になるよう努めてまいりますとのことでありました。

さて、あれから1年半がたちましたが、どのように研究し、どのように進んだのか、現在までの研究の成果、進捗状況をお伺いいたします。

次に、指名委員会の議事録公開であります。公共工事の発注の過程は、まず公共工事が発生しますと、次に起工起案、そして阿見町事務決裁規程に基づいて、専決区分権者への決済、業者選定、推薦、それから阿見町指名委員会の審査を受け、そして初めて公共工事発注に至るという経緯をたどると思います。

この流れの中で、指名委員会の審査は大変重要な役割を果たしており、納税者としての町民の視点から見たとき、大変興味深く、関心の増すところであると思われ。入札制度の透明性を明確にするとともに、指名業者選定の過程を、町は広く町民に知らしめる義務が当然にあると思います。よって、阿見町指名委員会の議事録公開に踏み切ってはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 入札監視委員会の設置と阿見町指名委員会議事録の公開についてお答えいたします。

入札監視委員会等の第三者機関の設置については、入札契約適正化法に基づき策定された、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により、入札、契約の透明性を確保するため、手続過程や契約内容等について、中立・公正の立場で、客観的に審査ができる学識経験者等の第三者の方に、審査や意見、具申等、監視する機関となっており、県内市町村における入札監視委員会等の状況は、土浦市など8市で設置されております。

また、国における、地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルの中で、第三者機関を設置できない場合の対応として、小規模の市町村においては、状況に応じて監査委員を活用できるとされていることから、阿見町においては、まだ監査委員の橋本先生等にはお話ししていないんですけど、監査委員をやはり活用していきたい、そういう考えは持っております。

次に、阿見町指名委員会の議事録の公開についてですが、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第7条第4項の規定により、阿見町入札参加資格審査会の会議は非公開となっており、同規程9条では、委員及び関係職員に対し守秘義務が課せられております。これは、公平公正な審査のためには、非公開や秘密の保持が必要であると判断されるため、引き続き同規程に基づき実施していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 御答弁ありがとうございました。

この件につきましては、前回は質問をさせていただいております。ただいまのですね、私の質問の中で、公共工事の発生からですね、発注までの経緯を、今お話ししましたが、この流れでですね、間違いありませんでしょうか。そここのところを確認いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。吉田議員が言われたような流れで、おおむね間違いはないと思います。ただ、発注までの第1段階としまして、まず、そういった工事の必要性ということが、やるかどうかという協議がなされまして、それでまず予算を確保していくというのが第1段階になるかと思っております。それがあって、その後、発注の手続に入ることになります。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） おおむね合っているということなんで。阿見町指名委員会という規程がですね、インターネットで引っ張り出しても出てこないということなんですよね。これはですね、私が考えるにですね、阿見町契約規則の第19条第1項及び第2項、審査会が、俗に言

う指名委員会だろうというふうに考えるんですが、それで間違いございませんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません、もう1回確認させていただきたいんですけども、契約規則の第19条で第1項、第2項、金額がと言ってますよね。1項の第1号では工事または製造の請負で130万円以上ということで、2項が備品の購入等で50万円以上のことですね。金額に関してはこのとおりでございます。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） いや、私が今聞いたのは、金額じゃなくて阿見町指名委員会というのはですね、契約規則の第19条においては、そういう契約があった場合には、町長はね、それにですね、意見を述べるというか、その中で、審査会に具申しなきゃなんないよということを書いてあるわけですよね、契約規程の中で。それと、指名委員会というのをですね、一緒に考えていいんでしょうかということは今聞いたんです。

阿見町に阿見町指名委員会規程というのが、今ないわけですよね、あるのかな。ないわけなんで、そうすると契約規則の19条に基づいて、阿見町指名審査委員会の役割を果たしているんでしょうかということは今聞いたんです。金額が130万円というのは、これはどこも大体右へ倣えでね、日本全国同じようでございます。ですからそうじゃなくて、そういう話を今、総務部長にお聞きしたわけなんですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。まず契約規則の19条で、こういった金額以上のものは審査会に付議をするということで規定されております。

それと、入札資格審査会ですけども、これは建設工事等の選定規程ですね。阿見町建設工事等入札参加資格選定規程の中で、資格審査会という項目で審査会の位置づけがされております。その中で、契約規則19条の規定に基づく指名業者の選定について、この審査会で審査を行うということになっております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） わかりました。それではですね、先進地の土浦市、それから町長のお話ですと、あと8市町においてこういうのがですね、できあがってるよということなんです。一番近いのが取手市で、一番早くやられているようなので、取手市の指名委員会ですね、規程をちょっとインターネットでとって見たんですが、きちんと取手市ですね、契約規則、はっきり言えば、今言った阿見町の契約規則ですよね、それに基づいて独自に指名委員会というものを、規程を設けてつくっているんですよ。

ですから、それは取手市さんの考えだから、阿見の考えではないよという話になってしまえ

ば、もうここから先の議論はないんですけども、ただ土浦市を初めとしてね、8市がこういうことに取り組んでいるということは、それだけやはり重要であるということがですね、各市町村で言われておるわけですよ。ですから阿見町も、阿見町指名委員会の規程をつくって、もちろん議事録もつくって、そしてその中で議事録を公開していくというような、これからの取り組み、お考えはですね、ありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。まず、資格審査委員会の独自の規程ですね。資格審査委員会の位置づけと会議の内容等の規程ですけども、今、阿見町の場合は、先ほど申しました建設工事等の入札参加資格選定規程の中に盛り込まれております。これは他市町村、特に先進の市等では独自に設けているということの御指摘だと思います。確かに、きちっとですね、審査会の位置づけを別の規則等で設けたほうがですね、位置づけもはっきりし、領域等も整理されてくるのかなというのは、私も思っているところでございます。

次の段階の、議事録等をつくってですね、公開をすべきだという御意見ですけども、これに関しましては、他の市等の審査会の規程等、規則等を見ても、議事録に関しては、各委員は守秘義務があるということで、内容については外には漏らさないということになっておりますので、もちろん阿見町も、会議については非公開ということになっておりますので、こちらのほうは引き続き非公開でしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 前回のですね、答えもやっぱり、建設工事入札参加資格選定規程7条第4項の規定によって非公開。それで、同9条でですね、守秘義務がありますからできませんよってという話なんですよね。しかしこれね、この規程にですよ、確かにほかの市町村のやつを見てもね、非公開なんですよ。それで守秘義務を守れということが同じように書いてあります。これ、一律もう並び……。

ですから、そういう中でね、阿見町の建設工事参加資格のですね、選定規程の中には、議事録があるんであればね、それを公開しちゃいけないよということはどうもたっていないんですね。非公開でやりますよ、その中身は守秘義務がありますよということなんです。ですから、議事録をどのような形で公開しようと、要するに閲覧に応じるとか、そういうことはしちゃいけませんよって、これはどこにも条文に書いてないんですよ。ですから、ほかの市町村は指名委員会をつくったり、また、つくらないところも閲覧をさせている。または、インターネットでですね、公開しているということだと思っんですよ。

ですから、前回の答えと全く同じ答えを今いただいたんですけども、これはですね、私は根拠にならないと思う。これは条文にないんだから。ですから、これはほかの市町村、先進地に

見習って研究していきますという前回は答弁をいただいていますので、これはどういうふうに、こういう形で、阿見町が今、町長がお話したですね、これはできないんだよという2つの条項の事例を取り上げましたが、取手市も同じことを書いてあります。ですから、その中で窓口に来たときには窓口で閲覧させるとか、それから、これから質問の後になりますけれども、第三者委員会による入札等監視委員会の議事録はインターネットで開示しています。それで、委員会ですね、藤井市長に対する具申の中でも、今後はインターネットで開示していきなさいよという具申も出ています。

ですから、先進地を研究して見習っていくのであればね、この2つの条項は理由にならないと思う。その辺はどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 1点ちょっと確認させていただきたいんですけれども、土浦市とか取手市さんの事例を、今、吉田議員さんが申されましたけれども、資格審査委員会の議事録をとる及び公開することと、入札監視委員会の議事録をとって公開すること、ちょっと話は別だと思うんですけれども。資格審査委員会の、土浦市とか取手市さんは、議事録をちゃんととって公開しているんですか。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 私が答えるのもおかしいですが、執行部で今度調べてね、こうこうなって別々ですよという話になればまた別なんですけど、入札等監視委員会ですね、藤井信吾市長に宛てた具申があるんですよ。その中で、指名委員会議事録は担当窓口の、今現在は閲覧になっているよと。そして、取手市入札監視等委員会の議事録概要書は、ホームページで公開してますよと。これ出てますよ。これ、うそじゃないと思うんですよ。ですから、その辺よくお調べになってね。こうこう、こういうなんだよという話で、私に質問してください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 私の勉強不足で申しわけございませんでした。担当者のほうからいただきまして、取手市の場合は会議録をとっておりまして、公開をするということで規定をしてございました。

○16番（吉田憲市君） じゃあ、理解していただいたということですね。町長、何か今言いたかったみたいだけど。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず、内部の中でよく研究しないといけないと思う。確かに取手市はそうなるから、右に倣えっていうことばっかしじゃないわけだから、今のところ阿見町としては私が答弁したとおり、そういう考えは持ってないっていうこと。はっきり言わない

と、いつまでたっても同じことを繰り返すから、そういうことで。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それではですね、角度を変えてお聞きいたします。取手市云々だから、うちは考えが違うから、やらないったらやらねんだよという話だよ。そうではなくて、今後、研究してやるかもしれないでしょう。だから、今現在、公開できない何か理由があるんですか。または、なぜ公開できないのか、公開した場合に何か支障があるのか。

例えばですよ、委員会の中で取っ組み合いのけんかをやってんだと、そんなの公開したらどうなっちゃうんだというような話なのか。まだ、本当に研究不足で、方向性としては将来的には公開していきたいんだけど、今ちょっと時間をくださいよと言ってんのか。私は、取手市の右倣えはしませんよと言ってんのか。その3つの中の1つ、はっきり言ってください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今まで非公開にしてきた理由ということなんですけれども、これは、公開している市町村は取手市さんとかがございましてけれども、ほとんどの市町村は公開をしていない。その理由なんですけれども、資格審査会の中での指名基準とかの議論の中で、個別の企業さん、事業者さんの過去の事業の内容とかですね、それから経営状況、そういったものも当然議論になってきます。そういったものがありますので、事業者さん、企業さんに影響を及ぼす内容については、情報公開の中でも公開すべきではないというふうに規定されております。そういったことで、具体的に各企業さんの名前で、事業者さんの名前で状況等のお話が出ますので、それは公開すべきじゃないということやってまいりました。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 今お話ししているのは、建設工事の業者さんのお話を今しています。物品とかですね、役務の提供、コンサル、そのほかの業者さんの話をしてはおりません。建設工事の話だけを私はしてるんです、入札のね、建設工事って書いてあるんだから、条例。そうするとですね、各企業さんの経営内容とか、社会性とかですね、そういうものがプライベートだよという形でわかっちゃうから、それは差し控えてきたんだよという話で、今そういうふうに私は受けとめたんですけれども。

建設業者さんにおいてはね、経営審査って受けてんですよ。経営審査事項の中には、この会社はどのくらいの規模で、どのくらいの売り上げを上げて、どのくらいの利益を得ているんだと。社会性はどうか。社会保険を完備しているよ、基金までやっているよというふうなですね、一切合財の中身をですね、暴露して、そして入札に参加してんですよ。そして、何もその会社が、私の会社がこういう会社ですよと自信をもって入札に参加してるわけだから、

これは公開をしても、誰がインターネットで引っ張っても、どここの会社の実績表は出るんですよ。これはもう御存知だと思うけど。ですから、今、総務部長が言ったプライベートな点もあるからとかいう、それは既に公開されちゃってんですよ、建設業者さんは。ですから、そういう問題は、私は守秘上の原因にはならないなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 取手の議事録等をよく勘案しないと、どういうことまで書いてあんなのかまだわかんないんでね、そういう面では調べて、町に本当にこういうことなら十分検討できんじゃないかというものが出てくれば、それは検討していくのはやぶさかじゃないんですけど、今の答弁の中では、やはりすぐにはできないっていうような思いはしております。ただ、議事録等、そういうものをよく見させてください。私もまだ見たときないんで、これはもう本当に失礼なことだったんですけど、よく見させていただいてね、どういうものがね、書かれているのか。

やっぱりあくまでもね、法人であったって、やっぱり人格を持ったものだから、やっぱり不都合なことをやれば、これはもう裁判沙汰になるのは当たり前の話でね。そこら辺もよく勘案しないと、ただただやればいってという問題じゃない。そういう面ではもう少し考えさせて、そういうものを見させていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 町長にはね、先ほど私3つ挙げたでしょ、その中のどういう部類に近い答えを出すのかなということ聞いてんですよね。ですから、そうすると方向性としては阿見町もこういうふうに公開をしていくという、そういう趣旨の中で、今ちょっと時間を、研究させてくださいよと、そういうことなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに、公開しているね、市のね、内容をね、どういう内容で公開してるのか。やっぱりこれ、見てみないとわかんないじゃないですか。そうでしょう。それが、よく見てみてね、それでもう十分大丈夫だというような状況であるならばね、それはよく話し合っ、て、どういう公開ができるのかということも、これはもうやぶさかじゃないけど。まだまだわかんないわけだから、そういう面では検討課題であり、やる方向ではなくね、研究し、それが十分大丈夫だということになったときには町は取り入れるし、これはやっぱりまずいなとなれば、これは取り入れない。取り入れる、取り入れないは、もう少し待っていただきたいということです。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 取り入れる、取り入れないは待ってくださいじゃなくて、自分の、

町長としての気持ちとしてね、これは公開にすべきだろうというふうに思ってたっしやるのか。取手市さんと同じまねごとしなくたっていいんですよ。阿見町はね、昨日も言ったでしょう、近隣の市町村がやってるからって、私のほうはやらないよという一点張りで頑張ったけども、それは参考にして、これから先、こんだけ情報公開、透明性、公明性ってうたってるんだから、言葉だけじゃなくて、やるんだぞという意気込みをね、町民に見せてあげないと、どこ向いて政治やってんだかわかんなくなっちゃう。

だから、そういう形で私は、先進地ですね、事例に倣っていいところをとって、いいとこどりでいいんですよ、別に。自分とこの、阿見町の考えでいいわけだから。基本的には、こういうふうに公開をしていくんだと。審査委員会をつくって、指名委員会をつくって、そういうふうにして規程をきちんとつくって、確立して、会議録でも何でも要望に応じて公開していくんだというふうな趣旨の中で。その中身はいろいろ別ですよ。50%しか公開しない場合もあるでしょうし、それは阿見町のやり方でいいわけだから。考えとして、町の長としてね、そういう方向性にあるというふうに理解していいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 吉田議員に申し上げます。先ほどから聞いてますと、町長は今、即答はできないと言って、何回も同じ質問ですので、それは、これ以上質問をさせません。方向を変えて質問してください。

〔「議長、おかしいぞ、そら」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 私が議長ですから。

〔「議長だって横暴はだめだよ、一方的は。納得いかなきゃしょうがあんめえよ。議長の役目じゃないぞ、それは」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町長が答弁したとおりで、よく研究をしてですね、可能ならばできるということで、私どももしたいと思うんですけども。公開している市町村はですね、数のごくわずかだというお話で、この前も吉田憲市議員さんとちょっとお話ししたかと思うんですけど、かなり特殊な事情があって、こういった経過になってるというのが恐らくあるかと思うんですよ。お話ししたときには取手市さんじゃなかったですけども、あそこの市ではいろんな経過の中で、事業者さんがいっぱいいて、收拾がつかないというか、で、こうなってんじゃないかというお話があったんで。そこら辺よく調査をさせていただきますから、よろしく願います。

○16番（吉田憲市君） それじゃね、はい。

○議長（倉持松雄君） 変わった方向で質問するんですか。

○16番（吉田憲市君） そうです。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 議長が、お前の質問もうやめろよという話なんですけども、議員というのはやはりね、質問するというか、その権利が私はあると思うんですよ。議長は、お前、きりがないからもうやめろよという話は通らないような、私は気がしますがね。とにかく、角度を変えて質問すれば許すよということなんで。

こないだも総務部長さんそこへ行って、総務部長さんは正直だからね、こうこうこういう話を私がしたらば、ああそうなんだという話をしました。正直言って、この1年半あったわけですよ。その中で、考えというものは恐らく1年半あれば、何らかの考えは出てくんじやないかと思う。どうですか。それが全くこれ、やらないよの理由は、1年前の質問に対するのと全く同じ答えよ、これ。そうすると1年半あって——変な話になりますけどね、じゃあ、取り組んでなかったんだよという形になっちゃうのかね。

まあ、いいです、いいです、それはもう。やらないとは言ってないんだからね。

〔「やらないって言ってない。やらないって最初に……」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） じゃあ、言ってください。ころころ、ころころ、町長のあれが変わっちゃうんでね。言ってください。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の状況の中ではやらないって最初に答弁してるし、ただそういう研究課題があるから、よく研究はしますよと言ってるわけですよ、そうでしょう。それをね、全然研究もしない、何もしないというのはあなたの独断であってね、やっぱり執行部もみんなね、一生懸命やってるわけだから、もう少しね——いつも同じような質問になっちゃうけど、もう少し執行部を信用してやっていただきたい。指名委員会にしても何にしても、部長級はみんな一生懸命やってるわけだよ。だって大体、町の利益を一生懸命考えてやるのが職員でしょう。やっぱりそういうことも、皆さんは疑問の目でどンドン、どンドン見るけど、やはりもう少し信用した中でね、やっていかないと。チェック機関もやっぱりもう少しね……。

○16番（吉田憲市君） 私の質問に答えて、こっちの人のに答えないでね。わかんなくなっちゃう。私の質問に答えてください。こっちは質問者じゃないんだから。

○町長（天田富司男君） 今の段階では考えてないって、最初言ったじゃないですか。ただ、こういう事例があるから、いろいろ研究はしますよと、今の段階ではこの答弁のとおりです。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 今の段階ではできないけども、将来研究をした中でいいと思えばやりますよ。その段階で決めさせてくださいということですね。そうでしょう。

○町長（天田富司男君） それはできるものであれば、やっていく方向だろうけど、まだ今の

時点ではやりませんよと。

○16番（吉田憲市君） できますよ、できますよ。それはできます、やってんだから。

○議長（倉持松雄君） できるかできないかは執行部に任せて、質問者は質問だけしてください。

○16番（吉田憲市君） だって、反対に質問されたんだよ。反対に質問もされたんですよ、議長。

じゃあですね、町長の気持ちは、要するに今の段階ではちょっと研究もしてないし、資料もないし。1年半あったんだけど、みんな一生懸命研究してたんだけど、1年前の質問と同じ回答だよということですね。ですから、一生懸命やってたんだけど、この1年半というのは一生懸命やってたということだけであって、同じ質問に対しては同じ回答だと。ただ、一生懸命やってるといえるのはですね、現実には、形の上で見せてくださいよ。私も同じ回答をもらったって、何やってたのかなと。

ですから、1年半という期間は、それぞれに大変な期間ですから、これはひとつですね、これはもう2回目の質問ですからね、きちんと取り組んで、近い将来、どっかの党で近い将来って言ってますけど、近い将来ね、きちんと先進地を見習って、そして先進地のようですね、委員会をつくって、そしてきちんとした、町民に対して、あ、よくやってると、今度の町政は違うと、目に見えてるなというふうな形ですね。やらない言い逃れじゃなくて、やる努力をですね、ひとつね、見せてくださいよ、形で。1年半やってた同じ質問で同じ答えではね、これは何考えてたのかなと思うのが、私が異常なんですかね、それはわかりませんが、それでお願いをします。要望をします。

次にですね、1つの質問と言ったんですが、第三者委員会ですね、これをつくったらどうですかということですね、質問をさせていただきましたら、先ほどの、これかな、小規模のね、単独では第三者委員会はつくれない、新たにつくるのにはそれだけのリスクがかかるよという。小規模の、要するに市町村ですよ、それが既存のですね、監査委員を利用してですね、それで第三者委員会の役割と同じ役割を考えてますよということなんですよ。

これは、私はですね、非常に町長はですね、賢いなというふうに思いました。それでまた、そういう方向づけで行くということですね、やらねんだってという町長ですよ、こういう形をするんだということを出したことは、これは一歩も二歩も、私は前進したなというふうに評価をですね、ほんとにうそじゃなく評価をします。

それでですね、要するに小規模のですね、監査委員会の中で、橋本先生にまだお話をしていないという話なんです、監査委員を取り込んだね、小さな、はっきり言えば独立していない監査委員会の中での、メンバーも監査委員って2人しかいませんからね、その中での第三者委員

会がどれだけの効果を発揮するかっていうのは、これから先の成果だと思いますよ。

しかしですね、4万8,000名というこの阿見町がですね、決して小規模な町ではないと私は思ってますよ。ですから将来的にはですね、それをスタートとして、試しにやってみて、監査委員では請け負えないよというような形になった場合にはですね、やはり単独で第三者を含めたですね、入札等監視委員会をつくって、そして透明性、公明性を確保した入札契約、入札制度の確立を図っていただきたいなというふうに思います。

先ほどから出てますけども、全国的にですね、入札制度の中で、なつてはいけないことなんでしょうけども、応札、要するに入札をですね、出した業者がですね、最終的には辞退していると。これは、全国的にもそういうふうにあらわれているんですね。こないだの海野議員の質問の中で、災害が起こってから、材料が高騰したりなんかしてね、人件費も上がったりなんかして、採算が合わないからできないよと、辞退するんであろうという原因ね、その原因が示されておりましたが、そうではなくてね、震災前から公共工事においてはですね、あらゆるところでですね、辞退をしていると。そのことについてですね、取手市入札監視委員会が藤井信吾市長に宛てた提言の中でね、そのこともうたってますんで、ちょっと読ませてもらいます。これは覚えきれなかったんで読みますが。

一般競争入札及び指名競争入札における業者の辞退に関する件。

最近、一般競争入札及び指名競争入札で、入札業者が辞退する事件が数多く出ています。時には入札予定業者全員が辞退し、入札不調になるケースもあります。入札への対応、応札するか辞退するかは業者側の裁量のうちであり、その自由を保障しなければならないことは当たり前のことです。入札予定業者全員が辞退するようなことは異常事態であります。正常な入札制度の執行ができなくなるおそれがありますよ。

業者は仕事を受注するに当たり、業者登録をして入札に参加してくるのでありますから、辞退するにはそこに何かの理由があるはずで、その理由を聞いて分析し、問題を抽出して、今後の入札制度改革の参考にすることが重要なことであると考えます。業者の辞退の自由を保障することと、辞退の理由を聞くことは何ら矛盾することではないと思っています。したがって、入札参加する業者が辞退する場合は、取手市では業者に辞退理由書の提出を求めていますと、こう出てるんですね。

当町でもですね、最近ですね、もううなずいてますから、給食センターの問題で、要するに入札不調という形になってますよね。その中でですね、その原因もですね、多分そうであろうと町長もですね、答弁してるんですがね。多分、海野議員の言うとおりであろうということで、私も思いますという話でですね、これ出てるんですよ。その中でね、はっきりした原因はわからないままね、大変議員の皆さんも、それから町民の皆さんも誤解をしている方もいらっし

やったし、また、大変後味の悪い結果になったっていう事実があるわけですね。

そこでですね、この阿見町建設工事参加資格選定規程、またですね、そのほかの契約規程の中でも、副町長とですね、助役、要するにこの委員会の長はですね、助役がする、副町長がするってことをうたってるんですね。ですから、阿見町には、まだ副町長制度が残ってると思うんですよ。これね、町長ね、町長。これがね、副町長をおつくりになって、それでそういう責任者としてね、なされたら私はいいと思います。これをひとつ。

あと聞く問題ね。この問題の中で、阿見町公正入札調査委員会設置要綱というのが、阿見町はあるんですね。これは主に何か起こったときに対処するかということだ、談合の情報が入ったときとか、そういうときに対処すると。阿見町の要綱の中でもね、第3条、委員会は副町長を長とすると書いてあるんですよ。今、単純な質問ですけど、この公正入札調査委員会設置要綱の委員会の委員長というのは誰ですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません、ちょっと一番最後の部分を聞き漏らしてしまいましたので、もう一度。

○16番（吉田憲市君） しっかり聞いてくださいね。

阿見町公正入札調査委員会設置要綱っていうのがあります。その中で、第3条、委員会は副町長を長としますよって書いてあるでしょう。この委員長は、今は誰ですかって聞いている。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。公正入札調査委員会設置要綱の第3条の、委員会は副町長を長としてということになっております。副町長が不在ですので、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとするということで、公正入札調査委員会は私が委員長代理になるんですけども、この委員会、幸い開かれたことがないんですけども、給食センターの入札の件で投書がありましたので、これに倣った会議をやりましたけれども、そのとき私が委員長代理ということで進めました。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうしますとね、委員長代理は総務部長ということで。そういう投書があったから、これにかかるんじゃないかという判断は、委員長が会を開いてないんだからね、委員長の独断で決めたんでしょう。ということになるよね。そうしますと、第2条ね、談合の情報があった場合に、次の条項を調査、審議するものだよと。公正取引委員会の通報、事情聴取の実施、入札の延期。それで、入札の延期をしたんでしょう。こういうことをやるんですよって書いてある。そして、その責任者は、副町長がいないから総務部長だよということですよ。

そして、町長の答弁書の中ではですよ、海野議員の質問に対して、これが何だというような投書の内容ではないかと。談合情報では決してなかつと思ひますって町長が言ってんですね。そこで町長が出てきちゃったんだ、これ。総務部長が長なのに。でしょう。総務部長の判断の前に、これ町長が判断しちゃったの。

これはもうですね、こういうことはもう余り、もういいです、それはね。わかっている、わかっている。いい。代弁したってことでしょう。だからこれにはこだわりませんよ。ただ、その中でね、これにも委員長は副町長がするんだよと。総務部長に任せるっていうこと自身がね、これは副町長と総務部長ではね、これは総務部長がちょっとかわいそう過ぎますよ。ですから、なぜ副町長を、約2年たった中でね。これは、必要性が私は十二分にあると思う。全ての条例の中でね、委員会をつくった場合、委員長は副町長って書いてあるんだもん。これは、つくらない理由は何なんですか。

○議長（倉持松雄君） それは通告になかったと思ひます。

○16番（吉田憲市君） ああ、そう。議長、通告になればいいです。

○議長（倉持松雄君） その質問等については通告にございませんので、それは後の機会に質問してください。

○16番（吉田憲市君） 何で知ってんのよ、知ってないでしょうよ。

〔「知ってるじゃない副町長つくらない理由」と呼ぶ者あり〕

〔「きちんとやりとりしたじゃん」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） じゃあ、はい、わかりました。

わかんないから聞いてんでしょうよ。

〔「全然……わかるでしようよ」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） じゃあ、まあいいですよ。この問題は、私はこだわりませんから。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 議長にも質問はするなと言われてるんで、あえて質問しませんけども。副町長は、お前なんでやんないのかわかってんだらうって、今言ってますけども、後でしっかりした理由はお聞きしに行きますよ。

〔「聞かなくたって」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） いいよ、それ、答えなくても。

これからもですね、この……。

○議長（倉持松雄君） 雑談はやめてください。

○16番（吉田憲市君） まあ、これからもね。

○議長（倉持松雄君） 吉田議員、質問を続けてください。

○16番（吉田憲市君） これからもね、入札等監視委員会っていうのはですね、この5万弱の町においてはね、やはり独立して、そしてある程度の権限を持って、町民のですね、誤解、それから疑いを払拭するためにもね、第三者委員会を、独立したものはね、つくっていかなくちゃなんないというふうに思いますよ。

それでまた、これから入札制度もどんどん私は変わっていくと思うんですよ。今はですね、会計の業務だけ、会計の評価だけなんですね。そうじゃなくて、総合評価、落札方式でもね、これから取り入れていかななくちゃなんない、それに対応しなきゃなんない。やはりですね、第三者委員会、この専門家チームをつくった中で、正しい判断をしていかななくちゃいけないと。町長もほら、うなずいてるからよくわかってんだよね。だから、これは近い将来、民主党が言います近い将来ですね、きちんとした形でつくっていただけたらと。

とりあえずスタートはね、一步も二歩も前進だと。さっき大変な評価をしましたと言いましたけども、最後にですね、そのことをお願いしながら。もう質問やめろって言ってるから、最後にそれをお願いしながらですよ。いやいや、議長がやるなっつってんだから、お願いをしながら質問を終わりたいと思います。町長、しっかりこのことについては検討してください。1年半あったんだから。町長、何かしゃべりますか。ああ、そうですか。

じゃあ以上、終わります。

○議長（倉持松雄君） 大変御苦勞様でございました。これで、16番吉田憲市君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは次に、12番柴原成一君の質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。通告に従い、阿見町の都市計画のビジョンはというテーマで質問をいたします。議員の皆様にはお手元に資料を2枚渡していますので、用語の解説ですね、それと新聞の切り抜きを1枚用意してありますので、ご覧ください。

都市計画については、農業と並んで私の質問の2大テーマになっていまして、そりゃあんだ

は不動産屋だろうと言われなくもないのですが、私腹を肥やすことなく、利益誘導とかをしていないことは、過去の質問と行動の利益を見てもらえばわかることと思います。確かに、私は農業を営み、以前は不動産会社に勤務し、今でも土地建物取引業の看板を掲げていますけれども、こっちのほうは本当に今、開店休業状態。それでも、多少の知識というか情報を持っているので、町民の方々から何かと相談を受けます。

そういう中で、やっぱり都市計画の末端での不合理、不公平を認めないわけにはいきません。町の都市計画の大きな枠組みのところに問題があるのか、細かなケースケースの認識の行き違いがあるのか、いずれにしてもその折々に議会で質問をし、発言をしてきました。そして、改めて過去の議事録をひっくり返してみても、読み直してみたわけです。今は、町の第5次総合計画が平成21年度からの後期計画に入っていて、もうすぐ第6次総合計画の策定期期に入ろうかというタイミングで、やっぱり発言をしておこうとなったわけです。これまで質問で取り上げた問題について、その後、周囲の環境等はどう変化したか、事業自体に進捗があるのかどうかを質問しておこうと思った次第です。

さて、通告の1点目は都市計画マスタープランの進捗状況はとなっています。これが、平成7年につくられました阿見町都市計画マスタープランです。通告書の体裁上、舌足らずな言い方になってしまいましたが、新たな都市計画マスタープランの策定に向けた作業の進み具合を問うものです。

私が平成18年の12月議会で取り上げた際、町の土地利用の根幹を方向づける都市計画マスタープランが、平成8年度に作成されて以来、放置されている。町民参加型でこれを見直していく考えはないかと質問をし、提案もしています。この際、当時の川田町長は、平成21年度からの阿見町第5次総合計画後期計画の策定にあわせ、新たな都市計画マスタープランを策定する予定であると答弁されています。翌19年の9月議会でも、改定を検討していると答えておられるのですが、それから5年です。進捗というか、進展をお聞きしていませんので、この機会にお答えしてもらおうと思います。

2点目、区域指定の進捗状況は。1点目とも絡むのですが、マスタープランの改定が進まない中で、既存宅地制度が廃止になりました。既存宅地制度というのは、用語の解説をご覧ください。線引きの内と外との格差がさらに広がってくる中で、さて町としてはどうすべきという議論になりました。土地区画整理事業の施工区域を初めとする市街化区域に、人口の誘致を図りたいという意向はわからないでもないのですが、町内には片や学校の存続すら危なくなっている過疎の地域もできかけています。そういう中で、区域指定という制度があるじゃないか。この活用を再三提案してきたわけです。

阿見町の都市計画は、土浦阿見都市計画区域という大きなくりにあって、区域指定は県の

条例で指定されています。それによると、市街化区域に隣・近接している集落を対象に指定する都市計画法第34条の11号区域ということで進められ、今回、調査の予算も計上されたと思います。これは、市街化区域からの距離が1キロメートル以内を指定するというので、制度上そうなるんだということですが、私の主張してきたところとは、いささかずれを感じます。これは後ほど述べたいと思います。だから、腹を立てているというわけではないのですが、私はもともと都市化と過疎化の問題解決、格差是正の方策として区域指定を提起した経緯があるので、この辺はなお追及していきたいと思います。どうでしょうか。

3点目は、この都市化の最前線で起こっている問題です。御存じのように、荒川本郷土地区画整理事業は平成21年に廃止が正式決定しましたが、事業廃止と引きかえに都市計画道路を骨格とした地区計画によるまちづくりを基本方針とし、平成17年2月に地区計画を新たに都市計画決定したという経緯がございます。

概略を言いますと、都市計画道路の供用にあわせ、土地利用の方針を定め、住宅と店舗等かが調和した土地利用を誘導するというものでして、基盤整備としては、生活道路のネットワークを確立するため、主要町道となっている路線を初め幹線道路への連絡路線、排水機能を重視した路線、通学路として確保、想定される路線、調整池管理用道路、その散策路の性格を持つ各道路の整備を町の責任で行うとしております。

一般に、地区計画は土地区画整理事業に比べたら、事業スピードは遅くなりがちで、計画の段取り、スケジュールというのは示しにくいものです。そのことも承知の廃止にしたのですが、実際には本郷第一地区の存在もあって、ハイテンポでこの地区の都市化圧力が強まっています。予想以上のスピードとはいえ、実際に人が住みついて、そこに行政ニーズが芽生えてしまうと、もう事業の性格上、いつできるかわからないですよと答えるわけにはいきません。特に、ライフライン整備を求める住民間のニーズが高まっています。最近では陳情もなされたようですが、今後のスケジュールをきめ細かに示していかないとならないと思います。何か具体的な見通しがあるのでしょうか。お聞かせください。

4点目。西郷地区、旧コアミ畜産を中心とした地区の近辺ですね、市街化については、平成19年第1回定例会の陳情採択を受け、素早い対応を求めた経緯がありました。町は結局、当該地域について線引きがされていない、マスタープラン改定が進んでいないの理由に、県への意見書提出をしませんでした。以来5年、地元が恐れた新たなと殺場ができることはなかったのですけれども、地元が期待した商業施設の立地も立ち消えになってしまいました。これでよかったのでしょうか。

1点目の質問に戻るわけですが。都市計画マスタープランの改定作業の中で、町内の各地域についてどのような未来を描き、どのような方針を立て、どのように方向づけていこうとしてい

るのでしょうか。この間、何も調査、研究をしていなかったわけではないと思います。

5年前、西郷地区の問題では、町長はこんなふうに答えています。実際にここへ進出したいという企業もあって、それがいつまでその気であるのかわからない。そういう、言ってみれば期間的な問題もありますので、そういうことも考えながら検討、できるだけ早い結論が出るような形での、その前の前提として、町としての基本的な考え方を早急に整理したいと考えておりますと答弁いたしました。早い結論、早急に整理とおっしゃられて5年。この辺のスピード感覚がそもそもずれているのではないかと、違うんじゃないかというふうな気がします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町の都市計画のビジョンはについての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、阿見町の都市計画マスタープランの進捗状況はについてであります。

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を行い、国土の均衡ある発展を図るため、都市計画法に基づき行うものとされております。平成4年に都市計画法の改正により、全国の市町村で、市町村の都市計画に関する基本方針、いわゆる都市計画マスタープランを策定することが義務づけられました。

都市計画マスタープランは、町総合計画を踏まえ、おおむね20年後を展望したまちの将来像を明らかにし、土地利用、道路、公園、下水道など、都市整備の総合的な方針を示すことで、今後の当町の都市計画を進める上で基本となる計画であります。現在の阿見町都市計画マスタープランは、平成8年度に策定したものであります。

今後の策定に向けての進捗状況でございますが、まず、上位計画である町の第6次総合計画が、平成24年度から25年度にかけて策定されます。この総合計画で示された基本理念を反映させるため、都市計画マスタープランの策定は、平成26年度から27年度の2カ年で策定することが適当であると考えております。

平成8年度当時と比べ、現在は人口減少時代の到来、高齢化の進行、環境問題への取り組み、経済の低成長、厳しい財政状況など、都市計画を取り巻く環境は大きく変化しております。マスタープランの見直しは、これらの社会情勢の変化を踏まえるとともに、住民アンケートの実施やヒアリングなどを行い、住民の意見を十分踏まえ策定しなければなりません。県のマスタープラン等の基本的な枠の中で、現状を十分認識し、住民参加の形での、町として望ましい計画を策定していきたいと考えております。

次に2点目の、区域指定の進捗状況はについてお答えいたします。

柴原議員も御存じのとおり、区域指定は、市街化調整区域において、開発の許可を行う場合の許可基準の1つとして、平成13年5月18日に施行された改正都市計画法で追加された制度であります。この制度は、市街化調整区域における既存集落のうち、一定の基準を満たした土地の区域について、対象となる市町村が区域指定の申し出を県に行い、県が条例により区域を定め、建築物の用途を制限して開発を許可するものであります。県条例で指定された区域であれば、市街化調整区域であっても、集落の出身要件等の要件を問うことなく、住宅等の一定の建築物の建築が可能となるものであります。

県条例によりますと、一体的な日常生活圏を構成し、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域であり、市街化区域に隣接・近接している集落を対象とするものと、集落のコミュニティー維持を図るため、市街化区域から離れている集落を対象とする場合の2つの区域指定がございます。

この区域指定の条件ですが、集落を形成している宅地率や建築物の連たんしていること。5.5メートル以上の主要道路や排水施設が適切に配置され、水道の給水エリアを満たしていること。そのほかに、市街化区域から1キロメートル以上離れている集落については、平成12年度と平成22年度の国勢調査比で、人口が減少していなければ指定することができません。

では、現在の取り組み状況ですが、阿見町で集落を形成している箇所は28集落あります。そのうち、宅地戸数が基準に達していなかった集落は6集落でした。現在、それ以外の宅地戸数の基準を満たした22集落の宅地率、道路及び排水施設等の調査を実施しております。また、市街化区域から1キロメートル以上離れた区域については、人口の減少が条件となっているため、区域内の人口調査も行い、今年度中に区域指定に指定できる集落の絞り込み作業を進めております。

区域指定までには、来年度以降コンサルタントに業務を発注し、区域指定図書作成に必要な基礎データの整理等や対象集落の現地調査、検討委員会、住民説明会、都市計画審議会の開催、茨城県との協議調整等で、およそ2年程度かかる予定であります。

次に3点目の、区画整理を中止した荒川本郷地区のライフラインの整備スケジュールはについてであります。

当地区は、旧都市基盤整備公団、現UR都市機構による土地区画整理事業の中止、撤退後、地区計画を活用した良好な市街化促進や、骨格となる都市計画道路の整備、または早期の土地活用が想定される区域を対象に、試験的にまちづくり勉強会を実施し、良好なまちづくりを進めるための支援等を行っております。一方で、限られた財源を効率的、効果的に投資しながら最大限の効果を得る上で、上下水道や、関連する生活道路に係る段階的な整備イメージによる

整備計画方針を示した荒川本郷地区まちづくり方針を、平成22年度に策定しました。

まず、下水道の整備スケジュールについてですが、現在、供用開始しております都市計画道路荒川沖・寺子線、南大通り線、センター通り線の3路線には、下水道本管が既に整備されておりますが、供用をするため、南大通り線の既設人孔から県道土浦・稲敷線までの流末幹線の接続ルートの検討及び設計を、今年度実施する予定であります。工事については、平成25、26年度の2カ年で行い、区域内既設本管の供用開始を行う予定です。その本管と各敷地に設置する汚水柵までのサービス管については、平成26年度以降で、町の財政状況及び市街化の進展状況等の整合を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

続いて、上水道の整備スケジュールですが、平成22年度に水道課で策定した阿見町水道施設整備基本計画をベースに水道施設整備を進めますが、本地区については、工事費の削減や市街化の促進を図ることから、下水道サービス管の整備時期にあわせて、水道管理設工事を進める考えでおります。

阿見町にとっては非常に大事な地区であるということは、誰でもわかってると思いますし、今後やっぱり人口増を望める大きな地区だと。柴原議員の地区の上本郷と荒川本郷、この地区がやっぱり阿見町にとっては、今からの人口増という問題に対してはね、生命線になってくるのかなという思いがします。そういう中で、やはり本当にこの地域をどうしたら早くね、人が住めるようにするっていう、そういうものをやっぱりみんな考えていかないといけないのかなと。

そういう面ではね、沿道サービスを早く進めるためには、どういう形にしたものがいいとか。やっぱり一番は荒寺線の、あの4車線の沿道サービスっていうか、そういうサービスの敷地があるわけですから、そういうところに相当業者がね、来て、ここも建てたいなんていう、そういう話もあると聞いてますんで、そういう面では、そういうところの上下水道の完備っていうのが急がれていいのかなっていう考えは持っています。だからって言って、すぐにできるっていうことじゃないんですけど、なるべく早くできるような状況をつくっていくっていうのが、町にとっては人口を増やす大きな手段になってくんなのかなっていう、そういう考えは持ってます。

次に4点目の、西郷地区、コアミ畜産を中心とした近辺を市街化区域にする手順はについてお答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域の区分、区域区分とありますが、その目的は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で、根幹をなすものであります。

区域区分の要否の判断及び区域区分を定めるに当たっての判断は、人口及び産業の動向、及びそれにより発生する新たな都市的土地利用の需要を適切に見通すとともに、市街地内の土地利用の現況を把握し、市街地の再編の必要性を加味した上で、将来の都市的土地利用の需要と比較して、増加人口が現状の市街地で収容しきれないことが明らかである、あるいは産業が必要とする新たな土地を市街地内に確保できる見通しが無いなど、周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性が高いかどうかについて考慮しながら、県が判断することとなっております。

当地区にありましたコアミミートは、当時、と畜場として食肉加工業を営業しておりましたが、平成18年度から工場の操業は停止され、これら使用されない建築物は、現在、放置されております。不審者の侵入などによる防犯、防災上の不安や、再びと畜場として営業が継続された場合の、周辺住環境への悪影響を心配する地域住民から、環境改善のため、土地利用の転換を望む請願が町議会へ提出され、採択された経緯がございます。

現在、当該地区は、阿見町都市計画マスタープランにおける将来市街地想定ゾーンとして位置づけられ、区域前面の都市計画道路阿見・学園線、西郷・大室線により、阿見町東西を結び、また土浦・つくば方面市街地からの玄関口であるなど、阿見町にとっても重要な交通体系として機能しております。都市計画道路沿線においては、沿道サービス業や商業業務施設が数多く存在しており、また当該地区は、都市計画道路を挟み工業地域に隣接しております。

以上のことから、と畜場としての継続利用は、周辺住民の皆様への影響を考えると、余り好ましいとは言えません。阿見町としては、都市計画道路沿線の現状に見合った跡地利用を図る必要があることから、平成20年度に、これは柴原議員も知っているとおりでですけど、具体的に物販店の土地利用の話で県と協議をした結果、開発行為の中で、と畜場以外の土地利用も認めてもらう方向で話を進めておりました。今後も具体的な話がありましたら、同様な考えで、県と改めて協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。

1番目のマスタープランの完成は、平成27年ということによろしいんですね。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。ただいま町長答弁にありましたように、町の総合計画が24年、25年ということで策定されます。その上位計画を踏まえた中で、都市計画のマスタープランを制定していきたいということで、このマスタープランにも2年程度はかかるということで、総合計画ができた後の26年、27年、最終的には、27年度中には新しいマスタープランを作成したいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） わかりました。1つずつ進展してるということで、よろしくお願いします。私も都市計画審議委員とかになっておりますんで、一応そういう中で意見が言えることをうれしく思います。今後はいろいろ意見を反映させていってもらいたいと思いますんで、その点はよろしくお願いいたします。

次、2番目の区域指定ですね。そうすると、人口が減少していないと区域指定は申請できないというか、その規程に当てはまらないということなんですが、人口が減少しているという点で、阿見町はそれに該当するのでしょうか、しないのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。昨年度もこの規程のときに、前に柴原さんから質問があったときに、規程の条件等をお配りしたような記憶がございます。基本的には1キロ以上離れた、12号指定のほうでございますね、これは人口減が対象になっていると。この区域指定には、先ほど町長の答弁にもありましたように、現在の市街化区域に隣接・近接している地区、11号指定と、それから1キロ以上離れた、基本的には農村集落ですね、その12号指定の条件がございます。それで、12号指定のほうは、人口の減少が条件ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） はい、わかりました。前回、区域指定について質問したときに、確か町長の答弁では市街化区域から1キロ以内の地点での調査に入ります、検討しますというお話だったと思うんですが、さっきちょっと登壇して私がしゃべった中で、ちょっとずれているつつたのは、今の12号のほうですか、1キロ以上離れたとこというのは、君島だとか、小池だとか、飯倉だとか、そういう市街化から離れたところ、その辺のところを区域指定にしてもらいたいという意向が私にはあるんです。

というのは、市街化から1キロ以内の11号にしますと、まだ区画整理が終わってなくて、今、区画整理を売っているわけですから、その道路を挟んだ1キロ地内に安い土地をつくっちゃっては、市街化にしたところの土地が売れなくなってしまうというようなことも。要は、市街化区域の人口を張りつけるというスピードが鈍ってしまうというふうに思うんですね。ですから、過疎化を大前提にしますと12号のほう、実穀だとか、そういった子供が減ってる場所ですね。

例えば、私んちの前をキヤノンの送迎バスが毎日走ってます。社員の方が通ってるわけですね、福田工業団地まで。そういう社員の方がね、ああ、阿見っていいんだ、阿見に住んでみたいなっていうときに、職住接近という形になると思うんですね。そして、例えば福田とか、追

原だとかという地域が区域指定されれば、誰でも建てられる団地がつかれるわけです。

区域指定地内の団地っていうのは、1区画の面積は多目にとるようになってますんで、都会から来る人も、これはいろいろあるんですけどね、結局、本郷第一を売らなきゃならないという前提もありますけど、選べる。要は、きちっと整備されている本郷第一を買うか、道路幅と水道と下水だけができて12号地域の区域指定地域を買うかというのは、人それぞれの判断で、わからないと思いますが。前回、11号で調査するというふうにおっしゃったような気がするんですが、12号のほうも検討に入っていただいてよろしいんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。調査している現在の箇所、22カ所、宅地率が低い6集落以外は、11号、12号を含めて、現在は洗い出しをしているということでございます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、とりあえず町のほうで対象になるであろうというところを抜き出しまして、最終的には細かい調査が必要になってきますんで、来年、委託をして、県のほうに出せるような書類を整理していきたいと考えております。そういった中で、先に指定しておりますつくばあたり、それから県の建築指導課等にも確認しましたところ、やはりこれは2年近く、調査、申請まではかかるということで、今年度は町のほうで、とりあえずなりそうなところを抽出しまして、来年、再来年度にかけて、申請に向けて、委託して整理していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 少しずつ進展しているということで、今後ともよろしく願いいたします。

続いて、3番目の荒川本郷地区のライフラインの件ですけれども、町長、最近、朝日一区の区長さんとか町長のほうに陳情とかに来てるといううわさを聞いたんですが、来たんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こないだ来ました。区長さん入れて4名が来て、この地区の、早くね、いろんな整備をしてくださいということで。今、下水のほう、やっぱり終末処理ができるように、今年度設計して、来年度、再来年度に終末処理ができるどこまで下水をきちんと整備していくと。そうすると、今度は上下水道の整備をしても、そこに全て流せますんで。そういうことで今、進めているところです。

そういう面ではね、荒寺線の4車線の通りをどう早く整備していくかっていうか、それも阿見町にとってもすごく大きな課題になるんでね。やはり何とか皆さんにもお力をいただきたい

し、どうしたら人口があそこに張りついでいただけるかということ、みんなで考えていきたいなっていう思いはします。特に、柴原議員はあそこで生まれて、ずっとあそこに住んでいるわけですから、それだけ思いが強くなると思うんでね、そういう意味でもいろんなアイデアをいただきながらやっていきたいなって、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 今、インフラ整備の陳情をしたということかと思います。私の一般質問と全然関係ないところで動いていたようなんでね。後からちょっとうわさで聞きましたんで。

荒川本郷地区の、前にも質問しましたが、大規模開発する場合には雨水排水が必要になってくると思います。現在、下本郷地区、実穀、あそこに調整池、今、工事が中断してますけども、その今後のスケジュール的なものをちょっと、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。調整池でございますが、あその荒本地区が一気に宅地化するってということではないだろうということで、2年間、工事を一時中断しまして見直しを、どういう順番でやっていこうかということで、整理してきたところでございます。

そういった中で、今の調整池は本郷第一地区のほうからも流れてきております。そういう絡みで、床が一定の高さになっておりますので、通常は大雨が降れば、調整池ですから上まで上がってくるんですが、ふだんは上から来たものをスルーで行けるような対策を講じようということで、そういう設計を今、進めているところでございます。今後は、地元で工事の再開の説明会等を開いた中で、少しずつ工事を進めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 末端の乙戸川までの放流線を、測量に入って、買収に入るというのを私も知っておりました。ただ、周りの町民の方が、どういうふうなスケジュールでいくのかなというのを聞きたいというか、知りたいというのがね、皆さんが思っていることですので、こういう機会に、要はわかるように、目に見える形で答弁いただいたわけでございます。

調整池は2年間中断して、設計に入るということによろしいんですか、この後は。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） この調整池、将来的に荒本地区等も整備されたときには、最大必要な用地を確保するわけですが、じゃあ、一気にそこまで開発が進むということではないということで、段階的に進めていこうと。当面はこの程度が、住宅等が張りつくんじゃないか

という、そういうことを想定しながら、段階的に整備を進めていくために、当然、財政状況も厳しい中で、一気に調整池の整備はできませんので、何年間かけて整備していこうかと、市街化の進展にあわせて整備していこうということを調査、研究して、そういうのを整理したところでございます。これから、整理ができてきましたので、当然、工事を再開する場合には地元等に説明をして、それから工事を進めていこうということで今、準備を進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 地元の人に聞かれて、どうすんだと、いつ始まんのとかね、ありますんで、地元説明会の時期的にはいつごろを想定しているでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 今、整備計画が上がってきた段階ですので、まだ地元との調整はしておりません。そういう中で、整備計画をきちんと町のほうでもかみ砕いて、きちんと地元で説明できるような段階になったら、地元の区長さん等にお話しして、説明会の時期を決めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） なるべく早く説明できるようにお願いいたします。私どもも地元の人から聞かれて、いやちょっとまだわかんないだよというだけではいけませんので、なるべく早急に、地元で経緯を説明するのを早い段階にさせていただきたいと思います。

それから、西郷地区の件ですが、どっちにしても都市計画マスタープランの策定の時期に、線引きの見直しだとか、そういう形でくるんですが、マスタープランをつくるときに、地元の意見とか、町民の意見を取り入れると思うんですが、それは、確認したいんですが、意見をきちっと受け入れる、アンケート調査なりをするということによろしいのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。その辺は当然、町民の意見を聞きながら、それをどういう形にするかっていうのは、これから検討することではございますが、まちづくりの上位計画の総合計画の中で、アンケート調査等も行っているところでございます。そういうのを踏まえた中で、当然、マスタをつくるときには、町民の方にも何らかの形で、また違った形で参加していただくようなことで、マスタープランをつくっていききたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。それにしても、第6次総合計画が大事だということですね。結局、町民、議員、皆さんがそういう認識を持って、第6次総合計

画の重要さを認識しながら進めていきたいと思っておりますので、執行部の皆さんも迅速な対応をよろしくお願ひします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

次に、13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願ひします。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。通告に従ひまして質問させていただきます。今回のテーマはいじめの根絶をであります。根絶という言葉は、広辞苑で根本からなくなるようにすること、根こそぎということですので、いじめがゼロになるように、強い信念を持って質問させていただきます。

国会中継よりもニュースの時間を独占し、長時間放映されたいじめの問題。そもそもの発端は昨年10月11日、滋賀県大津市の市立中学校2年生の男子生徒が飛び降り自殺したことから始まりました。同日、中学校の校長は記者会見で、いじめは把握していないと発表しましたが、この記者会見は大変印象が悪かったようです。校長の人相に関係なく、態度に問題があったらしいのですが、しかし後日、市の教育委員会がアンケートを行った調査結果から、同級生数人にトイレで殴られたり、トイレの紙を食べさせられたり、ズボンをずらされたり、さらには蜂の死骸を食べさせられそうになったことがわかりました。この地獄のような毎日を過ごしていた男子生徒の心情を思うと、大変に心が痛くなります。そして、大切な命を失ったことを残念でなりません。繰り返さない、起こしてはならないこの問題に、全町民が注目していただきたいという思いが強く湧いてきます。

少子化が日本の将来、いいえ、阿見町の将来を危うくする事態となることは明白です。ゆえに子供一人ひとりがいかに貴重な存在であるかをしっかりと認識し、大切な命をいじめで奪ってはなりません。この問題と真摯に真正面から向き合い、ゼロにしなければ「やさいの教育」は成り立ちません。連日の報道で次々と出てくるいじめの実態。これは今まで潜伏していたものが表面化されたと言えます。いじめを受ける子供にとっては大変につらい、苦しい日々には違いありません。ここにいらっしゃる執行部、議員の皆様は体験された方はいないと思ひますので、その苦しみの理解は薄いのではないかと思ひられます。

過日、関東地方1都6県のいじめの件数がニュースで報告されました。速いテロップでしたので、書きとめられないところがありましたが、小学校の件数1,850件、中学校は何と1万1,134件、高校975件、合計すると2万3,038件となります。この2万件以上は、6年連続ずっと続いているということです。驚くべき事実であります。県別で分析すると千葉県が一番多く

7,452件、次いで東京都の4,979件、茨城県は2,277件で、小学校1,207件、中学校986件、高校84件、特別支援学校ゼロで、茨城県は全国で9位ということで、ワースト10に入っています。

阿見町でのいじめの発生状況を調べると、平成16年度中学校6件、17年度中学校7件、18年度小学校2件、中学校12件、19年度小学校4件、中学校10件、20年度小学校7件、中学校7件と現実にあります。いじめと不登校、関連の有無はわかりませんが、平成16年度は小学校19名、中学校54名、平成20年度では小学校12名、中学校67名の不登校児童生徒が存在し、少なくともありません。

いじめはどの学校でも、どの子にでも起こり得る問題であることを十分認識し、日ごろからいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応し、またいじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校、教育委員会も、家庭、地域と連携して適切に対処する。これを徹底周知すること。これは文科省の初等中等教育局長の通知です。

これらを受けて、早速行動を開始した実践があります。例の1つ、常陸太田市の中学2年生の自殺を受けて県教委が動きました。24日、水戸市内で県立高教員240名を集め、いじめの未然防止や早期発見、対応の重要性を再確認し、二度と起きないようにする責務があると講話し、今後の対応として、いじめへの意識を大きく変え、できるだけ多く認知して、処理、解決をしてほしいと訴えました。また28日には、全県下の公立小中学校長を集めた会議を予定しているとのことですので、町内の校長先生にぜひ参加していただき、町では絶対に起きない、起こさない環境をつくっていただきたいと思います。

例として2つ目は、7日、筑西市明野中で、いじめ撲滅へ全校一丸とテーマを掲げ、全校生徒による集会、いじめ撲滅フォーラムが開かれ、生徒たちははしない、させない、許さないを標語として、毎日唱えることにし、いじめの撲滅三原則を決めました。1、いじめを見たらみんななどでとめる、2、しない、させない、許さないと、朝や帰りに各学級で唱える、3、相手の気持ちを考えて行動する。この3つを全校で推進することを決めたそうです。

例3として、結城市上山川小学校でも7日に、いじめをなくそうフォーラムを行い、いじめの撲滅や命の大切さについて話し合い、各学級で話し合った結果、低中学年はみんなにやさしくします、悪口は言わない、やめなよと言う勇気を持つ。高学年は見てみぬふりをしない、1人で悩まないで、勇気を出して先生や家族に相談しようなどと発表し合い、いじめをなくす3つの心を挙げました。1つ、いじめをしない優しい心、2つ、いじめを相談する勇気を持つ心、3つ、いじめを許さない正しい心。これを朝、帰りの会に唱和するようにしたということです。

などなど、各市町村で問題を重視し、いじめ撲滅に対して迅速な取り組みを始めました。いじめによって、将来のある子が自ら死を選ぶ。その心境は計り知れない。そして、かけがえの

ない我が子を突然失った親の気持ちも、想像を絶するものがあります。起きてしまったらではなく、起こさないことです。親や学校、教育委員会はどのように対応するのか。何よりも防止策の徹底を図っていただきたい。本町でのこの重要問題に関する状況、そして対応策をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） いじめの根絶をについてお答えします。

いじめは現在、喫緊に解決すべき課題です。また、いじめが原因とされる自殺が続いていることから、その連鎖を防ぐことが叫ばれています。これらの解決のためには、いじめはあってはならないことであるという認識と同時に、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るものという認識を持って、早期発見、早期対応に努めることが何よりも大切であると考えます。

学校ではふだんから、人間関係づくりを進めたり、思いやりや助け合う心の大切さ、命の大切さを繰り返し教えたりしています。そして、児童生徒一人ひとりの声に耳を傾け、心に寄り添う指導を心がけています。また、いじめの早期発見、早期対応のために、学期に1回以上、生活に関するアンケートを行ったり、日ごろから子供と一緒に行動して、小さなサインも見逃さないように努めております。さらにいじめを許さない、いじめを起こさないといった、子供自身による話し合い活動も展開しております。家庭でもふだんから子供との会話を増やし、子供の様子を把握することがますます大切になります。また、知り得た情報は共有することで、連携をとり合っていくようにしたいと考えております。

教育委員会としましては、専門的な知識を持つスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、各学校や関係諸機関との連携をさらに強めて、より積極的に学校とかかわり、助言、指導を行ってまいります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時7分といたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時07分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野議員の質問、続けてください。

○13番（浅野栄子君） 先ほどの回答の中に、現況というんですか、いじめの件数ですね、それをもう一度お話ししていただけますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、ではお答えいたします。昨日の答弁でもお話しさせていただいたかと思うんですが、7月19日に緊急の県のほうからの調査が入りまして、各学校にお願いしました。そこで上がってきたのが、11校中14件というような報告が出ております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） その14件は4月から続いていたものなののでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、そのとおりです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、2学期は魔の2学期と言われて、いじめを受けてた子が、今度は直ったのかな、それともまだまだ続くのかなって、そういう不安な状態が出てくるんですね。9月の第1週目が一番要注意だと言われてはいますが、その9月に入ってから、何か対応策を講じたことがあればお願いします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。まず、各学校においてはそれぞれ独自の取り組みをしております。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、子供たち同士での話し合いの場を持つとか、あるいは、これが一番なんだろうと思うんですが、アンケートなどよりも、日ごろから担任が子供たちの様子をよく観察し、ちょっとでもふだんと違うような行動、言葉等があれば注意して見ていく。そして場合によっては、個別に呼んで話を聞く。そういったことで対応しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） いじめられていると思われる子は、いつ、誰に相談をするのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） いろんなケースがございます。担任との関係が非常に良好であれば、即担任のほうに話がいく、そういったケースもございますし、周りの友達、あるいは家では保護者に相談をするというようなことかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほど教育長がスクールカウンセラーとおっしゃいましたね。そのスクールカウンセラーについてお願いします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 現在は、阿見町に3名のスクールカウンセラーが配置されております。阿見中、阿見中に行っているスクールカウンセラーは、月一度、竹来中にも行っております。それから朝日中、そして本郷小、この4校に3名のスクールカウンセラーが配置されております。そして、子供たちが希望すれば、随時スクールカウンセラーが時間調整をしながら、そしてこのスクールカウンセラーは、保護者に対してもカウンセリングを行います。また、張りついていない学校につきましても、希望があれば近くのスクールカウンセラーに連絡をとって、時間をつくるというようなことで対応しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） アメリカのスクールでは、カウンセラーというのは常勤していませんね、200人に1人くらいの割合で常勤してるっていうんですが、今のお話では、3人が11校をですね、1カ月に1回とか、そのようにして回っているのは、相談をするのにはちょっと問題があると思われかもしれませんが、その点はいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。スクールカウンセラー、げすな話になりますが、金額的にも非常に高く、県のほうで予算をつけて配置していただいているものであります。ですので、少ない学校は、竹来中学校は月1回ということなんです、その場合はやすらぎの園のほうから、先生方が週1回行ってまいりますので、週1回はどの学校も行ってるとかなというふうに、張りついている学校につきましては思われます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、カウンセリングに不足しているような感じはないということですね。

それで、文科省で今年から新規にですね、スクールソーシャルワーカーという人を今度は配置するというふうに聞いておりますけれども、このことについては、阿見町はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。現在のところ、県のほうで阿見町に張りつけていただけるといようなお話はございませんが、いただけるのであれば、ぜひ配置を希望したいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 何々であればではなく、やはり言っていただいでですね、強硬にと

っていただきたいと思います。

先日いただいた学校教育の今年の24年度の中に、37ページにですね、こころの電話教育相談室っていうのがあるんですね。これ、相談日が毎週火曜日から金曜日となっておりますけれども、相談をするというのに、あ、今日は月曜日でお休みだと、そのようなことではちょっと相談をしにくいのではないかと思いますけれども、この曜日の設定は、曜日に関係なく、毎日ですね、するようにはできないのですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。火曜日から金曜日となっておりますのは、月曜日がやすらぎの園研修日となっておりますので、相談を抜いているのかと思います。

それに加えまして、学校のほうには、このような県とかいろんなところから、相談するいろんな窓口のお知らせのカード、あるいはこういったプリントですね、これは県南教育事務所で出してるものなんです。いろんなところに今、相談の窓口がございますので、そういったところの連絡先は随時、子供たちあるいは家庭に周知しているところです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 子供の心を聞いて、相談窓口を開いていただきたいと思います。

茨城の教育だよりの中にですね、教育のあり方の中で、一般の方のアンケートとして、あなたは学校教育のあり方について、一番、施策の中でどこに力を入れていただきますかということでは、一番が何と、命の大切さと他人を思いやる道德教育の充実、このところが一番アンケートでですね、切実に保護者が思っていることなんですけれども、この命の教育ということでは、命の大切さとこちらもありますけれども、自殺予防教育も兼ねてですね、命の教育はどのようにしていращやるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。先日の教育長の、ほかの議員さんの答弁にもありましたが、学校では道德の時間をかなめとしまして、人権尊重それから命の大切さ、そういったものを全教育課程の中で、子供たちに機会あるごとに指導するようしております。また、先ほどもお話ししましたが、子供たち同士で、人権尊重、命の大切さについての話し合い活動というものも随時、行っているところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 命の大切さというのが子供に浸透すれば、ほかの子供に対してですね、いじめがなくなる要因の1つになると思われま。

先日、教育長が学校と保護者の連携を深めるとそんなふうにおっしゃいましたが、ふだんか

ら保護者とは連携を大切にすることというのはもちろんなんですけれども、どのように連携をとって、深めようとしていらっしゃるのですか。そのお考えをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。まず、学校からの情報発信ということで、学年だより、学級だより、それから学校だより、生徒指導だより、学校にはたくさんお便りがございます。学校の中で起こったことに関しまして、よいことも、あるいは余りよくないことも保護者に知らせるようにしております。それから、学級担任は随時、小学校ですと連絡帳、それから家庭訪問、電話連絡等で、いろんなですね、学校で起こった、昔ですと、よく学校から電話がかかってくると「またお前悪いことしたのか」というようなことなんですけど、今は特によいこともすぐそういったことで報告するようにしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先日のいじめの問題の記者会見でもですね、学校長と保護者とのあつれきがあったような感じがするんですね。保護者の訴え、それを聞くか、聞かないか。問題になったので、ようやく学校が保護者の訴えを聞いたと。謙虚に聞く態度というのが必要と思われまうけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。私の立場で言えることではないんですが、阿見町の校長先生方は全て皆さん謙虚な姿勢で、そういったお声に耳を傾けております。全て要望等を受け入れるということではなくて、きちっとお伺いした内容等を検討しながら、保護者のなるべく要望に沿えるような形で対応しているところです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先日このような、これはどうなのかなとお聞きしたいと思っていましたが、毀棄罪というのがあります。これは、いじめと犯罪の境界はどこかで、このように書いてあります。

いじめが放置されやすいのは、ただの仲間外れから、殴る、蹴るの暴行まで、いじめという言葉で一くくりになっていることと無関係ではないだろう。殴る、蹴るはいじめという言葉で片づけられない犯罪行為である。学校内で起きたとしても、人を殴れば暴行罪、けがをさせれば傷害罪であることを示し、毅然とした対応をとるべきだ。かつあげも立派な犯罪だ。お金を脅しとれば恐喝罪だ。上履きや教科書を隠された場合は窃盗罪と言いたいところだが、これに関しては単純には窃盗罪とは言えない。

そのように、強く言えばですね、犯罪かいじめか、そのすれすれにいくのではないかと思う

んですけれども、警察という言葉は、大変、教育界では忌み嫌うことをごさいます。でも、今回のいじめの問題で、警察がいじめの社会問題化を受けて、積極的に被害届を受理するようになったことも大きい。傷害や恐喝は、変な言い方だが立派な犯罪であり、学校や警察が、連携して刑事事件として対応するという流れが定着してきた。

もしですね、その大きないじめというのが発覚した場合、阿見町では警察との連携をどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。まず、いじめなのですが、いじめには5段階あるというふうに言われております。からかいの段階、それから仲間外れ、そして嫌がらせ、脅し、そして最終的には暴力というような5段階があります。最初のからかいの段階から、各担任は子供たちの様子を見まして、それはまずいということで指導を入れてるところなんです、万が一ですね、そういった大きないじめ等が発生した場合は、ここですと、阿見交番あるいは牛久警察署の生安課に必ずつなぐようにしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） じゃあ、その警察との連携もとっているということですね。

そのほかですね、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、もちろんそうですけれども、関係機関と適切な連携、協力を図るといふ、いじめをなくすためにね。では、今、警察ということが入りましたけれども、あとどのような関係機関と連携をとっていらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。まず身近なところでは、いじめを受けたかなというお子様は、学校に行きたくないというようなことで、不登校になりがちなケースもありますので、町のやすらぎの園教育相談センターにもつないでおります。それから、県南教育事務所という、阿見町指導室の上に位置するところには相談窓口などもありますので、そういったところの先生方につないでおります。あるいは場合によっては、児童相談所、そういったところにもおつなぎをしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 形でなく、精神的な支える関係、連携はいかがでしょうか。精神科または臨床心理士とか、そういう関係はいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。精神的な部分で医者につないだという例は、

今まではないんですけども、それは御家庭のほうで心配で連れていくというようなケースはあったかと思うんですが、やすらぎの園にはスーパーバイザーもおりますので、そういった方の指導あるいは助言を受けている、そういったところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、一番最初にですね、アンケートをとったということで、また1学期に何回か実施するということです。アンケートは大変子供たちもですね、疑心暗鬼になりがち。あの人は何て書くのかなとか、そういう疑心暗鬼になりがちというんですが、アンケートをとる、学期に何回かとするというお話がありましたけれども、アンケートの回数、それからアンケートをとるときの配慮、これをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。アンケートの回数に関しましては、各学校でいろいろかと思えます。あるいは、必要に応じて緊急にとるという場合もございます。ですので、一概にここで何回ということは申し上げることはできません。

アンケートをとる場面の配慮なんですけれども、例えば、テストのように机を離して書かせる。あるいは記名の場合ですと、どうしても自分が書いたことで、自分もまたいじめられるんじゃないかというような心配があるということで、無記名にする。ただ、無記名の場合でも、昨日私がお話をさせていただいたんですが、先生方は集めるときに非常に上手に回収をする。あるいは筆跡等でもわかるというようなことで、無記名にしても、大体担任はどの子が書いたというのはわかるようになっています。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） アンケートをもとにいろいろなお話し合いもあると思うんですけども、やはり先生方の研修というのも必要かと思いますが、先生方の研修はどのように、何回ぐらい開いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。これも昨日私がお話をさせていただいたかと思うんですが、夏休みに指導室主催でいろんな研修会をもちましたけれども、今年度はその研修会の中に、いじめに関する内容の研修を取り入れさせていただきました。それと、校長先生、教頭先生、それから生徒指導主事、先ほど浅野議員もお話がありましたけれど、県のほうに招集されまして、一堂に会して、県の教育長のほうからいろんな指導を受けております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） では、最後にですね、あっ、最後にではない、昨日、携帯と、それからサイトのプロフというお話もありましたけれども、サイトまたは携帯電話、そちらのほうの注意はどのように行っているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） これも昨日お話をさせていただいたかと思うんですが、各企業等に、無償でそういった講習会を、子供、保護者向けに開いていただけるというようなものを利用してまして、学校によっては保護者と子供一緒に、あるいは保護者だけ、子供だけというような形でやっております。それと、情報モラル教育ということで、中学校ですと技術家庭の時間などで、あるいは小学校ですと総合的な学習の時間でコンピューターを使うような授業のときなどに、情報モラル教育ということで取り入れております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 昨日も出ましたけど、携帯電話のフィルタリングはどのように関知してるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 携帯電話に関しましては、家庭の管理しかないのかなと思います。ただ、いろんな保護者会等ではフィルタリング。一番は、これは個人的な意見なんですけど、中3までは携帯は持たせないのがいいのかなと、いろんな意味で私なんかは思うんですけれども、でも、いろんな都合で持たせるということがありますので、保護者に対しては保護者会、それからお便り等で投げかけております。それと、子供向けには実際にいろんな会社から、携帯電話を使うときのマナー等についてのビデオ、DVD等も各学校にいただいておりますので、そういったものを各担任が利用して、指導をしているところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 阿見町では、そんなにいじめが深刻化してないような、淡々とお話して下さるので、そんな感じしないんですけれども、やはりいじめというのは大変重大な問題でございますね。

いじめは、いつ、誰が発見するかという統計でいうと、クラスの担任というのが意外と発見できないことがあるというんですね。今言ったように、携帯とかプロフの中に、誰々が死ねとか書いたと、そういうふうを書いてあったよって先生に言って、初めて先生がわかるとか。または、動画ですと、その子がいじめられている様子が映っているのを見て、先生、こんなこ

とがあったよって、こんなふうにするので、やはり子供同士の信頼関係はもちろんなんですが、教師と生徒の信頼関係ももちろん大切なんじゃないかと思うんですね。

1つ、私はこういうことがあるんだということで、大変びっくりしたんですけども、教師はなぜ無力なのか、いじめに対応できない学校ということですね。

大津市で起きたいじめ事件は、学校が抱える問題の深刻さを改めて浮き彫りにした。教室で子供たちと向き合う教師は今、何を考えているのか。彼らの本音を聞いた。ということで。

突然、教育委員会からかかってきた1本の電話でその事実は発覚した。ネットに開設されたあるブログの中で、あなたの学校の中学2年のAさんが実名でいじめを受けているというのを、電話がかかってきた。Aというこの子は、西日本の公立中学校に通う2年生の女子生徒で、担任の女子教師(31)は、そのブログを実際に見るまではAへのいじめを信じられなかった。明るく、面倒見のいいAはクラスの人気者だ。運動部に所属し、夏の県大会には2年生ながら出場。成績は普通だったが、決していじめの対象となる空気は持ち合わせていなかった。

確かに最近になって欠席が目立っていたが、仕事に忙殺され、本人と直接話す機会を逸していた。県下では有数の進学実績を誇る学校で、深刻ないじめや校内暴力など目立った事件はなく、学校側もそれを自負していた。自負していたというところがあるんですね。だから一たん事が起ると、同僚から集中砲火を浴びる。進学を抱える3年生の学年主任からは、Aの件について、1日も早く片づけてねと嫌味たっぷり言われた。一転して教師が標的になった。

ブログの存在を知らされた夜、自宅でそれを見た。芸能人やスポーツ選手も利用している大手ブログサイトで、内容は、加害者の生徒が携帯電話を使って書いたと思われる日々のつぶやきだったが、書き手の特定は難しかった。被害者であるAの名字の1節はイニシャルだが、明らかに個人が特定できる。「わきが臭い」「着がえのときには避難、避難」「最近あいつ調子乗ってない？」この書き込みから1週間でブログへのコメントは10人を超え、明らかに同じクラスだと特定できる人物もいた。あいつキモい。2限目の休み時間になったら全員無視。男子にも声をかけて徹底シカトしよ。

ホームルームの時間に、Aの名前は出さずに、クラスにいじめが存在すること、それをブログ上で行われていることを担任がクラスの子に明かし、注意を喚起した。一転して今度はAでなく、自分が標的となった。翌日の書き込みには、「うざい先生」「先生は関係ない」などとの言葉が書き込まれ、その後は「洋服がダサイ」など自分の容姿に関するコメントが続き、さらにブログへのアクセスの際にはパスワードが要求されるようになった。

Aは不登校になった。被害者が警察沙汰にしない限り学校側から手が出せない。何人かクラスの生徒から聞き取りをして、加害者の目星はついた。クラスでも数本の指に入る優秀な女子生徒で、担任である自分への対応もすこぶるよかった。

こういうふうにしてね、普通ではあり得ないような事実が裏で行われているわけですね。このサイトを見るのにね、この後はお金を出して見るようになってしまったので、途中でやめましたけれども。ここからね、この女性の先生が自殺してしまうんですね、どんどん、どんどんやられてね。ですから、いじめは生徒ばかりじゃないんですよ。先生に向かってこんなふうやってきて、先生を自殺に追い込んでしまうと。

ですから、学校の教師が生徒を見るだけでなく教育委員会、それから保護者、みんなで見なければいけないのではないかと思うんですね。ですから、注目して、学校と地域と、そういう関係諸機関が本当に連携プレーをとらなければ、このいじめ問題はゼロにはならないんだと思います。いじめ問題、ゼロにできると思いますか、先生。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） これは個人的な意見として聞いていただきたいんですが、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それからですね、先ほど教育長もおっしゃいましたように、担任が悪いわけではないと、そのようにおっしゃいますけど、何か担任に、先ほどのでもないけど担任が悪いと、そのように担任も思ってしまうし、周りもそういう感じで、やはり自殺に追い込まれるということになってしまう、そういう感じがするんですね。そういうところは教育長にフォローしていただかないと困ると思いますけれども、学校は保護者に対してちょっと、何といたうんですか、隠ぺいとか隠す態度があるような気がするんですけど、いかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。実はですね、以前はそのようなこともあったような話も聞いておりますが、現在はそういった隠すというようなことはしないように、なるべくオープンに。ただ、いじめたとされる側も、同じ教室の子供ですので、やっぱり温かく見ていかないといけないなど。真っ当な人間に育ててもらいたいという学校、担任の気持ちもありますので。全てオープンにすると、今度はやった側への攻撃、そういったこともある場合もあるのかなということで、全てがオープンにということも、ケースによるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今の先生のお話だと、やった側にも何か言いわけがあるような感じで、やはりやったというのは、これは許せないことだとさっき教育長も言ったじゃないですか。

許せないことだっていうのをきちんとやはり生徒にわからせないと、生徒はやめないんじゃないですか。「お前もな、やってもしょうがないよな」って、そういうように容認はできないんじゃないかと思うんですね。やったら、やっぱり許せないもの、絶対やってはいけないっていうのはもちろんね、しっかりと教えるべきだと思うんですけどいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） もちろんやった側には、絶対やってはいけないことだということはきちんと指導はしております。ただ、それを全クラスの中で、この人はやって、悪いんだよっていう、そういうようなことはやらないというふうにお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、やはり今先生がおっしゃったように、いじめがゼロになるということはちょっと難しいのではないかと、そのようなお話がありましたけれども、やっぱりいじめをゼロにするためには、阿見町全体でね、取り組まなければならないと思うんですね。それで、いじめの防止条例という条例の制定を要望しますが、いかがでしょうか。

全国に先駆けてですね、岐阜県可児市は31日までに、小中学校のいじめを防止する責務を明記した子どものいじめ防止条例を、9月議会に提出すると発表しました。ここに取り寄せたものがあるんですけども。

可児市子どものいじめの防止に関する条例。子供はそれぞれがかけがえのない存在であり、1人の人間としても心も体も大切にされなければなりません。子供の心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子供の権利を侵害するものです。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長することができる環境を実現することは、社会全体で取り組むべき重要課題です。

そして、1条、子供に対して、親に対して、保護者、教育委員会に対して、大変詳しくですね、書いてある条例であります。もし条例をつくっていただければ、参考にして、ぜひつくっていただいて、阿見町からいじめで自殺をした、そういうことが絶対にですね、起きないようにしていただきたいと思いますが、条例制定についてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは違った話ですけど、昨日、川畑議員さんからいただいたのをちょっと読ましてもらってるんですよ。いじめの種類には2種類あるっちゃうことなんですよ。1つはですね、無視、シカト。こういう部分については、教育委員会とか学校で解決できるんですよ。ところがどっこい、もう1つのやつはですね、暴力、金品強要、死ねメール脅迫。そういう部分については、教育的では解決できないいじめがあるんですよ。当然、警

察とか、これは保健所もあつかわかんないですよ、そういう部分で今、一生懸命取り組んでる。

確かに、岐阜県で条例をつくりましたけど、条例をつくれればなくなるっちゅう部分じゃないんで。まずは学校、家庭、保護者、これは連携なんですけど、みんなでそれを見守っていくっちゅう形で。条例をつくれればゼロになるっちゅうならつくります。ただその前に、今でも大変な事態が起こっかわかんないんですよ。それをみんなで、担当の先生、それから校長先生、保護者と、俺も素人でわかんないんですけど、基本的には、担任の先生に相談できねば、一番相談しやすい人のところへ相談しようってやっていますんで。条例については今のところ考えていませんので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、それはすばらしいと思います。じゃあ、その連携とね、そういう計画というのは、どのようにこれから進めていらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ともかくそれは、先ほどから根本指導室長が、浅野議員さんからの御質問の中でいろいろ言ってますよね。要するに、お手紙をやったり、学校だよりをやるとか、さらには家庭訪問っていうような形でやってるんです、少ない教職員の中で。若い先生もいますよ。昨日の話では、なって2年目の先生ってのもいますんで。そういう方も一緒になって連携してやってくよと。地域であればボランティアの方とか、そういう方と連携して。あとは浅野議員さんなんかもお孫さんがいると思うんですけど、そういう連携した、送り迎えっちゅうような形で、3つを連携したコミュニティーで、素人ですけどやっていきたいと思うんですけど。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、いじめの早期発見、それから防止ですね、それを地域全体で取り組めるように、いろいろな資料とか広報で啓蒙していただいて、阿見町からはそういう事件を起こさないようによろしくお願いします。要望いたします。

それでは、1番の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

2番に移りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、過日、実施されました事業仕分け。これは国においても、財政難に対して事業を見直し、調整し、無駄を省き、支出を削減するという目的があります。仕分け人は、他町村でも作業している仕分けの達人だそうです。この方は、今までの経験をもとに、一般的で、どの市町村にも通じる仕分けの観点で行っていると思われます。この点を踏

まえ今回の仕分け結果をどのように感じ、どのように活かしていくのでしょうか。

今回16事業についての事業仕分けですが、事業費が100万円以上のもの、そしておおむね10年以上継続して行われている事業が対象となりました。10年経過してきたのであれば、それなりの実績もあると思われるのですが、例えば、判定で仕分け人4人全員が不要とした町民活動センター、食生活改善推進事業と、3人不要の行政バス運行事業についてどのように対処していくのか、特にですね。仕分け時の協議内容をどう受けとめているのか。見直しし、検討すると、こないだ全員協議会でその予定を発表していただきましたけれども、基本的な考えはどのようなものか。どのように活かしていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 答弁の前にちょっとお話ししたいです。浅野議員、今の一般質問ね、再質問が随分ありました。なぜ最初っからその質問要旨をここに書かないんですか。皆さんは何点、何点って全部書いてますよ。それではね、やっぱり答えるのが大変じゃないですか。これはやっぱり議員さんもよく考えたほうがいいと思うんだよね。そうじゃないすか。

〔「一問一答だからいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 一問一答でもやっぱり、この問題で答弁したことに対してどんどん、どんどん言うんならいいけど、はいはいって同じじゃない質問をどんどん、どんどんしてくるだから、問題点をちゃんと書き添えて、それをやっぱり答弁してもらってという形で、その中でこれはおかしいんじゃないかかっていう話ならわかるけど。もう再答弁は全部決まっててね。

○議長（倉持松雄君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） これは、やっぱりもう少し俺は議会で、議運でもいいですから、一般質問のやり方っていうのをもう少し考えていただきたい。

〔「それは議長に言えばいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） わかりました。

○町長（天田富司男君） これは、俺はそう思いました。今の質問の中ではそういう感じがします。

○議長（倉持松雄君） 浅野議員と町長で勝手な話はしないでください。

○町長（天田富司男君） 議員の皆さんも、聞いててもやっぱりあんまりいい感じしない。

〔「閉めろ、閉めろ」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） わかりました。

○町長（天田富司男君） お願いします、ほんとに。

静かに。

○議長（倉持松雄君） 町長は答弁を。

○町長（天田富司男君） 事業仕分けをどのように活かすかということですね。町ではこの事業仕分けの結果を真摯に受けとめ、判定結果に加え論点や指摘事項なども参考としながら、方向性を決定してまいります。つまり、不要といった判定結果だけで単純に方針を決めるということではなく、事業が本来どうあるべきか、町民にとってより効率的で、効果的な事業となるよう総合的に熟慮していくこととなります。担当課においては現在、まさにその方向性を検討、作成中ということであり、全員協議会でも説明いたしましたが、本年12月には議会でも報告させていただく予定でいます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、10年以上続いていた事業がですね、不要と言われた。それは今までやってきた事業をですね、誇りを持ってやってきた事業が不要と言われたのでは、大変残念ではありませんか。この辺の気持ちはいかがなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 判定人がね、そういう結果を出したっていうことは、やはり町ではなかなか、内部の中では判定ができないっていうことで、外部仕分けをしていただいておりますから、それはやっぱり真摯に受けとめて。今後、先ほども言ったとおり、不要だから町がすぐやめるっていう、そういう判定はしてないわけだから。今まさに内部の中でどういうふうにしたらいいかってことを考えておるわけで、それは12月にまた皆さんにお知らせをいたします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。やはり阿見町としてこれは必要だと、そのように思ったのはですね、不要と言われてもこれは続けていただきたい。全国に通じる仕分けということですから、やはり阿見町は、阿見町独自の事業としてやってきたわけです。それも10年間続けていたものですから、それは誇りを持ってやっていただきたい。

それから、不要と言われたのはどうして不要なのかという反省を加えていただきたい。この間分けていただいた、これからどのようにするかというのは、討議、検討、協議しということで、反省という言葉は1つも見当たりませんでした。なぜ不要と言われたのか、その反省するところがちょっと足りないのではないか。反省があつて、そしてそれをもとに検討し、協議し、次のところに移るのだと思いますので、やはり阿見町独自の事業をですね、これから行っていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） エアコンの設置ということであります。普通教室にエアコンの設置をについて質問させていただきます。これはこの後、久保谷議員も質問いたしますので、100%はやらないでほしいというお話がありましたけれども、90%ぐらいやりたいと思います。

今年の夏は、例年まれにみる酷暑でありました。室内で静かにいても汗が流れ、高齢者の方は室内にかかわらず熱中症で病院へ運ばれたと何度もニュースになったほどです。ですから、もちろん教室で勉強し、基礎、基本をしっかりと学んでいる生徒たちにとって、この暑さは学力を身につけるどころか、暑さをしのぐのが精いっぱい。学習環境は最悪そのものでした。

役場庁舎内は、35度から入って、外から入ってくると涼しい感じで、仕事の能率を上げることができるでしょう。現在は、家庭にも、塾にもエアコンを入れています。また、入れている家が多く、より快適に過ごしています。生徒だけ最悪というのは問題があります。環境の改善を図り、子供たちによりよい生活の場をと思いますが、この点のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。普通教室にエアコンの設置をについてお答えします。

近年は小中学校の夏休みも、学びの広場や部活動などさまざまな活動が行われており、冷房設備の整備が求められている状況にあります。今朝2時22分、大きな地震があり、私もびっくりして飛び起きました。耐震化をできるだけ早く進めなくちゃと思いました。現在、町立小中学校では、耐震化工事を最優先で実施しているところです。このため、町立小中学校に設置している暖房設備の改修予定にあわせて、冷暖房設備へ改修する方向で進めたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） エアコンにつきましてはですね、阿見のホームページに町長の部屋ってというのがあります。これ、本当にですね、町の方が町長さんに書いた手紙、その手紙の返信がですね、大変に懇切丁寧に、こうだっってこうゆったんだけど、こんなふうに長く書いてくださるので、ああ、そうか、わかったとこうなっちゃうぐらいにですね、親切に書いてくださっております。その中にですね、20年と21年とエアコンについての町長さんへの手紙が入っております。

20年ですね。「温暖化で猛暑が続く中、これでは子供たちが学習に集中ができません。室内でも熱中症になる危険性があります。阿見小は水筒も禁止です。喉の渇きは手洗い場の生ぬる

い水を飲むしかありません。職員室も校長室もエアコンはないのでしょうか。まさか子供たちだけ暑い思いをしているのでしょうか。町長や私どもが子供のときより、確実に暑くなっています。さわやかセンターのロビーは職員しかおらず、奥のほうは薄暗いのにきんきんに冷房がきいています。子供だけに我慢させるのでしょうか」ということですね。その後「お手紙拝見いたしました。阿見町では全ての小中学校の保健室、コンピューター室、夏季休業のない校長室及び職員室に、冷房設備を設置しております。夏休みで学校がお休みなので普通教室には……」と云々書いてあるんですね。これが20年ですね。

それから21年になってもですね、またここに投書があります。スクール・ニューディール構想の推進補助金を使って小中学校の冷房化をと、こういうことですね。

「10年前に阿見町に引っ越ししてきました。子供たちが「家ではクーラーがついてないけど、職員室だけにクーラーがついてて、僕のクラスは暑いよ」とこんなふうにしたわけですよ。

「6月16日付の新聞を見ましたら、文部科学省が、スクール・ニューディール構想というのがあって、学校の耐震化とかね、それからエコ化、冷暖房のそういうものに補助金をあげますよという政策があるというのを聞きました。ぜひぜひ阿見町に」というふうに御意見があります。

そうするとまた「お手紙を拝見いたしました」ということで、スクール・ニューディール政策がこうこうこうで、冷房の必要な酷暑の期間は、夏休み休業期間として児童生徒が休みとなっていることや、保健室、コンピューター室、そういうところにはちゃんとありますのでって、このように書いてですね。何度もこんなふうに保護者からも来ているんですね。

私も学校に行ってみました。そしたら本当に暑いんですよ。この役場と違って暑いんですよ。先生方に「暑くて困りますよね」と言っていると、先生方はもうね、教育長にちゃんと言われているから、「耐震化が終わってから。我慢します」とこう言うわけですね。「じゃあ、どうしてるんですか」と言っていると、阿見小学校もPTAの協力で扇風機を買いました。それから吉原小ではグリーンカーテンを引き、そしてやっぱり扇風機をね、調達しました。君原小も保護者会、または学校後援会から扇風機を買ってもらいました。

本当にですね、各学校に扇風機が入っていて、前と後ろで扇風機を回してですね、風をつくっている。こういうところでね、基礎、基本をしっかりやりましょう、学力を上げましょうって、こういうのはちょっと酷なんじゃないでしょうか。子供は自然でいいんだと、そういうのはちょっともう古いのではないかと思いますね。この状態はいかがなんでしょうか、教育長。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

〔「お金のこと考えないで言って」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） はい。確かに浅野議員がおっしゃられるようにですね、今本当に、

春、夏、秋、冬の四季がなくなった感じで、何せ今、朝にミンミンゼミが鳴くちゅうような時代になっちゃって、ほんとに異常だと思います。ただ、こういう状況ちゅうことで、扇風機で今やってるちゅうことなんですけど、先ほど教育長が答弁したとおり、ともかく昨日も言いましたけど、耐震計画の中で、優先順位で教育委員会とやってるんです。来年からそういうことで大規模改造のメニューちゅう形の計画書をつくって、今やってんだから、耐震は26年度終了しますから、採択されても27年度からちゅうことで、なりますけど。優先は耐震ちゅうことで、今考えておりますんで。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 27年度という、あと3年間この暑い夏をこのように暮らすわけなんですか。

23年度一般会計決算の概要というところを見ますと、繰越金で純繰越金の増により3億894万6,000円の増額となった。諸収入では、災害対策支援金6,497万4,000円の皆増、和解金4億9,000万円の皆増などにより増額となりました。と、このように増額となりましたというところがあるんですね。教育委員会として、町に対して予算の要望をなされたことはあるんですか。ただただ、上からですね、これでやってくれて言うだけで、そのまま、はいですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 一応教育委員会としては、耐震のほうで選択してまして、要望したことはございません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） もう2年か3年前から何かを言うと耐震が優先、耐震が優先。それはわかります。でも、教育委員会としてですね、上から、はい、今年はこれでやってくださいと、それ以上にですね、これはお願いしますって要望はしないんですか。してほしいと思えますけど。要望できないんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それぞれの学校でね、暑さ対策を、それぞれ研究しながらやってるわけだから、それはやっぱり立派なことだと思いますよ。そんでね、何日暑いんですか。

〔「暑いよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 確かに耐震化を今、一生懸命やってるのにね、それをまず皆さん優先してくれて、議員各位も耐震化を23年より前倒ししてやれって言って、一生懸命26年度まで耐震化を前倒ししてるんですよ。そんでも、これもやれ、これもやれ。やっぱりそれはね、

無理なことを言っても無理なんですよ。今、耐震化が終わったら大規模改造でやるって言うのに、それを何度も何度も言って、同じ答弁を何度もしてるわけですよ。何回もやられてもいいけど、ただ同じ答えよか、今のとこ出てこない、これはね。予算要望どんだんしたからって、どんだん、どんだん出てくるもんじゃないから。打ち出の小づちなら幾らでも出てくんだけど。そんなに強く言っても無理な話なんだよ。それをもう考えてくださいよ。何個も何個も、出る出る、出る出るつつたつたつ、出ないものは出ない。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 予備費というのは何のために使うんですか。でも予備費は。でもいいですよ、それ。

じゃあ、教育長さんね、暖房設備の改修にあわせてやりますという、この暖房設備の改修というのはいつごろなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 阿見の教育を見てもらえると、最初のほうに、例えば阿見中学校は昭和四十何年でとかいろいろありますけれど、暖房の改修の時期が来てる状況なんで、これもあわせた形で来年計画を立てていくっち形なんです。

○13番（浅野栄子君） 来年計画立ててるんですか。

○教育次長（竿留一美君） だからそれと一緒にですよ。

○13番（浅野栄子君） 来年は朝日中ですよ。

○教育次長（竿留一美君） だから、大規模改造工事のメニューの……、要するに昨日も言いましたけど、補助対象でやろうと考えておりますんで、大規模改造については2,000万円ちゅうごどなんで、次の久保谷議員のほうにもいきますが、いろんなとこをやる。例えば、外壁が今みんな黒くなってますよね、それとか、あと久保谷議員のやつもあんだけど、それとかエアコン等含めた中の2,000万ぐらいのやつを。

それから、昨日難波さんに言いましたけど、今、町では23年と24年度にですね、教育振興基本計画の中で町の適正規模、1学年何学級で何がベターちゅうのを今決めてる状況で、そして来年25年度には、今予算要望してるところですが、町立小中学校の適正配置の基本計画を立てまして、それを受けて26年度に基本計画の実施計画をやるわけで、それとあわせて……。要するに、例えばですよ、今8小学校が5つになったら、5つの部分だけのエアコンとか、外壁工事を先に優先してやりますよという計画になろうかと思いますが、そういうものとあわせた形で計画を立てていくちゅうことで。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり子供が学習する環境というのは快適にですね、学習の効率が上がるような環境にさせていただきたいと思います。予算の関係とか、そういうのがあるとは思いますが、そちらのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4問目に参りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は3時15分です。

午後 3時07分休憩

午後 3時16分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

浅野栄子君の質問を続けます。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。子育て支援の充実という観点から質問させていただきます。

阿見町は、大変子育てにいろいろな面で充実していると思われまふ。大変ありがたいことです。しかし、この間こういうことがありました。妊婦、プレママと今は言ってるそうなんです、妊婦になって産休に入ったと。そのときに児童クラブに今まで預けていた子供がですね、お母さんがお家にいるからということで、家のほうに戻ってきたということなんですけれども。このことについて、保育所それから児童クラブについて、産休に入ったときに子供を預けられるのか、どのような状態になっているのか、どのような対応をしているのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 子育て支援の充実についての御質問にお答えをいたします。

現在、放課後児童クラブでは、小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により、昼間、家庭にいない者を対象として受け入れを実施しています。それ以外でも、疾病または障害や介護、出産などにより児童の保育が困難である場合は、申立書を提出していただいて、入会判定をしております。ただし、原則として、単に妊娠中、育児休業であるということだけでは、放課後児童クラブではお預かりできません。しかし今後は、子育てに関しましてさまざまなケースが想定されますので、保護者の保育が困難な状況が確認できれば、対応をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

なお、妊婦に対しては、通院補助や買い物支援などにつきましては、阿見町ファミリーサポ

ートセンター事業において、子育て援助を希望する利用会員として登録をしていただき、子育てサポーターによりサービスを受けることができます。子育てサポーターによる活動内容につきましては、子供の習い事等の送迎、保護者の仕事中の預かり、産前産後の家事援助等、子供の帰宅後の預かり、そして子供が軽度の病気時の世話などの支援も行っております。今後も安心して子供を産み、育てることのできる環境づくりを推進し、子育て支援の充実を図ってまいります。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。妊婦になってからですね、皆様もおわかりになりますように、大変おなかが大きくなってきます。自分で身動きするのも大変なんです。ところが、小学校1年生が、児童クラブは今度ね、お母さんがお家にいるからと、こうきたら、お母さんは病院に行くのも、それから自分の仕事をするときも、買い物に行くときも大変不自由を感じるということなんです。普通にね、いるんだったら、これは戻されても仕方がないと思いますけれども、自分の体が2人になってるわけですよね。そのところを男性の方はちょっと考えていただきたい。

自分のですね、おなかに、3キロの荷物をこんなふうに一度置いといて、どのように不自由なのかというのを体験していただきたいなと思います。やはり、家事をやるのにも、それから買い物に行くのにも、病院に行くのにも、大変不自由なんです。このところをよくお含みいただいて、ぜひ産休のときにはですね、今までどおりに子供を預かっていただきたいと思えますけれども、この御配慮はよろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。確かに、妊婦さんの出産までの苦労というのは大変だと思います。しかしながら、町が放課後児童クラブを実施する目的というのは、あくまでも就労している方の子育ての支援というようなことでやっておるわけでございます。そういう中で、全く就労だけということじゃなくて、妊娠中に体調が悪くなって入院されたりとか、あとは先ほど町長が言いましたように、さまざまな事例で、家で児童を見ることが困難になった場合、それは個別に対応させていただくということでございます。

ですから、先ほど申しましたように、病院に行ったり、そういうのは確かにあろうかとは思いますが、それは毎日病院に通院しているとかいうようなことは、通常ないわけだと思います。そういうことですので、そういう場合は先ほど申しましたとおり、ファミリーサポートセンターという事業がありますので、そういうところを御利用していただければというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ファミリーサポートセンターは1時間800円なんですね。そうすると、お母さんが時間給や何かで働いていると、1時間働いてるのと同じぐらいだと。なかなかファミリーサポートに預けるといってもないような感じなんですね。やはり仕事を持ちながら、そして楽しく保育ができると、そういうことがまず一番なので、もう少し検討をお願いしたいと思います。

じゃあ、男性がね、女性にそういうときに何かしてくれるのか。文科省でね、休暇が取得状態っていうんですか、男性職員が、育児休業のときに休んで手伝ってくれるのか、それを調べた結果、男性職員の育児休業取得率は3%なんですね。それから出生時の休暇取得率、これが65.2%。平成26年までには、文科省の父親の休暇を100%みんなにとってもらおうと、そんなふうにはしているというんですけれども、なかなか当庁舎でもね、男の方が育児休業、育児休暇の取得率は少ないのではないかと思います。お聞きしても、だと思えますけれども。

そういう中ですから、やはり女性にですね、子供2人分がいるときには、児童クラブで預かっていただく、そういう検討で。今まで預かっていただいたのをわざわざですね、家に帰すということ、預かったままそのままいけば、そのままでもいいわけですから。お母さんは大変ありがたいと、そのようにするわけですからね。そここのところを検討していただいて、預かっていただくような方向でお願いしたいと思います。保育園のほうは預かっていただくようになっているわけですね。ですから、保育園に準じた対処のほうをよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか、町長さん。その検討はしていただけますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 通常の妊婦さんであれば、定期検診とかそういうのは、小学校に預けてる場合は、日中は学校に子供さんは行ってるわけですね。ですから、日中、児童を見てるといような状況ではないと思います。放課後を見られないといような状況、妊婦さんが医者に行ったり、具合が悪くて見られないといような事情であれば、それは個別に対応しますが、通常そういう状況であれば、そのまま放課後児童クラブまで受け入れるのは、今の実施する決まりの中ではなかなかそういう対応はできないといようなことでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） そうですかと聞くのもですが、やはり女性の観点と男性の観点がちょっと違うということですね。男女共同参画ですから、やはり女性の管理職の方にも入っていただいて、女性の気持ちをもう少しね、入れていただくように、これからお願いしたいと思います。これは強く要望していきたいと思ひます。

それでは、お母さん方が楽しく育児ができるような環境づくりをお願い申し上げまして、終

わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで13番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。今回の議会は、過去最も多い15人が質問するという大変活発な議論が行われてきました。その最後の質問になりますので、執行部の皆様方も昨日、おとといよりちょっと少なくて残念なんですけどね、最後まで気合いを入れて、しっかりと御答弁のほうをよろしくお願いします。

今回私が質問するのは、学校におけるトイレ洋式化やエアコン整備等、子供たちの教育環境を向上させるべきであるということです。

学校のトイレ研究会というのがあるようです。研究会が、平成21年度に全国の小中学校などを対象に実施したアンケートによりますと、トイレの和洋比率について、全部和式と和式が多いと回答したのは84%に上がったそうです。しかし、家庭や職場では昭和52年に洋式が和式を逆転しております。現在は、九十数%が洋式になっているようです。学校だけが洋式化が進んでいないことが言えると思います。

研究会が、学校でトイレを洋式に改修する前に、校内でトイレを我慢したことがあると答えた児童に理由を聞きますと、「トイレが汚い、臭いから」ということです。「和式便器が嫌だから」という回答が群を抜いていたそうです。また、改修前には「大便をするのが恥ずかしい」「大便をするとかということだからかわれる」という回答をしていた児童も、改修後には「恥ずかしい」が大幅に減り「からかわれる」と回答した児童はなくなったと報告しております。

新聞を見ておきますと、岩手県遠野市の小学校では快眠、快食、快便は健康の基本として、早寝早起き、朝御飯に、朝うんちの標語を追加し、生活指導に取り組んでいると報道されております。校長先生は、学校で排便を我慢しなくなったことで、勉強に集中し、給食もたくさん食べるようになったと話しています。

子供たちは学校で排便するのを我慢しているようです。ある製薬会社が保護者に調査した結果によると、46.1%が「我慢したことがある」と答え、理由として「恥ずかしい」「和式が苦手」「トイレが臭く、汚い」など、心理面と環境面の両方が上がっております。子供が腹が痛いと言ってくる中に、直腸に便がたまる直腸性便秘が多いと、専門家は指摘をしているようです。排便を我慢し、便がたまりすぎると、子供は痛いという恐怖感などで自力で出せなくなるようで、たまった状態になれると直腸の感受性が低下し、より便意を感じなくなる悪循環に陥

り、さらに悪化すると、肛門から便がこぼれ落ちる便失禁を起こすこともあると指摘しております。自分では気づかない、大人には知られたくなくて隠すということもある。排便の自己管理ができるまで、学校を含め、周囲が環境を整えることが大切と話しております。

現在、全国で公立学校のトイレ洋式化が進んでおります。他人が座った便座シートを使いたくないなど、和式派にも考慮して、新築でも洋式はおおむね半数の、和洋混在するという傾向にあるようです。

そこで、質問をいたします。学校トイレの洋式化は、子供たちの学校生活の質を高め、健康や精神衛生に極めて有効であることがわかっております。また、東日本大震災発生時に学校が避難所となった際に、高齢者や障害者にも使いやすい学校トイレが求められました。学校トイレの整備を進めることは、日常の教育現場の切実なニーズに応えるであるものと同時に、災害に対する備えもあります。阿見町での子供たちのトイレ事情を含めて、学校トイレ洋式化の現状と今後の整備スケジュールについて伺い申し上げます。

次に、昨日、難波議員と浅野議員、先ほどやりましたが、私またやりますんで、普通教室のエアコン整備についてですが、気候変動により寒暖の差が大きくなっております。夏休みの時期にかかわらず、暑くて授業に集中できないような気温になっているような状況です。子供たちが日常に過ごす教室の環境をエアコン整備により向上させ、授業効率を上げるべきだと考えます。普通教室エアコン整備の現状と今後のスケジュールについて伺います。

続いて、本来、学校耐震化にあわせて、子供たちの勉強し、生活する学校設備の全般的な改善を図ってあげる必要があると思いますが、どのように考えているのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校におけるトイレ洋式化やエアコン整備等、子供たちの教育環境の向上についてお答えします。

まず、学校トイレ洋式化は子供たちの学校生活を質的に高め、健康や精神衛生上、極めて有効です。また、東日本大震災発生時に避難所となった際に、高齢者や障害者にも使いやすい学校トイレが求められています。学校トイレの整備を進めることは、日常の教育現場の切実なニーズに応えるものであると同時に、災害に対する備えでもあると思いますが、どのように考えているかについてお答えします。

一般家庭での洋式トイレの普及に伴い、学校現場でもトイレの洋式化が求められております。また、災害時の有用性については、議員御指摘のとおりです。現在、全町立小中学校のトイレ

洋式化率は平均24%です。今後、洋式化率50%を目標に、学校と協議しながら、洋式化率の低い学校から順次整備を行っていくとともに、耐震化工事とあわせて、可能な範囲でトイレを洋式化してまいります。

次に、気候変動により寒暖の差が大きくなっている。夏休み時期にかかわらず授業に集中できないような気温になっています。子供たちが日常を過ごす教室の環境をエアコン整備により向上させ、効率を上げるべきであると思いますが、どのように考えているかについてお答えします。

近年は小中学校の夏休みも、学びの広場や部活動などさまざまな活動が行われており、冷房設備の整備が求められている状況にあります。現在、町立小中学校では、耐震化工事を最優先で実施しているところです。このため、町立小中学校に設置している暖房設備の改修予定にあわせて、冷暖房設備を改修する方向で進めたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 次に、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは3点目の、学校耐震化にあわせて、子供たちが勉強し、生活する学校設備の全般的改善を図る必要があると思いますが、どのように考えているのかについてお答えします。

現在、町立小中学校では、耐震化工事を最優先で実施しているところです。この耐震化計画には、大規模改修工事は含まれておりません。このため、町立小中学校の大規模改修工事につきましては、耐震化工事とは切り離し、計画的に、逐次実施していく考えです。また、町では今年度、特殊建築物定期報告調査を実施し、学校施設の状況を確認しております。これに基づき、全小中学校の外壁の塗装や補修工事の年次計画を策定し、順次、国の補助制度を活用して実施していく考えでおります。

やっぱり耐震化は足場があるんでね、そういう面では本当に外壁の塗装というのは、できれば非常に経費の削減になるんじゃないかというのは、前から私も次長にも何度も言ってるんだけど、そこの予算がとれないっていうことで、延び延びになってなかなかできないっていうことなんだけど、そういうことが合理的に可能であるならば、やっぱり前倒ししてでもやっていくことは大事なかなと。それが非常に経費の削減になってくんじゃないかなっていうことは、前々から言ってるんです。これができるような状況になれば、積極的に取り組んでいきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） エアコンとトイレの洋式化の件なんですけど、今まで2人の議員さんがやったんで、また私も、前後はするかというふうに思いますが、そういう中で再質問をしたい

というふうに思います。

まずですね、近隣の小中学校のトイレの洋式化、またエアコンの整備等の現状の取り組みはどのようになってるのか、ひとつ伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。つくば市、牛久、美浦、龍ヶ崎、土浦、この5つを調査いたしました。つくば市におきましては、トイレ洋式化率はちょっと把握できませんでした。エアコン整備率については13%です。それから牛久市、トイレ洋式化率68%、エアコン整備率100%です。それから美浦村、トイレについては100%、エアコンについては50%。龍ヶ崎市、トイレ洋式化率34.6%、エアコンについては仮設校舎に入れてあるということで、率にしますと0.04%になっております。それから土浦市におきましては、トイレ洋式35%、エアコンについては0%ということ聞いております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、町内の小中学校のトイレまたはエアコン等の、先生、児童生徒、父兄からの要望はないのか。また、アンケートをとったことがあるのかどうかちょっと伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほどですね、浅野議員さんが20年、それから21年ってことで、町長の手紙ですか、たびたびお願いしますよっていう、数はちょっと把握してませんが。それから、学校ではアンケートというものはとったことないそうです。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 学校ではね、とったことないってというのは、やっぱり一番生徒がどういう状態にあるかっていうことなんで、それはやっぱりね、とるべきだと私は思いますが、今後とる予定はないんですか、これ。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 当然これはとる予定はないんですけど、とれば100%欲しいよっちゅうのは目に見えてわかるんで。ただ、保護者の方に御理解を得てるのは、今、耐震化のほうを優先してますよと、御理解くださいよっちゅうような形、そういう形になるかと思う。ただ20年、21年のころは、全く学校にエアコンを入れるっちゅう考えはなかったそうです。天田町長就任以来、エアコンを設置っちゅうことで聞いております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） とりあえずエアコンのやつはこの辺でじゃないですが。いずれにしても、これだけ昨日も今日も35度前後の猛暑になってるわけですから、これいつ下がるかわかんないわけですよ。そういう中で、やっぱりこれははっきり言って、環境面からすればね、先ほどいじめの話がありました。これ、環境的に言えば、もういじめに近いような状況だと私は思います。そういう中で今、教室の中の温度を、例えばもう10日以上たちますよね、はかったことあるんですか、先生方、聞きます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。各教室には必ず温度計が設置してありまして、担任がその温度を見ながら、窓を開けるとか、扇風機を回すとか、そういったことをしてるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしますとね、結局、扇風機を回してる。じゃあ統計とってんですか、これ。私、扇風機を回したところで、32度だとかっていう話も聞きますが、実際に何度ぐらいあるのかちょっとお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 統計というのは、どのような。

○8番（久保谷充君） 10日以上たちますよね。そういう中で、大体何度ぐらいあんのか、毎日、学校の先生もね、やっぱりそれは把握する必要があるんじゃないですか、これ。してないっちゅう話になっちゃうよ、それでは。

○指導室長（根本正君） お答えします。各学校には学校日誌、保健日誌がありまして、必ずそこにその日の気温を、その学校で決めた時間帯で記しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） じゃあ、平均で何度ぐらいあったんですか。それぞれにっていうか、大体でいいですよ。大体っていうか、とったところの、例えば最高値はどれくらいあったんですか、じゃあ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 申しわけありません。把握しておりません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） その辺はやっぱり大人も一緒なんで、はっきり言ってこのままの状態です。やってたらね、生徒とか児童も、実際にどういう状態なのか。我々だって授業してるあれ、

全然わかんない、ほんとにこれ。1回調べに行きたいぐらいですよ、本当にこれね。このまま
でいったら、暑くないよちゅうんだら、じゃあ、役場の庁舎の中のクーラーでも3日ぐらいと
めて、みんなで仕事やりましょうよ、んだから。それと同じだよ、このまま放置しては。とい
うふうに思います、私は。だから、ちょっと聞きます。その辺の、生徒の気持ちちゅうのにな
った場合に。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。私も3月まで現場におりましたので、職員室
とか、保健室、校長室にはエアコンはございますけれども、子供たちの活動時間、放課後まで、
大体どの学校も4時過ぎまではエアコン等は使っておりません。ただ保健室に関しては、熱中
症が疑われる、運動会の練習等で、子供がおりますので、そこは常時使っております。ですの
で、子供たちの気持ちはよくわかります。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、大規模改修のときにやるっていうね、2,000万の話を聞
きましたが、トイレのほうとエアコンのというね、一緒になったり、何だかんだ前後するかも
わかりませんが、とりあえずエアコンのほうからすればね、今の大規模改修と耐震化っていう
やつは、補助金か何かの関係で一緒にできないんですか、これ。伺います。

○議長（倉持松雄君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 一緒にできないかという質問なんですけども、大規模改修、大
規模改造とそれから耐震化は、同時にすることは法的に可能です。ただ、阿見町は耐震を優先
するというので、全て教育機関に配分される予算を耐震改修のほうに充ててるということにな
っております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） その辺がちょっと私も理解はできないんですが、お金じゃないけど、
すぐ予算の関係の話が出てくるんですがね、これ、ほんとにやる気であればですね。結局やり
方としてはね、例えばリース手法とかね、PFIとか、それぞれ一斉にやるのにはそういう形
の考えとか、いろいろアイデアはあると思うんだよね。その辺をみんなで出し合ってね、何と
か早く。大規模改修をやるってさっきも話をしましたが、いつやっかわかんないような状況
じゃなくて、例えば今、いろいろな設計をやって、2年とか何か待ってくれよっつってんなら
いいんですが、さっき土浦がゼロっつってましたが、多分来年、再来年までには全部100%で
すよね、多分ね。龍ヶ崎もそう。だから、よその話をしてもしょうがないよって話になります
が、やっぱり子供たちはどこの子供も一緒ですから、そういう意味では。

またね、成績じゃないけど、そういう形になりますがね、本年度2年ぶりに学力テストがあ

りましたよね、全国学力テスト。そういう中で、牛久市は、ほぼ全国1位っちゅう話ですよ。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君）　そういう中で、関連なんでちょっと。阿見町は何位なんですか、これ。

○教育長（青山壽々子君）　そういう何位というようなことは出ておりません。

○議長（倉持松雄君）　8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君）　いずれにしても、牛久はそういう形で教育環境が整ってるから、そういういろいろな環境その他があるから、勉強もしやすいという部分も私はあるのではないかと
いうふうに思います。だから、一刻も早くね、そういう形で阿見町でもね、例えば10日やそこから我慢すればいいんじゃないかと、早くできるような形をお願いしたいなというふうに思います。

あとですね、トイレの話なんですけど、町長にお聞きしますが、町長もいろいろなところを自分の目で見て、適切にいろいろ判断してるとは思いますがね、町内の……。

〔「あれ、もどってきた」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君）　いや、町長。

〔「なんでおれんとこくんの」と呼ぶ者あり〕

〔「いいんだよ、今、質問してんだもん、その内容を聞いてから行ってね」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君）　久保谷充君、質問を続けてください。

○8番（久保谷充君）　はい。

〔「質問するんだから、聞いてからにしてよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君）　いろいろなところ、町長の目で見て、適切にいろいろな判断をしているというふうに思いますが、阿見の小中学校のトイレ、じっくりと見たことがあるかどうか質問します。

○議長（倉持松雄君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　じっくりってわけじゃないですけど、必ず運動会とか入学式とかね、そういう中では見ております。決していいとは言えませんが、私としたらやっぱりエアコンは確かに大事だけど、それこそトイレは四六時中使うわけだから、これこそ一番大事なものだと思う。特にトイレをきれいにするっていうね、そういう教育っていうものは本当に大事なかなと思います。

○議長（倉持松雄君）　8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君）　私もちょっとこの件で、黒井課長とも6校かそこら、いろいろなところを回ったんですが、基本的に阿見町のトイレは、これ全部当てはまっちゃうようなね、トイレの5Kつつてね、臭い、汚い、怖い、暗い、壊れている。これ本当にね、阿見の学校のやつは全部当てはまるような形です。

町長、多分ね、下のほうのトイレしか行ったことないから、よくはわからないというふうに思いますが、2階、3階へ行く、それまで入れると、特に臭い、汚い。これ、タイルね。洋式トイレがあっても、水圧が低いために流れない。配管から漏水している。タイルがはがれている。2階のトイレの掃除のとき、水を流すたびに、下の室内に流れる等々があり、ドア回り、下のほうがちょっと腐りかけている。災害地となるときに、さっき話をしましたが、学校の体育館、これははっきり言って洋式化に1つもなっていない。そういう中で、私は、きたなく、また、タイル等もほんとに汚くてね、このような事態を知っているかどうかちょっと伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） こないだ一緒に行けなかったんで、見てないです。全て見てないです。そういうことで。町長おっしゃられるように、幾つかは使ったことあるんですけど、1回か2回、何せ五百幾つもあるわけですから、全て見ませんから。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今はトイレの掃除の仕方、これ違いますよね。皆さん知ってるかどうか分かりませんが、昔はタイルのところに水をジャージャー流して掃除する。今は、例えばどっか行って、サービスエリアでもどこ行っても、タイルのところをモップで拭く。最初のやつは湿式つつって、これは清掃、今は乾式っていうことで。そういう形にしないと雑菌とかね、いろいろ、これはぬれたままだと上がってきますから、そういうような形にするほかないわけですよ。

そういう形の中では、洋式化すればいいのかなっていう形でいて、各校回ったんですが、実際には洋式化そのものよりも、全体的に直さなければ。ほんとに物すごい臭いんですよ。ああいうトイレは初めて、ここ何十年も行ったことないような臭いがして。そういう中でね、生徒とかね、学校の教師の方とか、本当大変だと思いますよ。ああいうところへすぐ行って帰ってくるような形ですよ、多分。

だから、トイレはきれいにしてね。さっきのあれじゃないけど、トイレでいじめとかどうのこうのあるわけですから、それはやっぱりきれいに、早く。洋式トイレがあっても水洗で、水圧が低くて流れないとか、こんなはっきり言ってもう問題外の外だかんね。そういうやつをきちんとやっぱり整備して。トイレのほうの整備については、至急っていうか、時期的にはまだわかんないわけですかね。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 実際、今回ですね、トイレの中に乾式、湿式っちゅうのがあんの、初めて勉強させていただきました。今実際、ものの本によりますと、水を使うトイレにつ

いては雑菌が45倍もあるっちゅうようなことで、先ほど町長が言われたように、健康面、それから教育面について当然これは必要だと思います。

でも、これは言いわけじゃないんですけど、そういう流れないとかですね、タイルがはがれてるってのは常時修繕するわけで、早期にそこらもやるわけであって。ただ、小中学校全て洋式50%を目指してるのは、今、湿式でやっておるんで、これをまた乾式にするつつのは、これこそまた計画が……。だから、大規模改造の中にそれを含めるのかっちゅう部分もあるし、ちよつとここらは計画、検討しなくちゃいけないっちゅう部分。

今、普通の家庭なんかはみんな乾式なんですよ。水で流してガーじゃないんです。当然、学校なんかはブラシで水を流して、あれがもう学校のトイレだっていう部分で考えてたんで、初めて今は乾式っちゅうことで、水を使わない、モップで拭くような時代になったのかなあっちゅうのを初めて勉強したんで。そこらも含めた中で考えなければいけないし。

さっき言ったように水が流れない、タイルがはがれる、ドアがってのは、これはもう経常経費で当然やるべきことなのであって、それは早急に各学校から来てると思うんで。ただ、たまたま修繕前のところを見たんだかわかんないですけど。

トイレ、きれいきれい。それから、久保谷議員から言われて初めて、トイレのいろいろ、便秘。便秘っちゅうのは、小学校ごろが一番大切な時期だって聞きましたよ。そこでうんちを我慢すると、将来的には便秘になっちゃうよっちゅうことはものの本に書いてありますんで、非常にトイレは大事だと考えておりますんで、御理解願います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ダブるかもわかりませんが、耐震の中の大規模改修じゃないですが、牛久ではやっぱり68%ね、トイレね、美浦は100%。牛久の普通のエアコンっていうのは100%、さっき言いましたが。美浦村でも今ね、安中小学校耐震大規模改修工事をやってて、今年エアコンを入れるそうです。残り2校は、やっぱりみんなに公平じゃないっちゅうことで、来年度中にこれも終わらせるということになっているそうです。あと牛久もね、この前もですね、新聞に出ているとね、トイレの大規模改修かな、中根小学校で。そういう中で、子供の目線で導入して、前のトイレは暗かったけどね、本当に入りやすくなったのっていうことで喜んでるそうなんです。

やっぱり子供たちが喜んでね、トイレに入れるように。また、エアコン等も含めね、早急に何とかいろいろなアイデアを、本当に皆さん優秀なんで、出してもらって。そんで予算の面、その他いろいろ皆さんで考えてもらってね、町長にやってもらうような方向で、やっていただきたいというふうに思いますのでね。町長も。ひとつ、じゃあ最後によろしく願います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 皆さんがね、本当にトイレのほうが大事だと。それで中学3年生までの医療費の無料化は後でいいんだと、それこそ組み替えるって言うんなら、それはそれでやりましょうよ。自分たちがこれもやりたい、あれもやりたいではね、やっぱりそれはだめだと思ふんだよね。んだからね、今やるものはじゃあどっちなんだと。優先順位としては、いや、やっぱり中学3年生までの医療費はやらなきゃいけないと皆さんは要望してるわけだから。じゃあ、それをやらなくていいよ、こちらの5年間は我慢すつからね、トイレをやろうよという、それはそれでいいですよ。

そういう提案を、それこそしてもらって、皆さんがそれでいいっていうんならそれでやるし。やっぱり予算の枠の中でどうやってやっていくかっていうことを、皆さんで考えていけばいいわけであってね。私のほうは、そういう面でね、皆さんが、いや、トイレのほうが大事なんだと、中学3年生の医療費の無料化は5年間ぐらいいいよと。そういう考えを持ってれば、そういう財源を、今ほら、やってるわけだから。いやいや、論点はやっぱりね、財源をどうやって持ってくるかっていう話だから。うん。ただただね、やればいいっていうわけじゃない。

海野議員は能力がいろいろあるから、あっちゃこっちゃ言うけど、静かにしてや。そういうことで、どうやって優先順位つけてくかっていうことを考えないとだめですよ。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 町長の意見ちゅうか考え方はわかりましたんで。私と多少違う部分もあるのかなあと思いながら、これもね、これから本当にね、阿見町の未来ちゅうかね、それ担う子供たちのことなんで、最善の努力をしていただけるということを思いまして、私、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 最後に、教育長にお言葉をいただきます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 久保谷議員の力強い御支援、本当にありがとうございます。子供たちにかわって深くお礼を申し上げます。私たち教育委員会も頑張ります。ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月15日から9月27日までを休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時11分散会

第 5 号

[9 月 28 日]

平成24年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月28日（第5日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	坪田匡弘君

町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
障害福祉課長	柴山義一君
都市施設管理課長	柳生典昭君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第3回阿見町議会定例会

議事日程第5号

平成24年9月28日 午前10時開議

- 日程第1 議案第63号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第64号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第65号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第68号 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第69号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第5 議案第76号 財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第6 議案第77号 財産の取得について（防災備蓄倉庫購入）
議案第78号 財産の取得について（防災備蓄資機材購入）
- 日程第7 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第8 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第9 意見書案第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時01分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第63号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 日程第1、議案第63号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、9月19日午前10時に開会し、午後2時13分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のために、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第63号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、今回の改正で、その施策の実施状況を監視するという部分がつけ加えられたが、これによりどういうふうになるのかとの質疑があり、本事業を推進するに当たり、推進会議の中で今年度事業の評価と見直しを行い、来年度につなげていくことになるとの答弁がありました。また、協議会の委員の選定に当たっては、さまざまな障害者の意見を聞き、障害者の実情を踏まえた調査、審議を行うことができることとなるよう配慮しなければならないという1項がつけ加えられたが、これによってどう変わるのかという質疑があり、計画を立てることに当たり、障害者の代表、障害者の家族、それと各福祉に関する事業に従事する団体の

代表者等を含め、いろんな方面から意見をいただいて当事業を推進していくことになるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げて、委員長報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第63号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第64号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第65号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきましての審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月18日午前10時に開会し、午前11時40分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、企画費の補正額310万円についての質疑があり、これに対し、今年度は公共交通事業の中で、荒川沖駅乗り入れについての協議を何度もやらなければならなかった。行政評価では事業仕分けが7月に入るということで、事務担当が煩雑になってきたこと、それに大学以外の連携事業ということで、アントラーズとの協定や総合計画の策定、道の駅整備推進会議の業務など新たな業務が発生したために、時間外が非常に増えたのが要因ですとの答弁がありました。

次に、防犯対策について、当初600万円、補正についてと防犯灯の数についての質疑があり、これに対し、これはLEDの防犯灯の設置補助で、当初600万円で始まったのですが、4月に300灯申請があり、その後設置の見込みを調査したところ、348灯の見込みがあるということで、818万5,000円、それに、一般修繕費104万4,000円、合計で920万円の補正ですとの説明がありました。なお、LED防犯灯の補助金は75%、上限で4万円ですとの説明がありました。

また、数については、行政区で管理しているものが4,595灯、町管理が250灯、合わせて4,845灯あります。防犯灯につきましては、区長から要望があれば設置をしていき、管理については、行政区の中は地区の管理で、幹線道路などどちらの地区にも該当しないようなところは町のほうで管理をしていきますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、中学校費の学校施設整備事業の内容をお伺いしたいとの質疑があり、3つの中学校に災害非常用の太陽光発電と蓄電池を設置するため、工事の設計に要する費用ですとの答弁がありました。

次に、社会福祉協議会の助成費の内容を教えてくださいとの質疑があり、社会福祉協議会の自主事業に携わる担当職員の人件費と一部事務費を助成しており、平成24年度になって、人事院勧告によって、正職員の基本給の変更及び人事異動による昇格、昇給、育児休業職員の無休期間の減額及びそれに対する代替え、臨時職員等の人件費の補正ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第66号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日午前10時に開会し、午後1時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、13ページの農業振興費の中で、新規就農者支援制度の青年就農経営開始型給付金の内容についての質疑に対して、国、県の新しい事業であり、県の農業を持続的に発展させていくために国の事業を活用し、経営が不安定な就農直後、約最長5年間の所得を確保する給付金となり、年間150万円です。今回は下半期分の75万円を給付するというところで、1人分ですとの答弁がありました。

また、14ページの農地費の中で、職員給与関係の仕事の内容と手当44万9,000円のうち、時

給と時間数はどのくらいになるのかとの質疑に対して、時間外の仕事内容ですが、土地改良事務の引き継ぎ、農地・水保全管理支払交付金の事務手続き、放射能の関連、農業整備事業、平地林保全となっています。1時間当たり3,442円、月12から13時間ですとの答弁がありました。

次に、14ページの商工費の中の商工振興事業の町特産品開発支援委託料は、どこに何を委託したのかとの質疑に対して、新商品開発のための補助金で、当初予算160万円で、補助率3分の2で創設しましたが進まないため、農業者のグループ化を図って、次のステップの補助金でお試しパックで町商工会の協力でやろうというものです。茨城大学農学部との連携による6次産業化も進め、イチゴの加工ということも考えていますとの答弁がありました。

次に、15ページの土木費の中の道路維持補修工事3,900万円はどここの場所の工事かとの質疑があり、筑見団地地内の水道工事の本復旧の中で舗装の打ち替えを行うものですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。4ページの過誤納還付金の内容についての質問に対して、1つは平成23年12月に水道管が劣化したところから漏水があり、平成24年4月末に下水道の使用量の減額申請が出されております。もう一つは、平成24年4月に水道の検査員が使うハンディーターミナルを新しくした際のチェックのミスで、町内の病院のアパート1棟で受水槽と各世帯にそれぞれメーターがついていますが、受水槽に余った部分も含めて下水道の使用料を取っていたというものです。時効5年間分をお返しするというので、補正予算に上げていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員賛成により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。平成22年度の当年度純利益9,845万8,643円の収益があるにもかかわらず、今回補正する理由はどのようにかとの質問に対して、資本的収入と資本的収支それぞれで予算を立て、収支は合わないと本来おかしいわけで、最終的に残った剰余金は年度の利益として水道会計とは違う積立金にしますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）は全委員賛成により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号から議案第67号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第64号から議案第67号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第68号 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第3、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、臨時職員の雇用費1億3,398万923円についての質疑があり、これは一般事務賃金が人数が58名で時給800円、図書館事務の賃金が7名で時給830円、調理員が23名、単価が910円、栄養士が1人で単価が1,100円、図書館司書4名で単価860円、学校教育指導員1名、単価1,150円、それに要保護児童相談員が1名で単価920円で、その合計金額です。

との答弁がありました。

次に、物件費の中で賃金が2億1,400万円で、前年対比8.6%増ですが、その理由についての質疑があり、23年度は2月末で318名の臨時職員がいましたが、放射能対策関係で4名、環境政策課で2名、そのほか震災対応分に関する雇用等で臨時職員が増え、金額で8.6%増ということになりましたとの答弁がありました。

次に、町の職員はラスパイレース指数が99.8%。これは茨城県下でも水戸市、神栖市など三つ、四つしかないのので、頑張っって人件費を抑制することを強く要望しますとの意見がありました。

次に、消防に関して、1回の救急車の出動に係る経費は幾らぐらいか、また必要がないのに救急車の要請も多いと思いますが、角度を変えて広報の啓蒙をうまくやってほしいが、うまい方法はないのかとの質疑があり、救急車1回の単価は出ませんが、必要な方のところに行けるように広報などをしていきたいとの答弁がありました。

次に、入札の件ですが、一般競争入札、指名競争入札が増えていますが、金額が随意契約のほうが増えている。件数も4分の3が随意契約なんです、内容についての質疑があり、随意契約は建設工事で130万円未満、それ以外のは50万円未満と地方自治法施行令で随意契約ができるということになっています。そのような場合でも、基本的には三者の見積もり合わせをして競争性を保っています。また、1社特命につきましても、担当課で十分精査しております。この金額以上になりますので、指名競争入札とか一般競争入札をやっていくよう努力しますとの答弁がありました。

次に、公用車維持管理費が前年対比で41.3%減っていますが、その理由と現在、公用車は何台あるのかとの質疑があり、22年度は購入した車の台数が多いのとマイクロバスを購入したために、23年度はこの部分が減額になっています。町で管理している公用車は全部で74台ですとの答弁がありました。

次に、公共交通推進事業の内容と、利用者の年間の延べ日数にて質疑があり、デマンド交通ですが、登録者数が1,366名で、どれくらい使っているかという、主に東京医大医療センターが3,203名、マイアミショッピングセンターが961名と主なところ、1人当たりの経費ですが、23年度では大体885円かかっている計算になりますとの答弁がありました。

次に、交付金補助金及び負担金の中の常磐線東京駅、横浜駅乗り入れ推進協議会についての質疑があり、常磐線と一緒に高崎線も乗り入れるとの話があり、調整が難しかったのですが、27年3月までには、全てではなく何本かは常磐線が東京駅まで乗り入れることが可能になるだろうとの回答をJR本社からもらっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務常任委員会所

管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに引き続きまして、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、民生教育常任委員会所管事項について審査の経過と結果を報告申し上げます。

質疑を許したところ、288ページのALT派遣委託料の内容をお伺いしたいとの質疑があり、ALTはアシスタント・ランゲージ・ティーチャーの略で外国語をしゃべる先生で、5名の方に各中学校と小学校にローテーションで行ってもらっている。中学校では英語の時間に、また小学校では、外国語活動という時間に子供たちと勉強していますとの答弁がありました。またこの事業の契約がずっと随意契約になっているが、競争入札にすべきとの意見があり、こういう先生は1年1年変わるという状況はつくるべきではない、何年かはやらないと先生との人間関係もできない。そういう面で随意契約という形も決して悪いことじゃない。ある程度の期間はやっていただくという状況はつくるべきだとの答弁がありました。

次に、130ページの遺族等援護費の植栽管理委託料について、委託の内容を伺いたいとの質疑があり、中郷保育所に隣接して、旧海軍の航空殉職者の慰霊塔の敷地があり、シルバー人材センターに委託して、年に2回草刈り、敷地内の植栽、植木の剪定等を行っているとの答弁がありました。

次に、134ページ、地域介護・福祉空間整備補助金の内容を伺いたいとの質疑があり、グループホーム関係の施設整備に関する補助金です。23年度は3施設でスプリンクラー等の改修整備が行われ、県の補助金を活用して整備されたものですとの答弁がありました。

次に、148ページの難病患者福祉手当について、難病と言われる病名の数と対象者等について伺いたいとの質疑があり、阿見町で難病患者の福祉手当の受給者は186名おり、病名は、受給者証を交付されているもので56疾患。人数的に多いのがパーキンソン病、クローン病、潰瘍性大腸炎等で、月額3,000円を支給していますとの答弁がありました。

次に、130ページから132ページの国保の繰出金、後期高齢者の繰出金、介護保険の繰出金について、基準内繰出と基準外繰出の区分を教えてくださいとの質疑があり、全てルール分に基づいた繰り出しであるとの答弁がありました。

次に、142ページの家族介護支援事業の紙おむつ支給委託料の支給人数と支給方法、また、中学生いきいき介護教室委託料の内容についてお伺いしますとの質疑があり、紙おむつ支給委託料につきましては、民間の衛生医療品を取り扱っている事業者に委託しており、在宅で寝た

きりの高齢者等の家族に対して紙おむつを支給している事業で、23年度は150名の対象者があった。中学生いきいき介護教室委託料については、社会福祉協議会に委託しているもので、町内の中学生を対象に、夏休みを利用して一般公募を行っているもので、23年度については17名の参加があった。これは県立医療大学付属病院の先生の協力を得て、中学生に介護に関する知識や、介護に対する認識、理解を培ってもらう活動をしていますとの答弁がありました。

次に、164ページのファミリーサポートセンター事業の実績を伺いたいとの質疑があり、社会福祉協議会に委託しており、昨年度では678件ほどありました。多いものでは保育の開所前、また保育の終了後の子供の預かりが215件、保育施設までの送迎が231件、冠婚葬祭やほかの子供の学校行事の際の預かりが110件、それ以外に放課後児童クラブ等でどうしても時間を超過してしまう場合の預かり等があるとの答弁がありました。

次に、188ページの献血推進事業について、町として献血者を増やす方策は何かとっているのかとの質疑があり、1つは役場、さわやかセンター、公共施設等の利用ということで、場所の確保、大型ショッピングセンターのカスミやタイヨー等、人が集まるところで献血をやっている。もう一つは町内の企業にも協力してもらい、企業を回って献血をしている状況ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、民生教育常任委員会の所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、予算執行実績報告書10ページの商工振興事業費が昨年度より減額で、457万2,000円になった内容を教えてくださいとの質疑があり、自治金融のあっせん件数が22年度86件から23年度は38件と減少に伴うもので、背景には東日本大震災の発生に伴い、国、県でより有利な融資制度を創設して、そちらに資金需要が流れているということですとの答弁がありました。

次に、232ページの消費行政推進事業の中で、消費生活相談員報酬が前年度は183万円ぐらいで、今年は314万円ぐらいに増額した理由を教えてくださいとの質疑に対して、消費生活センターは常時1人が常駐して相談業務に当たっていますが、普及啓発などの業務も増えてきてお

り2人から3人にし、報酬単価も見直した理由ですとの答弁がありました。

次に、218ページの農業振興推進事業の中で、報償費は何に対して、誰に支払われたのかとの質問に対して、農家組合長に払っており、52地区あるが組合員が23年度は1,663戸で、回覧を配ったり、総会で情報を提供することをやっていますとの答弁がありました。

次に、222ページの農業振興対策補助金234万2,523円の内容と補助したところはどこか、また耕作放棄地再生利用対策補助金はどこに補助しているのか、その2点について教えてくださいとの質疑があり、転作団地定着化事業として、JA茨城かすみに種子の配布。また土地改良事業で、大形の水利組合に井戸のポンプの入れ替え工事に3分の1。振興を図るために必要な事業ということで、ヤーコンやレンコンフェアに助成。放射能の検査に、23年の段階では、町で購入前について1件3万円くらいで、かなりの件数を外部検査でやっています。レンコンでの土壌改良や鳥獣被害について、掛馬のレンコン部会に3分の1です。耕作放棄地再生事業は国、県の補助金の上乗せ部分と、その該当にならない部分を町で助成しています。助成場所は大室34アール、竹来28アール、若栗42アール、阿見119アールです。主にレンコンですとの答弁がありました。

次に、236ページの阿見東部工業団地、阿見吉原東地区企業誘致事業の中で、補助金の奨励金はどこに、幾らかとの質疑に対して、奨励金は3件で、瀬戸技研418万4,000円、エーシーケミカル575万9,000円、チェルシージャパン2,100万円ですとの答弁がありました。

次に、266ページの住宅維持管理費の中で、補修工事4,063万円があるが内容を教えてくださいとの質疑があり、住宅の工事請負費で、曙町のアパートでアスベストの除去費用が約3,000万円で、その分が増えたものですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり認定しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、平成23年度一般会計決算認定に対して、反対の討論を行います。

その理由としましては、財政調整基金の積み増しについてです。決算書の558ページにありますけれども、前年度16億6,200万円、今回10億100万円の積み増しになって、26億6,300万円になっております。議会の初日でも質問いたしましたが、後日、担当課長のほうから財政調整

基金とはという、こういった文書をですね、いただいたわけなんですけれども、その中には、とり崩せるものは1番、財政不足時の穴埋め、2番、災害、3番、緊急に必要な公共事業等やむを得ない場合、4番、財産取得、5番、地方債の繰り上げ償還、いずれかに限られておりますと書いております。

昨年、東日本大震災があり、この阿見町でも被災した家屋がまだあります。そしてブルーシートがかかっている家屋もまだたくさん見受けられます。こういう災害に対してですね、財政調整基金というのは使うものではないかと。先ほどの5つ言った項目の中にも入っているわけですね。私はこういった観点で、この決算書ですね、被災した家屋に対して財政調整基金を使わずに積み増したということに対して反対をして、この一般会計決算認定には反対いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

それでは御異議がございましたので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第68号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第69号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第69号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について、議案第71号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第69号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第69号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第73号、平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第73号、平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第74号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第74号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第70号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、決算審査意見書の中で、維持管理費に要する費用、水道事業会計

における減価償却費を計上しない額が使用料を上回る状況になっています。ということで、大幅に悪化していると。維持管理に要する費用はどうかとの質問に対して、昨年度の震災で被害があり、災害がなければ22年度と変わっていないと理解しています。耐用年数が経過したり、使用頻度が高いものから順次、更新の維持補修工事を行っており、耐用年数は幹線流量計は15年、マンホールポンプは10年です。使用料と一般会計からの繰入金で賄うということです。下水道の料金を今回値上げさせていただいた中で、年七千数百万円程度になるので、持ち出しは多少少なくなりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

続きまして、議案第71号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。457ページの歳入で、繰入金、一般会計から1億1,982万1,000円が入っていますが、いつまで繰り入れる予定なのか。また、決算審査意見書の8ページの本郷第一地区は、今後の事業費見込み額は4億5,700万円であり、販売収入予定額は4億1,500万円であります。足りない4,200万円は処理できるのかとの質疑に対して、起債の歳入の償還は元金と利子で、現在の借入総額は28億3,032万8,647円あります。平成23年度末の支払い済み額は、元金、利子トータルで25億1,620万9,447円です。残り24年度以降の支払い残額が3億1,411万9,200円ありますので、起債を順次返していけば繰り入れもなくなると考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第72号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、482ページと488ページの中の、実穀上長地区農業集落排水事業の内容を教えてくださいとの質疑があり、実穀上長地区は平成22年度に建物ができる予定でしたが、震災の影響で23年4月に延び、そのほかに外構やポンプ場工事も延び、点検が必要で、電気料、建物の保険の維持管理、施設管理等も23年度に入っています。本年4月に供用開始ということですのでとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委

員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、決算審査意見書の10ページで、営業収益の減少は東日本大震災の影響によるプール使用停止が主因であり、とあるが、震災等がなかったときには通常どおりの営業収入はあったとみてよいのかとの質問に対して、昨年は放射能の影響で小中学校のプールは一切やめ、官公庁も、家事用料金、一般も減少になっており、震災の影響が大でありましたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論あり。黒字になっているので水道料金が高いままであり、水道料金の値下げが私の公約でもありますので、この黒字を町民に還元すべきであり、この認定には反対しますとの反対討論がありました。

続いて、賛成討論がありました。中心部を外れると水道がほとんど入っていません。本郷小学校も最近入ったばかりで、水道料金を下げるのは全面普及工事が終わった後、考え直してもいいが、まず第1番目に全部普及させることで工事費もかかるので、値上げには反対です。また、本郷第一区画整理の外周道路に水道が入った場合には、その外周の区画整理以外の方にも加入させるべきであり、この決算には賛成しますと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算認定については、賛成多数により、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、今の中で3つの議案に対して、反対討論を行います。

まず、議案第69号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計決算認定についてです。国保税が高過ぎて払えないという人がいるのは現実なんですけど、収納率が前年度から比べて3.6%改善したといっても72.1%で、払いたくても払えないという方がいるわけです。保険給付費が増加している傾向というのは理解はできますが、準備基金に5,000万円入れても、次年度繰越金は5億9,500万円あります。国保税を引き下げ、町民の皆さんが安心して医療が受けられるようにするのが行政の仕事ではないでしょうか。

よって、この国保会計の決算認定には反対をいたします。

次に、議案第74号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。この

制度は、できた当初から、高齢者に対する差別医療を助長するものだということで、共産党としても制度そのものに反対をいたしました。

よって、この制度に対する撤廃を求めて、今回反対をいたします。

最後に、議案第75号、平成23年度阿見町水道事業会計決算認定にも反対いたします。産業建設常任委員会で私も反対いたしましたが、今回の水道事業に関しまして、減収減益と書いてありますが、根本的には水道事業に対する減収減益ではありません。普及率を上げることも必要ですが、預金残高が11億8,600万円あるわけですから、その分水道料金を値下げし、また隣の土浦市と同じように、料金体系を変えることによって、ひとり暮らしのお年寄りの方ですね、水道料金を軽減するということが水道の普及の向上につながるのではないのでしょうか。

よって、この水道事業会計の決算認定にも反対をいたします。

以上3件に関して、反対討論いたします。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんでしょうか。

討論なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第69号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第69号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第69号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第70号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第70号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第71号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第71号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第71号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第72号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第72号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第72号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第73号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第73号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第73号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第74号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第74号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第75号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第75号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第75号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第76号 財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第76号、財産の取得について、消防団第10分団消防ポンプ自動車購入を議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第76号、財産の取得について、消防団第10分団消防ポンプ自動車購入について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、財産の取得について、消防団第10分団消防ポンプ自動車購入については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第76号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第77号 財産の取得について（防災備蓄倉庫購入）

議案第78号 財産の取得について（防災備蓄資機材購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第77号、財産の取得について、防災備蓄倉庫購入、議案第78号、財産の取得について、防災備蓄資機材購入、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第77号、財産の取得について、防災備蓄倉庫購入について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、今回の防災備蓄倉庫購入は3カ年計画の中の資材購入なのかとの質疑があり、それに対し、今回の倉庫購入は3.11の震災を受けまして、一時避難場所に指定されているところにとりあえず備蓄をするということです。3カ年計画につきましては、再度整備をしまして、具体的にしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、財産の取得について、防災備蓄倉庫購入については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第78号、財産の取得について、防災備蓄資機材購入について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、備品の購入は、ある程度計画を立てて、その中で緊急性のあるものから順次そろえていくべきではないかとの質疑があり、当面は緊急性のあるものから備蓄をしていきますが、阿見町としてどの程度備蓄をしておくべきなのか、そのような数字をきちんと把握しまして、当然予算措置が伴いますので、年次をかけて順次整理をしていく。そのようなことになると思っているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、財産の取得について、防災備蓄資機材購入については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第77号から議案第78号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第77号から議案第78号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第79号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第79号、町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第79号、町道路線の認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、整理番号4番の2538号線の幅員が60センチメートルと少ないが、幅員の幅には関係ないのかどうかの質疑に対して、日常生活に必要な生活道路は認定していくこととなります。今回は今まで道路として使っていた部分で、認定漏れですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第79号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員の柴原成一議員より説明を求めました。その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって請願第3号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、意見書案第2号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君、登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） 意見書案第2号、教育予算の拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成24年9月28日、提出者、阿見町議会議員諏訪原実、同じく紙井和美、同じく佐藤幸明、

同じく久保谷充，同じく海野隆，同じく藤平竜也。

提案理由。別紙意見書案のとおり，意見書の提出先，内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣，内閣府特命担当大臣（地域主権推進）。

それでは，意見書案の朗読をいたします。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは，社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり，特に学級規模の少人数化は，保護者などの意見募集でも，小学1年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数であり，地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが，地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから，自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また，東日本大震災において，学校施設の被害や子供たちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置，早期の学校施設の復旧など，政府としての人的，物的な援助や，財政的な一層の支援に継続的に取り組むべきである。したがって，教育予算を国全体としてしっかりと確保，充実させるため，次の事項を実現されるよう強く要望する。

1，きめ細かな教育の実現のために，少人数学級を推進すること。

2，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3，東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日，茨城県阿見町議会議長倉持松雄。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号は，会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の案の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。

案の文字を削除願います。

議員派遣の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、

この上とも御自愛，御健勝を祈念いたします。これをもちまして，平成24年度第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 藤 井 孝 幸

署 名 員 久保谷 実

参 考 资 料

平成24年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第64号 議案第68号 議案第76号 議案第77号 議案第78号</p>	<p>平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第10分団消防ポンプ自動車購入） 財産の取得について（防災備蓄倉庫購入） 財産の取得について（防災備蓄資機材購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第63号 議案第64号 議案第66号 議案第68号 議案第69号 議案第73号 議案第74号 請願第3号</p>	<p>阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成23年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育予算の拡充を求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第64号 議案第65号 議案第67号 議案第68号</p>	<p>平成24年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第70号	平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第71号	平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号 議案第79号	平成23年度阿見町水道事業会計決算認定について 町道路線の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成24年6月～平成24年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年第3回臨時会会期日程について ・その他
	9月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年第3回定例会会期日程について ・その他
議会だより編集委員会	6月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第133号の発行について ・その他
	7月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第133号の発行について ・その他
全員協議会	7月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町新給食センター整備事業について ・その他
	7月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の見直しを求める決議（案）について ・その他
	7月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・スーペリア市洪水被害への義捐金について ・東日本大震災に係る東北がれき受け入れに伴う現地視察について

			<ul style="list-style-type: none"> ・その他
全 員 協 議 会	9月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・阿見町第6次総合計画策定に係る町民意向調査の結果について ・阿見町事業仕分けの結果について ・茨城県消防救急無線・共同指令センター整備について ・その他
民 生 教 育 常 任 委 員 会	8月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・当町の小中学校におけるいじめの実態等について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	6月29日	第1回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会副議長選挙について ・訴訟上の和解について	宮本秀樹氏 (河内町) 原案可決	藤井孝幸 平岡 博
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月9日	第2回定例会 ・平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ・平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	原案可決 原案認定 野高貴雄氏 (河内町)	諏訪原実

請 願 文 書 表

平成24年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
3	平成 24 年 8 月 29 日	<p>1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主 旨 35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっています。</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今度の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げており（それ以下を含めると約9割）、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。教育予算を拡充するとともに義務教育費国庫負担制度を堅持することが重要です。</p> <p>さらに、東日本大震災・竜巻等被災において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響も大きく、政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から、2013年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p>	茨城県水戸市笠原町9番地46号 茨城県教職員組合高野富二男 他85名 茨城教育会館	柴原 誠一	

3	<p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3. 東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。 			
---	--	--	--	--